

○運輸省告示第五百七十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示を次のように定める。

昭和五十八年十一月十五日

運輸大臣 長谷川 峻

航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示

（定義）

- 第1条** この告示において「輸送許容物件」とは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条第1項第10号に掲げる物件（同項第1号から第9号までに掲げる物件を除く。）及び別表第1の品名の欄に掲げる物件をいう。
- 2 この告示において「分類」とは、輸送許容物件の属性による類別をいう。
- 3 この告示において「区分」とは、分類を属性により更に細分した類別をいう。
- 4 この告示において「等級」とは、別表第1に掲げる輸送許容物件の危険性の程度による類別をいう。
- 5 この告示において「隔離区分」とは、国連番号の異なる火薬類を同時に輸送する場合に、単独で輸送する場合よりも大規模な爆発が生じることを回避するための隔離の必要性を示す類別をいう。
- 6 この告示において「空間スペース」とは、一容器の正味容量とその容器に収納してある物件の容量との差をいう。
- 7 この告示において「包装物」とは、輸送許容物件並びにその容器及び包装の総体をいう。
- 8 この告示において「旅客機」とは、現に旅客が搭乗している航空機をいう。
- 9 この告示において「混合包装」とは、第6条から第15条までの規定に適合する包装物と他の包装物をまとめて包装することをいう。
- 10 この告示において「コンテナ」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。
- 11 この告示において「パレット」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、開放型の構造のものをいう。
- 12 この告示において「IBC容器」とは、固体の環境有害物質（危険物輸送に関する国際連合勧告における国連番号が3077の物件をいう。）を輸送するための硬質の容器又は柔軟性のある容器であって、当該物質の輸送や取扱いに際して生じる圧力に耐えることができるよう、国際民間航空条約の附属書18を補足する技術指針に定められた要件を満たし、かつ、機械により取り扱うことができるように設計されたものをいう。

（分類及び区分）

第2条 この告示において輸送許容物件の分類及び区分は、次の表の第1欄及び第2欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の第3欄及び第4欄に掲げる分類番号及び区分番号を付す。

分類	区分	分類番号	区分番号
火薬類	火災及び弱い爆風若しくは飛散の危険性を有するが、大量爆発の危険性を有しない物件	1	1.3

	著しい危険性を有しない物件		1.4
高圧ガス	引火性ガス	2	2.1
	その他のガス		2.2
	毒性ガス		2.3
引火性液体		3	
可燃性物質類	可燃性物質	4	4.1
	自然発火性物質		4.2
	水反応可燃性物質		4.3
酸化性物質類	酸化性物質	5	5.1
	有機過酸化物		5.2
毒物類	毒物	6	6.1
	ウイルスを移しやすい物質		6.2
腐食性物質		8	
その他の有害物件		9	
凶器		10	

(規則第 194 条第 1 項第 9 号の告示で定めるもの)

第3条 規則第 194 条第 1 項第 9 号の告示で定めるものは、別表第 1 の品名の欄に掲げるもの(分類番号が 9 のものに限る。)とする。

(規則第 194 条第 2 項第 1 号の告示で定める物件)

第4条 規則第 194 条第 2 項第 1 号(イ及びロに係る部分を除く。)の告示で定める物件は、輸送許容物件とする。

(技術上の基準)

第5条 規則第 194 条第 2 項第 1 号イの告示で定める技術上の基準は、次条から第 19 条までに定めるとおりとする。

(包装方法及び積載方法)

第6条 輸送許容物件の包装方法及び積載方法については、別表第 1 及び別表第 13 に定めるところによらなければならない。

(容器及び包装)

第7条 輸送許容物件(凶器(別表第 1 に掲げる輸送許容物件を除く。))を除く。第 16 条第 1 項、第 17 条及び第 18 条において同じ。)の容器及び包装は、輸送中の通常の条件の下において、温度、湿度若しくは圧力の変化又は振動によって漏えい又は損傷のおそれがなく、かつ、当該輸送許容物件に対し安全なものでなければならない。

2 輸送許容物件を収納したことのある空の容器は、当該輸送許容物件に係る第 5 条の基準に基づき輸送しなければならない。ただし、当該輸送許容物件の危険性を除去するため適切な措置が講じられた場合は、この限りでない。

3 輸送許容物件と直接接触する容器は、輸送許容物件と危険な反応を起こすもの、危害を及ぼす反応物を生成するもの、輸送許容物件により著しく強度が損なわれるもの、又は当該輸送許容物件が浸透するものであってはならない。また、輸送許容物件と直接接触する容器以外の容器は、輸送中の通常の条件の下において、当該輸送許容物件の浸透により危険を生じさせるものであってはならない。

4 容器に蓋が付いている場合、輸送中は確実に当該蓋が閉じられていなければならない。

5 輸送許容物件を冷却するために外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け

出した後、その原位置に内装容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、氷を入れる場合にあっては、漏水防止性のもの、ドライアイスを入れる場合にあっては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器を使用することにより包装物の元の状態に影響を及ぼさないようにしなければならない。

(液体を収納する容器)

第8条 液状の輸送許容物件を収納した容器は、内部ゲージ圧力を次の各号に掲げる圧力のうち最も高い圧力にしたときに、漏えいなく耐え得るものでなければならない。

一 95 キロパスカルの圧力 (引火性液体で等級が3のもの及び毒物で等級が3のものにあっては、75 キロパスカル)

二 摂氏 55 度における輸送許容物件を収納した容器の全内部ゲージ圧力(輸送許容物件の蒸気圧及び空気又は不活性ガスの分圧の和から 100 キロパスカルを減じた圧力) に 1.5 を乗じた圧力

三 摂氏 50 度における輸送許容物件の絶対ガス圧力に 1.75 を乗じた値から 100 キロパスカルを減じた圧力 (当該圧力が 95 キロパスカルより小さい場合にあっては、95 キロパスカル)

四 摂氏 55 度における輸送許容物件の絶対ガス圧力に 1.5 を乗じた値から 100 キロパスカルを減じた圧力 (当該圧力が 95 キロパスカルより小さい場合にあっては、95 キロパスカル)

2 内装容器に液状の輸送許容物件を入れて中間容器に収納する場合は、その中間容器の材質が、当該輸送許容物件と危険な反応を起こすものであってはならない。

3 液状の輸送許容物件を収納した容器に蓋が付いている場合、当該蓋は、不正確に又は不完全に閉められることがないように設計されていなければならない。その口栓は針金の使用その他有効な方法により確実に固定されていなければならない。また、液状の輸送許容物件を収納した容器の口栓を、針金の使用その他有効な方法により固定することができない場合は、内装容器は密閉された上で内張りがされ、外装容器に収納されていなければならない。

(空間スペース)

第9条 液状の輸送許容物件を容器に収納する場合には、別表第1に空間スペースについての定めがある場合を除き、摂氏 55 度までの輸送中の温度上昇による内容物の漏えい又は容器のひずみを防止するのに十分な空間スペースを残さなければならない。

(高圧ガスのガスシリンダー等)

第10条 高圧ガスを充てんするガスシリンダー及び密閉式極低温容器は、高圧ガス保安法 (昭和 26 律第 204) 第 44 条第 1 項の容器検査に合格したもの、国土交通大臣が適当と認める検査に合格したもの又は国土交通大臣が適当と認める外国の法令に定める基準に適合したものでなければならない。

2 圧縮ガスを充てんしてあるガスシリンダーの内部ゲージ圧力は、熱帯地方 (北緯 25 度から南緯 25 度までの区域をいう。以下同じ。) で摂氏 65 度、その他の地方で摂氏 45 度において当該ガスシリンダーの耐圧試験圧力 (容器保安規則 (昭和 41 年通商産業省令第 50 号) 第 2 条第 26 号から第 28 号までに規定する耐圧試験圧力をいう。以下同じ。) の 4 分の 3 を、及び摂氏 15 度において、当該容器の耐圧試験圧力に 0.561 を乗じた値を超えてはならない。ただし、別表第 1 に最大圧力の定めのある場合は、当該最大圧力を超えてはならない。

3 溶解ガスを充てんしてあるガスシリンダーの内部ゲージ圧力は、摂氏 15 度において別表第 1 に定める最大圧力 (同表に最大圧力の定めのないものについては、国土交通大臣の定める最大圧力) を超えてはならず、かつ、当該ガスシリンダーは、輸送中を通じ、摂氏 40 度以下に保たなければならない。

4 液化ガスを充てんしてあるガスシリンダー及び密閉式極低温容器の内部ゲージ圧力は、熱帯地方で摂氏 65 度、その他の地方で摂氏 45 度 (低温液化ガスを充てんしてある密閉式極低温容器に

あつては、当該密閉式極低温容器の輸送中の最高温度)において、当該ガスシリンダー及び密閉式極低温容器の耐圧試験圧力の5分の3を超えてはならない。ただし、別表第1に最大圧力の定めのある場合は、当該最大圧力を超えてはならない。

- 5 ガスシリンダー及び密閉式極低温容器に充てんする液化ガスは、次の算式により算定した質量以下のものでなければならない。

$$G = \frac{V}{C}$$

Gは、液化ガスの質量をキログラムで表した数値

Vは、ガスシリンダー及び密閉式極低温容器の内容積をリットルで表した数値

Cは、別表第1に定める充てん率とし、同表に充てん率の定めのない場合は、1.05を熱帯地方で摂氏65度、その他の地方で摂氏45度における当該液化ガスの比重(単位はキログラム毎リットル)で除して得た数値(低温液化ガスにあつては、当該密閉式極低温容器の輸送中の最高温度における当該低温液化ガスの比重に10分の9を乗じて得た数値の逆数)

(外装容器への収納方法)

第11条 輸送許容物件と他の物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあつては、これらを同一の外装容器に収納してはならない。

- 2 第14条第1項の規定により第2号様式によるラベルF又はラベルMを付さなければならない輸送許容物件(以下「毒物等」という。)と食品類を同一の外装容器に収納してはならない。

- 3 品名の異なる輸送許容物件であつて、同一の国連番号、同一の等級でかつ同一の物質の状態のものだけを同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が別表第1に定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量を超えてはならない。

- 4 前項に規定する場合を除き、品名の異なる輸送許容物件(ドライアイス及び収納する輸送許容物件の品名ごとに別表第1に定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量の定めがない輸送許容物件を除く。)を同一の外装容器に収納する場合は、次の算式により算定したQの値が1を超えてはならない。

$$Q = \frac{m_1}{M_1} + \frac{m_2}{M_2} + \dots + \frac{m_n}{M_n}$$

m_1 、 m_2 、……、 m_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとの質量又は容積

M_1 、 M_2 、……、 M_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとに別表第1から別表第12までに定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量

第12条 削除

(ウイルスを移しやすい物質を収納した容器及び包装の要件)

第13条 ウイルスを移しやすい物質を収納した容器及び包装は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 内装容器に、収納する輸送許容物件に替えて水又は水と不凍液を混合したものをその容量の98%以上充てんした状態で、当該内装容器及び外装容器を、それらの材質に応じ定められた次の表の各条件の下に置いた後速やかに9メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

内装容器の材料	外装容器の材料	条 件
プラスチック	プラスチック	条件1
プラスチック	ファイバ板	条件1及び2
プラスチック	その他のもの	条件1

その他のもの	プラスチック	条件 1
その他のもの	ファイバ板	条件 2

備考

- イ この表において「条件 1」とは、包装物を摂氏零下 18 度以下の環境に 24 時間（同時にドライアイスを収納する場合にあっては、4 時間又はドライアイスがすべて昇華するまでのいずれか長い時間）以上置くことをいう。
- ロ この表において「条件 2」とは、包装物を少なくとも 1 時間当たり、水量約 50 mm の降水にさらすことをいう。
- 二 内装容器に、収納する輸送許容物件に替えて水又は水と不凍液を混合したものをその容量の 98% 以上充てんした状態で、包装物をその総質量に応じ定められた次の各条件の下に置いた場合に、容器及び包装に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- イ 総質量が 7 キログラム以下のものにおいて、質量が 7 キログラムであり、直径が 3.8 センチメートル以下の鋼鉄丸棒であって、その先端の半径が 0.6 センチメートル以下のものを 1 メートルの高さから最大の損傷を及ぼすように落下させること。
- ロ 総質量が 7 キログラムを超えるものにおいて、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であって、直径が 3.8 センチメートル、長さが 20 センチメートルであり、その上端の半径が 0.6 センチメートル以下のものに、1 メートルの高さから最大の損傷を及ぼすように落下させること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の条件を満たした内装容器（以下「試験済容器」という。）と同等の性能を有し、かつ類似の設計である内装容器は、次の各号に掲げる条件に適合し、かつそれが中間容器に収納される場合に限り、同項第一号において組み合わせた外装容器に収納して輸送することができる。
- 一 大きさが試験済容器と比べ同等又は小さいこと
- 二 材質は、強固なものであって、試験済容器と同等以上の積み重ね圧に耐えること
- 三 開口部は、試験済容器と比べ同等又は小さいこと
- 四 内装容器と中間容器との間に十分な緩衝材を入れ、内装容器の大きな移動を防止すること
- 五 内装容器は試験済容器と同じ方法及び向きで中間容器に収納すること
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に適合することについて規則第 194 条第 2 項第 1 号口の検査に合格し、かつ、表面に U の文字が付された外装容器（以下「U マーク付き容器」という。）は、内装容器と中間容器を組み合わせる場合に限り、その都度検査を受けることなく輸送の用に供することができる。
- 一 輸送許容物件を最も壊れやすい内装容器に収納した状態において、第 1 項第一号で定める条件に従い落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 二 空の容器の上面に、前号で落下させた総質量に基づき第 21 条第 1 項第三号の算式を用いて算定した荷重を加えた場合に、当該容器に輸送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形が無いこと。
- 4 前項の輸送に当たり、U マーク付き容器に内装容器を収納する場合には、次の各号に掲げる条件に適合させなければならない。
- 一 内装容器に液状の輸送許容物件を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合にも当該液状の輸送許容物件を完全に吸収することができる量の吸収材を詰めること。
- 二 収納する内装容器の総質量は、第 1 項第一号において落下させた内装容器の総質量の 2 分の 1 を超えないこと。
- 三 防水性又は粉末不漏性の U マーク付き容器以外の U マーク付き容器に、液状又は粉末の輸送許容物件を入れた内装容器を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合に、当該液状又は粉末の輸送許容物件が流出しないよう防水内張り又はプラスチック袋の使用等で流出防止措置をすること。

四 内装容器と外装容器の間に十分な厚さの緩衝材を入れること。

- 5 容器及び包装の表面には、第1号様式の表示を容易に消えない方法で付さなければならない。
- 6 包装物の表面に第2号様式のラベル R、第3号様式、第4号様式、第4号の2様式又は第4号の3様式によるラベルを付す場合、規定する幅及び高さの半分以上とすることができる。

(ラベル)

第14条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件に応じ、別表第1のラベルの欄に掲げる第2号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

- 2 輸送許容物件を旅客機以外の航空機で輸送する場合であって、当該輸送許容物件が旅客機以外の航空機に限り輸送することが許容されるものであるとき又は当該輸送許容物件の包装方法等が旅客機以外の航空機に限り許容されるものであるときは、包装物の表面には、前項に規定するラベルのほか、第3号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。
- 3 液状の輸送許容物件を入れた内装容器を外装容器に収納する場合は、前2項に規定するラベルのほか、第4号様式によるラベルを包装物の相対する二側面に見やすいように付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件に該当する場合は、この限りでない。
 - 一 輸送許容物件の容量が120ミリリットル以下であって、内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材が内装容器と外装容器の間に詰められていること。
 - 二 各内装容器に収納されるウイルスを移しやすい物質の容量が50ミリリットル以下であること。
 - 三 輸送許容物件の容量が500ミリリットル以下であって、破損させない限り開封することができない密閉された内装容器に収納されていること。
- 4 深冷液化ガスを含む輸送許容物件を収納した包装物の表面には、前3項に規定するラベルのほか、第4号の2様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。
- 5 自己反応性物質及び有機過酸化物の輸送許容物件を収納した包装物の表面には、前4項に規定するラベルのほか、第4号の3様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。
- 6 環境有害物質を収納した包装物の表面には、第4号の4様式によるラベルを付さなければならない。

(品名等の表示)

第15条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件の品名、溶融物を意味する文字（溶融物を輸送する場合に限る。）、国連番号、荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所を英語又は日本語（国内輸送の場合に限る。以下同じ。）により見やすいように表示しなければならない。なお、品名の高さは、別表第1備考2に表示の定めがある場合にあつては12ミリメートル以上とし、国連番号の高さは、容器の許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットルを超える場合又はシリンダーの許容水容量が60リットルを超える場合にあつては、12ミリメートル以上、許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットル以下又はシリンダーの許容水容量が60リットル以下であつて5キログラム若しくは5リットルを超える場合にあつては、6ミリメートル以上とする。

- 2 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所の表示は、可能な限り当該包装物の品名の表示と同一面に行い、かつ、当該包装物の品名の表示の付近に行わなければならない。

(混合包装)

第16条 混合包装する場合は、輸送許容物件を収納した包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにしなければならない。

- 2 包装物に収納された輸送許容物件と他の包装物に収納された物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起し、その他危険な物理的又は化学的作用を起すおそれがある

る場合にあっては、当該包装物と当該他の包装物を混合包装してはならない。

- 3 毒物等又は病毒を移しやすい物質を収納した包装物と食品類を収納した包装物を混合包装してはならない。
- 4 混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、混合包装される個々の包装物に付された第14条第1項、第3項、第4項及び第23条第4項に規定するラベル並びに前条第1項及び第2項に規定する表示と同じものを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。なお、混合包装を意味する文字の高さは、12ミリメートル以上とする。
- 5 単一容器に収納された液状の輸送許容物件を混合包装する場合は、前項に規定するもののほか、第4号様式によるラベルを混合包装物の相対する二側面に見やすいように付さなければならない。ただし、当該単一容器に同ラベルが付されており、容易に視認できるように混合包装されている場合は、この限りではない。

(書類の携行等)

第17条 輸送許容物件を輸送する場合は、当該輸送許容物件を輸送する者は、次に掲げる事項を英語又は日本語により荷送人が記載した書類を携行しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 三 責任者の氏名又は名称及び電話番号（病毒を移しやすい物質を輸送する場合に限る。）
- 四 当該書類において使用される言語で廃棄物を意味する文字（廃棄物を輸送する場合に限る。）、輸送許容物件の品名（第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合には、当該品名の前又は後に、同項に規定する空の容器であることを意味する文字を記載すること。）、溶融物を意味する文字（溶融物を輸送する場合に限る。）、分類番号又は区分番号（火薬類を輸送する場合には、区分番号及び隔離区分とする。）、国連番号及び等級（別表第1の等級の欄に規定のあるものに限る。）
- 五 輸送許容物件の質量又は容量（ケミカルキット又は救急キットを輸送する場合には、含まれる内容物の合計質量とし、機械又は装置に含まれた危険物を輸送する場合には、含まれる内容物の固体、液体又は高圧ガスごとのそれぞれの合計質量又は合計容量とし、第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合を除く。）
- 六 その他参考となる事項

2 前項の書類は、次の各号に定める要件に適合する旨を英語又は日本語により付記したものでなければならない。

- 一 当該輸送許容物件の容器、包装、ラベル又は表示が第6条から前条までの規定によるものであること。
- 二 当該輸送許容物件が輸送に適した状態にあること。

3 輸送許容物件を輸送した者は、第1項の書類を、当該輸送の終了した日から起算して3月保管しなければならない。

(積載上の注意)

第18条 輸送許容物件は、移動、転倒、衝撃、摩擦、気圧の変化等により安全性が損なわれないように積載しなければならない。

- 2 輸送許容物件は、乗組員室又は旅客機の客室に積載してはならない。
- 3 分類又は区分の異なる輸送許容物件を積載する場合は、別表第14に定めるところにより相互に隔離しなければならない。
- 4 火薬類を積載する場合は、別表第15に定めるところにより相互に隔離しなければならない。
- 5 第14条第2項の規定により第3号様式によるラベルを付さなければならない包装物は、次に掲げる

いずれかの方法により、積載しなくてはならない。ただし、等級が3の引火性液体（腐食性物質として副次危険性を有するものを除く。）、毒物（引火性液体として副次危険性を有するものを除く。）、病毒を移しやすい物質及びその他の有害物件についてはこの限りではない。

- 一 航空機乗組員等が、当該包装物に付されたラベルを容易に視認でき、当該包装物に容易に近づくことができ、かつ、できる限り当該包装物を容易に移動できるように積載すること
- 二 C級荷物室へ積載すること
- 三 C級荷物室と火災時の性能が同等のコンテナ（当該コンテナがC級荷物室と火災時の性能が同等である旨を表示したタグが付されたものに限る。）に積載すること
- 四 回転翼航空機にあっては、当該包装物を機体の外に装着し、又はつり下げて輸送すること

（コンテナ又はパレットに対する表示）

第 19 条 第 14 条第 1 項の規定によりラベル R 以外の第 2 号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件が収納されているコンテナ又はパレットには、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、当該輸送許容物件の分類若しくは区分又はそれらが収納されていることを示すタグを見やすいように表示しなければならない。なお、タグは次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

- 一 両面の縁に赤色の斜線を有すること。
 - 二 幅 148 ミリメートル、高さ 210 ミリメートル以上の大きさであること。
- 2 第 14 条第 2 項の規定により第 3 号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件がコンテナ又はパレットに収納されている場合には、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、旅客機以外の航空機に限り輸送が許容される旨を、当該タグに表示しなければならない。
- 3 当該輸送許容物件を取り卸した後、当該タグを直ちに取り外さなければならない。

（規則第 194 条第 2 項第 1 号口の告示で定める物件）

第 20 条 規則第 194 条第 2 項第 1 号口の告示で定める物件は、次の各号に掲げる輸送許容物件以外の輸送許容物件とする。

- 一 ガスシリンダーを用いて輸送する高圧ガス
- 二 凶器（別表第 1 に掲げる輸送許容物件を除く。）
- 三 第 23 条及び第 24 条に規定する輸送許容物件

（容器及び包装の安全性に関する基準）

第 21 条 規則第 194 条第 2 項第 1 号口の告示で定める安全性に関する基準は、第 13 条の規定の適用を受ける場合及び別表第 1 にこの条の規定の適用除外に関する規定がある場合を除き、容器及び包装が、輸送中の通常の条件の下における温度又は湿度において、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

- 一 収納する輸送許容物件に応じ、当該輸送許容物件を収納した状態において、次の表に掲げる高さから、十分な大きさと重量を有する硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がなく、かつ、内装容器及び輸送許容物件が包装内で保持されていること。

輸 送 許 容 物 件	高 さ（メー トル）
イ 等級が 1 の輸送許容物件	1.8
ロ 等級が 2 の輸送許容物件又は火薬類若しくは高圧ガス	1.2
ハ 等級が 3 の輸送許容物件	0.8

- 二 液状の輸送許容物件を収納する容器及び包装（組合せ容器を除く。）にあっては、当該輸送許容物件を収納した状態において、内部圧力を次に掲げる圧力のうちいずれか高いほうの圧力にした場合に、漏えいがないこと。

イ 収納する輸送許容物件の摂氏 55 度における絶対ガス圧力に 1.5 を乗じた値から 100 キロ

パスカルを減じた圧力

ロ 100 キロパスカル（等級が 1 の輸送許容物件を収納する容器にあつては、250 キロパスカル）の圧力

三 包装物（外装容器として袋を用いるものを除く。）の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合に、容器及び包装に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形がないこと。

$$W = \frac{3-h}{h} \times G$$

Wは、包装物の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

hは、包装物の高さをメートルで表した数値

Gは、包装物の総質量をキログラムで表した数値

四 第 5 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に適合することについて規則第 194 条第 2 項第 1 号ロの検査に合格し、かつ、表面に V の文字が付された外装容器（以下「V マーク付き容器」という。）は、当該検査の際に用いられた内装容器より壊れにくい内装容器と組み合わせる場合に限り、その都度検査を受けることなく輸送の用に供することができる。

一 輸送許容物件を最も壊れやすい内装容器に収納した状態において、1.8 メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

二 包装物の上面に、前号で落下させた総質量に基づき前項第三号の算式を用いて算定した荷重を加えた場合に、容器及び包装に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形がないこと。

三 第 5 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

3 前項の輸送に当たり、V マーク付き容器に内装容器を収納する場合には、次の各号に掲げる条件に適合させなければならない。

一 内装容器に液状の輸送許容物件を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合にも当該液状の輸送許容物件を十分吸収することができる量の吸収材を、常に当該内装容器を取り巻いているように詰めること。

二 収納する内装容器の総質量は、前項第一号において落下させた内装容器の総質量の 2 分の 1 を超えないこと。

三 防水性又は粉末不漏性の V マーク付き容器以外の V マーク付き容器に、液状又は粉末の輸送許容物件を入れた内装容器を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合に、当該液状又は粉末の輸送許容物件が流出しないよう防水内張り又はプラスチック袋の使用等で流出防止措置をすること。

四 内装容器と外装容器の間に十分な厚さの緩衝材を入れること。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に適合することについて規則第 194 条第 2 項第 1 号ロの検査に合格し、かつ、表面に T の文字が付された外装容器（以下「T マーク付き容器」という。）は、損傷、包装の不良若しくは漏えいのある危険物（第 4 条第 1 項第一号、第三号及び第十号の物件並びに放射性物質は除く。）を収納した包装物又は漏えいした危険物を収納する場合であっても、次の各号の条件に適合する場合に限り輸送の用に供することができる。

一 第 1 項第一号で定める条件に従い落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。この場合、当該包装物はその容量の 98% 以上水で満たされていないなければならない。

二 30 キロパスカルの圧力にした場合においても漏えいがないこと。

三 液体を収納しているものにあつては、第 1 項第二号の場合において漏えいがないこと。

四 第 5 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

- 5 前項の輸送に当たり、Tマーク付き容器に、損傷し、若しくは漏えいのある容器又は危険物の飛散した包装物を収納する場合は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。
 - 一 容器内で大きな移動がないよう適切な措置が講じられていること。
 - 二 液体を収納する場合、容器内に当該液体が漏出しないよう十分な吸収材を入れること。
 - 三 危険物の漏えい又は飛散による化学反応に耐えるものであること。
 - 四 同一の包装物に複数の危険物を包装しないこと。

(検査に合格した容器及び包装の表示等)

- 第22条** 規則第194条第2項第1号口の検査に合格した容器及び包装の表面には、第5号様式の表示の前に、第6号様式の表示を容易に消えない方法で付さなければならない。
- 2 規則第194条第2項第1号口ただし書の規定において、国土交通大臣は、国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国たる外国の法令に基づき、容器及び包装について、前項の表示を行っている場合に、相当と認めるものとする。
 - 3 次に掲げる場合には、前2項の表示は、その効力を失うものとする。
 - 一 容器及び包装に重大な損傷を生じた場合
 - 二 容器及び包装に関し、当該容器及び包装に収納する輸送許容物件に対する安全性に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造が行われた場合
 - 三 製造された月から起算して5年を経過した場合（プラスチックドラム、プラスチックジェリカン、硬質プラスチック製のIBC容器及びプラスチック製の容器を内部に備えたIBC容器に限る。）
 - 4 第20条に規定する物件を輸送する場合は、第17条の書類に、当該輸送許容物件の容器、包装又は表示が第21条及び第22条の規定によるものであることを付記しなければならない。

(少量輸送許容物件)

- 第23条** 別表第1に掲げる輸送許容物件のうち、同表の少量輸送許容物件の容器及び包装等の欄に何らかの規定があつて、かつ、同表の少量輸送許容物件の許容質量又は許容容量の欄に掲げる数量に限り輸送するもの（以下「少量輸送許容物件」という。）は、第21条の規定にかかわらず、少量輸送許容物件として第6条から第19条まで並びに次項から第4項までに規定する基準に従つて輸送することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 旅客機への積載が禁止されているもの
 - 二 等級が1のもの
 - 三 副次危険性として自然発火性を有するもの
 - 四 火薬類
 - 五 自然発火性物質
 - 六 病気を移しやすい物質
- 2 少量輸送許容物件の容器及び包装は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。
 - 一 容器及び包装は、別表第1の少量輸送許容物件の容器及び包装等の欄に掲げる輸送許容物件に適合する組合せ容器であること。
 - 二 一つの包装物当たりの総質量は30キログラム以下とすること。
 - 三 品名の異なる輸送許容物件であつて、同一の国連番号、同一の等級でかつ同一の物質の状態のものだけを同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が、別表第1の少量輸送許容物件の許容質量又は許容容量の欄に掲げる一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量を超えないこと。
 - 四 前号に規定する場合を除き、品名の異なる輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、次のとおりとする。
 - イ 高圧ガス（国連番号が2037、3478及び3479の物件を除く。以下この号において同じ。）及

びその他の有害物件を除く輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合にあっては、次の算式により算出したQの値が1を超えないこと。

$$Q = \frac{m_1}{M_1} + \frac{m_2}{M_2} + \dots + \frac{m_n}{M_n}$$

m_1 、 m_2 、……、 m_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとの質量又は容量

M_1 、 M_2 、……、 M_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとに別表第1の少量輸送許容物件の許容質量又は許容容量の欄に掲げる一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量

ロ 高圧ガス及びその他の有害物件だけを同一の外装容器に収納する場合は、合計総質量が30キログラム以下とすること。

ハ 高圧ガス及びその他の有害物件（ドライアイスを除く。）と他の輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、合計総質量が30キログラム以下とし、かつ、収納する当該他の輸送許容物件は、上記イの算式により算出したQの値が1を超えないこと。

ニ ドライアイスと他の輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、合計総質量が30キログラム以下とし、かつ、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計された容器に収納すること。

五 液体の腐食性物質又は副次危険性として腐食性を有する液体の輸送許容物件を収納したガラス製又は陶製の内装容器は、吸収材を詰めた強固な中間容器に入れること。

3 包装物は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 1.2メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最も破損を起こしやすい方法で落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

二 包装物の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷もしくは変形がないこと。

$$W = \frac{3-h}{h} \times G$$

Wは、包装物の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

hは、包装物の高さをメートルで表した数値

Gは、包装物の総質量をキログラムで表した数値

4 第1項に規定する物件を輸送する場合は、包装物の表面に、第15条に規定する表示を行うとともに、第7号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

(微量輸送許容物件)

第24条 別表第1に掲げる輸送許容物件のうち、同表の微量輸送許容物件の欄に規定するものは、乗組員室又は旅客機の客室以外の場所に積載する場合であって、別表第17の右欄に掲げる許容質量又は許容容量内で輸送する場合に、第6条から第19条まで及び第21条の規定にかかわらず、微量輸送許容物件として次項から第5項までに規定する基準に従って輸送することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 旅客機への積載が禁止されているもの

二 副次危険性を有する高圧ガス

三 等級が1であるか、又は等級が2若しくは3であって自己反応性を有する可燃性物質、自然発火性物質若しくは水反応可燃性物質

四 等級が1の酸化性物質

五 有機過酸化物（ただし、ケミカルキット又は救急キットに含まれるものを除く。）

六 等級が1であって、吸入毒性のある毒物

七 等級が1の腐食性物質並びにガリウム及び水銀

八 磁性物質又はドライアイス

九 温度感知装置以外の製品又は装置に含まれているもの

十 火薬類

十一 病毒を移しやすい物質

- 2 輸送許容物件の容器及び包装は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。
- 一 容器は、口栓の部分を含めて良質な材質を用いたものであること。
 - 二 容器は、輸送許容物件と接触した場合、危険な反応を起こさず、また、その機能に影響を及ぼすものでないこと。
 - 三 内装容器は、ガラス、陶器、金属又は0.2mm以上の厚さのプラスチックを用いたものであること。
 - 四 内装容器は、輸送許容物件と危険な反応を起こし、危害を及ぼす反応物を生成し、又は著しく容器の強度を損なうおそれがある物質を含んでいないこと。
 - 五 内装容器に取り外しのできる蓋がついている場合、その口栓は、針金の使用その他有効な方法により確実に固定されていること。
 - 六 内装容器にねじ型のくびがついている場合、その蓋は、輸送許容物件に十分耐える弾力性のある内張り付きねじ型のものであること。
 - 七 内装容器は、輸送許容物件（温度感知装置を除く。）が液状の場合、摂氏55度において内装が完全に満たされていないこと。
 - 八 各内装容器及びガス容器は、緩衝材とともに中間容器に確実に包装されていること。
 - 九 中間容器又は外装容器は、輸送許容物件が液状である場合に内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材を含んでいること。中間容器に含まれている場合にあっては、吸収材を緩衝材とすることができる。当該輸送許容物件は、吸収材、緩衝材又は容器の材質と危険な反応を起こしたり、その特性に影響を及ぼすものであってはならない。
 - 十 包装物は、その包装の向きにかかわらず、破損又は漏洩した場合に輸送許容物件を完全に包含できること。
 - 十一 中間容器は、強固な外装容器（木材、繊維板その他強固な材質を有するもの）に確実に収納されていること。
 - 十二 輸送許容物件と他の物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、これらを同一の外装容器に収納しないこと。
 - 十三 品名の異なる輸送許容物件であって、同一の国連番号、同一の等級でかつ同一の物質の状態のものだけを同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が別表第17の右欄に掲げる一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量を超えないこと。
 - 十四 前号に規定する場合を除き、品名の異なる輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が、これらの輸送許容物件が該当する別表17の要件のうち、外装容器当たりの許容質量又は許容容量の最も少ない値を超えないこと。
 - 十五 各包装物は、すべての必要な表示をするのに十分な余裕のある大きさであること。
 - 十六 包装物に収納された輸送許容物件と他の包装物に収納された物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、これらを混合包装してはならないこと。
- 3 包装物は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、輸送許容物件は、内装容器に固体の場合はその容量の95%以上、液体の場合は98%以上満たされていなければならない。
- 一 輸送許容物件の包装の形状に応じ、それぞれ、次の表に掲げる方法により1.8mの高さから硬く滑らかな水平面に自由落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

六面体の包装物（箱型）	箱の底面が当たる落下を一回
	箱の上面が当たる落下を一回
	箱の長い側面が当たる落下を一回
	箱の短い側面が当たる落下を一回

円筒形の包装物（ドラム型）	箱の三つの縁が交差する角部が当たる落下を一回
	上面若しくは底面の突き出した縁、円周部の接合部又は縁が対角に当たる落下を一回
	最初の落下で試験されなかった部分のうち最も弱い部分が当たる落下を一回

二 包装物の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合は漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷もしくは変形がないこと。

$$W = \frac{3-h}{h} \times G$$

Wは、包装物の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

hは、包装物の高さをメートルで表した数値

Gは、包装物の総質量をキログラムで表した数値

備考

内装容器に収納する輸送許容物件は、試験の有効性が損なわれない場合には、代替物質を使用することもできる。この場合において、代替物質は輸送許容物件が固体のときには、輸送許容物件と同等の物理的性質を、液体のときには、輸送許容物件と類似した比重及び粘性を有していなければならない。

- 4 第1項に規定する物件を輸送する場合には、第8号様式によるラベルを付さなければならない。
- 5 包装物には、当該包装物が本条規定に従い作成されたことを明らかにする書類を添えなければならない。
- 6 微量輸送許容物件（E0及びE3を除く。）のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものは、規則第194条第1項で定める物件（以下「輸送禁止物件」という。）に含まれないものとする。
 - 一 各内装容器の質量又は容量が、微量輸送許容物件が固体の場合にあつては1グラム以下、液体又は気体の場合にあつては1ミリリットル以下であること。
 - 二 第2項の要件に適合していること。ただし、十分な緩衝材が詰められていて、かつ、輸送許容物件が液体の場合にあつては内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材が外装容器に確実に包装されているものは、中間容器を要しない。
 - 三 第3項の要件に適合していること。
 - 四 一の外装容器当たりの質量又は容量が、微量輸送許容物件が固体の場合にあつては100グラム以下、液体又は気体の場合にあつては100ミリリットル以下であること。

（規則第194条第2項第3号の告示で定める目的）

第25条 規則第194条第2項第3号の告示で定める目的は、次の各号に定めるものとする。

- 一 輸送中の動物の医療又は無痛屠殺
- 二 農業、園芸、林業、雪崩制御、アイスジャム制御及び地滑り抑制又は汚染抑制のための散布
- 三 捜索又は救助

（規則第194条第2項第3号の告示で定めるもの）

第26条 規則第194条第2項第3号の告示で定めるものは、航空機の燃料タンク又は貯蔵槽以外に積載される機関用燃料油とする。

（規則第194条第2項第4号の告示で定めるもの）

第27条 規則第194条第2項第4号の告示で定めるものは、別表第18の品名の欄に掲げる物件であつて同表に定める数量以下のものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和59年1月1日から施行する。ただし、第8条及び第13条第1項の規定は、昭和66年1月1日から施行する。

(航空機による爆発物等輸送基準等を定める告示の廃止)

- 2 航空機による爆発物等輸送基準等を定める告示（昭和39年運輸省告示第298号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （昭和59年11月1日運輸省告示第569号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和60年1月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、昭和65年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （昭和60年12月2日運輸省告示第530号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和61年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （昭和61年12月13日運輸省告示第579号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和62年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 昭和59年運輸省告示第569号附則第1項中「昭和63年1月1日」を「昭和65年1月1日」に改める。

附 則 （昭和62年11月28日運輸省告示610号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和63年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （昭和63年12月10日運輸省告示585号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和64年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 昭和61年運輸省告示第579号附則第3項中「昭和65年1月1日」を「昭和66年1月1日」に改める。

附 則 （平成元年 10 月 21 日運輸省告示第 582 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成元年11月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 2 年 12 月 20 日運輸省告示第 643 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 4 年 12 月 22 日運輸省告示第 685 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 6 年 12 月 21 日運輸省告示第 812 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 8 年 5 月 1 日運輸省告示第 166 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 8 年 12 月 16 日運輸省告示第 689 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 9 年 10 月 29 日運輸省告示第 662 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、

なお従前の例による。

附 則 （平成 10 年 11 月 16 日運輸省告示第 632 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成11年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 平成8年12月31日以前に製作された病毒を移しやすい物質を収納する容器については、平成12年12月31日までは、この告示による改正後の航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第13条の規定にかかわらず、平成8年運輸省告示第689号（航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件）による改正前の航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第13条の規定を適用する。

附 則 （平成 13 年 6 月 26 日国土交通省告示 1093 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成13年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 14 年 12 月 9 日国土交通省告示第 1075 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 16 年 12 月 22 日国土交通省告示第 1616 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1393 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 18 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1526 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条第 4 項の改正規定については、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成 20 年 12 月 24 日国土交通省告示第 1507 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年国土交通省告示第 1526 号附則第 1 項中「平成 21 年 1 月 1 日」を「平成 23 年 1 月 1 日」に改める。

附 則 （平成 22 年 12 月 27 日国土交通省告示第 1540 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の規定による容器及び包装等の基準によって包装されている爆発物等（前条に規定するものを除く。）については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、改正前の規定による容器及び包装等の基準の種類を示す数字及び記号が第 17 条第 1 項に規定する書類に記載されている包装物に限り、なお従前の例によることができる。
- 4 この告示の施行の際現に改正前の規定による容器及び包装等の基準によって包装されている少量輸送許容物件（第 2 条に規定するものを除く。）の包装物の表示については、改正後の第 23 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、改正前の規定による容器及び包装等の基準の種類を示す数字及び記号が第 17 条第 1 項に規定する書類に記載されている包装に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成 24 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1482 号）
（施行期日）

- 第 1 条 この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 第 2 条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 第 3 条 品名等の表示については、改正後の第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成 25 年 3 月 6 日国土交通省告示第 210 号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 26 年 12 月 16 日国土交通省告示第 1155 号）
（施行期日）

- 第 1 条 この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 第 2 条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第3条 混合包装を意味する文字の表示については、改正後の第16条第4項の規定にかかわらず、平成27年12月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第4条 ラベルのふちの内側の線については、改正後の第2号様式及び第4号の4様式の規定にかかわらず、平成28年12月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成27年8月19日国土交通省告示第949号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日国土交通省告示第581号)
(施行期日)

第1条 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月22日国土交通省告示第1434号)
(施行期日)

第一条 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第三条 内燃機関及び燃料電池機関については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間は、改正前の規定による国連番号並びに容器及び包装等の基準を示す数字及び記号が第17条第1項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。

第四条 平成28年12月31日以前に製造された発煙弾については、改正後の別表第1備考2の表A132の項の規定にかかわらず、平成30年12月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第五条 リチウム電池については、改正後の別表第1備考2の表A206の項及び第4号の5様式の規定にかかわらず、平成30年12月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表第1 輸送許容物件（第1条—第3条、第6条、第9条—第11条、第14条、第17条、第21条、第24条関係）

品名		国連番号	分類又は区分番号	隔離区分	副次危険性	ラベル	等級	微量輸送許容量	包装方法及び積載方法						特別規定
									少量輸送許容物件		旅客機		旅客機以外の航空機		
									容器及び包装等	許容質量又は許容量	容器及び包装等	許容質量又は許容量	容器及び包装等	許容質量又は許容量	
日本語名	英語名														
亜塩素酸塩類 （水溶液）	CHLORITE SOLUTION	1908	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.5ℓ 1ℓ	851 852	1ℓ 5ℓ	855 856	30ℓ 60ℓ	A3
亜塩素酸カルシウム	CALCIUM CHLORITE	1453	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
亜塩素酸銀 （乾性のもの）	Silver chlorite (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
亜塩素酸ナトリウム	SODIUM CHLORITE	1496	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
亜鉛ダスト （自然発火性を有しないもの）	ZINC DUST	1436	4.3	-	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- - -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
亜鉛灰、亜鉛ドロス、 亜鉛残さ又は亜鉛滓	ZINC ASHES	1435	4.3	-	-	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	A3
亜鉛ハイドロサルファイト	ZINC HYDROSULPHITE	1931	9	-	-	S	3	E1	-	-	956	100kg	956	200kg	A48
亜鉛粉末 （自然発火性を有しないもの）	ZINC POWDER	1436	4.3	-	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- - -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
アクリジン	ACRIDINE	2713	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
アクリルアミド （固体）	ACRYLAMIDE, SOLID	2074	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
アクリルアミド （溶液）	ACRYLAMIDE SOLUTION	3426	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	2ℓ	655	60ℓ	663	220ℓ	A3
アクリル酸 （安定剤入りのもの）	ACRYLIC ACID, STABILIZED	2218	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.5ℓ	851	1ℓ	855	30ℓ	A209
アクリル酸イソブチル （安定剤入りのもの）	ISOBUTYL ACRYLATE, STABILIZED	2527	3	-	-	G	3	E1	Y344	10ℓ	355	60ℓ	366	220ℓ	A209
アクリル酸エチル （安定剤入りのもの）	ETHYL ACRYLATE, STABILIZED	1917	3	-	-	G	2	E2	Y341	1ℓ	353	5ℓ	364	60ℓ	A209
2-アクリル酸ジメチル アミノエチル	2- DIMETHYLAMINOETHYL ACRYLATE	3302	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	1ℓ	654	5ℓ	662	60ℓ	-
アクリル酸ブチル （安定剤入りのもの）	BUTYL ACRYLATES, STABILIZED	2348	3	-	-	G	3	E1	Y344	10ℓ	355	60ℓ	366	220ℓ	A209

アクリル酸メチル (安定剤入りのもの)	METHYL ACRYLATE, STABILIZED	1919	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
アクリロニトリル (安定剤入りのもの)	ACRYLONITRILE, STABILIZED	1093	3	-	6.1	G	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	A209
アクロレイン (安定剤入りのもの)	ACROLEIN, STABILIZED	1092	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209
アクロレイン二量体 (安定剤入りのもの)	ACROLEIN DIMER, STABILIZED	2607	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A209
アザウロリック酸 (その塩) (乾性のもの)	Azaurolic acid (salt of) (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
亜酸化窒素	NITROUS OXIDE	1070	2.2	-	5.1	E	-	E0	-	-	200	75kg	200	150kg	-
亜酸化窒素 (深冷液化されている もの)	NITROUS OXIDE, REFRIGERATED LIQUID	2201	2.2	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
アジ化アンモニウム	Ammonium azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化塩素	Chlorine azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化銀 (乾性のもの)	Silver azide (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化臭素	Bromine azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化水銀	Mercurous azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化ターシャリーブ トキシカルボニル	tert-Butoxycarbonyl azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化テトラゾリル (乾燥のもの)	Tetrazolyl azide (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化銅アミン	Copper amine azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化ナトリウム	SODIUM AZIDE	1687	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
アジ化鉛 (20質量%以上の水又 はアルコールと水の混 合物で湿性としたも の)	LEAD AZIDE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0129	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化鉛 (乾燥のもの)	Lead azide (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化バリウム (50質量%以上の水で 湿性としたもの)	BARIUM AZIDE, WETTED with not less than 50% water, by mass	1571	4.1	-	6.1	H	1	E0	-	-	積載禁止	-	451	0.5kg	A40
アジ化バリウム (乾性のもの又は50質 量%未満の水で湿性 としたもの)	BARIUM AZIDE, dry or wetted with less than 50% water, by mass	0224	1.1	A	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化ヒドラジン	Hydrazine azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化ベンゾイル	Benzoyl azide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジ化ヨウ素 (乾性のもの)	Iodine azide (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

亜ジチオン酸亜鉛	ZINC DITHIONITE	1931	9	-	-	S	3	E1	-	-	956	100kg	956	200kg	A48
亜ジチオン酸カルシウム	CALCIUM DITHIONITE	1923	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
亜ジチオン酸ナトリウム	SODIUM DITHIONITE	1384	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
5-アジド-1-ヒドロキシテトラゾール	5-Azido-1-hydroxy tetrazole	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジドジチオ炭酸	Azidodithiocarbonic acid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジドヒドロキシテトラゾール (水銀及び銀塩)	Azido hydroxy tetrazole (mercury and silver salts)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アジポニトリル	ADIPONITRILE	2205	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
亜硝酸亜鉛アンモニウム	ZINC AMMONIUM NITRITE	1512	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
亜硝酸アンモニウム	Ammonium nitrite	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
亜硝酸エチル	Ethyl nitrite	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
亜硝酸エチル溶液	ETHYL NITRITE SOLUTION	1194	3	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
亜硝酸カリウム	POTASSIUM NITRITE	1488	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
亜硝酸ナトリウム	SODIUM NITRITE	1500	5.1	-	6.1	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
亜硝酸ニッケル	NICKEL NITRITE	2726	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
亜硝酸ブチル	BUTYL NITRITES	2351	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A3
							3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	
亜硝酸ペンチル	AMYL NITRITE	1113	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
亜硝酸メチル	Methyl nitrite	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アスカリドール	Ascaridole	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アスベスト (角閃石のもの) (アモサイト、透角閃石、陽起石、直閃石、クロシドライト)	ASBESTOS, AMPHIBOLE* (amosite, tremolite, actinolite, anthophyllite, crocidolite)	2212	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A61
アスベスト (クリソタイルのもの)	ASBESTOS, CHRYSOTILE	2590	9	-	-	S	3	E1	-	-	958	200kg	958	200kg	A61
アセタール	ACETAL	1088	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
アセチルシクロヘキサスルホニルパーオキシサイド (濃度が82質量%を超え、水を12%未満含有するもの)	Acetyl cyclohexanesulphonyl peroxide, more than 82%, wetted with less than 12% water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アセチルメチルカルビノール	ACETYL METHYL CARBINOL	2621	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
アセチレン (溶解したもの)	ACETYLENE, DISSOLVED	1001	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	15kg	A1

アセチレン (溶媒を含まないもの)	ACETYLENE, SOLVENT FREE	3374	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	15kg	A1
アセチレン (液化されたもの)	Acetylene (liquefied)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アセチレン硝酸銀	Acetylene silver nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アセト亜ヒ酸銅	COPPER ACETOARSENITE	1585	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
アセトアルデヒド	ACETALDEHYDE	1089	3	-	-	G	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	30 l	A1
アセトアルデヒドオキシム	ACETALDEHYDE OXIME	2332	3	-	-	G	3	E1	Y344	10l	355	60l	366	220l	-
アセトニトリル	ACETONITRILE	1648	3	-	-	G	2	E2	Y341	1l	353	5l	364	60l	-
アセトン	ACETONE	1090	3	-	-	G	2	E2	Y341	1l	353	5l	364	60l	-
アセトン油	ACETONE OILS	1091	3	-	-	G	2	E2	Y341	1l	353	5l	364	60l	-
アセトンシアノヒドリン (安定剤入りのもの)	ACETONE CYANOHYDRIN, STABILIZED	1541	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
亜セレン酸塩	SELENITES*	2630	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
アゾジカーボンアミド	AZODICARBONAMIDE	3242	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A60
アゾジカーボンアミド製剤 B (温度管理を必要とするもの)	Azodicarbonamide formulation type B, temperature controlled	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アゾテトラゾール (乾性のもの)	Azotetrazole (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アタッシュケース、 キャッシュボックス、 キャッシュバッグ (リチウム電池(リチウムイオンポリマー電池を含むリチウムイオン電池及びリチウム合金電池を含むリチウム金属電池をいう。以下同じ。)や火工品等の危険物が組み込まれているセキュリティタイプのもの)	Security type equipment	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A178
アニシジン	ANISIDINES	2431	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	2l	655	60l	663	220l	-
アニソール	ANISOLE	2222	3	-	-	G	3	E1	Y344	10l	355	60l	366	220l	-
アニリン	ANILINE	1547	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	1l	654	5l	662	60l	A113
アニリン塩酸塩	ANILINE HYDROCHLORIDE	1548	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-

亜ヒ酸銀	SILVER ARSENITE	1683	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
亜ヒ酸ストロンチウム	STRONTIUM ARSENITE	1691	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
亜ヒ酸第二鉄	FERRIC ARSENITE	1607	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
亜ヒ酸銅	COPPER ARSENITE	1586	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
亜ヒ酸ナトリウム (水溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。)	SODIUM ARSENITE, AQUEOUS SOLUTION	1686	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3 A6
亜ヒ酸鉛	LEAD ARSENITES	1618	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
2-アミノ-4,6-ジニトロフェノール (20質量%以上の水で湿性としたもの)	2-AMINO-4,6-DINITROPHENOL, WETTED with not less than 20% water by mass	3317	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
2-アミノ-4-クロロフェノール	2-AMINO-4-CHLOROPHENOL	2673	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
2-アミノ-5-ジエチルアミノペンタン	2-AMINO-5-DIETHYLAMINOPENTANE	2946	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
1-アミノエタノール	ACETALDEHYDE AMMONIA	1841	9	-	-	S	3	E1	-	-	956	200kg	956	200kg	A48
N-アミノエチルピペラジン	N-AMINOETHYLPIPERAZINE	2815	8	-	6.1	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
2-(2-アミノエトキシ)エタノール	2-(2-AMINOETHOXY)ETHANOL	3055	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
アミノピリジン (オルト-,メタ-,パラ-)	AMINOPYRIDINES (o-, m-, p-)	2671	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
アミノフェノール (オルト-,メタ-,パラ-)	AMINOPHENOLS (o-, m-, p-)	2512	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A113
アミン類 (液体) (腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S. *	2734	8	-	3	Q	1 2	E0 E2	- Y840	- 0.50	850 851	0.50 10	854 855	2.50 300	-
アミン類 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. *	2735	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
アミン類 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, SOLID, CORROSIVE, N. O. S. *	3259	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3

アミン類 (液体) (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. *	2733	3	-	8	G	1	E0	-	-	350	0.50	360	2.50	A3
						Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	
							3	E1	Y342	10	354	50	365	600	
アミン類 (液体) (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYAMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. *	2733	3	-	8	G	1	E0	-	-	350	0.50	360	2.50	A3
						Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	
							3	E1	Y342	10	354	50	365	600	
アミン類 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. *	2735	8	-	-	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	A3
							2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	
							3	E1	Y841	10	852	50	856	600	
亜硫酸	SULPHUROUS ACID	1833	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
亜硫酸水素塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	BISULPHITES, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S. *	2693	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
アリルアミン	ALLYLAMINE	2334	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アリルアルコール	ALLYL ALCOHOL	1098	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アリルエチルエーテル	ALLYL ETHYL ETHER	2335	3	-	6.1	G	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
						M									
アリルグリシジルエーテル	ALLYL GLYCIDYL ETHER	2219	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
アリルトリクロロシラン (安定剤入りのもの)	ALLYLTRICHLOROSILANE, STABILIZED	1724	8	-	3	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1 A209
						G									
亜リン酸	PHOSPHOROUS ACID	2834	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
亜リン酸トリエチル	TRIETHYL PHOSPHITE	2323	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
亜リン酸トリメチル	TRIMETHYL PHOSPHITE	2329	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
アルカリ金属アマルガム (液体)	ALKALI METAL AMALGAM, LIQUID	1389	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A84
アルカリ金属アマルガム (固体)	ALKALI METAL AMALGAM, SOLID	3401	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	A84
アルカリ金属アミド類	ALKALI METAL AMIDES	1390	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	483	15kg	489	50kg	A84

アルカリ金属アルコレート (自己発熱性のもの) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALI METAL ALCOHOLATES, SELF-HEATING, CORROSIVE, N. O. S. *	3206	4.2	-	8	I	2	E2	-	-	466	15kg	470	50kg	A3
						Q	3	E1			468	25kg	471	100kg	A84
アルカリ金属懸濁物	ALKALI METAL DISPERSION	1391	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A84
アルカリ金属懸濁物 (引火性のもの)	ALKALI METAL DISPERSION, FLAMMABLE	3482	4.3	-	3	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A84
						G									
アルカリ金属合金 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALI METAL ALLOY, LIQUID, N. O. S.	1421	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A84
アルカリ土類金属アマalgam (液体)	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, LIQUID	1392	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A85
アルカリ土類金属アマalgam (固体)	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, SOLID	3402	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	A85
アルカリ土類金属アルコレート (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALINE EARTH METAL ALCOHOLATES, N. O. S. *	3205	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	A3
							3	E1			469	25kg	471	100kg	A85
アルカリ土類金属懸濁物	ALKALINE EARTH METAL DISPERSION	1391	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A85
アルカリ土類金属懸濁物 (引火性のもの)	ALKALINE EARTH METAL DISPERSION, FLAMMABLE	3482	4.3	-	3	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A85
						G									
アルカリ土類金属合金 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALINE EARTH METAL ALLOY, N. O. S.	1393	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	484	15kg	490	50kg	A85
アルカロイド塩類 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOID SALTS, LIQUID, N. O. S. *	3140	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
							2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A4
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A6
アルカロイド塩類 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOID SALTS, SOLID, N. O. S. *	1544	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	A3
							2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A5
							3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A6

アルカロイド類 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOIDS, LIQUID, N. O. S. *	3140	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A6
アルカロイド類 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALOIDS, SOLID, N. O. S. *	1544	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
アルキルスルホン酸 (液体) (遊離硫酸の含有率が5質量%以下のもの)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID with not more than 5% free sulphuric acid	2586	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
アルキルスルホン酸 (液体) (遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID with more than 5% free sulphuric acid	2584	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
アルキルスルホン酸 (固体) (遊離硫酸の含有率が5質量%以下のもの)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, SOLID with not more than 5% free sulphuric acid	2585	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
アルキルスルホン酸 (固体) (遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, SOLID with more than 5% free sulphuric acid	2583	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
アルキルフェノール類 (液体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKYLPHENOLS, LIQUID, N. O. S. (including C2-C12 homologues)	3145	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
アルキルフェノール類 (固体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKYLPHENOLS, SOLID, N. O. S. (including C2-C12 homologues)	2430	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y843 Y845	- 1kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3

アルコール飲料 (エタノールの含有率が24容量%を超え70容量%以下のもの)	ALCOHOLIC BEVERAGES containing more than 24% but not more than 70% alcohol by volume	3065	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A9 A58
アルコール飲料 (エタノールの含有率が70容量%を超えるもの)	ALCOHOLIC BEVERAGES containing more than 70% alcohol by volume	3065	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
アルコール類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, N. O. S. *	1987	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3 A180
アルコール類 (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. *	1986	3	-	6.1	G M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y341 Y343	- 10 20	積載禁止 352 355	- 10 600	361 364 366	300 600 2200	A3
アルコレート類 (アルコール溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLATES SOLUTION, N. O. S. * in alcohol	3274	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
アルゴン (深冷液化されているもの)	ARGON, REFRIGERATED LIQUID	1951	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-
アルゴン (圧縮されているもの)	ARGON, COMPRESSED	1006	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A69 A202
アルサニル酸-ナトリウム	SODIUM ARSANILATE	2473	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
アルシン	ARSINE	2188	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
アルシン (吸着されたもの)	ARSINE, ADSORBED	3522	2.3	-	2.1	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
アルデヒド類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, N. O. S. *	1989	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
アルデヒド類 (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. *	1988	3	-	6.1	G M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y341 Y343	- 10 20	積載禁止 352 355	- 10 600	361 364 366	300 600 2200	A3
アルドール	ALDOL	2839	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
アルファナフチルアミン	ALPHA-NAPHTHYLAMINE	2077	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
アルファピネン	ALPHA-PINENE	2368	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
アルファメチルバレールアルデヒド	ALPHA-METHYLVALERALDEHYDE	2367	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-

アルファメチルベンジ ルアルコール (液体)	ALPHA-METHYLBENZYL ALCOHOL, LIQUID	2937	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
アルファメチルベンジ ルアルコール (固体)	ALPHA-METHYLBENZYL ALCOHOL, SOLID	3438	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
アルミニウムカーバイ ド	ALUMINIUM CARBIDE	1394	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	484	15kg	489	50kg	-
アルミニウムシリコン 粉末 (表面を被覆していな いもの)	ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED	1398	4.3	-	-	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	A3 A53
アルミニウム精錬	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS	3170	4.3	-	-	J	2 3	E2 E1	Y475 Y477	5kg 10kg	484 486	15kg 25kg	490 491	50kg 100kg	A3 A102
アルミニウムドロ ス (湿性のもの又は熱を 有するもの)	Aluminium dross, wet or hot	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
アルミニウムの製造工 程から生じる副生物	ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS	3170	4.3	-	-	J	2 3	E2 E1	Y475 Y477	5kg 10kg	484 486	15kg 25kg	490 491	50kg 100kg	A3 A102
アルミニウムフェロシ リコン粉末	ALUMINIUM FERROSILICON POWDER	1395	4.3	-	6.1	J M	2	E2	Y474	1kg	483	15kg	490	50kg	-
アルミニウム粉末 (自然発火性を有しな いものであって、表面 を被覆していないも の)	ALUMINIUM POWDER, UNCOATED	1396	4.3	-	-	J	2 3	E2 E1	Y475 Y477	5kg 10kg	484 486	15kg 25kg	490 491	50kg 100kg	A3
アルミニウム粉末 (表面が被覆されてい るもの)	ALUMINIUM POWDER, COATED	1309	4.1	-	-	H	2 3	E2 E1	Y441 Y443	5kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
アルミン酸ナトリウム (固体)	SODIUM ALUMINATE, SOLID	2812	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
アルミン酸ナトリウム (水溶液)	SODIUM ALUMINATE SOLUTION	1819	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
安全装置 (火工品により作動す るもの)	SAFETY DEVICES, PYROTECHNIC	0503	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	A32 A56
安全装置 (電気により作動する もの)	SAFETY DEVICES, electrically initiated	3268	9	-	-	S	-	E0	-	-	961	25kg	961	100kg	A32 A115 A119
安全マッチ	MATCHES, SAFETY (book, card or strike on box)	1944	4.1	-	-	H	3	E1	Y455	10kg	455	25kg	455	100kg	A125
安息香酸第二水銀	MERCURY BENZOATE	1631	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
アンチモン粉末	ANTIMONY POWDER	2871	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-

アンモニア (水溶液) (15℃で比重が0.880 以上0.957以下であっ て、アンモニアの含有 率が10質量%を超え35 質量%以下のもの)	AMMONIA SOLUTION, relative density between 0.880 and 0.957 at 15°C in water, with more than 10% but not more than 35% ammonia	2672	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A64
アンモニア溶液 (15℃で比重が0.880 未満でアンモニアの含 有率が50質量%を超え る水溶液)	AMMONIA SOLUTION, relative density less than 0.880 at 15°C in water, with more than 50% ammonia	3318	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
アンモニア溶液 (15℃で比重が0.880 未満でアンモニアの含 有率が35質量%を超え 50質量%以下の水溶 液)	AMMONIA SOLUTION, relative density less than 0.880 at 15°C in water, with more than 35% but not more than 50% ammonia	2073	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
硫黄 (プリル状、顆粒状、 ペレット状、錠剤状又 は薄片状のものを除 く。)	SULPHUR	1350	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	A105
硫黄 (溶融状のもの)	SULPHUR, MOLTEN	2448	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソオクテン	ISOOCTENE	1216	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
イソ吉草酸メチル	METHYL ISOVALERATE	2400	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
イソシアネート類 (引火性かつ毒性のも の) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ISOCYANATES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. *	2478	3	-	6.1	G M	2 3	E2 E1	Y341 Y343	10 20	352 355	10 600	364 366	600 2200	A3
イソシアネート類 (毒性かつ引火性のも の) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ISOCYANATES, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	3080	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
イソシアネート類 (毒性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ISOCYANATES, TOXIC, N. O. S. *	2206	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
イソシアネート類 (溶液) (引火性かつ毒性のも の) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ISOCYANATE SOLUTION, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. *	2478	3	-	6.1	G M	2 3	E2 E1	Y341 Y343	10 20	352 355	10 600	364 366	600 2200	A3

イソシアネート類 (溶液) (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ISOCYANATE SOLUTION, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	3080	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
イソシアネート類 (溶液) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ISOCYANATE SOLUTION, TOXIC, N. O. S. *	2206	6.1	-	-	M 3	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
イソシアン酸イソブチル	ISOBUTYL ISOCYANATE	2486	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソシアン酸イソプロピル	ISOPROPYL ISOCYANATE	2483	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソシアン酸エチル	ETHYL ISOCYANATE	2481	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソシアン酸シクロヘキシル	CYCLOHEXYL ISOCYANATE	2488	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソシアン酸ターシャリーブチル	TERT-BUTYL ISOCYANATE	2484	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソシアン酸ノルマルブチル	N-BUTYL ISOCYANATE	2485	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
イソシアン酸ノルマルプロピル	N-PROPYL ISOCYANATE	2482	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソシアン酸メチル	METHYL ISOCYANATE	2480	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソチオシアン酸	Isothiocyanic acid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソチオシアン酸アリル (安定剤入りのもの)	ALLYL ISOTHIOCYANATE, STABILIZED	1545	6.1	-	3	M G	2	E0	-	-	積載禁止	-	661	600	A1 A209
イソチオシアン酸メチル	METHYL ISOTHIOCYANATE	2477	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソブタノール	ISOBUTANOL	1212	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
イソブタン	ISOBUTANE	1969	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
イソブチルアミン	ISOBUTYLAMINE	1214	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
イソブチルアルコール	ISOBUTYL ALCOHOL	1212	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
イソブチルアルデヒド	ISOBUTYL ALDEHYDE	2045	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
イソブチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	VINYL ISOBUTYL ETHER, STABILIZED	1304	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
イソブチルメチルケトン	METHYL ISOBUTYL KETONE	1245	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
イソブチレン	ISOBUTYLENE	1055	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
イソブチロニトリル	ISOBUTYRONITRILE	2284	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-

イソプレン (安定剤入りのもの)	ISOPRENE, STABILIZED	1218	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	A209
イソプロパノール	ISOPROPANOL	1219	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A180
イソプロピルSec-ブチル パーオキシジカーボネート (濃度が52質量%以下 で、ジ-sec-ブチル パーオキシジカーボ ネートの濃度が28質 量%以下、ジイソプロ ピルパーオキシジカー ボネートの濃度が22質 量%以下のもの)	Isopropyl sec-butyl peroxydicarbonate, not more than 52%, with di-sec-butyl peroxydicarbonate, not more than 28%, with di-isopropyl peroxydicarbonate, not more than 22%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソプロピルアミン	ISOPROPYLAMINE	1221	3	-	8	G Q	1	E0	-	-	350	0.50	360	2.50	-
イソプロピルアルコール	ISOPROPYL ALCOHOL	1219	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A180
イソプロピルクミルハ イドロパーオキシド (濃度が72質量%を超 える溶液)	Isopropylcumyl hydroperoxide, more than 72% in solution	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
イソプロピルベンゼン	ISOPROPYLBENZENE	1918	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
イソプロピニルベンゼ ン	ISOPROPENYLBENZENE	2303	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
イソプロピニルメチル ケトン (安定剤入りのもの)	METHYL ISOPROPENYL KETONE, STABILIZED	1246	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
イソヘキセン	ISOHEXENE	2288	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
イソヘプテン	ISOHEPTENE	2287	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
イソペンテン	ISOPENTENES	2371	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
イソホロンジアミン	ISOPHORONEDIAMINE	2289	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
イソホロンジイソシア ネート	ISOPHORONE DIISOCYANATE	2290	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
イソ酪酸	ISOBUTYRIC ACID	2529	3	-	8	G Q	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	-
イソ酪酸イソブチル	ISOBUTYL ISOBUTYRATE	2528	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
イソ酪酸イソプロピル	ISOPROPYL ISOBUTYRATE	2406	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
イソ酪酸エチル	ETHYL ISOBUTYRATE	2385	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
一塩化ヨウ素 (液体)	IODINE MONOCHLORIDE, LIQUID	3498	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	-
一硝酸イソソルビド	ISOSORBIDE-5- MONONITRATE	3251	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A110

一酸化炭素 (圧縮されたもの)	CARBON MONOXIDE, COMPRESSED	1016	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
一酸化窒素 (圧縮されているもの)	NITRIC OXIDE, COMPRESSED	1660	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
一酸化窒素と四酸化二 窒素の混合物	NITRIC OXIDE AND NITROGEN DIOXIDE MIXTURE	1975	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
一酸化窒素と二酸化窒 素の混合物	NITRIC OXIDE AND DINITROGEN TETROXIDE, MIXTURE	1975	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
遺伝子組替え生物	GENETICALLY MODIFIED ORGANISMS	3245	9	-	-	-	-	E0	-	-	959	上限なし	959	上限なし	A47
遺伝子組替え微生物	GENETICALLY MODIFIED MICRO- ORGANISMS	3245	9	-	-	-	-	E0	-	-	959	上限なし	959	上限なし	A47
3,3'-イミノジプロピ ルアミン	3,3'- IMINODIPROPYLAMINE	2269	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
医薬品 (液体) (引火性かつ毒性のも の) (他に品名が明示され ているものを除く。)	MEDICINE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	3248	3	-	6.1	G M	2 3	E2 E1	Y341 Y343	10 20	352 355	10 600	364 366	600 2200	A3 A80
医薬品 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	MEDICINE, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	1851	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
医薬品 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	MEDICINE, SOLID, TOXIC, N. O. S.	3249	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y644 Y645	1kg 10kg	669 670	25kg 100kg	676 677	100kg 200kg	A3
医療系廃棄物類 (他に品名が明示され ているものを除く。)	BIOMEDICAL WASTE, N. O. S.	3291	6.2	-	-	P	2	E0	-	-	622	上限なし	622	上限なし	A117
医療系廃棄物類 (他に品名が明示され ているものを除く。)	MEDICAL WASTE, N. O. S.	3291	6.2	-	-	P	2	E0	-	-	622	上限なし	622	上限なし	A117
医療系廃棄物類 (他に品名が明示され ているものを除く。)	REGULATED MEDICAL WASTE, N. O. S.	3291	6.2	-	-	P	2	E0	-	-	622	上限なし	622	上限なし	A117
医療系廃棄物類 (他に品名が明示され ているものを除く。)	CLINICAL WASTE, UNSPECIFIED, N. O. S.	3291	6.2	-	-	P	2	E0	-	-	622	上限なし	622	上限なし	A117

引火性液体入り爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS WITH FLAMMABLE LIQUID with bursting charge	0399	1.1	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
引火性液体入り爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS WITH FLAMMABLE LIQUID with bursting charge	0400	1.2	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
印刷インク	PRINTING INK flammable	1210	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3 A72 A192
印刷インク関連物質	PRINTING INK RELATED MATERIAL (including printing ink thinning or reducing compound), flammable	1210	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3 A72 A192
エアゾール (引火性かつ毒物のもの) (毒物(等級3のもの) を含むもの)	AEROSOLS, flammable, toxic, cot aining substances in Division 6.1, Packing Group 3	1950	2.1	-	6.1	D M	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A145 A167
エアゾール (引火性かつ腐食性の もの) (腐食性物質(等級3 のもの)を含むもの)	AEROSOLS, flammable, corrosive , cotaining substances in Class 8, Packing Group 3	1950	2.1	-	8	D Q	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A145 A167
エアゾール (引火性のもの)	AEROSOLS, flammable	1950	2.1	-	-	D	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A145 A167
エアゾール (引火性のもの) (エンジン始動用のもの)	AEROSOLS, flammable(engine starting fluid)	1950	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	203	150kg	A1 A145 A167
エアゾール (引火性のもの) (毒性ガスを含むもの)	AEROSOLS, flammable, cotaining toxic gas	1950	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エアゾール (引火性のもの) (毒物(等級2のもの) を含むもの)	AEROSOLS, flammable, cotaining substances in Division 6.1, Packing Group2	1950	2.1	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エアゾール (引火性のもの) (毒物(等級3のもの) を含むもの) (腐食性物質(等級3 のもの)を含むもの)	AEROSOLS, flammable, cotaining substances in Division 6.1, Packing Group 3 and substances in Class 8, Packing Group 3	1950	2.1	-	6.1 8	D M Q	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A145 A167

エアゾール (引火性のもの) (腐食性物質(等級2のもの)を含むもの)	AEROSOLS, flammable, corrosive , containing substances in Class 8, Packing Group 2	1950	2.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エアゾール (酸化性を含むもの)	AEROSOLS, oxidizing	1950	2.2	-	5.1	E K	-	E0	-	-	203	75kg	203	150kg	A145 A167
エアゾール (非引火性かつ毒性の もの) (毒物(等級3のもの) を含むもの)	AEROSOLS, non- flammable, toxic, con- taining substances in Division 6.1, Packing Group 3	1950	2.2	-	6.1	E M	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A145 A167
エアゾール (非引火性かつ腐食性 のもの) (腐食性物質(等級3 のもの)を含むもの)	AEROSOLS, non- flammable corrosive, containing substances in Class 8, Packing Group 3	1950	2.2	-	8	E Q	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A145 A167
エアゾール (非引火性のもの)	AEROSOLS, non- flammable	1950	2.2	-	-	E	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A98 A145 A167
エアゾール (非引火性のもの) (催涙ガス装置のも の)	AEROSOLS, non- flammable (tear gas devices)	1950	2.2	-	6.1	E M	-	E0	-	-	積載禁止	-	203	50kg	A1 A145 A167
エアゾール (非引火性のもの) (毒性ガスを含むも の)	AEROSOLS, non- flammable, containing toxic gas	1950	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エアゾール (非引火性のもの) (毒物(等級2のも の)(催涙ガス装置を 除く。)を含むもの)	AEROSOLS, non- flammable cotaining, substances in Division 6.1, Packing Group 2(other than tear gas devices)	1950	2.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エアゾール (非引火性のもの) (毒物(等級3のも の)及び腐食性物質 (等級3のもの)を含 むもの)	AEROSOLS, non- flammable cotaining substances in Division 6.1, Packing Group 3 and substances in Class 8, Packing Group 3	1950	2.2	-	6.1 8	E M Q	-	E0	Y203	30kg (包装 物込み の質 量)	203	75kg	203	150kg	A145 A167

エアゾール (非引火性のもの) (腐食性物質(等級2 のもの)を含むもの)	AEROSOLS, non- flammable cotaining substances in Class 8, Packing Group 2	1950	2.2	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
えい光筒 (弾薬用のもの)	TRACERS FOR AMMUNITION	0212	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
えい光筒 (弾薬用のもの)	TRACERS FOR AMMUNITION	0306	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	133	75kg	-
エーテル類 (他に品名が明示され ているものを除く。)	ETHERS, N. O. S.*	3271	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
液体アンモニア	AMMONIA, ANHYDROUS	1005	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
液体肥料 (遊離アンモニアを含 有しているもの。)	FERTILIZER AMMONIATING SOLUTION with free ammonia	1043	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
エステル類 (他に品名が明示され ているものを除く。)	ESTERS, N. O. S.*	3272	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
エタノール	ETHANOL	1170	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3 A58 A180
エタノールアミン	ETHANOLAMINE	2491	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
エタノールアミン (水溶液)	ETHANOLAMINE SOLUTION	2491	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
エタノールとガソリン の混合液 (エタノールの濃度が 10質量%を超えるも の)	ETHANOL AND GASOLINE MIXTURE, with more than 10% ethanol	3475	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A156
エタノールとペトロ ールの混合液 (エタノールの濃度が 10質量%を超えるも の)	ETHANOL AND PETROL MIXTURE, with more than 10% ethanol	3475	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A156
エタノールとモーター スピリットの混合物 (エタノールの濃度が 10質量%を超えるも の)	ETHANOL AND MOTOR SPIRIT MIXTURE, with more than 10% ethanol	3475	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A156
エタノール溶液	ETHANOL SOLUTION	1170	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3 A58 A180
エタン	ETHANE	1035	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
エタン (深冷液化されている もの)	ETHANE, REFRIGERATED LIQUID	1961	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
N-エチル-N-ベンジル アニリン	N-ETHYL-N- BENZYLANILINE	2274	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-

N-エチル-N-ベンジルトルイジン (液体)	N-ETHYLBENZYL TOLUIDINES, LIQUID	2753	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
N-エチル-N-ベンジルトルイジン (固体)	N-ETHYLBENZYL TOLUIDINES, SOLID	3460	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
エチルアセチレン (安定剤入りのもの)	ETHYLACETYLENE, STABILIZED	2452	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209
N-エチルアニリン	N-ETHYLANILINE	2272	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
エチルアミン (水溶液) (濃度が50質量%を超え70質量%以下のもの)	ETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 50% but not more than 70% ethylamine	2270	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
エチルアミン (無水物)	ETHYLAMINE	1036	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
エチルアルコール	ETHYL ALCOHOL	1170	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3 A58 A180
エチルアルコール溶液	ETHYL ALCOHOL SOLUTION	1170	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3 A58 A180
エチルエーテル	ETHYL ETHER	1155	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
エチルジクロロアルシン	ETHYLDICHLOROARSINE	1892	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エチルジクロロシラン	ETHYLDICHLOROSILANE	1183	4.3	-	3 8	J G Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	-
エチルトリクロロシラン	ETHYLTRICHLOROSILANE	1196	3	-	8	G Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	377	50	-
N-エチルトルイジン	N-ETHYL TOLUIDINES	2754	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
エチルヒドロパーオキサイド	Ethyl hydroperoxide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	VINYL ETHYL ETHER, STABILIZED	1302	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	A209
1-エチルピペリジン	1-ETHYLPIPERIDINE	2386	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
エチルフェニルジクロロシラン	ETHYLPHENYLDICHLOROSILANE	2435	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
2-エチルブタノール	2-ETHYLBUTANOL	2275	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
2-エチルブチルアルデヒド	2-ETHYLBUTYRALDEHYDE	1178	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
エチルプロピルエーテル	ETHYL PROPYL ETHERS	2615	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
エチルヘキサアルデヒド類	OCTYL ALDEHYDES	1191	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
2-エチルヘキシルアミン	2-ETHYLHEXYLAMINE	2276	3	-	8	G Q	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	-
エチルベンゼン	ETHYLBENZENE	1175	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-

エチルペンチルケトン	ETHYL AMYL KETONE	2271	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
エチルメチルエーテル	ETHYL METHYL ETHER	1039	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
エチルメチルケトン	ETHYL METHYL KETONE	1193	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
エチルメルカプタン	ETHYL MERCAPTAN	2363	3	-	-	G	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	A1
エチレン	ETHYLENE	1962	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
エチレン (深冷液化されているもの)	ETHYLENE, REFRIGERATED LIQUID	1038	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エチレン、アセチレン 及びプロピレンの混合物 (深冷液化されているものに限る。) (エチレンの含有率が71.5質量%以上であって、アセチレンが22.5質量%以下、プロピレンが6質量%以下のものに限る。)	ETHYLENE, ACETYLENE AND PROPYLENE MIXTURE, REFRIGERATED LIQUID containing at least 71.5% ethylene with not more than 22.5% acetylene and not more than 6% propylene	3138	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エチレンイミン (安定剤入りのもの)	ETHYLENEIMINE, STABILIZED	1185	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209
エチレングリコールジ エチルエーテル	ETHYLENE GLYCOL DIETHYL ETHER	1153	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	-
エチレングリコールモノ エチルエーテル	ETHYLENE GLYCOL MONOETHYL ETHER	1171	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
エチレングリコールモノ エチルエーテルアセ テート	ETHYLENE GLYCOL MONOETHYL ETHER ACETATE	1172	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
エチレングリコールモノ メチルエーテル	ETHYLENE GLYCOL MONOMETHYL ETHER	1188	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
エチレングリコールモノ メチルエーテルアセ テート	ETHYLENE GLYCOL MONOMETHYL ETHER ACETATE	1189	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
エチレンクロロヒドリン	ETHYLENE CHLOROHYDRIN	1135	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エチレンジアミン	ETHYLENEDIAMINE	1604	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
エチレンジアミン二過 塩素酸	Ethylene diamine diperchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エピブROMヒドリン	EPIBROMOHYDRIN	2558	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
エピクロロヒドリン	EPICHLOROHYDRIN	2023	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A113
1,2-エポキシ-3-エト キシプロパン	1,2-EPOXY-3- ETHOXYPROPANE	2752	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
煙火	FIREWORKS	0333	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

煙火	FIREWORKS	0334	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
煙火	FIREWORKS	0335	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
煙火	FIREWORKS	0336	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
煙火	FIREWORKS	0337	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-
塩化亜鉛 (水溶液)	ZINC CHLORIDE SOLUTION	1840	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
塩化亜鉛 (無水物)	ZINC CHLORIDE, ANHYDROUS	2331	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
塩化アセチル	ACETYL CHLORIDE	1717	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
塩化アニソイル	ANISOYL CHLORIDE	1729	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
塩化アリル	ALLYL CHLORIDE	1100	3	-	6.1	G M	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	-
塩化アルミニウム (水溶液)	ALUMINIUM CHLORIDE SOLUTION	2581	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
塩化アルミニウム (無水物)	ALUMINIUM CHLORIDE, ANHYDROUS	1726	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
塩化硫黄類	SULPHUR CHLORIDES	1828	8	-	-	Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	A1
塩化イソブチリル	ISOBUTYRYL CHLORIDE	2395	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
塩化エチル	ETHYL CHLORIDE	1037	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
塩化クロミル	CHROMIUM OXYCHLORIDE	1758	8	-	-	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
塩化シアン (安定剤入りのもの)	CYANOGEN CHLORIDE, STABILIZED	1589	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A209
塩化ジエチルチオホス ホリル	DIETHYLTHIOPHOSPHOR YL CHLORIDE	2751	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
塩化ジメチルチオホス ホリル	DIMETHYL THIOPHOSPHORYL CHLORIDE	2267	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
塩化臭素	BROMINE CHLORIDE	2901	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
塩化水素 (深冷液化されている もの)	HYDROGEN CHLORIDE, REFRIGERATED LIQUID	2186	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
塩化水素 (無水物)	HYDROGEN CHLORIDE, ANHYDROUS	1050	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
塩化スルフリル	SULPHURYL CHLORIDE	1834	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
塩化第二水銀	MERCURIC CHLORIDE	1624	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
塩化第二水銀アンモニ ウム	MERCURY AMMONIUM CHLORIDE	1630	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
塩化第二スズ (五水和物)	STANNIC CHLORIDE PENTAhydrate	2440	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
塩化第二スズ (無水物)	STANNIC CHLORIDE, ANHYDROUS	1827	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-

塩化第二鉄 (無水物)	FERRIC CHLORIDE, ANHYDROUS	1773	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
塩化第二鉄 (溶液)	FERRIC CHLORIDE SOLUTION	2582	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
塩化チオニル	THIONYL CHLORIDE	1836	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
塩化チオホスホリル	THIOPHOSPHORYL CHLORIDE	1837	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1
塩化銅	COPPER CHLORIDE	2802	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
塩化ニトロシル	NITROSYL CHLORIDE	1069	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
塩化ピクリル	PICRYL CHLORIDE	0155	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
塩化ピクリル (湿性、10質量%以上の 水を含むもの)	PICRYL CHLORIDE, WETTED with not less than 10% water, by mass	3365	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
塩化ビニリデン (安定剤入りのもの)	VINYLDIENE CHLORIDE, STABILIZED	1303	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	A209
塩化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL CHLORIDE, STABILIZED	1086	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209 A900
塩化ピロスルフルル	PYROSULPHURYL CHLORIDE	1817	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
塩化フェニルカルピラ ミン	PHENYL CARBYLAMINE CHLORIDE	1672	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
塩化ブチリル	BUTYRYL CHLORIDE	2353	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
塩化フマリル	FUMARYL CHLORIDE	1780	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
塩化プロピオニル	PROPIONYL CHLORIDE	1815	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
塩化ベンジリデン	BENZYLIDENE CHLORIDE	1886	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
塩化ベンジル	BENZYL CHLORIDE	1738	6.1	-	8	M Q	2	E4	-	-	653	10	660	300	-
塩化ベンゼンジアゾ ニウム (乾性のもの)	Benzene diazonium chloride (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
塩化ベンゼンスルホニ ル	BENZENESULPHONYL CHLORIDE	2225	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
塩化ベンゾイル	BENZOYL CHLORIDE	1736	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
塩化ペンチル	AMYL CHLORIDE	1107	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
塩化ホスホリル	PHOSPHORUS OXYCHLORIDE	1810	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
塩化メチル	METHYL CHLORIDE	1063	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	100kg	A1 A900
塩化メチルと塩化メチ レンの混合物	METHYL CHLORIDE AND METHYLENE CHLORIDE MIXTURE	1912	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A52
塩化ヨウ素 (固体)	IODINE MONOCHLORIDE, SOLID	1792	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	863	50kg	A1

塩酸	HYDROCHLORIC ACID	1789	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A3
							3	E1	Y841	10	852	50	856	600	
演習弾	AMMUNITION, PRACTICE	0362	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
演習弾	AMMUNITION, PRACTICE	0488	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
演習用てき弾 (手りゅう弾又は小銃 てき弾)	GRENADES, PRACTICE, hand or rifle	0110	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	141	25kg	141	100kg	-
演習用てき弾 (手りゅう弾又は小銃 てき弾)	GRENADES, PRACTICE, hand or rifle	0318	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
演習用てき弾 (手りゅう弾又は小銃 てき弾)	GRENADES, PRACTICE, hand or rifle	0372	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
演習用てき弾 (手りゅう弾又は小銃 てき弾)	GRENADES, PRACTICE, hand or rifle	0452	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	141	75kg	-
塩素	CHLORINE	1017	2.3	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
					8										
塩素 (吸着されたもの)	CHLORINE, ADSORBED	3520	2.3	-	5.1	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
					8										
塩素酸 (水溶液) (濃度が10質量%以下 のもの。)	CHLORIC ACID, AQUEOUS SOLUTION with not more than 10% chloric acid	2626	5.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
塩素酸亜鉛	ZINC CHLORATE	1513	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
塩素酸アンモニウム	Ammonium chlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
塩素酸塩と塩化マグネ シウムの混合物 (固体)	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE MIXTURE, SOLID	1459	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A3
							3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	
塩素酸塩と塩化マグネ シウムの混合物 (溶液)	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE MIXTURE SOLUTION	3407	5.1	-	-	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A3
							3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	
塩素酸塩とホウ酸塩の 混合物	CHLORATE AND BORATE MIXTURE	1458	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A3
							3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	
塩素酸カリウム (固体)	POTASSIUM CHLORATE	1485	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
塩素酸カリウム (水溶液)	POTASSIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	2427	5.1	-	-	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A3
							3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	
塩素酸カルシウム (固体)	CALCIUM CHLORATE	1452	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
塩素酸カルシウム (水溶液)	CALCIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	2429	5.1	-	-	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A3
							3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	
塩素酸ストロンチウム	STRONTIUM CHLORATE	1506	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
塩素酸タリウム	THALLIUM CHLORATE	2573	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
						M									
塩素酸銅	COPPER CHLORATE	2721	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
塩素酸ナトリウム (固体)	SODIUM CHLORATE	1495	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-

塩素酸ナトリウム (水溶液)	SODIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	2428	5.1	-	-	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A3
							3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	
塩素酸バリウム (固体)	BARIUM CHLORATE, SOLID	1445	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
						M									
塩素酸バリウム (水溶液)	BARIUM CHLORATE SOLUTION	3405	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A3
						M	3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	
塩素酸ヒドラジン	Hydrazine chlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
塩素酸マグネシウム	MAGNESIUM CHLORATE	2723	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
オイルガス (圧縮されているもの)	OIL GAS, COMPRESSED	1071	2.3	-	2.1	F	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	25kg	A1
						D									
王水	NITROHYDROCHLORIC ACID	1798	8	-	-	Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	A1
黄リン (乾性のもの)	PHOSPHORUS, YELLOW, DRY	1381	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黄リン (水中保存のもの)	PHOSPHORUS, YELLOW, U NDER WATER	1381	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黄リン (溶液中のもの)	PHOSPHORUS, YELLOW, I N SOLUTION	1381	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黄リン焼夷弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, INCENDIARY, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	0243	1.2	H	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黄リン焼夷弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, INCENDIARY, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	0244	1.3	H	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黄リン発煙弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, SMOKE, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	0245	1.2	H	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黄リン発煙弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, SMOKE, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	0246	1.3	H	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オキアミ (粉碎されたもの)	KRILL MEAL	3497	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	A3
							3	E1			469	25kg	471	100kg	
オキシ塩化セレン	SELENIUM OXYCHLORIDE	2879	8	-	6.1	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
						M									
オキシシアン化第二水 銀 (減感剤入りのもの)	MERCURY OXYCYANIDE, DESENSITIZED	1642	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-

オキシ臭化リン	PHOSPHORUS OXYBROMIDE	1939	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	863	50kg	A1
オキシ臭化リン (溶融状のもの)	PHOSPHORUS OXYBROMIDE, MOLTEN	2576	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オクタジエン	OCTADIENE	2309	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
1,7-オクタジエン-3,5-ジイン-1,8-ジメトキシ-9-オクタデシノイックアシッド	1,7-Octadiene-3,5-diyne-1,8-dimethoxy-9-octadecynoic acid FORBIDDEN	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オクタデシルトリクロロシラン	OCTADECYLTRICHLOROSILANE	1800	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
オクタフルオロ-2-ブテン	OCTAFLUOROBUT-2-ENE	2422	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
オクタフルオロシクロブタン	OCTAFLUOROCYCLOBUTANE	1976	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
オクタフルオロプロパン	OCTAFLUOROPROPANE	2424	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
オクタン	OCTANES	1262	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
オクチルトリクロロシラン	OCTYLTRICHLOROSILANE	1801	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
オクトーゲン (15質量%以上の水で湿性としたもの)	OCTOGEN, WETTED with not less than 15% water, by mass	0226	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オクトーゲン (乾性のもの又は湿性されていないもの)	Octogen (dry or unphlegmatized)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オクトーゲン (鈍性化したもの)	OCTOGEN, DESENSITIZED	0484	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オクトール (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	OCTOL, dry or wetted with less than 15% water, by mass	0266	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オクトナール	OCTONAL	0496	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オクトライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	OCTOLITE, dry or wetted with less than 15% water, by mass	0266	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
織物 (合成したものであって、油を含有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FABRICS, SYNHETIC, N. O. S., WITH OIL	1373	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

織物 (植物系のもの あって、油を含有する もの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	FABRICS, VEGETABLE, N . O. S., WITH OIL	1373	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
織物 (低硝化ニトロセル ロースを含浸させてい るもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	FABRICS IMPREGNATED WITH WEAKLY NITRATED NITROCELLULOSE, N. O. S.	1353	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
織物 (動植物系のもの あって、油を含有する もの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	FABRICS, ANIMAL, N. O. S., WITH OIL	1373	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
オルトエチルアニリン	2-ETHYLANILINE	2273	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
オルトギ酸エチル	ETHYL ORTHOFORMATE	2524	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
オルトケイ酸メチル	METHYL ORTHOSILICATE	2606	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
オルトジクロロベンゼ ン	O-DICHLOROBENZENE	1591	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A113
オルトチタン酸テトラ プロピル	TETRAPROPYL ORTHOTITANATE	2413	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
オレイン酸第二水銀	MERCURY OLEATE	1640	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
加圧された化学物質 (引火性かつ毒性のも の) (他に品名が明示され ているものを除く。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.*	3504	2.1	-	6.1	D M	-	E0	-	-	積載禁止	-	218	75kg	A1 A187
加圧された化学物質 (引火性かつ腐食性 のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.*	3505	2.1	-	8	D Q	-	E0	-	-	積載禁止	-	218	75kg	A1 A187
加圧された化学物質 (引火性のも の) (他に品名が明示され ているものを除く。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, N. O. S.*	3501	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	218	75kg	A1 A187
加圧された化学物質 (毒性のも の) (他に品名が明示され ているものを除く。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, TOXIC, N. O. S.*	3502	2.2	-	6.1	E M	-	E0	-	-	積載禁止	-	218	100kg	A1 A187

加圧された化学物質 (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, CORROSIVE, N. O. S. *	3503	2.2	-	8	E	-	E0	-	-	積載禁止	-	218	100kg	A1 A187
加圧された化学物質 (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, N. O. S. *	3500	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	218	75kg	218	150kg	A187
カーバイド	CALCIUM CARBIDE	1402	4.3	-	-	J	1 2	E0 E2	- Y475	- 5kg	積載禁止 484	- 15kg	487 489	15kg 50kg	-
カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23°C	2758	3	-	6.1	G	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23°C	2991	6.1	-	3	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	2992	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
カーバメート系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2757	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
海綿鉄 (石炭ガス製造過程から生じたもの)	IRON OXIDE, SPENT (obtained from coal gas purification)	1376	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3
過塩素酸 (濃度が50質量%以下のものに限定。)	PERCHLORIC ACID with not more than 50% acid, by mass	1802	8	-	5.1	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1

過塩素酸 (濃度が72質量%を超えるもの)	Perchloric acid with more than 72% acid, by mass	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸 (濃度が50質量%を超え72質量%以下のものに 限る。)	PERCHLORIC ACID with more than 50% but not more than 72% acid, by mass	1873	5.1	-	8	K	1	E0	-	-	積載禁止	-	553	2.50	-
過塩素酸m-ニトロベン ゼンジアゾニウム	m-Nitrobenzene diazonium perchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸アンモニウム (酸化性のもの)	AMMONIUM PERCHLORATE	1442	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A22
過塩素酸アンモニウム (酸化性のものを除 く。)	AMMONIUM PERCHLORATE	0402	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A22
過塩素酸エチル	Ethyl perchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸カリウム	POTASSIUM PERCHLORATE	1489	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過塩素酸カルシウム	CALCIUM PERCHLORATE	1455	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過塩素酸ジアゾニウム	Diazonium perchlorates (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸ストロンチウ ム	STRONTIUM PERCHLORATE	1508	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過塩素酸テトラエチル アンモニウム (乾性のもの)	Tetraethylammonium perchlorate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸トリクロロメ チル	Trichloromethyl perchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸ナトリウム	SODIUM PERCHLORATE	1502	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過塩素酸ナフチルアミ ン	Naphthyl amineperchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸鉛 (固体)	LEAD PERCHLORATE, SOLID	1470	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
過塩素酸鉛 (溶液)	LEAD PERCHLORATE SOLUTION	3408	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A3
						M	3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	
過塩素酸バリウム (固体)	BARIUM PERCHLORATE, SOLID	1447	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
過塩素酸バリウム (水溶液)	BARIUM PERCHLORATE SOLUTION	3406	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A3
						M	3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	
過塩素酸ヒドラジン	Hydrazine perchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸ピリジン	Pyridine perchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過塩素酸マグネシウム	MAGNESIUM PERCHLORATE	1475	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過塩素酸メチルアミン (乾性のもの)	Methylamine perchlorate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
化学品見本 (毒性)	CHEMICAL SAMPLE, TOXIC	3315	6.1	-	-	-	1	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A106

火管	PRIMERS, TUBULAR	0319	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
火管	PRIMERS, TUBULAR	0320	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	133	75kg	-
火管	PRIMERS, TUBULAR	0376	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	133	25kg	133	100kg	-
火管雷管	PRIMERS, CAP TYPE	0044	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	133	25kg	133	100kg	-
火管雷管	PRIMERS, CAP TYPE	0377	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
火管雷管	PRIMERS, CAP TYPE	0378	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	133	75kg	-
核水銀	MERCURY NUCLEATE	1639	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
カコジル酸	CACODYLIC ACID	1572	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
カコジル酸ナトリウム	SODIUM CACODYLATE	1688	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
過酢酸 (濃度が43質量%を超え、過酸化水素を6質量%を超え含有するもの)	Peroxyacetic acid, more than 43% and with more than 6% hydrogen peroxide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過酸化亜鉛	ZINC PEROXIDE	1516	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過酸化カリウム	POTASSIUM PEROXIDE	1491	5.1	-	-	K	1	E0	-	-	積載禁止	-	561	15kg	A1
過酸化カルシウム	CALCIUM PEROXIDE	1457	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過酸化水素 (水溶液) (安定剤入りのもの)	HYDROGEN PEROXIDE, STABILIZED	2015	5.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過酸化水素 (水溶液) (安定剤入りのもので、濃度が60質量%を超えるもの)	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION, STABILIZED with more than 60% hydrogen peroxide	2015	5.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過酸化水素 (水溶液) (安定剤入りのもので、濃度が8質量%以上20質量%未満のもの)	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 8% but less than 20% hydrogen peroxide (stabilized as necessary)	2984	5.1	-	-	K	3	E1	Y541	10	551	2.50	555	300	-
過酸化水素 (水溶液) (必要に応じて安定剤を入れたもので、濃度が20質量%以上40質量%以下のもの)	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 20% but not more than 40% hydrogen peroxide (stabilized as necessary)	2014	5.1	-	8	K	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	-

過酸化水素 (水溶液) (必要に応じて安定剤 を入れたもので、濃度 が40質量%を超え60質 量%以下のもの)	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION with more than 40% but not more than 60% hydrogen peroxide (stabilized as necessary)	2014	5.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A75
過酸化水素と過酢酸の 混合物 (酸、水及び5質量% 以下の過酢酸(安定剤 入りのもの)を含有す るもの)	HYDROGEN PEROXIDE AND PEROXYACETIC ACID MIXTURE with acid(s), water and not more than 5% peroxyacetic acid, STABILIZED	3149	5.1	-	8	K Q	2	E2	Y540	0.50	550	10	554	50	A96
過酸化水素尿素	UREA HYDROGEN PEROXIDE	1511	5.1	-	8	K Q	3	E1	Y545	5kg	559	25kg	563	100kg	-
過酸化ストロンチウム	STRONTIUM PEROXIDE	1509	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過酸化ナトリウム	SODIUM PEROXIDE	1504	5.1	-	-	K	1	E0	-	-	積載禁止	-	561	15kg	A1
過酸化バリウム	BARIUM PEROXIDE	1449	5.1	-	6.1	K M	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
過酸化ピクリルナトリ ウム	Sodium picryl peroxide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過酸化マグネシウム	MAGNESIUM PEROXIDE	1476	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過酸化リチウム	LITHIUM PEROXIDE	1472	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
ガスカートリッジ (引火性ガスが充てん されているもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	GAS CARTRIDGES, (FLAMMAB LE) without a release device, non- refillable	2037	2.1	-	-	D	-	E0	Y203	1kg	203	1kg	203	15kg	A167
ガスカートリッジ (酸化性のもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	GAS CARTRIDGES (OXIDIZIN G) without a release device, non- refillable	2037	2.2	-	5.1	E K	-	E0	-	-	203	1kg	203	15kg	A167
ガスカートリッジ (他の危険性を有しな いもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	GAS CARTRIDGES (NON- FLAMMABLE) without a release device, non- refillable	2037	2.2	-	-	E	-	E0	Y203	1kg	203	1kg	203	15kg	A98 A167
ガスカートリッジ (毒性かつ引火性かつ 腐食性のガスが充てん されているもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	GAS CARTRIDGES (TOXIC, FL AMMABLE&CORROSIVE) without a release device, non- refillable	2037	2.3	-	2.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

<p>ガスカートリッジ (毒性かつ酸化性かつ腐食性のガスが充てんされているもの) (作動装置がなく、再充てん不可能なもの)</p>	<p>GAS CARTRIDGES (TOXIC, OXIDIZING&CORROSIVE) without a release device, non-refillable</p>	2037	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A211
<p>ガスカートリッジ (毒性かつ酸化性のガスが充てんされているもの) (作動装置がなく、再充てん不可能なもの)</p>	<p>GAS CARTRIDGES (TOXIC&OXIDIZING) without a release device, non-refillable</p>	2037	2.3	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
<p>ガスカートリッジ (毒性かつ腐食性のガスが充てんされているもの) (作動装置がなく、再充てん不可能なもの)</p>	<p>GAS CARTRIDGES (TOXIC&CORROSIVE) without a release device, non-refillable</p>	2037	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
<p>ガスカートリッジ (毒性のガスが充てんされているもの) (作動装置がなく、再充てん不可能なもの)</p>	<p>GAS CARTRIDGES (TOXIC) without a release device, non-refillable</p>	2037	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
<p>ガス見本 (加圧していないもの) (引火性のもの) (深冷液化されているものを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)</p>	<p>GAS SAMPLE, NON-PRESSURIZED, FLAMMABLE, N. O. S., not refrigerated liquid</p>	3167	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	206	10	206	50	-
<p>ガス見本 (加圧していないもの) (毒性かつ引火性のもの) (深冷液化されているものを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)</p>	<p>GAS SAMPLE, NON-PRESSURIZED, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S., not refrigerated liquid</p>	3168	2.3	-	2.1	F D	-	E0	-	-	積載禁止	-	206	10	A1

ガス見本 (加圧していないもの) (毒性のもの) (深冷液化されているものを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	GAS SAMPLE, NON-PRESSURIZED, TOXIC, N. O. S., not refrigerated liquid	3169	2.3	-	-	F	-	E0	-	-	積載禁止	-	206	10	A1
ガス油	GAS OIL	1202	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A3
ガスライター (引火性ガスが充てんされているもの)	LIGHTERS containing flammable gas	1057	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	201	1kg	201	15kg	-
ガスライター用詰替えガス (引火性ガスが充てんされているもの)	LIGHTER REFILLS containing flammable gas	1057	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	201	1kg	201	15kg	-
カ性アルカリ類 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	CAUSTIC ALKALI LIQUID, N. O. S.*	1719	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
ガソリン	GASOLINE	1203	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A100
ガソリン	MOTOR SPIRIT	1203	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A100
過炭酸ナトリウム	SODIUM CARBONATE PEROXYHYDRATE	3378	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	-
活性炭 (蒸気活性化工程を経た活性炭を除く。)	CARBON, ACTIVATED	1362	4.2	-	-	I	3	E1	-	-	472	0.5kg	472	0.5kg	A3
カテコールボラン	CATECHOLBORANE	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A210
カドミウム化合物	CADMIUM COMPOUND*	2570	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
カプロン酸	CAPROIC ACID	2829	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
過ホウ酸ナトリウム (水和物)	SODIUM PERBORATE MONOHYDRATE	3377	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
過ホウ酸ナトリウム (無水物)	SODIUM PEROXOBORATE, ANHYDROUS	3247	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過マンガン酸亜鉛	ZINC PERMANGANATE	1515	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過マンガン酸アンモニウム	Ammonium permanganate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
過マンガン酸カリウム	POTASSIUM PERMANGANATE	1490	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過マンガン酸カルシウム	CALCIUM PERMANGANATE	1456	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
過マンガン酸ナトリウム	SODIUM PERMANGANATE	1503	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-

過マンガン酸バリウム	BARIUM PERMANGANATE	1448	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
貨物輸送ユニット (燻蒸されたもの)	FUMIGATED CARGO TRANSPORT UNIT	3359	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
料薬火工品	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	0428	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
料薬火工品	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	0429	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
料薬火工品	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	0430	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
料薬火工品	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	0431	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
料薬火工品	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	0432	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-
火薬系列構成品 (他に品名が明示され ているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N. O. S.*	0382	1.2	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
火薬系列構成品 (他に品名が明示され ているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N. O. S.*	0383	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62
火薬系列構成品 (他に品名が明示され ているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N. O. S.*	0384	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	101	25kg	101	100kg	A62
火薬系列構成品 (他に品名が明示され ているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N. O. S.*	0461	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
空容器 (廃棄されるもので あって、洗浄されてい ないもの)	PACKAGING DISCARDED, EMPTY, UNCLEANED	3509	9	-	-	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A200
カリウム	POTASSIUM	2257	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	A1
ガリウム	GALLIUM	2803	8	-	-	Q	3	E0	-	-	867	20kg	867	20kg	A69
カリウム合金 (液体)	POTASSIUM METAL ALLOYS, LIQUID	1420	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A1
カリウム合金 (固体)	POTASSIUM METAL ALLOYS, SOLID	3403	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
カリウムナトリウム合 金 (液体)	POTASSIUM SODIUM ALLOYS, LIQUID	1422	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	A1
カリウムナトリウム合 金 (固体)	POTASSIUM SODIUM ALLOYS, SOLID	3404	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-

カリウムヒドロサルファイト	POTASSIUM HYDROSULPHITE	1929	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
過硫酸アンモニウム	AMMONIUM PERSULPHATE	1444	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
過硫酸カリウム	POTASSIUM PERSULPHATE	1492	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
過硫酸ナトリウム	SODIUM PERSULPHATE	1505	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
カルシウム (自然発火性を有しないもの)	CALCIUM	1401	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	484	15kg	490	50kg	-
カルシウム (自然発火性のもの)	CALCIUM, PYROPHORIC	1855	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
カルシウム合金 (自然発火性のもの)	CALCIUM ALLOYS, PYROPHORIC	1855	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
カルシウムシアナミド (カルシウムカーバイドの含有率が0.1質量%を超えるもの)	CALCIUM CYANAMIDE with more than 0.1% of calcium carbide	1403	4.3	-	-	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	A71
カルシウムヒドロサルファイト	CALCIUM HYDROSULPHITE	1923	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
カルシウムマンガンシリコン	CALCIUM MANGANESE SILICON	2844	4.3	-	-	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	-
カルボニルカリウム	Potassium carbonyl	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
環境有害物質 (液体)	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S. *	3082	9	-	-	S	3	E1	Y964	30kg (包装物込みの質量)	964	450l	964	450l	A97 A158 A197
環境有害物質 (固体)	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S. *	3077	9	-	-	S	3	E1	Y956	30kg (包装物込みの質量)	956	400kg	956	400kg	A97 A158 A179 A197
乾電池 (固体の水酸化カリウムを内蔵するもの)	BATTERIES, DRY, CONTAINING POTASSIUM HYDROXIDE SOLID, electric storage	3028	8	-	-	Q	-	E0	-	-	871	25kg	871	230kg	A183 A184
機械 (引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの)	MACHINERY, FUEL CELL, FLAMMABLE LIQUID POWERED	3528	3	-	-	G	-	E0	-	-	378	上限なし	378	上限なし	A67 A70 A87 A176 A208
機械 (引火性液体を燃料とするもの)	MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE LIQUID POWERED	3528	3	-	-	G	-	E0	-	-	378	上限なし	378	上限なし	A67 A70 A87 A208

機械 (引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの)	MACHINERY, FUEL CELL, FLAMMABLE GAS POWERED	3529	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	220	上限なし	A67 A70 A87 A208
機械 (引火性ガスを燃料とするもの)	MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE GAS POWERED	3529	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	220	上限なし	A67 A70 A87 A208
機械 (内燃機関のもの)	MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION	3530	9	-	-	S	-	E0	-	-	972	上限なし	972	上限なし	A208
機械、危険物を内蔵するもの。	DANGEROUS GOODS IN MACHINERY	3363	9	-	-	S	-	E0	-	-	962	962参照	962	962参照	A48 A107
ギ酸 (濃度が10質量%以上85質量%以下のもの)	FORMIC ACID with not less than 10% but not more than 85% acid by mass	3412	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ギ酸 (濃度が5質量%以上10質量%未満のものに限る。)	FORMIC ACID with not less than 5% but less than 10% acid by mass	3412	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
ギ酸 (濃度が85質量%を超えるもの)	FORMIC ACID with more than 85% acid by mass	1779	8	-	3	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ギ酸アリル	ALLYL FORMATE	2336	3	-	6.1	G	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	-
ギ酸イソブチル	ISOBUTYL FORMATE	2393	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ギ酸エチル	ETHYL FORMATE	1190	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
キサントゲン酸塩	XANTHATES	3342	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	- -	- -	467 469	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
ギ酸ノルマルブチル	N-BUTYL FORMATE	1128	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ギ酸プロピル	PROPYL FORMATES	1281	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ギ酸ペンチル	AMYL FORMATES	1109	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ギ酸メチル	METHYL FORMATE	1243	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
キシリジン (液体)	XYLIDINES, LIQUID	1711	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
キシリジン (固体)	XYLIDINES, SOLID	3452	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
p-キシリルジアジド	p-Xylyl diazide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
キシレノール (液体)	XYLENOLS, LIQUID	3430	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
キシレノール (固体)	XYLENOLS, SOLID	2261	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
キシレン	XYLENES	1307	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
キセノン	XENON	2036	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A69 A202 A900
キセノン (深冷液化されているもの)	XENON, REFRIGERATED LIQUID	2591	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-

喫煙用ライター (ライター用オイルと ともに包装されたも の)	Lighters (cigarettes) with lighter fluids	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
喫煙用ライター (ライター用オイルを 含有するもの)	Lighters (cigarettes) containing pyrophoric liquid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
キノリン	QUINOLINE	2656	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
起爆装置 (爆破用で、電気式で ないもの)	DETONATOR ASSEMBLIES, NON- ELECTRIC for blasting	0360	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
起爆装置 (爆破用で、電気式で ないもの)	DETONATOR ASSEMBLIES, NON- ELECTRIC for blasting	0361	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	131	75kg	-
起爆装置 (爆破用で、電気式で ないもの)	DETONATOR ASSEMBLIES, NON- ELECTRIC for blasting	0500	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	131	25kg	131	100kg	A165
起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	0073	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	0364	1.2	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	0365	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	133	75kg	-
起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	0366	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	133	25kg	133	100kg	A165
キャパシタ (電気二重層)	CAPACITOR, ELECTRIC DOUBLE LAYER (with an energy storage capacity greater than 0.3Wh)	3499	9	-	-	S	-	E0	-	-	971	上限なし	971	上限なし	A186
キャパシタ (非対称型)	CAPACITOR, ASYMMETRIC (with an energy storage capacity greater than 0.3Wh)	3508	9	-	-	S	-	E0	-	-	971	上限なし	971	上限なし	A196
救急キット	CHEMICAL KIT	3316	9	-	-	S	2 3	E0 E0	Y960 Y960	1kg 1kg	960 960	10kg 10kg	960 960	10kg 10kg	A44 A163
救急キット	FIRST AID KIT	3316	9	-	-	S	2 3	E0 E0	Y960 Y960	1kg 1kg	960 960	10kg 10kg	960 960	10kg 10kg	A44 A163
吸着ガス (引火性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, FLAMMABLE, N. O. S. *	3510	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	219	150kg	-
吸着ガス (酸化性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, OXIDIZING, N. O. S. *	3513	2.2	-	5.1	E K	-	E0	-	-	219	75kg	219	150kg	-

吸着ガス (毒性かつ引火性かつ 腐食性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. *	3517	2.3	-	2.1 8	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
吸着ガス (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	3514	2.3	-	2.1	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
吸着ガス (毒性かつ酸化性かつ 腐食性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, TOXIC, OXIDIZING, CORROSIVE, N. O. S. *	3518	2.3	-	5.1 8	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
吸着ガス (毒性かつ酸化性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, TOXIC, OXIDIZING, N. O. S. *	3515	2.3	-	5.1	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
吸着ガス (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S. *	3516	2.3	-	8	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
吸着ガス (毒性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, TOXIC, N. O. S. *	3512	2.3	-	-	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
吸着ガス (他に品名が明示され ているものを除く。)	ADSORBED GAS, N. O. S. *	3511	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	219	75kg	219	150kg	-
吸入毒性液体 (引火性かつ腐食性の もの) (吸入毒性試験による 半数致死濃度が 1000mL/m3以下で、か つ、飽和蒸気濃度が吸 入毒性試験による半数 致死濃度の10倍以上の ものであって、他に品 名が明示されていない ものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	3489	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

<p>吸入毒性液体 (引火性かつ腐食性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50</p>	3488	6.1	-	38	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50</p>	3384	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50</p>	3383	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50</p>	3382	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

<p>吸入毒性液体 (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, N. O. S.* with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50</p>	3381	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (酸化性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, OXIDIZING, N. O. S.* with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50</p>	3388	6.1	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (酸化性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, OXIDIZING, N. O. S.* with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50</p>	3387	6.1	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (水反応性かつ引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE, N. O. S.* with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50</p>	3491	6.1	-	3 4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

<p>吸入毒性液体 (水反応性かつ引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50</p>	3490	6.1	-	3 4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (水反応性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50</p>	3386	6.1	-	4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (水反応性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50</p>	3385	6.1	-	4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
<p>吸入毒性液体 (腐食性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m3以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)</p>	<p>TOXIC BY INHALATION LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. * with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50</p>	3390	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

吸入毒性液体 (腐食性のもの) (吸入毒性試験による 半数致死濃度が 200mL/m3以下で、か つ、飽和蒸気濃度が吸 入毒性試験による半数 致死濃度の500倍以上 のものであって、他に 品名が明示されていな いものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.* with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m3 and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	3389	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
救命器具 (非膨張式のもの、 装置に危険物が内蔵さ れているもの)	LIFE-SAVING APPLIANCES, NOT SELF-INFLATING containing dangerous goods as equipment	3072	9	-	-	S	-	E0	-	-	955	上限なし	955	上限なし	A48 A87 A182
救命器具 (膨張式のもの)	LIFE-SAVING APPLIANCES, SELF- INFLATING	2990	9	-	-	S	-	E0	-	-	955	上限なし	955	上限なし	A48 A87
強化マッチ	MATCHES, FUSEE	2254	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A125
魚粉 (安定剤入りのもの)	FISH MEAL, STABILIZED	2216	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
魚粉 (安定剤が入っていな いもの)	FISH MEAL, UNSTABILIZED	1374	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
魚雷 (さく薬付きのもの)	TORPEDOES with bursting charge	0329	1.1	E	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
魚雷 (さく薬付きのもの)	TORPEDOES with bursting charge	0451	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
魚雷 (さく薬付きのもの)	TORPEDOES with bursting charge	0330	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
魚雷 (液体燃料付きの もの)	TORPEDOES, LIQUID FUELLED with or without bursting charge	0449	1.1	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
魚雷 (液体燃料付きの もの) (無火薬弾頭付きの もの)	TORPEDOES, LIQUID FUELLED with inert head	0450	1.3	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
魚雷弾頭 (さく薬付きのもの)	WARHEADS, TORPEDO with bursting charge	0221	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止 -	- - -	積載禁止	-	-
銀アセチリド (乾性のもの)	Silver acetylide (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
金属カルボニル類 (液体) (他に品名が明示され ているものを除く。)	METAL CARBONYLS, LIQUID, N. O. S.*	3281	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A137

金属カルボニル類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL CARBONYLS, SOLID, N. O. S.*	3466	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
金属触媒 (乾性のもの)	METAL CATALYST, DRY*	2881	4.2	-	-	I	1 2 3	- E0 E1	- - -	- - -	積載禁止 積載禁止 473	- - 25kg	積載禁止 473 473	- 50kg 100kg	A3 A36
金属触媒 (湿性のもの) (過剰水が目視されるもの)	METAL CATALYST, WETTED* with a visible excess of liquid	1378	4.2	-	-	I	2	E0	-	-	積載禁止	-	473	50kg	A1
金属性物質 (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, SELF-HEATING, N. O. S.*	3209	4.3	-	4.2	J I	1 2 3	E0 E0 E1	- - -	- - -	積載禁止 積載禁止 485	- - 25kg	487 489 491	15kg 50kg 100kg	A3
金属性物質 (水反応性) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, N. O. S.*	3208	4.3	-	-	J	1 2 3	E0 E2 E1	- Y475 Y477	- 5kg 10kg	積載禁止 483 485	- 15kg 25kg	487 489 491	15kg 50kg 100kg	A3
金属粉末 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL POWDER, FLAMMABLE, N. O. S.	3089	4.1	-	-	H	2 3	E2 E1	Y441 Y443	5kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
グアニルニトロサミノ グアニリデンヒドラジ ン (30質量%以上の水で 湿性としたもの)	GUANYL NITROSAMINO GUANYLID ENE HYDRAZINE, WETTED with not less than 30% water, by mass	0113	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
グアニルニトロサミノ グアニルテトラゼン (30質量%以上の水又 はアルコールと水の混 合物で湿性としたも の)	GUANYL NITROSAMINO GUANYL TE TRAZENE, WETTED with not less than 30% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0114	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
グアニルニトロソアミ ノグアニリデンヒドラ ジン (乾性のもの)	Guanyl nitrosaminoguanylid ene hydrazine (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
グアニルニトロソアミ ノグアニルテトラゼン (乾性のもの)	Guanyl nitrosaminoguanyl te trazene (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
空気 (圧縮されているも の) (酸素の濃度が23.5% 以下の空気に限る。)	AIR, COMPRESSED	1002	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
空気 (深冷液化されている もの)	AIR, REFRIGERATED LIQUID	1003	2.2	-	5.1	E K	-	E0	-	-	積載禁止	-	202	150kg	A1

空気汚染モニター装置 の目盛り検査のために 使用される危険物を含む 透過装置	Permeation devices for calibrating air quality monitoring equipment	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A41
グリシドアルデヒド	GLYCIDALDEHYDE	2622	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
グリセリン-1,3-ジナ イトレート	Glycerol-1,3- dinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
グリセロール-α-モノ クロロヒドリン	GLYCEROL alpha- MONOCHLOROHYDRIN	2689	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クリプトン (圧縮されているもの)	KRYPTON, COMPRESSED	1056	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A69 A202
クリプトン (深冷液化されているもの)	KRYPTON, REFRIGERATED LIQUID	1970	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-
グルコン酸第二水銀	MERCURY GLUCONATE	1637	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
グルコン酸ニトログリ セリン	Glycerol gluconate trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クレゾール (液体)	CRESOLS, LIQUID	2076	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クレゾール (固体)	CRESOLS, SOLID	3455	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y644	1kg	668	15kg	675	50kg	-
クレゾール酸	CRESYLIC ACID	2022	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クロトニレン	CROTONYLENE	1144	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
クロトンアルデヒド	CROTONALDEHYDE	1143	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A209
クロトンアルデヒド (安定剤入りのもの)	CROTONALDEHYDE, STABILIZED	1143	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A209
クロトン酸 (液体)	CROTONIC ACID, LIQUID	3472	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
クロトン酸 (固体)	CROTONIC ACID, SOLID	2823	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
クロトン酸エチル	ETHYL CROTONATE	1862	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
クロム酸 (水溶液)	CHROMIC ACID SOLUTION	1755	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
クロム硫酸	CHROMOSULPHURIC ACID	2240	8	-	-	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
クロラール (無水物) (安定剤入りのもの)	CHLORAL, ANHYDROUS, STABILIZED	2075	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
1-クロロ-1,1-ジフル オロエタン	1-CHLORO-1,1- DIFLUOROETHANE	2517	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
1-クロロ-1,2,2,2-テ トラフルオロエタン	1-CHLORO-1,2,2,2- TETRAFLUOROETHANE	1021	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
3-クロロ-1-プロパ ノール	3-CHLOROPROPANOL-1	2849	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-

1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン	1-CHLORO-2,2,2-TRIFLUOROETHANE	1983	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
2-クロロ-5-トリフルオロメチルニトロベンゼン	3-NITRO-4-CHLOROBENZOTRIFLUORIDE	2307	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート (液体)	3-CHLORO-4-METHYLPHENYL ISOCYANATE, LIQUID	2236	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート (固体)	3-CHLORO-4-METHYLPHENYL ISOCYANATE, SOLID	3428	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
クロロアセチルクロライド	CHLOROACETYL CHLORIDE	1752	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
クロロアセトニトリル	CHLOROACETONITRILE	2668	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロアセトフェノン (液体)	CHLOROACETOPHENONE, LIQUID	3416	6.1	-	-	M	2	E0	-	-	積載禁止	-	661	600	A1
クロロアセトフェノン (固体)	CHLOROACETOPHENONE, SOLID	1697	6.1	-	-	M	2	E0	-	-	積載禁止	-	676	100kg	A1
クロロアセトン (安定剤入りのもの)	CHLOROACETONE, STABILIZED	1695	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロアセトン (安定剤が入っていないもの)	Chloroacetone (unstabilized)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロアニリン (液体)	CHLOROANILINES, LIQUID	2019	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
クロロアニリン (固体)	CHLOROANILINES, SOLID	2018	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
2-クロロエタナール	2-CHLOROETHANAL	2232	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1-クロロ-3-ブロモプロパン	1-BROMO-3-CHLOROPROPANE	2688	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
4-クロロオルトトルイジン塩酸塩 (固体)	4-CHLORO-0-TOLUIDINE HYDROCHLORIDE, SOLID	1579	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
4-クロロオルトトルイジン塩酸塩 (水溶液)	4-CHLORO-0-TOLUIDINE HYDROCHLORIDE SOLUTION	3410	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A3
3-クロロ過安息香酸 (濃度が57質量%を超え86%以下で、固体希釈剤を14質量%以上含有するもの)	3-Chloroperoxybenzoic acid, more than 57% and not more than 86%, when with 14% or more inert solid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロギ酸アリル	ALLYL CHLOROFORMATE	1722	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロギ酸イソプロピル	ISOPROPYL CHLOROFORMATE	2407	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

クロロギ酸エステル類 (毒性、腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROFORMATES, TOXIC, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S. *	2742	6.1	-	3 8	M G Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クロロギ酸エステル類 (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROFORMATES, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S. *	3277	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クロロギ酸エチル	ETHYL CHLOROFORMATE	1182	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロギ酸クロロメチル	CHLOROMETHYL CHLOROFORMATE	2745	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クロロギ酸シクロブチル	CYCLOBUTYL CHLOROFORMATE	2744	6.1	-	3 8	M G Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クロロギ酸ターシャリーブチルシクロヘキシル	TERT- BUTYLCYCLOHEXYL CHLOROFORMATE	2747	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クロロギ酸ノルマルブチル	N-BUTYL CHLOROFORMATE	2743	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロギ酸フェニル	PHENYL CHLOROFORMATE	2746	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y641	10	653	10	660	300	-
クロロギ酸ベンジル	BENZYL CHLOROFORMATE	1739	8	-	-	Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	A1
クロロギ酸メチル	METHYL CHLOROFORMATE	1238	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロギ酸-2-エチルヘキシル	2-ETHYLHEXYL CHLOROFORMATE	2748	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クロロギ酸ノルマルプロピル	N-PROPYL CHLOROFORMATE	2740	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロクレゾール (液体)	CHLOROCRESOLS SOLUTION	2669	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
クロロクレゾール (固体)	CHLOROCRESOLS, SOLID	3437	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
クロロ酢酸 (固体)	CHLOROACETIC ACID, SOLID	1751	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y644	1kg	668	15kg	675	50kg	-
クロロ酢酸 (水溶液)	CHLOROACETIC ACID SOLUTION	1750	6.1	-	8	M Q	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	-
クロロ酢酸 (熔融状のもの)	CHLOROACETIC ACID, MOLTEN	3250	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロ酢酸イソプロピル	ISOPROPYL CHLOROACETATE	2947	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
クロロ酢酸エチル	ETHYL CHLOROACETATE	1181	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
クロロ酢酸ナトリウム	SODIUM CHLOROACETATE	2659	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
クロロ酢酸ビニル	VINYL CHLOROACETATE	2589	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
クロロ酢酸メチル	METHYL CHLOROACETATE	2295	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロジニトロベンゼン (液体)	CHLORODINITROBENZENES, LIQUID	1577	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A113

クロロジニトロベンゼン (固体)	CHLORODINITROBENZENES, SOLID	3441	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A113
クロロジフルオロブロモメタン	CHLORODIFLUOROBROMOMETHANE	1974	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
クロロジフルオロメタン	CHLORODIFLUOROMETHANE	1018	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物 (クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの)	CHLORODIFLUOROMETHANE AND CHLOROPENTAFLUOROETHANE MIXTURE with fixed boiling point, with approximately 49% chlorodifluoromethane	1973	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
クロロシラン (毒性、腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, TOXIC, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.*	3362	6.1	-	38	M G Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	681	300	-
クロロシラン (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.*	3361	6.1	-	8	M Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	681	300	-
クロロシラン類 (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	2985	3	-	8	G Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	377	50	-
クロロシラン類 (腐食性のもの) (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.	2986	8	-	3	Q G	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
クロロシラン類 (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, CORROSIVE, N. O. S.	2987	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
クロロシラン類 (水との反応性を有するもの) (引火性を有するもの) (腐食性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	2988	4.3	-	38	J G Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	-

クロロスルホン酸 (三酸化硫黄を含有するものを含む。)	CHLOROSULPHONIC ACID (with or without sulphur trioxide)	1754	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロチオギ酸エチル	ETHYL CHLOROTHIOFORMATE	2826	8	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロトリフルオロメタン	CHLOROTRIFLUOROMETHANE	1022	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物 (クロロトリフルオロメタンの含有率が約60質量%のもの)	CHLOROTRIFLUOROMETHANE AND TRIFLUOROMETHANE AZEOTROPIC MIXTURE with approximately 60% chlorotrifluoromethane	2599	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
クロロトルイジン (固体)	CHLOROTOLUIDINES, SOLID	2239	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
クロロトルイジン (液体)	CHLOROTOLUIDINES, LIQUID	3429	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クロロトルエン	CHLOROTOLUENES	2238	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
クロロニトロアニリン	CHLORONITROANILINES	2237	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
クロロニトロトルエン類 (液体)	CHLORONITROTOLUENES, LIQUID	2433	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クロロニトロトルエン類 (固体)	CHLORONITROTOLUENES, SOLID	3457	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
クロロニトロベンゼン (液体)	CHLORONITROBENZENES, LIQUID	3409	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A113
クロロニトロベンゼン (固体)	CHLORONITROBENZENES, SOLID	1578	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A113
クロロ白金酸 (固体)	CHLOROPLATINIC ACID, SOLID	2507	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
クロロピクリン	CHLOROPICRIN	1580	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
クロロピクリン混合物 (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROPICRIN MIXTURE, N. O. S. *	1583	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3 A137
クロロピクリンと塩化メチルの混合物	CHLOROPICRIN AND METHYL CHLORIDE MIXTURE	1582	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
クロロピクリンと臭化メチルの混合物 (クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの)	CHLOROPICRIN AND METHYL BROMIDE MIXTURE with more than 2% chloropicrin	1581	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
2-クロロピリジン	2-CHLOROPYRIDINE	2822	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
クロロフェニルトリクロシラン	CHLOROPHENYLTRICHLOROSILANE	1753	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1

クロロフェノール類 (液体)	CHLOROPHENOLS, LIQUID	2021	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クロロフェノール類 (固体)	CHLOROPHENOLS, SOLID	2020	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A25
クロロフェノレート類 (液体)	CHLOROPHENOLATES, LIQUID	2904	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
クロロフェノレート類 (固体)	CHLOROPHENOLATES, SOLID	2905	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
クロロブタン	CHLOROBUTANES	1127	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
クロロプレン (安定剤入りのもの)	CHLOROPRENE, STABILIZED	1991	3	-	6.1	G M	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	A209
クロロプレン (安定剤が入っていないもの)	Chloroprene, uninhibited	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1-クロロプロパン	1-CHLOROPROPANE	1278	3	-	-	G	2	E0	-	-	積載禁止	-	364	600	A1
2-クロロプロパン	2-CHLOROPROPANE	2356	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
2-クロロプロピオン酸	2-CHLOROPROPIONIC ACID	2511	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
2-クロロプロピオン酸 イソプロピル	ISOPROPYL 2- CHLOROPROPIONATE	2934	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
2-クロロプロピオン酸 エチル	ETHYL 2- CHLOROPROPIONATE	2935	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
2-クロロプロピオン酸 メチル	METHYL 2- CHLOROPROPIONATE	2933	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
2-クロロプロペン	2-CHLOROPROPENE	2456	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
クロロベンジルクロラ イド (液体)	CHLOROBENZYL CHLORIDES, LIQUID	2235	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
クロロベンジルクロラ イド (固体)	CHLOROBENZYL CHLORIDES, SOLID	3427	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
クロロベンゼン	CHLOROBENZENE	1134	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
クロロベンゾトリフル オライド	CHLOROBENZOTRIFLUOR IDES	2234	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
クロロペンタフルオロ エタン	CHLOROPENTAFLUOROET HANE	1020	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
クロロホルム	CHLOROFORM	1888	6.1	-	-	M	3	E1	Y680	20	680	600	680	2200	-
クロロメチルエチル エーテル	CHLOROMETHYL ETHYL ETHER	2354	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
ケイ化カルシウム	CALCIUM SILICIDE	1405	4.3	-	-	J	2 3	E2 E1	Y475 Y477	5kg 10kg	484 486	15kg 25kg	490 491	50kg 100kg	A3
ケイ化マグネシウム	MAGNESIUM SILICIDE	2624	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	483	15kg	489	50kg	-
ケイ酸テトラエチル	TETRAETHYL SILICATE	1292	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ケイ素粉末 (無定形のもの)	SILICON POWDER, AMORPHOUS	1346	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	A54

ケイフッ化亜鉛	ZINC FLUOROSILICATE	2855	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ケイフッ化アンモニウム	AMMONIUM FLUOROSILICATE	2854	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ケイフッ化カリウム	POTASSIUM FLUOROSILICATE	2655	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ケイフッ化ナトリウム	SODIUM FLUOROSILICATE	2674	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ケイフッ化物 (他に品名が明示されているものを除く。)	FLUOROSILICATES, N. O. S. *	2856	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ケイフッ化マグネシウム	MAGNESIUM FLUOROSILICATE	2853	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
軽油	HEATING OIL, LIGHT	1202	3	-	-	G	3	E1	Y344	10ℓ	355	60ℓ	366	220ℓ	A3
ケーブル切断具	CUTTERS, CABLE, EXPLOSIVE	0070	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	134	25kg	134	100kg	-
ケトン類 (他に品名が明示されているものを除く。)	KETONES, LIQUID, N. O. S. *	1224	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	1ℓ 10ℓ	353 355	5ℓ 60ℓ	364 366	60ℓ 220ℓ	A3
ゲルマン	GERMANE	2192	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ゲルマン (吸着されたもの)	GERMANE, ADSORBED	3523	2.3	-	2.1	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
拳銃信号弾	CARTRIDGES, SIGNAL	0054	1.3	G	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
拳銃信号弾	CARTRIDGES, SIGNAL	0312	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
拳銃信号弾	CARTRIDGES, SIGNAL	0405	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-
原油	PETROLEUM CRUDE OIL	1267	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 1ℓ 10ℓ	351 353 355	1ℓ 5ℓ 60ℓ	361 364 366	30ℓ 60ℓ 220ℓ	A3 A177
原油 (硫化水素分の高いもの) (引火性かつ毒性のもの)	PETROLEUM SOUR CRUDE OIL, FLAMMABLE, TOXIC	3494	3	-	6.1	G M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y341 Y343	- 1ℓ 2ℓ	積載禁止 352 355	- 1ℓ 60ℓ	361 364 366	30ℓ 60ℓ 220ℓ	A166 - -
高温輸送物質 (液体) (引火点が60℃を超えるものであって、引火点以上の温度で輸送されるもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ELEVATED TEMPERATURE LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. *, with flash point above 60°C, at or above its flash point	3256	3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

高温輸送物質（液体） （100℃以上であって 引火点を超えない温度 で輸送されるもの（溶 融金属類及び溶融塩類 を含む。）に限る。） （他に品名が明示され ているものを除く。）	ELEVATED TEMPERATURE LIQUID, N. O. S. *, at or above 100℃ and below its flash point (including molten metals, molten salts, etc.)	3257	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
高温輸送物質（固体） （240℃以上の温度で 輸送されるもの） （他に品名が明示され ているものを除く。）	ELEVATED TEMPERATURE SOLID, N. O. S. *, at or above 240℃	3258	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
工業雷管 （爆破用で、電気式で ないもの）	DETONATORS, NON- ELECTRIC for blasting	0267	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	131	75kg	-
工業雷管 （爆破用で、電気式で ないもの）	DETONATORS, NON- ELECTRIC for blasting	0455	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	131	25kg	131	100kg	A165
工業雷管 （爆破用で、電気式で ないもの）	DETONATORS, NON- ELECTRIC for blasting	0029	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
航空規制液体 （他に品名が明示され ていないもの）	AVIATION REGULATED LIQUID, N. O. S. *	3334	9	-	-	S	3	E1	Y964	30kg （包装 込みの 質量）	964	4500	964	4500	A27
航空規制固体 （他に品名が明示され ていないもの）	AVIATION REGULATED SOLID, N. O. S. *	3335	9	-	-	S	3	E1	Y956	30kg （包装 込みの 質量）	956	400kg	956	400kg	A27
航空機の油圧装置作動 用燃料油タンク （無水ヒドラジンとモ ノメチルヒドラジンの 混合物を含むもの） （M86燃料）	AIRCRAFT HYDRAULIC POWER UNIT FUEL TANK (containing a mixture of anhydrous hydrazine and methylhydrazine) (M86 fuel)	3165	3	-	6.1 8	G M Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	372	420	A1 A48
航空機用信号炎管	FLARES, AERIAL	0420	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
航空機用信号炎管	FLARES, AERIAL	0093	1.3	G	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
航空機用信号炎管	FLARES, AERIAL	0403	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
航空機用信号炎管	FLARES, AERIAL	0404	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-

航空機用信号炎管	FLARES, AERIAL	0421	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
工具用空砲	CARTRIDGES FOR TOOLS, BLANK	0014	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	130	25kg	130	100kg	-
香料製品類 (引火性のもの)	PERFUMERY PRODUCTS, with flammable solvents	1266	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3 A72
五塩化アンチモン (水溶液)	ANTIMONY PENTACHLORIDE SOLUTION	1731	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
五塩化アンチモン (液体)	ANTIMONY PENTACHLORIDE, LIQUID	1730	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
五塩化モリブデン	MOLYBDENUM PENTACHLORIDE	2508	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
五塩化リン	PHOSPHORUS PENTACHLORIDE	1806	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	863	50kg	A1
コークス (熱を有するもの)	Coke, hot	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
コーティング液 (車体の下塗り、ドラム等容器のライニングなどの表面処理用のもの)	COATING SOLUTION (includes surface treatments or coatings used for industrial or other purposes such as vehicle undercoating, drum or barrel lining)	1139	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
コールタール蒸留物	COAL TAR DISTILLATES, FLAMMABLE	1136	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
小型ガスボンベ (毒性かつ引火性のガスが充てんされているもの) (作動装置がなく、再充てん不可能なもの)	GAS CARTRIDGES (TOXIC&FLAMMABLE) without a release device, non-refillable	2037	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
小型装置 (炭化水素ガスで作動するもの)	DEVICES, SMALL, HYDROCARBON GAS POWERED with release device	3150	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	201	1kg	201	15kg	-
小型装置用炭化水素充てん物	HYDROCARBON GAS REFILLS FOR SMALL devices with release device	3150	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	201	1kg	201	15kg	-
小型燃料ガスボンベ (引火性ガスが充てんされているもの) (作動装置がなく、再充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (FLAMMABLE) without a release device, non-refillable	2037	2.1	-	-	D	-	E0	Y203	1kg	203	1kg	203	15kg	A167

小型燃料ガスボンベ (酸化性のもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (OXIDIZING) without a release device, non- refillable	2037	2.2	-	5.1	E K	-	E0	-	-	203	1kg	203	15kg	A167
小型燃料ガスボンベ (他の危険性を有しな いもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (NON-FLAMMABLE) without a release device, non- refillable	2037	2.2	-	-	E	-	E0	Y203	1kg	203	1kg	203	15kg	A98 A167
小型燃料ガスボンベ (毒性、引火性かつ腐 食性のガスが充てんさ れているもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (TOXIC, FLAMMABLE & CORROSIVE) without a release device, non- refillable	2037	2.3	-	2.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
小型燃料ガスボンベ (毒性、酸化性かつ腐 食性のガスが充てんさ れているもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (TOXIC, OXIDIZING & CORROSIVE) without a release device, non- refillable	2037	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A211
小型燃料ガスボンベ (毒性かつ引火性のガ スが充てんされている もの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (TOXIC & FLAMMABLE) without a release device, non- refillable	2037	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
小型燃料ガスボンベ (毒性かつ酸化性のガ スが充てんされている もの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (TOXIC & OXIDIZING) without a release device, non- refillable	2037	2.3	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
小型燃料ガスボンベ (毒性かつ腐食性のガ スが充てんされている もの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (TOXIC & CORROSIVE) without a release device, non- refillable	2037	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

小型燃料ガスボンベ (毒性のガスが充てん されているもの) (作動装置がなく、再 充てん不可能なもの)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS (TOXIC) without a release device, non refillable	2037	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
黒煙火薬 (圧さくしたもの)	GUNPOWDER, COMPRESSED	0028	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黒色火薬 (圧さくしたもの)	BLACK POWDER, COMPRESSED	0028	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黒色火薬 (ペレット状のもの)	BLACK POWDER IN PELLETS	0028	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黒色火薬 (ペレット状のもの)	GUNPOWDER IN PELLETS	0028	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黒色火薬 (粒状又は粉状の もの)	BLACK POWDER, granular or as a meal	0027	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
黒色火薬 (粒状又は粉状の もの)	GUNPOWDER, granular or as a meal	0027	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
五酸化バナジウム粉末 (溶融固化したものを 除く。)	VANADIUM PENTOXIDE, non-fused form	2862	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
五酸化ヒ素	ARSENIC PENTOXIDE	1559	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
五酸化リン	PHOSPHORUS PENTOXIDE	1807	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
五臭化リン	PHOSPHORUS PENTABROMIDE	2691	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	863	50kg	A1
五硝酸クェブラキトール	Quebrachitol pentanitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
固体 (引火性を有する液体 を含むもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	SOLIDS CONTAINING FLAMMABLE LIQUID, N. O. S. *	3175	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	A46
固体 (毒性を有する液体を 含むもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	SOLIDS CONTAINING TOXIC LIQUID, N. O. S. *	3243	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A50
固体 (腐食性を有する液体 を含むもの)	SOLIDS CONTAINING CORROSIVE LIQUID, N. O. S. *	3244	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	A77
五フッ化アンチモン	ANTIMONY PENTAFLUORIDE	1732	8	-	6.1	Q M	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1
五フッ化塩素	CHLORINE PENTAFLUORIDE	2548	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
五フッ化臭素	BROMINE PENTAFLUORIDE	1745	5.1	-	6.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

五フッ化ヨウ素	IODINE PENTAFLUORIDE	2495	5.1	-	6.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
五フッ化リン	PHOSPHORUS PENTAFLUORIDE	2198	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
五フッ化リン (吸着されたもの)	PHOSPHORUS PENTAFLUORIDE, ADSORBED	3524	2.3	-	8	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
コブラ	COPRA	1363	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ゴム液	RUBBER SOLUTION	1287	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ゴムくず (粉状のもの) (粒径が840ミクロン 以下であり、又はゴムの 含有率が45質量%を 超えるもの)	RUBBER SCRAP powdered or granulated, not exceeding 840 microns and rubber content exceeding 45%	1345	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	A3
ゴムくず (粒状のもの) (粒径が840ミクロン 以下であり、又はゴムの 含有率が45質量%を 超えるもの)	RUBBER SHODDY powdered or granulated, not exceeding 840 microns and rubber content exceeding 45%	1345	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	A3
五硫化リン (黄リンを含有しない もの)	PHOSPHORUS PENTASULPHIDE free from yellow and white phosphorus	1340	4.3	-	4.1	J H	2	E2	Y475	5kg	483	15kg	490	50kg	-
混酸 (濃硝酸と濃硫酸の混 合物) (硝酸の含有率が50質 量%を超えるもの)	NITRATING ACID MIXTURE with more than 50% nitric acid	1796	8	-	5.1	Q K	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	-
混酸 (硝酸と硫酸の混合物 であって、硝酸の含有 率が50質量%以下のも のに限る。)	NITRATING ACID MIXTURE with not more than 50% nitric acid	1796	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1
催涙ガス筒 (火薬類を含有しない もの)	TEAR GAS CANDLES	1700	6.1	-	4.1	M H	-	E0	-	-	積載禁止	-	679	50kg	A1
催涙ガス物質 (液体) (他に品名が明示され ているものを除く。)	TEAR GAS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S. *	1693	6.1	-	-	M	2	E0	-	-	積載禁止 積載禁止	- -	積載禁止 659	- 50	A2 A36
催涙ガス物質 (固体) (他に品名が明示され ているものを除く。)	TEAR GAS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S. *	3448	6.1	-	-	M	1 2	E0 E0	-	-	積載禁止 積載禁止	- -	672 674	15kg 25kg	A1 A36

催涙弾 (催涙性物質を含有し 非爆発性のもので、さ く薬、発射薬及び信管 がついていないもの)	AMMUNITION, TEAR- PRODUCING, NON- EXPLOSIVE without burster or expelling charge, non-fuzed	2017	6.1	-	8	M	-	E0	-	-	積載禁止	-	679	50kg	A1
催涙弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TEAR- PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	0018	1.2	G	6.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
催涙弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TEAR- PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	0019	1.3	G	6.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
催涙弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TEAR- PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	0301	1.4	G	6.1 8	B M Q	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
魚くず (安定剤入りのもの)	FISH SCRAP, STABILIZED	2216	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
魚くず (安定剤が入っていな いもの)	FISH SCRAP, UNSTABILIZED	1374	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
酢酸	ACETIC ACID, GLACIAL	2789	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
酢酸 (濃度が10質量%を超 え、50質量%未満のも の)	ACETIC ACID SOLUTION, more than 10% but less than 50% acid, by mass	2790	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
酢酸 (濃度が50質量%以上 80質量%以下のもの)	ACETIC ACID SOLUTION, not less than 50% but not more than 80% acid, by mass	2790	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
酢酸 (濃度が80質量%を超 える水溶液)	ACETIC ACID SOLUTION, more than 80% acid, by mass	2789	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
酢酸2-エチルブチル	2-ETHYLBUTYL ACETATE	1177	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
酢酸アリル	ALLYL ACETATE	2333	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
酢酸イソブチル	ISOBUTYL ACETATE	1213	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
酢酸イソプロピル	ISOPROPYL ACETATE	1220	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
酢酸イソプロペニル	ISOPROPENYL ACETATE	2403	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
酢酸エチル	ETHYL ACETATE	1173	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	60	-

酢酸シクロヘキシル	CYCLOHEXYL ACETATE	2243	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
酢酸水銀	MERCURY ACETATE	1629	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
酢酸鉛	LEAD ACETATE	1616	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
酢酸ノルマルプロピル	N-PROPYL ACETATE	1276	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
酢酸ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL ACETATE, STABILIZED	1301	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
酢酸フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC ACETATE	1674	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6
酢酸ブチル	BUTYL ACETATES	1123	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
酢酸ペンチル	AMYL ACETATES	1104	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
酪酸ペンチル	AMYL BUTYRATES	2620	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
酢酸メチル	METHYL ACETATE	1231	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
酢酸メチルペンチル	METHYLAMYL ACETATE	1233	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
さく薬筒	BURSTERS, explosive	0043	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
殺虫ガス類 (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, N. O. S. *	1968	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
殺虫ガス類 (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, FLAMMABLE, N. O. S. *	3354	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
殺虫ガス類 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	3355	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
殺虫ガス類 (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, TOXIC, N. O. S. *	1967	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
殺虫殺菌剤(クマリン誘導体系) (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23°C	3024	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4

殺虫殺菌剤（クマリン誘導体系） （液体） （毒性かつ引火性のもの） （引火点が23℃以上60℃以下のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23℃	3025	6.1	-	3	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
							2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A4
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	
殺虫殺菌剤（クマリン誘導体系） （液体） （毒性のもの） （引火点が60℃を超えるもの又は引火性を有しないもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3026	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
							2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A4
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	
殺虫殺菌剤（クマリン誘導体系） （固体） （毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	3027	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	A3
							2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A5
							3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	
殺虫殺菌剤（銅系） （液体） （毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	COPPER BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3010	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
							2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A4
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	
殺虫殺菌剤（銅系） （液体） （引火性かつ毒性のもの） （引火点が23℃未満のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	COPPER BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23℃	2776	3	-	6.1	G	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	A4
						M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	
殺虫殺菌剤（銅系） （液体） （毒性かつ引火性のもの） （引火点が23℃以上60℃以下のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	COPPER BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23℃	3009	6.1	-	3	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
							2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A4
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	

殺虫殺菌剤（銅系） （固体） （毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	COPPER BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2775	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
殺虫殺菌剤（ピレスロイド系） （液体） （引火性かつ毒性のもの） （引火点が23℃未満のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC* flash point less than 23℃	3350	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
殺虫殺菌剤（ピレスロイド系） （液体） （毒性かつ引火性のもの） （引火点が23℃以上のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE* flash point not less than 23℃	3351	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
殺虫殺菌剤（ピレスロイド系） （液体） （毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3352	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
殺虫殺菌剤（ピレスロイド系） （固体） （毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	PYRETHROID PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	3349	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
殺虫殺菌剤類 （置換ニトロフェノール系） （液体） （引火性かつ毒性のもの） （引火点が23℃未満のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC* flash point less than 23℃	2780	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4

殺虫殺菌剤類 (置換ニトロフェノール系) (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE* flash point not less than 23°C	3013	6.1	-	3	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
殺虫殺菌剤類 (置換ニトロフェノール系) (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3014	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
殺虫殺菌剤類 (置換ニトロフェノール系) (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2779	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
作動装置	RELEASE DEVICES, EXPLOSIVE	0173	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	134	25kg	134	100kg	-
作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	0275	1.3	C	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	134	75kg	-
作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	0276	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	134	75kg	-
作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	0323	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	134	25kg	134	100kg	A165
作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	0381	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
サリチル酸第一水銀	MERCURY SALICYLATE	1644	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
三アジ化シアヌル	Cyanuric triazide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三塩化アンチモン	ANTIMONY TRICHLORIDE	1733	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
三塩化チタン (自然発火性のもの)	TITANIUM TRICHLORIDE, PYROPHO RIC	2441	4.2	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三塩化チタン混合物 (自然発火性のもの)	TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE, PYROPHORIC	2441	4.2	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三塩化チタン混合物 (自然発火性を有しないもの)	TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE	2869	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y844 Y845	5kg 5kg	859 860	15kg 25kg	863 864	50kg 100kg	A3
三塩化窒素	Nitrogen trichloride	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三塩化バナジウム	VANADIUM TRICHLORIDE	2475	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
三塩化バナジル	VANADIUM OXYTRICHLORIDE	2443	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1

三塩化ヒ素	ARSENIC TRICHLORIDE	1560	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三塩化ベンジリジン	BENZOTRICHLORIDE	2226	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
三塩化ホウ素	BORON TRICHLORIDE	1741	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
三塩化リン	PHOSPHORUS TRICHLORIDE	1809	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
酸化エチレン	ETHYLENE OXIDE	1040	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A131
酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND CHLOROTETRAFLUOROETHANE MIXTURE, with not more than 8.8% ethylene oxide	3297	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物 (酸化エチレンの含有率が30質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND PROPYLENE OXIDE MIXTURE, not more than 30% ethylene oxide	2983	3	-	6.1	G	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	-
酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が12.5質量%以下のものに限る。)	ETHYLENE OXIDE AND DICHLORODIFLUOROMETHANE MIXTURE, with not more than 12.5% ethylene oxide	3070	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるもの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 87% ethylene oxide	3300	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 9% but not more than 87% ethylene oxide	1041	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	25kg	A1
酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE with not more than 9% ethylene oxide	1952	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
酸化エチレンと窒素の混合物 (50℃における全圧が1MPa以下のもの)	ETHYLENE OXIDE WITH NITROGEN up to a total pressure of 1MPa at 50℃	1040	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下のものに限る。)	ETHYLENE OXIDE AND TETRAFLUOROETHANE MIXTURE, with not more than 5.6% ethylene oxide	3299	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND PENTAFLUOROETHANE MIXTURE, with not more than 7.9% ethylene oxide	3298	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
酸化カリウム	POTASSIUM MONOXIDE	2033	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
酸化カルシウム	CALCIUM OXIDE	1910	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
酸化第二水銀	MERCURY OXIDE	1641	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
酸化鉄 (石炭ガス製造過程から生じたもの)	IRON SPONGE, SPENT (obtained from coal gas purification)	1376	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3
酸化ナトリウム	SODIUM MONOXIDE	1825	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
酸化バリウム	BARIUM OXIDE	1884	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
1,2-酸化ブテン (安定剤入りのもの)	1,2-BUTYLENE OXIDE, STABILIZED	3022	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
酸化プロピレン (安定剤入りのもの)	PROPYLENE OXIDE	1280	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
酸化メシチル	MESITYL OXIDE	1229	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
酸化硫酸バナジウム	VANADYL SULPHATE	2931	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
三酸化硫黄 (安定剤入りのもの)	SULPHUR TRIOXIDE, STABILIZED	1829	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A209
三酸化クロム (無水物)	CHROMIUM TRIOXIDE, ANHYDROUS	1463	5.1	-	6.1 8	K M Q	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
三酸化二窒素	NITROGEN TRIOXIDE	2421	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
三酸化ヒ素	ARSENIC TRIOXIDE	1561	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
三酸化リン	PHOSPHORUS TRIOXIDE	2578	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
三臭化ヒ素	ARSENIC BROMIDE	1555	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
三臭化ホウ素	BORON TRIBROMIDE	2692	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
三臭化リン	PHOSPHORUS TRIBROMIDE	1808	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1
三硝酸 a-メチルグリセロール	a-Methylglycerol trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硝酸1,2,4-ブタントリオール	1,2,4-Butanetriol trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

三硝酸2,4,6-トリニトロフェニルトリメチロールメチルニトラミン (乾性のもの)	2,4,6-Trinitrophenyl trimethylol methyl nitramine trinitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硝酸イヌリン (乾性のもの)	Inulin trinitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硝酸ガラクトン	Galactan trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硝酸トリホルムオキシム	Triformoxime trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硝酸トリメチロールニトロメタン	Trimethylol nitromethane trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硝酸ニトロイソブタントリオール	Nitro isobutane triol trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硝酸メチルトリメチロールメタン	Methyl trimethylol methane trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
酸素 (圧縮されているもの)	OXYGEN, COMPRESSED	1072	2.2	-	5.1	EK	-	E0	-	-	200	75kg	200	150kg	A175
酸素 (深冷液化されているもの)	OXYGEN, REFRIGERATED LIQUID	1073	2.2	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
酸素発生機器 (化学反応によるもの)	OXYGEN GENERATOR, CHEMICAL (including when contained in associated equipment, e.g. passenger service units (PSUs), protective breathing equipment (PBE), etc.)	3356	5.1	-	-	K	-	E0	-	-	積載禁止	-	565	25kg	A1 A111 A116 A144
三フッ化塩素	CHLORINE TRIFLUORIDE	1749	2.3	-	5.18	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
三フッ化臭素	BROMINE TRIFLUORIDE	1746	5.1	-	6.18	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
三フッ化窒素	NITROGEN TRIFLUORIDE	2451	2.2	-	5.1	EK	-	E0	-	-	200	75kg	200	150kg	-
三フッ化ホウ素	BORON TRIFLUORIDE	1008	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A190
三フッ化ホウ素 (二水和物)	BORON TRIFLUORIDE DIHYDRATE	2851	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
三フッ化ホウ素 (吸着されたもの)	BORON TRIFLUORIDE, ADSORBED	3519	2.3	-	8	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物 (液体)	BORON TRIFLUORIDE ACETIC ACID COMPLEX, LIQUID	1742	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物 (固体)	BORON TRIFLUORIDE ACETIC ACID COMPLEX, SOLID	3419	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-

三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物	BORON TRIFLUORIDE DIETHYL ETHERATE	2604	8	-	3	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
三フッ化ホウ素とジメチルエーテルの錯化合物	BORON TRIFLUORIDE DIMETHYL ETHERATE	2965	4.3	-	3	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	-
三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物 (液体)	BORON TRIFLUORIDE PROPIONIC ACID COMPLEX, LIQUID	1743	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物 (固体)	BORON TRIFLUORIDE PROPIONIC ACID COMPLEX, SOLID	3420	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
三ヨウ化窒素	Nitrogen triiodide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三ヨウ化窒素モノアミン	Nitrogen triiodide monoamine	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
三硫化四リン (黄リンを含有しないもの)	PHOSPHORUS SESQUISULPHIDE free from yellow and white phosphorus	1341	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	-
三硫化リン (黄リンを含有しないもの)	PHOSPHORUS TRISULPHIDE, free from yellow and white phosphorus	1343	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	-
ジ- (1-ナフトイル) パーオキシサイド	Di-(1-naphthoyl) peroxide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ- (2-フェノキシエチル) パーオキシジカーボネート (濃度が85質量%を超えるもの)	Di-(2-phenoxyethyl) peroxydicarbonate, more than 85%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ- (2-メチルベンゾイル) パーオキシサイド (濃度が87質量%以下で、水を13質量%以上含有するもの)	Di-(2-methylbenzoyl) peroxide, not more than 87% when with 13% or more water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,2-ジ- (4,4-ジターシャリー-ブチルパーオキシ-シクロヘキシル) プロパン (固体希釈剤を42質量%を超え含有するもの)	2,2-Di-(4,4-di-tert-butylperoxy-cyclohexyl) propane, more than 42% with inert solid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,1-ジ- (ターシャリー-ブチルパーオキシ) -3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が90質量%を超えるもの)	1,1-Di-(tert-butylperoxy)-3,3,5-trimethylcyclohexane, more than 90%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が80質量%を超えるもの)	1,1-Di-(tert-butylperoxy) cyclohexane, more than 80%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) フタレート (濃度が55質量%を超える溶液)	Di-(tert-butylperoxy) phthalate, more than 55% in solution	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブタン (濃度が55質量%を超える溶液)	2,2-Di-(tert-butylperoxy) butane, more than 55% in solution	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
a, a' -ジ- (ニトロキシ) メチルエーテル	a, a'-Di-(nitroxy) methylether	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ-1-ヒドロキシテトラゾール (乾性のもの)	Di-(1-hydroxytetrazole) (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシド (濃度が77質量%以下で、水を23質量%以上含有するもの)	Di-2,4-dichlorobenzoyl peroxide, not more than 77% when with 23% or more water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシド (濃度が77質量%以下で23質量%以上の水を含有するもの)	Di-4-chlorobenzoyl peroxide, not more than 77%, when with 23% or more water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ-N-ブチルパーオキシジカーボネート (濃度が52質量%を超える溶液)	Di-n-butyl peroxydicarbonate, more than 52% in solution	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジ-N-プロピルエーテル	DI-N-PROPYL ETHER	2384	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
次亜塩素酸塩 (水溶液)	HYPOCHLORITE SOLUTION	1791	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
次亜塩素酸カルシウム (水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED with not less than 5.5% but not more than 16% water	2880	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3 A8 A136

次亜塩素酸カルシウム (腐食性のもの) (乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効塩素の含有量が8.8質量%のものに限る。))	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY, CORROSIVE with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	3485	5.1	-	8	K Q	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A136
次亜塩素酸カルシウム (腐食性のもの) (水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED, CORROSIVE with not less than 5.5% but not more than 16% water	3487	5.1	-	8	K Q	2 3	E2 E1	Y544 Y545	2.5kg 5kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A8 A136
次亜塩素酸カルシウム (乾性のもの)	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY	1748	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A136
次亜塩素酸カルシウム 混合物 (乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 10% but not more than 39% available chlorine	2208	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	A136
次亜塩素酸カルシウム 混合物 (水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE with not less than 5.5% but not more than 16% water	2880	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3 A8 A136
次亜塩素酸カルシウム 混合物 (乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効塩素の含有量が8.8質量%のものに限る。))	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	1748	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A138
次亜塩素酸カルシウム 混合物 (腐食性のもの) (乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 10% but not more than 39% available chlorine	3486	5.1	-	8	K Q	3	E1	Y545	5kg	559	25kg	563	100kg	A136

次亜塩素酸カルシウム混合物 (腐食性のもの) (乾性のもの有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効酸素の含有量が8.8質量%のものに限る。))	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	3485	5.1	-	8	K Q	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A136
次亜塩素酸カルシウム混合物 (腐食性のもの) (水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、副次危険性等級の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE, CORROSIVE with not less than 5.5% but not more than 16% water	3487	5.1	-	8	K Q	2 3	E2 E1	Y544 Y545	2.5kg 5kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A8 A136
次亜塩素酸ターシャリーブチル	TERT-BUTYL HYPOCHLORITE	3255	4.2	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
次亜塩素酸バリウム (有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの)	BARIUM HYPOCHLORITE with more than 22% available chlorine	2741	5.1	-	6.1	K M	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
次亜塩素酸リチウム (乾性のもの)	LITHIUM HYPOCHLORITE, DRY	1471	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3
次亜塩素酸リチウム混合物	LITHIUM HYPOCHLORITE MIXTURE	1471	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3
1,2-ジアジドエタン	1,2-Diazidoethane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
次亜硝酸	Hyponitrous acid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジアセトンアルコール	DIACETONE ALCOHOL	1148	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ジアセトンアルコールパーオキシド (濃度が57質量%を超え、9%を超える過酸化水素、26質量%未満のジアセトンアルコール、9%質量未満の水を含有するものであって、活性酸素の合計が10質量%を超えるもの)	Diacetone alcohol peroxides, more than 57% in solution with more than 9% hydrogen peroxide, less than 26% diacetone alcohol and less than 9% water; total active oxygen content more than 10% by mass	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホニルクロライド	2-Diazo-1-naphthol-4-sulphonylchloride	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホニルクロライド	2-Diazo-1-naphthol-5- FORBIDDEN sulphonylchloride	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジアゾアミノテトラゾール (乾性のもの)	Diazoaminotetrazole (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,1' ジアゾアミノナフタレン	1,1'-Diazoaminonaphthalene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジアゾジニトロフェノール (40質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	DIAZODINITROPHENOL, WETTED with not less than 40% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0074	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジアゾジニトロフェノール (乾性のもの)	Diazodinitrophenol (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジアゾジフェニルメタン	Diazodiphenylmethane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジアゾニウムの硝酸化合物	Nitrates of diazonium compounds	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,3-ジアゾプロパン	1,3-Diazopropane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シアヌル酸クロライド	CYANURIC CHLORIDE	2670	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
4,4'-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-DIAMINODIPHENYLMETHANE	2651	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ジアリルアミン	DIALLYLAMINE	2359	3	-	6.1	G	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
ジアリルエーテル	DIALLYL ETHER	2360	3	-	6.1	G	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
シアン	CYANOGEN	1026	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
シアン化亜鉛	ZINC CYANIDE	1713	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
シアン化カリウム (固体)	POTASSIUM CYANIDE, SOLID	1680	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
シアン化カリウム (水溶液)	POTASSIUM CYANIDE SOLUTION	3413	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
							2	E4	Y641	10	654	50	662	600	
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	
シアン化カルシウム	CALCIUM CYANIDE	1575	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
シアン化銀	SILVER CYANIDE	1684	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
シアン化臭素	CYANOGEN BROMIDE	1889	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
シアン化水素 (アルコール溶液) (濃度が45質量%以下のもの)	HYDROGEN CYANIDE, SOLUTION IN ALCOHOL with not more than 45% hydrogen cyanide	3294	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

シアン化水素 (安定剤を入れたものであって、多孔性の不活性物質に吸収させてあるもの) (水分の含有率が3質量%未満のもの)	HYDROGEN CYANIDE, STABILIZED containing less than 3% water and absorbed in a porous inert material	1614	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209
シアン化水素 (安定剤入りのもの) (水分の含有率が3質量%未満のもの)	HYDROGEN CYANIDE, STABILIZED containing less than 3% water	1051	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209
シアン化水素 (水溶液) (濃度が20質量%以下のもの)	HYDROGEN CYANIDE, AQUEOUS SOLUTION with not more than 20% hydrogen cyanide	1613	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シアン化水素酸 (水溶液) (濃度が20質量%以下のもの)	HYDROCYANIC ACID, AQUEOUS SOLUTION with not more than 20% hydrogen cyanide	1613	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シアン化第二水銀	MERCURY CYANIDE	1636	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
シアン化第二水銀カリウム	MERCURIC POTASSIUM CYANIDE	1626	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
シアン化銅	COPPER CYANIDE	1587	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
シアン化銅カリウム	POTASSIUM CUPROCYANIDE	1679	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
シアン化銅ナトリウム (固体)	SODIUM CUPROCYANIDE, SOLID	2316	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
シアン化銅ナトリウム (水溶液)	SODIUM CUPROCYANIDE SOLUTION	2317	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	-
シアン化ナトリウム (固体)	SODIUM CYANIDE, SOLID	1689	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
シアン化ナトリウム (水溶液)	SODIUM CYANIDE SOLUTION	3414	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3
シアン化鉛	LEAD CYANIDE	1620	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
シアン化ニッケル	NICKEL CYANIDE	1653	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
シアン化バリウム	BARIUM CYANIDE	1565	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
シアン化物 (溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	CYANIDE SOLUTION, N. O. S. *	1935	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 661 663	300 600 2200	A3
シアン化プロモベンジル (液体)	BROMOBENZYL CYANIDES, LIQUID	1694	6.1	-	-	M	1	E0	-	-	積載禁止	-	658	300	A1 A29

シアン化ベンジル (液体)	PHENYLACETONITRILE, LIQUID	2470	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
シアン化水素 (安定剤が入っていないもの)	Hydrogen cyanide, unstabilized	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジイソブチリルパーオキシド (濃度が32質量%を超え52質量%以下で、希釈液A又はBを48質量%以上含有するもの)	Diisobutyl peroxide, more than 32% and not more than 52%, when with 48% or more diluent Type A or B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジイソブチルアミン	DIISOBUTYLAMINE	2361	3	-	8	G Q	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	-
ジイソブチルケトン	DIISOBUTYL KETONE	1157	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ジイソブチレン (異性体化合物)	DIISOBUTYLENE, ISOMERIC COMPOUNDS	2050	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジイソプロピルアミン	DIISOPROPYLAMINE	1158	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
ジイソプロピルエーテル	DIISOPROPYL ETHER	1159	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジイソプロピルパーオキシジカーボネート (濃度が52質量%を超えるもの)	Diisopropyl peroxydicarbonate, more than 52%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シードケーキ (油の含有率が1.5質量%を超え、水分含有率が11質量%以下のもの)	SEED CAKE with more than 1.5% oil and not more than 11% moisture	1386	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
シードケーキ (油の含有率が1.5質量%以下で水分含有率が11質量%以下のもの)	SEED CAKE with not more than 1.5% oil and not more than 11% moisture	2217	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A55
シェールオイル	SHALE OIL	1288	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
N,N-ジエチルアニリン	N,N-DIETHYLANILINE	2432	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A113
2-ジエチルアミノエタノール	2-DIETHYLAMINOETHANOL	2686	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
3-ジエチルアミノプロピルアミン	3-DIETHYLAMINOPROPYLAMINE	2684	3	-	8	G Q	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	-
ジエチルアミン	DIETHYLAMINE	1154	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
ジエチルエーテル	DIETHYL ETHER	1155	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
N,N-ジエチルエチレンジアミン	N,N-DIETHYLETHYLENEDIAMINE	2685	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ジエチルケトン	DIETHYL KETONE	1156	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-

ジエチルジクロロシラン	DIETHYLDICHLOROSILANE	1767	8	-	3	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
ジエチルパーオキシジカーボネート (濃度が27質量%を超える溶液)	Diethyl peroxydicarbonate, more than 27% in solution	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジエチルベンゼン	DIETHYLBENZENE	2049	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ジエチレングリコールジナイトレート (25質量%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもの)	DIETHYLENEGLYCOL DINITRATE, DESENSITIZED with not less than 25% non-volatile, water-insoluble phlegmatizer, by mass	0075	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジエチレントリアミン	DIETHYLENETRIAMINE	2079	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
3,3-ジエトキシプロペン	3,3-DIETHOXYPROPENE	2374	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジエトキシメタン	DIETHOXYMETHANE	2373	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
四塩化ケイ素	SILICON TETRACHLORIDE	1818	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
四塩化炭素	CARBON TETRACHLORIDE	1846	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	661	600	-
四塩化チタン	TITANIUM TETRACHLORIDE	1838	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
四塩化バナジウム	VANADIUM TETRACHLORIDE	2444	8	-	-	Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	A1
ジオキサン	DIOXANE	1165	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジオキソラン	DIOXOLANE	1166	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
磁気材料	MAGNETIZED MATERIAL	2807	9	-	-	S	-	E0	-	-	953	上限なし	953	上限なし	-
シクロオクタジエン	CYCLOOCTADIENES	2520	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
シクロオクタジエンホスフィン	CYCLOOCTADIENE PHOSPHINES	2940	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
シクロオクタテトラエン	CYCLOOCTATETRAENE	2358	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
シクロテトラメチレンテトラニトリン (15質量%以上の水で湿性としたもの)	CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0226	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロテトラメチレンテトラニトリン (鈍性化したもの)	CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE, DESENSITIZED	0484	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

シクロテトラメチレン テトラニトラミン (15質量%以上の水で 湿性としたもの)	HMX, WETTED with not less than 15% water, by mass	0226	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロテトラメチレン テトラニトラミン (乾性又は湿性されて いないもの)	Cyclotetramethylene tetranitramine (dry or unphlegmatized) (HMX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,5,9-シクロドデカト リエン	1,5,9- CYCLODODECATRIENE	2518	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
シクロトリメチレント リニトラミン (鈍性化したもの)	CYCLONITE, DESENSITIZED	0483	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロトリメチレント リニトラミン (鈍性化したもの)	CYCLOTRIMETHYLENTR INITRAMINE , DESENSITIZED	0483	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロトリメチレント リニトラミン (15質量%以上の水で 湿性としたもの)	CYCLONITE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0072	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロトリメチレント リニトラミン (15質量%以上の水で 湿性としたもの)	CYCLOTRIMETHYLENTR INITRAMINE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0072	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロトリメチレント リニトラミンとシクロ テトラメチレントトラ ニトラミンの混合物 (10質量%以上の鈍感 剤で鈍性化したもの)	CYCLONITE AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, DESENSITIZED with not less than 10% phlegmatizer, by mass	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロトリメチレント リニトラミンとシクロ テトラメチレントトラ ニトラミンの混合物 (10質量%以上の鈍感 剤で鈍性化したもの)	CYCLOTRIMETHYLENTR INITRAMINE AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, DESENSITIZED with not less than 10% phlegmatizer, by mass	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロトリメチレント リニトラミンとシクロ テトラメチレントトラ ニトラミンの混合物 (15質量%以上の水で 湿性としたもの)	CYCLONITE AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

シクロトリメチレントリニトラミンとシクロテトラメチレンテトラミンの混合物 (15質量%以上の水で湿性としたもの)	CYCLOTTRIMETHYLENETRINITRAMINE AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シクロブタン	CYCLOBUTANE	2601	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
シクロプロパン	CYCLOPROPANE	1027	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
シクロヘキサノン	CYCLOHEXANONE	1915	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
シクロヘキサン	CYCLOHEXANE	1145	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
シクロヘキシルアミン	CYCLOHEXYLAMINE	2357	8	-	3	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
シクロヘキシルトリクロロシラン	CYCLOHEXYLTRICHLOROSILANE	1763	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
シクロヘキシルメルカプタン	CYCLOHEXYLMERCAPTAN	3054	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
シクロヘキセニルトリクロロシラン	CYCLOHEXENYLTRICHLOROSILANE	1762	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
シクロヘキセン	CYCLOHEXENE	2256	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
シクロヘプタトリエン	CYCLOHEPTATRIENE	2603	3	-	6.1	G	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
シクロヘプタン	CYCLOHEPTANE	2241	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
シクロヘプテン	CYCLOHEPTENE	2242	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
シクロペンタノール	CYCLOPENTANOL	2244	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
シクロペンタノン	CYCLOPENTANONE	2245	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
シクロペンタン	CYCLOPENTANE	1146	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
シクロペンテン	CYCLOPENTENE	2246	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
N,N'-ジクロロアゾジカルボンアミジン (塩類のもの) (乾性のもの)	N,N'-Dichlorazodicarbonymidine (salts of) (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン	1,1-DICHLORO-1-NITROETHANE	2650	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン	1,2-DICHLORO-1,1,2,2-TETRAFLUOROETHANE	1958	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
1,3-ジクロロ-2-プロパノール	1,3-DICHLOROPROPANOL-2	2750	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ジクロロアセチルクロライド	DICHLOROACETYL CHLORIDE	1765	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ジクロロアセチレン	Dichloroacetylene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

1,3-ジクロロアセトン	1,3-DICHLOROACETONE	2649	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ジクロロアニリン (液体)	DICHLOROANILINES, LIQUID	1590	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A113
ジクロロアニリン (固体)	DICHLOROANILINES, SOLID	3442	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A113
ジクロロイソシアヌル酸 (乾性のもの)	DICHLOROISOCYANURIC ACID, DRY	2465	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A28
ジクロロイソシアヌル酸塩類	DICHLOROISOCYANURIC ACID SALTS	2465	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A28
ジクロロイソプロピルエーテル	DICHLOROISOPROPYL ETHER	2490	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
1,1-ジクロロエタン	1,1-DICHLOROETHANE	2362	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
1,2-ジクロロエチレン	1,2-DICHLOROETHYLENE	1150	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジクロロ酢酸	DICHLOROACETIC ACID	1764	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ジクロロ酢酸メチル	METHYL DICHLOROACETATE	2299	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
2,2'-ジクロロジエチルエーテル	2,2'- DICHLORODIETHYL ETHER	1916	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	661	600	-
ジクロロジフルオロメタン	DICHLORODIFLUOROMET HANE	1028	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物 (ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のもの)	DICHLORODIFLUOROMET HANE AND DIFLUOROETHANE AZEOTROPIC MIXTURE with approximately 74% dichlorodifluoromet hane	2602	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
ジクロロシラン	DICHLOROSILANE	2189	2.3	-	2.18	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ジクロロビニルクロロアルシン	Dichlorovinylchloro arsine	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジクロロフェニルイソシアネート	DICHLOROPHENYL ISOCYANATES	2250	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ジクロロフェニルトリクロロシラン	DICHLOROPHENYLTRICH LOROSILANE	1766	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
ジクロロフルオロメタン	DICHLOROFLUOROMETHA NE	1029	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
1,2-ジクロロプロパン	1,2-DICHLOROPROPANE	1279	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジクロロプロペン	DICHLOROPROPENES	2047	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ジクロロペンタン	DICHLOROPENTANES	1152	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ジクロロメタン	DICHLOROMETHANE	1593	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ジクロロメチルエーテル (相称体のもの)	DICHLORODIMETHYL ETHER, SYMMETRICAL	2249	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジケテン (安定剤入りのもの)	DIKETENE, STABILIZED	2521	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209

試験弾	AMMUNITION, PROOF	0363	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
自己発熱性金属粉末 (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL POWDER, SELF-HEATING, N. O. S. *	3189	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	-	-	467 469	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
自己発熱性物質 (液体) (毒性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S. *	3187	4.2	-	6.1	I M	2 3	E2 E1	-	-	462 463	10 50	464 465	50 600	A3
自己発熱性物質 (液体) (毒性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S. *	3184	4.2	-	6.1	I M	2 3	E2 E1	-	-	462 463	10 50	464 465	50 600	A3
自己発熱性物質 (液体) (腐食性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S. *	3188	4.2	-	8	I Q	2 3	E2 E1	-	-	462 463	10 50	464 465	50 600	A3
自己発熱性物質 (液体) (腐食性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S. *	3185	4.2	-	8	I Q	2 3	E2 E1	-	-	462 463	10 50	464 465	50 600	A3
自己発熱性物質 (液体) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, INORGANIC, N. O. S. *	3186	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	-	-	462 463	10 50	464 465	50 600	A3
自己発熱性物質 (液体) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, ORGANIC, N. O. S. *	3183	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	-	-	462 463	10 50	464 465	50 600	A3
自己発熱性物質 (固体) (酸化性のもの) (有機物)	SELF-HEATING SOLID, OXIDIZING, N. O. S. *	3127	4.2	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3
自己発熱性物質 (固体) (毒性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S. *	3191	4.2	-	6.1	I M	2 3	E2 E1	-	-	466 468	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3

自己発熱性物質 (固体) (毒性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S. *	3128	4.2	-	6.1	I M	2 3	E2 E1	-	-	466 468	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
自己発熱性物質 (固体) (腐食性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S. *	3192	4.2	-	8	I Q	2 3	E2 E1	-	-	466 468	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
自己発熱性物質 (固体) (腐食性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S. *	3126	4.2	-	8	I Q	2 3	E2 E1	-	-	466 468	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
自己発熱性物質 (固体) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, ORGANIC, N. O. S. *	3088	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	-	-	467 469	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
自己発熱性物質 (無機物) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, INORGANIC, N. O. S. *	3190	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	-	-	467 469	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
自己反応性物質B (固体)	Self-reactive solid type B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質B (固体) (温度管理を必要とするもの)	Self-reactive solid type B, temperature controlled	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質B (液体)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE B*	3221	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質B (液体) (温度管理が必要なものの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE B, TEMPERATURE CONTROLLED*	3231	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質C (液体) (温度管理が必要なものの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE C, TEMPERATURE CONTROLLED*	3233	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質C (液体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE C*	3223	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	50	459	100	A20
自己反応性物質C (固体) (温度管理が必要なものの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE C, TEMPERATURE CONTROLLED*	3234	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

自己反応性物質C (固体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE C*	3224	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	5kg	459	10kg	A20
自己反応性物質D (液体) (温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE D, TEMPERATURE CONTROLLED*	3235	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質D (液体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE D*	3225	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	50	459	100	A20
自己反応性物質D (固体) (温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE D, TEMPERATURE CONTROLLED*	3236	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質D (固体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE D*	3226	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	5kg	459	10kg	A20
自己反応性物質E (液体) (温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE E, TEMPERATURE CONTROLLED*	3237	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質E (液体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE E*	3227	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	100	459	250	A20
自己反応性物質E (固体) (温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE E, TEMPERATURE CONTROLLED*	3238	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質E (固体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE E*	3228	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	10kg	459	25kg	A20
自己反応性物質F (液体) (温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE F, TEMPERATURE CONTROLLED*	3239	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質F (液体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE F*	3229	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	100	459	250	A20
自己反応性物質F (固体) (温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE F, TEMPERATURE CONTROLLED*	3240	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自己反応性物質F (固体) (備考4に掲げるもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE F*	3230	4.1	-	-	H	-	E0	-	-	459	10kg	459	25kg	A20
ジサクシニックアシド パーオキシド (濃度が72質量%以上のもの)	Disuccinic acid peroxide 72% or more	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四酸化オスミウム	OSMIUM TETROXIDE	2471	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-

ジシクロヘキシルアミン	DICYCLOHEXYLAMINE	2565	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	DICYCLOHEXYLAMMONIUM NITRITE	2687	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート (濃度が91質量%を超えるもの)	Dicyclohexyl peroxydicarbonate, more than 91%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジシクロペンタジエン	DICYCLOPENTADIENE	2048	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
四臭化炭素	CARBON TETRABROMIDE	2516	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
四硝酸ペンタエリスリット (15質量%以上の鈍感剤で鈍性化したものに限る。)	PENTAERYTHRITETETRANITRATE, DESENSITIZED with not less than 15% phlegmatizer, by mass	0150	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸ペンタエリスリット (25質量%以上の水で湿性としたもの)	PENTAERYTHRITETETRANITRATE, WETTED with not less than 25% water, by mass	0150	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸ペンタエリスリット (7質量%以上のワックスを含むものに限る。)	PENTAERYTHRITETETRANITRATE with not less than 7% wax, by mass	0411	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸ペンタエリスリット混合物 (鈍性化されたもの) (固体) (他に品名が明示されていないもので、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のもの)	PENTAERYTHRITETETRANITRATE MIXTURE, DESENSITIZED, SOLID, N. O. S. * with more than 10% but not more than 20% PETN, by mass	3344	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸ペンタエリスリトール (15質量%以上の鈍感剤で鈍性化したものに限る。)	PENTAERYTHRITOLTETRANITRATE DESENSITIZED with not less than 15% phlegmatizer, by mass	0150	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸ペンタエリスリトール (25質量%以上の水で湿性としたもの)	PENTAERYTHRITOLTETRANITRATE WETTED with not less than 25% water by mass	0150	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

四硝酸ペンタエリスリ トール混合物 (鈍性化されたもの) (固体) (他に品名が明示され ていないもので、四硝 酸ペンタエリスリッ トの含有率が10質量%を 超え20質量%以下のも の)	PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE MIXTURE, DESENSITIZED, SOLID, N. O. S.* with more than 10% but not more than 20% PETN, by mass	3344	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸マンニタン	Mannitan tetranitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自然性物品	ARTICLES, PYROPHORIC	0380	1.2	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自然発火性金属 (他に品名が明示され ているものを除く。)	PYROPHORIC METAL, N. O. S.*	1383	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
自然発火性合金 (他に品名が明示され ているものを除く。)	PYROPHORIC ALLOY, N. O. S.*	1383	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジチオピロリン酸テト ラエチル (殺虫殺菌剤類を除 く。)	TETRAETHYL DITHIOPYROPHOSPHATE	1704	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A6
ジチオン酸カリウム	POTASSIUM DITHIONITE	1929	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
七硫化リン (黄リンを含有しない もの)	PHOSPHORUS HEPTASULPHIDE, free from yellow and white phosphorus	1339	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	-
自動車燃料用アンチ ノック剤	MOTOR FUEL ANTI- KNOCK MIXTURE	1649	6.1	-	-	M	1	E0	-	-	積載禁止	-	658	300	A1
自動車燃料用アンチ ノック剤 (引火性のもの)	MOTOR FUEL ANTI- KNOCK MIXTURE, FLAMMABLE	3483	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
2,4-ジニトロ-1,3,5- トリメチルベンゼン	2,4-Dinitro-1,3,5- trimethylbenzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,3-ジニトロ-4,5-ジ ニトロソベンゼン	1,3-Dinitro-4,5- dinitrosobenzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,3-ジニトロ-5,5-ジ メチルヒダントイン	1,3-Dinitro-5,5- dimethyl hydantoin	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロ-7,8-ジメチ ルグリコールウリル (乾性のもの)	Dinitro-7,8- dimethylglycoluril (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロアニリン	DINITROANILINES	1596	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
1,1-ジニトロエタン (乾性のもの)	1,1-Dinitroethane (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,2-ジニトロエタン	1,2-Dinitroethane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ジニトロオルトクレゾール (殺虫殺菌剤類を除く。)	DINITRO-o-CRESOL	1598	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6
ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩 (固体)	AMMONIUM DINITRO-O-CRESOLATE, SOLID	1843	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩 (溶液)	AMMONIUM DINITRO-O-CRESOLATE SOLUTION	3424	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩 (10質量%以上の水で湿性としたもの)	SODIUM DINITRO-O-CRESOLATE WETTED with not less than 10% water, by mass	3369	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0,5kg	451	0.5kg	A40
ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩 (15質量%以上の水で湿性としたもの)	SODIUM DINITRO-O-CRESOLATE, WETTED with not less than 15% water, by mass	1348	4.1	-	6.1	H M	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩 (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	SODIUM DINITRO-O-CRESOLATE dry or wetted with less than 15% water, by mass	0234	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,9-ジニトロキシペンタメチレン-2,4,6,8-テトラミン (乾性のもの)	1,9-Dinitroxy pentamethylene-2,4,6,8-tetramine (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトログリコルリル	DINITROGLYCOLURIL	0489	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトログリコルリル DINGU	DINGU	0489	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
3,5-ジニトロサリチル酸 (鉛塩のもの) (乾性のもの)	3,5-Dinitrosalicylic acid (lead salt) (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,2-ジニトロスチルベン	2,2-Dinitrostilbene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロソベンジルアミジンと塩類の混合物 (乾性のもの)	Dinitrosobenzylamide and salts of (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロソベンゼン	DINITROSOBENZENE	0406	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロトルエン (液体)	DINITROTOLUENES, LIQUID	2038	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ジニトロトルエン (溶融状のもの)	DINITROTOLUENES, MOLTEN	1600	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロトルエン (固体)	DINITROTOLUENES, SOLID	3454	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-

ジニトロフェノール (15質量%以上の水で 湿性としたもの)	DINITROPHENOL, WETTED with not less than 15% water, by mass	1320	4.1	-	6.1	H M	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ジニトロフェノール (乾性のもの又は15質 量%未満の水で湿性と したもの)	DINITROPHENOL, dry or wetted with less than 15% water, by mass	0076	1.1	D	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロフェノール (溶液)	DINITROPHENOL SOLUTION	1599	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
ジニトロフェノールの アルカリ金属塩類 (乾性のもの又は15質 量%未満の水で湿性と したもの)	DINITROPHENOLATES, alkali metals, dry or wetted with less than 15% water, by mass	0077	1.3	C	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロフェノレート 類 (15質量%以上の水で 湿性としたもの)	DINITROPHENOLATES, WETTED with not less than 15% water, by mass	1321	4.1	-	6.1	H M	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ジニトロプロピレング リコール	Dinitropropylene glycol	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロベンゼン (液体)	DINITROBENZENES, LIQUID	1597	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
ジニトロベンゼン (固体)	DINITROBENZENES, SOLID	3443	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ジニトロメタン	Dinitromethane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジニトロレゾルシノー ル (15質量%以上の水で 湿性としたもの)	DINITRORESORCINOL, WETTED with not less than 15% water, by mass	1322	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ジニトロレゾルシノー ル (乾性のもの又は15質 量%未満の水で湿性と したもの)	DINITRORESORCINOL dry or wetted with less than 15% water, by mass	0078	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,4-ジニトロレゾルシ ノール (重金属塩のもの) (乾性のもの)	2,4- Dinitroresorcinol (heavy metal salts of) (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
4,6-ジニトロレゾルシ ノール (重金属塩のもの) (乾性のもの)	4,6- Dinitroresorcinol (heavy metal salts of) (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジノルマルアミルアミ ン	DI-n-AMYLAMINE	2841	3	-	6.1	G M	3	E1	Y343	20	355	600	366	2200	-
N,N-ジノルマルブチ ルアミノエタノール	DIBUTYLAMINOETHANOL	2873	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-

ジノルマルブチルアミン	DI-n-BUTYLAMINE	2248	8	-	3	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ジノルマルブチルパーオキシジカーボネート (濃度が52質量%を超える溶液)	Di-n-butyl peroxydicarbonate, more than 52% in solution	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1,8-ジヒドロキシ-2,4,5,7-テトラニトロ-アンスラキノン (クリサンミン酸)	1,8-Dihydroxy-2,4,5,7-tetranitro-anthraquinone (chrysamminic acid)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,2-ジヒドロパーオキシプロパン (濃度が27質量%以下で、固体希釈剤を73質量%以上含有するもの)	2,2-Dihydroperoxypropane, not more than 27% when with 73% or more inert solid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジピクリルアミン	DIPICRYLAMINE	0079	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,3-ジヒドロピラン	2,3-DIHYDROPYRAN	2376	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジビニルエーテル (安定剤入りのもの)	DIVINYL ETHER, STABILIZED	1167	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	A209
ジフェニルアミンクロロアルシン	DIPHENYLAMINE CHLOROARSINE	1698	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジフェニルクロロアルシン	DIPHENYLCHLOROARSINE, LIQUID	1699	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジフェニルクロロアルシン (固体)	DIPHENYLCHLOROARSINE, SOLID	3450	6.1	-	-	M	1	E0	-	-	積載禁止	-	673	50kg	-
ジフェニルジクロロシラン	DIPHENYLDICHLOROSILANE	1769	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
1,1-ジフルオロエチレン	1,1-DIFLUOROETHYLENE	1959	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
ジブチルエーテル	DIBUTYL ETHERS	1149	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
四フッ化硫黄	SULPHUR TETRAFLUORIDE	2418	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
四フッ化エチレン (安定剤入りのもの)	TETRAFLUOROETHYLENE, STABILIZED	1081	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209 A900
1,1-ジフルオロエタン	1,1-DIFLUOROETHANE	1030	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
ジフルオロメタン	DIFLUOROMETHANE	3252	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
ジプロピオニルパーオキサイド (濃度が28質量%を超える溶液)	Dipropionyl peroxide, more than 28% in solution	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジプロピルアミン	DIPROPYLAMINE	2383	3	-	8	G	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	A209
ジプロピルケトン	DIPROPYL KETONE	2710	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
1,2-ジブromo-3-ブタン	1,2-DIBROMOBUTAN-3-ONE	2648	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-

ジブロモアセチレン	Dibromoacetylene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジブロモクロロプロパン	DIBROMOCHLOROPROPANES	2872	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
ジブロモフルオロメタン	DIBROMODIFLUOROMETHANE	1941	9	-	-	S	3	E1	Y964	30kg (包装物込みの質量)	964	1000	964	2200	-
ジブロモメタン	DIBROMOMETHANE	2664	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ジベンジルジクロロシラン	DIBENZYL DICHLOROSILANE	2434	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が51質量%を超え、固体希釈剤を48質量%以下含有するもの)	Dibenzoyl peroxide, more than 51%, when with not more than 48% inert solid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が77質量%を超え94質量%以下で、水を6質量%以上含有するもの)	Dibenzoyl peroxide, more than 77% and not more than 94%, when with 6% or more water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジベンゾイルパーオキシジカーボネート (濃度が87質量%を超え、水を13質量%以上含有するもの)	Dibenzyl peroxydicarbonate, not more than 87% when with 13% or more water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジベンゾイルパーオキシジカーボネート (濃度が87質量%を超え水を含有するもの)	Dibenzyl peroxydicarbonate, more than 87% with water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジペンテン	DIPENTENE	2052	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ジボラン	DIBORANE	1911	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
2,5-ジメチル-2,5-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン-3 (濃度が86質量%を超えるもの)	2,5-Dimethyl-2,5-di-(tert-butylperoxy)hexane-3, more than 86%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,5-ジメチル-2,5-ジ(ベンゾイルパーオキシ)ヘキサン (濃度が82質量%を超えるもの)	2,5-Dimethyl-2,5-di-(benzoylperoxy)hexane, more than 82%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

2,5-ジメチル-2,5-ジ ハイドロパーオキシヘ キサン (濃度が82質量%を超 え水を含有するもの)	2,5-Dimethyl-2,5- dihydroperoxy hexane, more than 82% with water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
N,N-ジメチルアニリン	N,N-DIMETHYLANILINE	2253	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
2-ジメチルアミノアセ トニトリル	2- DIMETHYLAMINOACETON ITRILE	2378	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
2-ジメチルアミノエタ ノール	2- DIMETHYLAMINOETHANO L	2051	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
2-ジメチルアミノエチ ルメタクリレート	2- DIMETHYLAMINOETHYL METHACRYLATE	2522	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ジメチルアミン (水溶液)	DIMETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION	1160	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
ジメチルアミン (無水物)	DIMETHYLAMINE, ANHYDROUS	1032	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
ジメチルエーテル	DIMETHYL ETHER	1033	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
N,N-ジメチルカルバモ イルクロライド	DIMETHYLCARBAMOYL CHLORIDE	2262	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ジメチルジエトキシシ ラン	DIMETHYLDIETHOXYSIL ANE	2380	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ジメチルジオキサン	DIMETHYLDIOXANES	2707	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ジメチルシクロヘキサ ン	DIMETHYLCYCLOHEXANE S	2263	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
N,N-ジメチルシクロヘ キシルアミン	N,N- DIMETHYLCYCLOHEXYLA MINE	2264	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ジメチルジクロロシリ ン	DIMETHYLDICHLOROSIL ANE	1162	3	-	8	G Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	377	50	-
ジメチルヒドラジン (対称型のもの)	DIMETHYLHYDRAZINE, SYMMETRICAL	2382	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジメチルヒドラジン (非対称型のもの)	DIMETHYLHYDRAZINE, UNSYMMETRICAL	1163	6.1	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,3-ジメチルブタン	2,3-DIMETHYLBUTANE	2457	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
1,3-ジメチルブチルア ミン	1,3- DIMETHYLBUTYLAMINE	2379	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
2,2-ジメチルプロパン	2,2-DIMETHYLPROPANE	2044	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
ジメチル-N-プロピル アミン	DIMETHYL-N- PROPYLAMINE	2266	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
N,N-ジメチルベンジル アミン	BENZYLDIMETHYLAMINE	2619	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
N,N-ジメチルホルム アミド	N,N- DIMETHYLFORMAMIDE	2265	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
1,2-ジメトキシエタン	1,2-DIMETHOXYETHANE	2252	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-

1,1-ジメトキシエタン	1,1-DIMETHOXYETHANE	2377	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
シメン	CYMENES	2046	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
車両 (引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの)	VEHICLE, FUEL CELL, FLAMMABLE LIQUID POWERED	3166	9	-	-	S	-	E0	-	-	950	上限なし	950	上限なし	A67 A70 A87 A118 A120 A134 A176 A203 A207
車両 (引火性液体を燃料とするもの)	VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERED	3166	9	-	-	S	-	E0	-	-	950	上限なし	950	上限なし	A67 A70 A87 A118 A120 A134 A203 A207
車両 (引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの)	VEHICLE, FUEL CELL, FLAMMABLE GAS POWERED	3166	9	-	-	S	-	E0	-	-	積載禁止	-	951	上限なし	A67 A70 A87 A118 A120 A134 A176 A203 A207
車両 (引火性ガスを燃料とするもの)	VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED	3166	9	-	-	S	-	E0	-	-	積載禁止	-	951	上限なし	A67 A70 A87 A118 A120 A134 A203 A207
車両等 (蓄電池を動力とするもの)	BATTERY-POWERED VEHICLE	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限なし	952	上限なし	A21 A67 A87 A94 A164
臭化アセチル	ACETYL BROMIDE	1716	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
臭化アセトン	BROMOACETONE	1569	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
臭化アリル	ALLYL BROMIDE	1099	3	-	6.1	G M	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	-
臭化アルミニウム (水溶液)	ALUMINIUM BROMIDE SOLUTION	2580	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
臭化アルミニウム (無水物)	ALUMINIUM BROMIDE, ANHYDROUS	1725	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
臭化エチル	ETHYL BROMIDE	1891	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
臭化キシリル (液体)	XYLYL BROMIDE, LIQUID	1701	6.1	-	-	M	2	E0	-	-	積載禁止	-	661	600	A1

臭化キシリル (固体)	XYLYL BROMIDE, SOLID	3417	6.1	-	-	M	2	E4	-	-	669	25kg	676	100kg	-
臭化ジエチル金	Diethylgold bromide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
臭化ジフェニルメチル	DIPHENYLMETHYL BROMIDE	1770	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
臭化シラン	Bromosilane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
臭化水銀	MERCURY BROMIDES	1634	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
臭化水素 (無水物)	HYDROGEN BROMIDE, ANHYDROUS	1048	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
臭化水素酸 (濃度が49質量%を超えるもの)	HYDROBROMIC ACID, more than 49% strength	1788	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
臭化水素酸 (濃度が49質量%以下のもの)	HYDROBROMIC ACID, not more than 49% strength	1788	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
臭化セコンダリーブチル	2-BROMOBUTANE	2339	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
2-ブロモペンタン	2-BROMOPENTANE	2343	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
臭化ノルマルブチル	1-BROMOBUTANE	1126	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
臭化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL BROMIDE, STABILIZED	1085	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209
臭化フェナシル	PHENACYL BROMIDE	2645	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
臭化ベンジル	BENZYL BROMIDE	1737	6.1	-	8	M Q	2	E4	-	-	653	10	660	300	-
臭化メチル (クロロピクリンの濃度が2質量%以下のもの)	METHYL BROMIDE with not more than 2% chloropicrin	1062	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
臭化メチルと1,2-ジブロモエタンの混合物 (液体)	METHYL BROMIDE AND ETHYLENE DIBROMIDE MIXTURE, LIQUID	1647	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
重クロム酸アンモニウム	AMMONIUM DICHROMATE	1439	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
重合性物質 (液体) (安定剤入りのもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, LIQUID, STABILIZED, N. O. S. *	3532	4.1	-	-	H	3	E0	-	-	459	100	459	250	A209
重合性物質 (液体) (温度管理が必要なもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED, N. O. S. *	3534	4.1	-	-	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209

重合性物質 (固体) (安定剤入りのもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, SOLID, STABILIZED, N. O. S. *	3531	4.1	-	-	H	3	E0	-	-	459	10kg	459	25kg	A209
重合性物質 (固体) (温度管理が必要なもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED, N. O. S. *	3533	4.1	-	-	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209
シュウ酸銀 (乾性のもの)	Silver fulminate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シュウ酸ジエチル	ETHYL OXALATE	2525	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
硝酸セシウム	CAESIUM NITRATE	1451	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
重水素 (圧縮されているもの)	DEUTERIUM, COMPRESSED	1957	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
臭素 (水溶液)	BROMINE	1744	8	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
臭素酸亜鉛	ZINC BROMATE	2469	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
臭素酸アンモニウム	Ammonium bromate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
臭素酸カリウム	POTASSIUM BROMATE	1484	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
臭素酸ナトリウム	SODIUM BROMATE	1494	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
臭素酸バリウム	BARIUM BROMATE	2719	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
臭素酸マグネシウム	MAGNESIUM BROMATE	1473	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
臭素溶液	BROMINE SOLUTION	1744	8	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
重油	DIESEL Fuel	1202	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A3
樹脂液	RESIN SOLUTION, flammable	1866	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
樹脂酸亜鉛	ZINC RESINATE	2714	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
樹脂酸アルミニウム	ALUMINIUM RESINATE	2715	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
樹脂酸カルシウム	CALCIUM RESINATE	1313	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
樹脂酸カルシウム (溶融固化したもの)	CALCIUM RESINATE, FUSED	1314	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
樹脂酸コバルト (沈殿によって得られたもの)	COBALT RESINATE, PRECIPITATED	1318	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
樹脂酸マンガン	MANGANESE RESINATE	1330	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-

酒石酸アンチモンカリウム	ANTIMONY POTASSIUM TARTRATE	1551	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
焼夷弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	0009	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
焼夷弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	0010	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
焼夷弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。) (液状若しくはゲル状のもの又は黄リン焼夷弾を除く。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	0300	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
焼夷弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。) (液状若しくはゲル状のもの又は黄リン焼夷弾を除く。)	AMMUNITION, INCENDIARY, liquid or gel, with burster, expelling charge or propelling charge	0247	1.3	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
消火液 (腐食性のもの)	FIRE EXTINGUISHER CHARGES, corrosive liquid	1774	8	-	-	Q	2	E0	Y840	0.50	851	10	855	300	-
消火器 (圧縮又は液化ガスが充てんされているもの)	FIRE EXTINGUISHERS with compressed or liquefied gas	1044	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	213	75kg	213	150kg	A19
小火器弾薬	CARTRIDGES, SMALL ARMS	0012	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	130	25kg	130	100kg	-
小火器弾薬	CARTRIDGES, SMALL ARMS	0339	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
小火器弾薬	CARTRIDGES, SMALL ARMS	0417	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
小火器用空砲	CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	0014	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	130	25kg	130	100kg	-
小火器用空砲	CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	0327	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
小火器用空砲	CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	0338	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
硝酸 (濃度が20質量%を超え65質量%未満のものに限る。)	NITRIC ACID, other than red fuming, with more than 20% and less than 65% nitric acid	2031	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A212

硝酸 (濃度が20質量%以下のものに限る。)	NITRIC ACID, other than red fuming, with not more than 20% nitric acid	2031	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
硝酸 (濃度が65質量%以上70質量%以下のものに限る。)	NITRIC ACID, other than red fuming, with at least 65% but not more than 70% nitric acid	2031	8	-	5.1	Q K	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1
硝酸 (濃度が70質量%を超えるものに限る。) (発煙硝酸を除く。)	NITRIC ACID, other than red fuming, with more than 70% nitric acid	2031	8	-	5.1	Q K	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	-
硝酸亜鉛	ZINC NITRATE	1514	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
硝酸アジドエチル	Azidoethyl nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸アルミニウム	ALUMINIUM NITRATE	1438	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸アンモニウム	AMMONIUM NITRATE	0222	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸アンモニウム (可燃物(炭素として計算される有機物を含む。)の含有率が0.2質量%以下で、他の添加物を含まないもの)	AMMONIUM NITRATE with not more than 0.2% combustible substances, including any organic substance calculated as carbon, to the exclusion of any other added substance	1942	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	A64
硝酸アンモニウム (熱を有する濃縮した溶液)	AMMONIUM NITRATE, LIQUID (hot concentrated solution)	2426	5.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A129
硝酸アンモニウムエマルジョン (爆薬中間体)	AMMONIUM NITRATE EMULSION intermediate for blasting explosives	3375	5.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸アンモニウム系肥料 (自己発熱により分解しないもの)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER	2067	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	A64 A79 A89
硝酸アンモニウム系肥料 (自己発熱により分解しないもの)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER	2071	9	-	-	S	3	E1	Y958	30kg (包装物込みの質量)	958	200kg	958	200kg	A89 A90

硝酸アンモニウムゲル (爆薬中間体)	AMMONIUM NITRATE GEL intermediate for blasting explosives	3375	5.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸アンモニウムサス ペンション (爆薬中間体)	AMMONIUM NITRATE SUSPENSION intermediate for blasting explosives	3375	5.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸イソプロピル	ISOPROPYL NITRATE	1222	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
硝酸エチル	Ethyl nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸カリウム	POTASSIUM NITRATE	1486	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸カリウムと亜硝酸 ナトリウムの混合物	POTASSIUM NITRATE AND SODIUM NITRITE, MIXTURE	1487	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
硝酸カルシウム	CALCIUM NITRATE	1454	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	A83
硝酸銀	SILVER NITRATE	1493	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
硝酸グアニジン	GUANIDINE NITRATE	1467	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸クロム	CHROMIUM NITRATE	2720	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸ジ- (ベーター-ニト ロオキシエチル) アン モニウム	Di-(beta- nitroxyethyl) ammonium nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸ジアゾニウム (乾性のもの)	Diazonium nitrates (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸ジジウム	DIDYMIUM NITRATE	1465	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸ジルコニウム	ZIRCONIUM NITRATE	2728	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸ストロンチウム	STRONTIUM NITRATE	1507	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸第一水銀	MERCUROUS NITRATE	1627	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
硝酸第二水銀	MERCURIC NITRATE	1625	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
硝酸第二鉄	FERRIC NITRATE	1466	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸タリウム	THALLIUM NITRATE	2727	6.1	-	5.1	M K	2	E4	Y644	1kg	667	5kg	674	25kg	-
硝酸テトラミン銅	Copper tetramine nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
硝酸でん粉 (乾性のもの又は20質 量%未満の水で湿性 としたもの)	NITROSTARCH, dry or wetted, with less than 20% water, by mass	0146	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸でん粉 (20質量%以上の水で 湿性としたもの)	NITROSTARCH, WETTED with not less than 20% water, by mass	1337	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
硝酸トリ- (b-ニトロ キシエチル) アンモニ ウム	Tri-(b- nitroxyethyl) ammonium nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

硝酸トリニトロエチル	Trinitroethylnitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸ナトリウム	SODIUM NITRATE	1498	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE	1499	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸鉛	LEAD NITRATE	1469	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
硝酸ニッケル	NICKEL NITRATE	2725	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸ニトロエチル	Nitroethyl nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸ニトログアニジン	Nitroguanidine nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸尿素 (10質量%以上の水で湿性としたもの)	UREA NITRATE, WETTED with not less than 10% water, by mass	3370	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
硝酸尿素 (20質量%以上の水で湿性としたもの)	UREA NITRATE, WETTED with not less than 20% water, by mass	1357	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40 A101
硝酸尿素 (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの)	UREA NITRATE dry or wetted with less than 20% water, by mass	0220	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸ノルマルプロピル	N-PROPYL NITRATE	1865	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
硝酸バリウム	BARIUM NITRATE	1446	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
硝酸ビニルポリマー	Vinyl nitrate polymer	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC NITRATE	1895	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
硝酸ベリリウム	BERYLLIUM NITRATE	2464	5.1	-	6.1	K	2	E2	Y543	1kg	558	5kg	562	25kg	-
硝酸ベンゼンジアゾニウム (乾性のもの)	Benzene diazonium chloride (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸ペンチル	AMYL NITRATE	1112	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
硝酸マグネシウム	MAGNESIUM NITRATE	1474	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	A155
硝酸マンガン	MANGANESE NITRATE	2724	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
硝酸メチル	Methyl nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硝酸リチウム	LITHIUM NITRATE	2722	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
焼尽薬きょう (プライマー付きでないもの)	CASES, COMBUSTIBLE, EMPTY, WITHOUT PRIMER	0446	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	136	75kg	-

焼尽薬きょう (プライマー付きでないもの)	CASES, COMBUSTIBLE, EMPTY, WITHOUT PRIMER	0447	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
消毒剤 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.*	1903	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
消毒剤 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, TOXIC, N. O. S.*	3142	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
消毒剤 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, SOLID, TOXIC, N. O. S.*	1601	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
ショウ脳	CAMPHOR, synthetic	2717	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ショウ脳油	CAMPHOR OIL	1130	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
照明弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, ILLUMINATING with or without burster, expelling charge or propelling charge	0254	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
照明弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, ILLUMINATING with or without burster, expelling charge or propelling charge	0297	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
照明弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, ILLUMINATING with or without burster, expelling charge or propelling charge	0171	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ジヨードアセチレン	Diiodoacetylene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	MINES with bursting charge	0294	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は 2個以上の安全装置を 有する信管付きのもの)	MINES with bursting charge	0137	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は 2個以上の安全装置を 有する信管付きのもの)	MINES with bursting charge	0138	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置 を有しない信管付きの もの)	MINES with bursting charge	0136	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
シラン	SILANE	2203	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ジルコニウム (引火性液体中に懸濁 したもの)	ZIRCONIUM, SUSPENDED IN A FLAMMABLE LIQUID	1308	3	-	-	G	1 2 3	E0 E2 E1	Y341 Y344	- 10 100	積載禁止 353 355	- 50 600	361 364 366	300 600 2200	A1 A3 A108
ジルコニウム (乾性のもの) (板状、帯板状又は巻 線状のもの) (厚さが18ミクロン未 満のもの)	ZIRCONIUM, DRY, finished sheets, strip or coiled wire (thinner than 18 microns)	2009	4.2	-	-	I	3	E1	-	-	469	25kg	471	100kg	A3
ジルコニウム (乾性のもの) (板状、帯板状又は巻 線状のものであって、 厚さが18ミクロン以上 254ミクロン未満のも のに限る。)	ZIRCONIUM, DRY, coiled wire, finished metal sheets, strip (thinner than 254 microns but not thinner than 18 microns)	2858	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ジルコニウムくず	ZIRCONIUM, SCRAP	1932	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3
ジルコニウム粉末 (25質量%以上の水で 湿性としたもの) (機械的製法によるも ので、粒度が53ミクロ ン未満の粉末又は化学 的製法によるもので粒 度が840ミクロン未満 のもの)	ZIRCONIUM POWDER, WETTED with not less than 25% water (a visible excess of water must be present) (a) mechanically produced, particle size less than 53 microns; (b) chemically produced, particle size less than 840 microns	1358	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	A35

ジルコニウム粉末 (乾性のもの)	ZIRCONIUM POWDER, DRY	2008	4.2	-	-	I	-	-	-	-	積載禁止 467 469	- 15kg 25kg	積載禁止 470 471	- 50kg 100kg	A3
白又は赤リンと塩素酸 塩との混合物	Phosphorus (white or red) and a chlorate, mixture of	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	0257	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	141	75kg	-
信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	0367	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	141	25kg	141	100kg	-
信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	0106	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	0107	1.2	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING with protective features	0408	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING with protective features	0409	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING with protective features	0410	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	141	75kg	-
信管 (点火用のもの)	FUZES, IGNITING	0317	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	141	75kg	-
信管 (点火用のもの)	FUZES, IGNITING	0368	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	141	25kg	141	100kg	-
信管 (点火用のもの)	FUZES, IGNITING	0316	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信号具	SIGNAL DEVICES, HAND	0191	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
信号具	SIGNAL DEVICES, HAND	0373	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-
信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	0192	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	0193	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-
信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	0492	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	0493	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
水銀	MERCURY	2809	8	-	6.1	Q M	3	E0	-	-	868	35kg	868	35kg	-
水銀 (物品中に内蔵されて いるもの)	MERCURY CONTAINED IN MANUFACTURED ARTICLES	3506	8	-	6.1	Q M	-	E0	-	-	869	上限なし	869	上限なし	A48 A69 A191
水銀アセチリド	Mercury acetylide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水銀化合物 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く) (他に品名が明示され ているもの)	MERCURY COMPOUND, LIQUID, N. O. S.*	2024	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 661 663	300 600 2200	A3 A4 A6 A18

水銀化合物 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く) (他に品名が明示されているもの)	MERCURY COMPOUNDS, SOLID, N. O. S. *	2025	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6 A18
水銀殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (引火点が23℃未満のもの)	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23°C	2778	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
水銀殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (引火点が23℃以上のもの)	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23°C	3011	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
水銀殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2777	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
水銀殺虫殺菌剤類P (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3012	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
水酸化カリウム (固体)	POTASSIUM HYDROXIDE, SOLID	1813	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
水酸化カリウム (水溶液)	POTASSIUM HYDROXIDE, SOLUTION	1814	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
水酸化セシウム (固体)	CAESIUM HYDROXIDE	2682	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
水酸化セシウム (水溶液)	CAESIUM HYDROXIDE SOLUTION	2681	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
水酸化テトラメチルアンモニウム (固体)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID	3423	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
水酸化テトラメチルアンモニウム (水溶液)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE SOLUTION	1835	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
水酸化ナトリウム (固体)	SODIUM HYDROXIDE, SOLID	1823	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
水酸化ナトリウム (水溶液)	SODIUM HYDROXIDE SOLUTION	1824	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
水酸化フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC HYDROXIDE	1894	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
水酸化リチウム	LITHIUM HYDROXIDE	2680	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-

水酸化リチウム (水溶液)	LITHIUM HYDROXIDE SOLUTION	2679	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
水酸化ルビジウム (固体)	RUBIDIUM HYDROXIDE	2678	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
水酸化ルビジウム (水溶液)	RUBIDIUM HYDROXIDE SOLUTION	2677	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
推進薬 (液体)	PROPELLANT, LIQUID	0495	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
推進薬 (液体)	PROPELLANT, LIQUID	0497	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
推進薬 (固体)	PROPELLANT, SOLID	0498	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
推進薬 (固体)	PROPELLANT, SOLID	0499	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
推進薬 (固体)	PROPELLANT, SOLID	0501	1.4	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	114	75kg	-
水素 (圧縮されているもの)	HYDROGEN, COMPRESSED	1049	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
水素 (深冷液化されているもの)	HYDROGEN, REFRIGERATED LIQUID	1966	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水素化アルミニウム	ALUMINIUM HYDRIDE	2463	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化カルシウム	CALCIUM HYDRIDE	1404	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化金属 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL HYDRIDES, FLAMMABLE, N. O. S. *	3182	4.1	-	-	H	2 3	E2 E1	Y441 Y443	5kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
水素化金属 (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL HYDRIDES, WATER-REACTIVE, N. O. S. *	1409	4.3	-	-	J	1 2	E0 E2	- Y475	- 5kg	積載禁止 484	- 15kg	487 490	15kg 50kg	-
水素化ジルコニウム	ZIRCONIUM HYDRIDE	1437	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	-
水素化セレン (吸着されたもの)	HYDROGEN SELENIDE, ADSORBED	3526	2.3	-	2.1	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
水素化セレン (無水物)	HYDROGEN SELENIDE, ANHYDROUS	2202	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
水素化チタン	TITANIUM HYDRIDE	1871	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	-
水素化ナトリウム	SODIUM HYDRIDE	1427	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化ナトリウムアルミニウム	SODIUM ALUMINIUM HYDRIDE	2835	4.3	-	-	J	2	E0	-	-	積載禁止	-	489	50kg	A1
水素化ホウ素アルミニウム	ALUMINIUM BOROHYDRIDE	2870	4.2	-	4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水素化ホウ素カリウム	POTASSIUM BOROHYDRIDE	1870	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化ホウ素ナトリウム	SODIUM BOROHYDRIDE	1426	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-

水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物 (水素化ホウ素ナトリウムの濃度が12質量%以下のものであって、水酸化ナトリウムの濃度が40質量%以下のものに限る。)	SODIUM BOROHYDRIDE AND SODIUM HYDROXIDE SOLUTION, with not more than 12% sodium borohydride and not more than 40% sodium hydroxide, by mass	3320	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
水素化ホウ素リチウム	LITHIUM BOROHYDRIDE	1413	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化ホウ素アルミニウム (装置内に組込まれているもの)	ALUMINIUM BOROHYDRIDE IN DEVICES	2870	4.2	-	4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水素化マグネシウム	MAGNESIUM HYDRIDE	2010	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化リチウム (溶融固化したもの)	LITHIUM HYDRIDE, FUSED SOLID	2805	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	483	15kg	489	50kg	-
水素化リチウム (溶融固化したものを除く。)	LITHIUM HYDRIDE	1414	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化リチウムアルミニウム	LITHIUM ALUMINIUM HYDRIDE	1410	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
水素化リチウムアルミニウム (エーテル溶液)	LITHIUM ALUMINIUM HYDRIDE, ETHEREAL	1411	4.3	-	3	J G	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	-
水素吸蔵合金 (水素が貯蔵されているものに限る。)	HYDROGEN IN A METAL HYDRIDE STORAGE SYSTEM	3468	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	214	100kg	A1 A143 A176
水素吸蔵合金 (水素が貯蔵されているものに限る。) (装置とともに包装されたもの)	HYDROGEN IN A METAL HYDRIDE STORAGE SYSTEM PACKED WITH EQUIPMENT	3468	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	214	100kg	A1 A143 A176
水素吸蔵合金 (水素が貯蔵されているものに限る。) (装置に組込まれたもの)	HYDROGEN IN A METAL HYDRIDE STORAGE SYSTEM CONTAINED IN EQUIPMENT	3468	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	214	100kg	A1 A143 A176
水素とメタンの混合物 (圧縮されているもの)	HYDROGEN AND METHANE MIXTURE, COMPRESSED	2034	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
水中発音信号具	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	0204	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水中発音信号具	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	0296	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水中発音信号具	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	0374	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水中発音信号具	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	0375	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

水中発火装置 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	CONTRIVANCES, WATER-ACTIVATED* with burster, expelling charge or propelling charge	0248	1.2	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
水中発火装置 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	CONTRIVANCES, WATER-ACTIVATED* with burster, expelling charge or propelling charge	0249	1.3	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
スチビン	STIBINE	2676	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
スチフニン酸鉛	Lead styphnate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
スチフニン酸鉛 (20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	LEAD STYPHNATE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0130	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
スチフニン酸 (乾性のもの又は20質量%未満の水若しくはアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	STYPHNIC ACID, dry or wetted with less than 20% water or mixture of alcohol and water, by mass	0219	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
スチレン (安定剤入りのもの)	STYRENE MONOMER, STABILIZED	2055	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A209
ストリキニーネ (殺虫殺菌剤類を除く。)	STRYCHNINE	1692	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	A5
ストリキニーネ塩類 (殺虫殺菌剤類を除く。)	STRYCHNINE SALTS	1692	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	A5
スポンジチタン (粉状のもの)	TITANIUM, SPONGE POWDERS	2878	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	A3
スポンジチタン (粒状もの)	TITANIUM, SPONGE GRANULES	2878	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	A3
スルファミド酸	SULPHAMIC ACID	2967	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	0059	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	0439	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	0440	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	137	75kg	A1
成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	0441	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	137	25kg	137	100kg	A165

生物由来物質 (カテゴリーB)	BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B	3373	6.2	-	-	-	-	E0	-	-	650	650参照	650	650参照	-
石炭ガス (圧縮されているもの)	COAL GAS, COMPRESSED	1023	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
石油蒸留物 (他に品名が明示されているものを除く。)	PETROLEUM DISTILLATES, N. O. S.	1268	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
石油製品 (他に品名が明示されているものを除く。)	PETROLEUM PRODUCTS, N. O. S.	1268	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3 - -
赤リン (無定型のもの)	PHOSPHORUS, AMORPHOU S	1338	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
セシウム	CAESIUM	1407	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
切削屑 (鉄又は鋼) (自己発熱性の形状のもの)	FERROUS METAL BORINGS in a form liable to self- heating	2793	4.2	-	-	I	3	E1	-	-	469	25kg	471	100kg	A3
切削屑 (鉄又は鋼) (自己発熱性の形状のもの)	FERROUS METAL CUTTINGS in a form liable to self- heating	2793	4.2	-	-	I	3	E1	-	-	469	25kg	471	100kg	A3
切削屑 (鉄又は鋼) (自己発熱性の形状のもの)	FERROUS METAL SHAVINGS in a form liable to self- heating	2793	4.2	-	-	I	3	E1	-	-	469	25kg	471	100kg	A3
切削屑 (鉄又は鋼) (自己発熱性の形状のもの)	FERROUS METAL TURNINGS in a form liable to self- heating	2793	4.2	-	-	I	3	E1	-	-	469	25kg	471	100kg	A3
接着剤	ADHESIVES containing flammable liquid	1133	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
セリウム (削り屑又は砂状のもの)	CERIUM turnings or gritty powder	3078	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	484	15kg	490	50kg	-
セルロイド (層状のものを除く。)	CELLULOID in blocks, rods, rolls, sheets, tubes, etc. (except scrap)	2000	4.1	-	-	H	3	E1	-	-	456	25kg	456	100kg	A3 A48 A205
セルロイド屑	CELLULOID, SCRAP	2002	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3
セレン化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, LIQUID, N. O. S. *	3440	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
セレン化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, SOLID, N. O. S. *	3283	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
セレン酸	SELENIC ACID	1905	8	-	-	Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	862	25kg	A1

セレン酸塩	SELENATES*	2630	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
セレン酸ヒドラジン	Hydrazine selenate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
繊維 (植物系のものであつて、乾性のもの)	FIBRES, VEGETABLE, DRY	3360	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
繊維 (植物系のものであつて、焼けた、湿性又は湿っているもの)	FIBRES, VEGETABLE burnt, wet or damp	1372	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
繊維 (動物系のものであつて、焼けた、湿性又は湿っているもの)	FIBRES, ANIMAL burnt, wet or damp	1372	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
繊維 (合成したものであつて、油を含有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FIBRES, SYNTHETIC, N. O. S., WITH OIL	1373	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
繊維 (植物系のものであつて、油を含有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FIBRES, VEGETABLE, N. O. S., WITH OIL	1373	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
繊維 (低硝化ニトロセルロースを含浸させているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FIBRES, IMPREGNATED WITH WEAKLY NITRATED NITROCELLULOSE, N. O. S.	1353	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
繊維 (動植物系のものであつて、油を含有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FIBRES, ANIMAL, N. O. S., WITH OIL	1373	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
閃光剤	FLASH POWDER	0305	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
閃光剤	FLASH POWDER	0094	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
閃光筒	CARTRIDGES, FLASH	0049	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
閃光筒	CARTRIDGES, FLASH	0050	1.3	G	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	0037	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	0038	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	0039	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	0299	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
染料 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	1602	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
染料 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. *	2801	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
染料 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, TOXIC, N. O. S. *	3143	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
染料 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, CORROSIVE, N. O. S. *	3147	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
染料中間物 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE INTERMEDIATE, LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	1602	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
染料中間物 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE INTERMEDIATE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. *	2801	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
染料中間物 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE INTERMEDIATE, SOLID, TOXIC, N. O. S. *	3143	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
染料中間物 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE INTERMEDIATE, SOLID, CORROSIVE, N. O. S. *	3147	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
装置 (蓄電池を動力とするもの)	BATTERY-POWERED EQUIPMENT	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限なし	952	上限なし	A21 A67 A87 A94 A164 A182

装置類、危険物を内蔵するもの。	DANGEROUS GOODS IN APPARATUS	3363	9	-	-	S	-	E0	-	-	962	962参照	962	962参照	A48 A107
遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS, ship	0194	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS, ship	0195	1.3	G	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS, ship	0505	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS, ship	0506	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-
ソーダライム (水酸化ナトリウムの含有率が4質量%を超えるものに限る。)	SODA LIME with more than 4% sodium hydroxide	1907	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	A16
速火線	FUSE, NON- DETONATING	0101	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の圧縮ガス (引火性のもの) (シランを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPRESSED GAS, FLAMMABLE, N. O. S. *	1954	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
その他の圧縮ガス (酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPRESSED GAS, OXIDIZING, N. O. S. *	3156	2.2	-	5.1	E K	-	E0	-	-	200	75kg	200	150kg	-
その他の圧縮ガス (毒性、引火性かつ腐食性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. *	3305	2.3	-	2.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の圧縮ガス (毒性、酸化性かつ腐食性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, OXIDIZING, CORROSIVE, N. O. S. *	3306	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の圧縮ガス (毒性かつ引火性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	1953	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の圧縮ガス (毒性かつ酸化性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, OXIDIZING, N. O. S. *	3303	2.3	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の圧縮ガス (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPRESSED GAS, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S. *	3304	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の圧縮ガス (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPRESSED GAS, TOXIC, N. O. S. *	1955	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の圧縮ガス (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPRESSED GAS, N. O. S. *	1956	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A202

その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S. *	1993	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
その他の引火性液体 (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S. *	3286	3	-	6.1 8	G M Q	1 2	E0 E2	- Y340	- 0.50	積載禁止 352	- 10	360 363	2.50 50	-
その他の引火性液体 (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	1992	3	-	6.1	G M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y341 Y343	- 10 20	積載禁止 352 355	- 10 600	361 364 366	300 600 2200	A3
その他の引火性液体 (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. *	2924	3	-	8	G Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y340 Y342	- 0.50 10	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 50 600	A3
その他の液化ガス (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, N. O. S. *	3163	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
その他の液化ガス (引火性のもの) (深冷液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	GAS, REFRIGERATED LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. *	3312	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の液化ガス (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, FLAMMABLE, N. O. S. *	3161	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
その他の液化ガス (酸化性のもの) (深冷液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	GAS, REFRIGERATED LIQUID, OXIDIZING, N. O. S. *	3311	2.2	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の液化ガス (酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, OXIDIZING, N. O. S. *	3157	2.2	-	5.1	E K	-	E0	-	-	200	75kg	200	150kg	-

その他の液化ガス (深冷液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	GAS, REFRIGERATED LIQUID, N. O. S.*	3158	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-
その他の液化ガス (毒性かつ引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.*	3309	2.3	-	2.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の液化ガス (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.*	3160	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の液化ガス (毒性かつ酸化性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, OXIDIZING, CORROSIVE, N. O. S.*	3310	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の液化ガス (毒性かつ酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, OXIDIZING, N. O. S.*	3307	2.3	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の液化ガス (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.*	3308	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の液化ガス (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, N. O. S.*	3162	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
その他の液化石油ガス	PETROLEUM GASES, LIQUEFIED	1075	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S.*	0349	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	101	25kg	101	100kg	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S.*	0350	1.4	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S.*	0351	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62

その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0352	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0353	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0354	1.1	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0355	1.2	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0356	1.3	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0462	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0463	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0464	1.1	E	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0465	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0466	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0467	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0468	1.2	E	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0469	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0470	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62

その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0471	1.4	E	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62
その他の火工品 (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0472	1.4	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
その他の可燃性物質 (酸化物) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, OXIDIZING, N. O. S. *	3097	4.1	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A3
その他の可燃性物質 (毒性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S. *	3179	4.1	-	6.1	H M	2 3	E2 E1	Y440 Y443	1kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
その他の可燃性物質 (毒性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S. *	2926	4.1	-	6.1	H M	2 3	E2 E1	Y440 Y443	1kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
その他の可燃性物質 (腐食性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S. *	3180	4.1	-	8	H Q	2 3	E2 E1	Y441 Y442	5kg 5kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
その他の可燃性物質 (腐食性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S. *	2925	4.1	-	8	H Q	2 3	E2 E1	Y441 Y442	5kg 5kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
その他の可燃性物質 (無機物) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, INORGANIC, N. O. S. *	3178	4.1	-	-	H	2 3	E2 E1	Y441 Y443	5kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
その他の可燃性物質 (有機物) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, N. O. S. *	1325	4.1	-	-	H	2 3	E2 E1	Y441 Y443	5kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3

その他の可燃性物質 (有機物) (溶融状のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, MOLTEN, N. O. S. *	3176	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A3
その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. * flash point less than 23°C	3021	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上 60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. * flash point not less than 23°C	2903	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	2902	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
その他の殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, SOLID, TOXIC, N. O. S. *	2588	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
その他の酸化性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING LIQUID, N. O. S. *	3139	5.1	-	-	K	1 2 3	E0 E2 E1	- Y540 Y541	- 0.50 10	積載禁止 550 551	- 10 2.50	553 554 555	2.50 50 300	A3
その他の酸化性物質 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	3099	5.1	-	6.1	K M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y540 Y541	- 0.50 10	積載禁止 550 551	- 10 2.50	553 554 555	2.50 50 300	A3

その他の酸化性物質 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.*	3098	5.1	-	8	K Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y540 Y541	- 0.50 10	積載禁止 550 551	- 10 2.50	553 554 555	2.50 50 300	A3
その他の酸化性物質 (固体) (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING SOLID, FLAMMABLE, N. O. S.*	3137	5.1	-	4.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の酸化性物質 (固体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING SOLID, SELF-HEATING, N. O. S.*	3100	5.1	-	4.2	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の酸化性物質 (固体) (水反応可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING SOLID, WATER-REACTIVE, N. O. S.*	3121	5.1	-	4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の酸化性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING SOLID, N. O. S.*	1479	5.1	-	-	K	1 2 3	E0 E2 E1	- Y544 Y546	- 2.5kg 10kg	557 558 559	1kg 5kg 25kg	561 562 563	15kg 25kg 100kg	A3
その他の酸化性物質 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING SOLID, TOXIC, N. O. S.*	3087	5.1	-	6.1	K M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y543 Y546	- 1kg 10kg	557 558 559	1kg 5kg 25kg	561 562 563	15kg 25kg 100kg	A3
その他の酸化性物質 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	OXIDIZING SOLID, CORROSIVE, N. O. S.*	3085	5.1	-	8	K Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y544 Y545	- 2.5kg 5kg	557 558 559	1kg 5kg 25kg	561 562 563	15kg 25kg 100kg	A3

その他の自然発火性物質 (無機物) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYROPHORIC LIQUID, INORGANIC, N. O. S. *	3194	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の自然発火性物質 (無機物) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYROPHORIC SOLID, INORGANIC, N. O. S. *	3200	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の自然発火性物質 (有機物) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYROPHORIC LIQUID, ORGANIC, N. O. S. *	2845	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の自然発火性物質 (有機物) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYROPHORIC SOLID, ORGANIC, N. O. S. *	2846	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
その他の毒物 (液体) (引火性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC LIQUID, FLAMMABLE, OR GANIC, N. O. S. *	2929	6.1	-	3	M G	1 2	E5 E4	- Y641	- 10	652 654	10 50	658 662	300 600	A4 A137
その他の毒物 (液体) (酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC LIQUID, OXIDIZING, N. O. S. *	3122	6.1	-	5.1	M K	1 2	E0 E4	- Y641	- 10	積載禁止 653	- 10	657 659	2.50 50	A4 A137
その他の毒物 (液体) (水との反応性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC LIQUID, WATER- REACTIVE, N. O. S. *	3123	6.1	-	4.3	M J	1 2	E0 E4	- -	- -	積載禁止 653	- 10	699 659	10 50	A4 A137
その他の毒物 (液体) (他の危険性を有しないもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC LIQUID, INORGANIC, N. O. S.	3287	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A137

その他の毒物 (液体) (他の危険性を有しないもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC LIQUID, ORGANIC, N. O. S. *	2810	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A137
その他の毒物 (液体) (腐食性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC LIQUID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S. *	3289	6.1	-	8	M Q	1 2	E5 E4	- Y640	- 0.50	651 653	0.50 10	657 660	2.50 300	A4 A137
その他の毒物 (液体) (腐食性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC LIQUID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S. *	2927	6.1	-	8	M Q	1 2	E5 E4	- Y640	- 0.50	651 653	0.50 10	657 660	2.50 300	A4 A137
その他の毒物 (固体) (可燃性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, FLAMMABLE, ORGANIC, N. O. S. *	2930	6.1	-	4.1	M H	1 2	E5 E4	- Y644	- 1kg	665 668	1kg 15kg	672 675	15kg 50kg	A5
その他の毒物 (固体) (酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, OXIDIZING, N. O. S. *	3086	6.1	-	5.1	M K	1 2	E5 E4	- Y644	- 1kg	665 667	1kg 5kg	672 674	15kg 25kg	A5
その他の毒物 (固体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, SELF-HEATING, N. O. S. *	3124	6.1	-	4.2	M I	1 2	E5 E4	- -	- -	665 668	1kg 15kg	672 675	15kg 50kg	A5
その他の毒物 (固体) (水との反応性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, WATER-REACTIVE, N. O. S. *	3125	6.1	-	4.3	M J	1 2	E5 E4	- Y644	- 1kg	699 668	5kg 15kg	699 675	15kg 50kg	A5
その他の毒物 (固体) (腐食性のもの) (無機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S. *	3290	6.1	-	8	M Q	1 2	E5 E4	- Y644	- 1kg	665 668	1kg 15kg	672 675	15kg 50kg	A5

その他の毒物 (固体) (腐食性のもの) (有機物) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S. *	2928	6.1	-	8	M	1 2	E5 E4	- Y644	- 1kg	665 668	1kg 15kg	672 675	15kg 50kg	A5
その他の毒物 (固体) (無機物) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, INORGANIC, N. O. S. *	3288	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
その他の毒物 (固体) (有機物) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, ORGANIC, N. O. S. *	2811	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
その他の腐食性物質 (液体) (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. *	2920	8	-	3	Q G	1 2	E0 E2	- Y840	- 0.50	850 851	0.50 10	854 855	2.50 300	-
その他の腐食性物質 (液体) (酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE LIQUID, OXIDIZING, N. O. S. *	3093	8	-	5.1	Q K	1 2	E0 E2	- Y840	- 0.50	積載禁止 851	- 10	854 855	2.50 300	-
その他の腐食性物質 (液体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE LIQUID, SELF-HEATING, N. O. S. *	3301	8	-	4.2	Q I	1 2	E0 E2	- -	- -	850 851	0.50 10	854 855	2.50 300	-
その他の腐食性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの) (他の品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE LIQUID, N. O. S. *	1760	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3

その他の腐食性物質 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	2922	8	-	6.1	Q M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
その他の腐食性物質 (液体) (水との反応性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE LIQUID, WATER-REACTIVE, N. O. S. *	3094	8	-	4.3	Q J	1 2	E0 E2	- -	- -	積載禁止 851	- 10	積載禁止 855	- 300	-
その他の腐食性物質 (固体) (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE SOLID, FLAMMABLE, N. O. S. *	2921	8	-	4.1	Q H	1 2	E0 E2	- Y844	- 5kg	858 859	1kg 15kg	862 863	25kg 50kg	-
その他の腐食性物質 (固体) (酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE SOLID, OXIDIZING, N. O. S. *	3084	8	-	5.1	Q K	1 2	E0 E2	- Y844	- 5kg	858 859	1kg 15kg	862 863	25kg 50kg	-
その他の腐食性物質 (固体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE SOLID, SELF-HEATING, N. O. S. *	3095	8	-	4.2	Q I	1 2	E0 E2	- -	- -	858 859	1kg 15kg	862 863	25kg 50kg	-
その他の腐食性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE SOLID, N. O. S. *	1759	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
その他の腐食性物質 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CORROSIVE SOLID, TOXIC, N. O. S. *	2923	8	-	6.1	Q M	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3

その他の腐食性物質 (固体) (水との反応性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3096	8	-	4.3	Q	1 2	E0 E2	- Y844	- 5kg	858 859	1kg 15kg	862 863	25kg 50kg	-
	CORROSIVE SOLID, WATER-REACTIVE, N. O. S. *														
その他の腐食性物質 (無機物) (液体) (アルカリ性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3266	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
	CORROSIVE LIQUID, BASIC, INORGANIC, N. O. S. *														
その他の腐食性物質 (無機物) (液体) (酸性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3264	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N. O. S. *														
その他の腐食性物質 (無機物) (固体) (アルカリ性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3262	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
	CORROSIVE SOLID, BASIC, INORGANIC, N. O. S. *														
その他の腐食性物質 (無機物) (固体) (酸性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3260	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, INORGANIC, N. O. S. *														
その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (アルカリ性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3267	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
	CORROSIVE LIQUID, BASIC, ORGANIC, N. O. S. *														
その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (酸性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3265	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y840 Y841	- 0.50 10	850 851 852	0.50 10 50	854 855 856	2.50 300 600	A3
	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S. *														

その他の腐食性物質 (有機物) (固体) (アルカリ性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3263	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
その他の腐食性物質 (有機物) (固体) (酸性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3261	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
その他の水反応可燃性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3148	4.3	-	-	J	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- - -	積載禁止 478 479	- 10 50	480 481 482	10 50 600	A3
その他の水反応可燃性物質 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3130	4.3	-	6.1	J M	1 2 3	E0 E0 E1	- - -	- - -	積載禁止 積載禁止 479	- - 50	480 481 482	10 50 600	A3
その他の水反応可燃性物質 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3129	4.3	-	8	J Q	1 2 3	E0 E0 E1	- - -	- - -	積載禁止 積載禁止 479	- - 50	480 481 482	10 50 600	A3
その他の水反応可燃性物質 (固体) (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3132	4.3	-	4.1	J H	1 2 3	E0 E2 E1	- Y475 Y476	- 5kg 5kg	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
その他の水反応可燃性物質 (固体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		3135	4.3	-	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- - -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3

その他の水反応可燃性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	WATER-REACTIVE SOLID, N. O. S.*	2813	4.3	-	-	J	1 2 3	E0 E2 E1	- Y475 Y477	- 5kg 10kg	積載禁止 484 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
その他の水反応可燃性物質 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	WATER-REACTIVE SOLID, TOXIC, N. O. S.*	3134	4.3	-	6.1	J M	1 2 3	E0 E2 E1	-	- 1kg 10kg	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
その他の水反応可燃性物質 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	WATER-REACTIVE SOLID, CORROSIVE, N. O. S.*	3131	4.3	-	8	J Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y475 Y476	- 5kg 5kg	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
その他の水反応性可燃性物質 (固体) (酸化性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	WATER-REACTIVE SOLID, OXIDIZING, N. O. S.*	3133	4.3	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3
5-ターシャリーブチル-2,4,6-トリニトロメタキシレン	5-TERT-BUTYL-2,4,6-TRINITRO-m-XYLENE	2956	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ターシャリアミルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエート	tert-Amylperoxy-3,5,5-trimethylhexanoate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が52質量%を超え77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)	tert-Butyl peroxyacetate, more than 52% and not more than 77%, when with not less than 23% diluent type A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ターシャリーブチルパーオキシイソブチレート (濃度が52質量%を超え77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)	tert-Butyl peroxyisobutyrate, more than 52% and not more than 77%, when with not less than 23% diluent Type A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド (濃度が90質量%を超えるもの)	tert-Butyl hydroperoxide, more than 90% with water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ターシャリーブチルモノパーオキシフレラート	tert-Butyl monoperoxyphthalate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が52質量%を超えるもの)	tert-Butyl monoperoxymaleate, more than 52%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
タービンエンジン用航空燃料	FUEL, AVIATION, TURBINE ENGINE	1863	3	-	-	G	I 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
タール (液体)	TARS, LIQUID, including road oils, and cutback bitumens	1999	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
タイヤの組み立て部品 (使用不可のもので空気が充てんされているもの、又は使用可能であってゲージ圧が最大定格圧力以上に空気が充てんされているもの)	Tire assemblies inflated, unserviceable, damaged or above maximum rated pressure	-	2.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A59
代用テレピン油	TURPENTINE SUBSTITUTE	1300	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
たき付け	FIRELIGHTERS, SOLID with flammable liquid	2623	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
タリウム化合物 (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	THALLIUM COMPOUND, N. O. S. *	1707	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6
炭化水素ガス混合物 (圧縮されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBON GAS MIXTURE, COMPRESSED, N. O. S. *	1964	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
炭化水素ガス混合物 (液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBON GAS MIXTURE, LIQUEFIED, N. O. S. *	1965	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
炭化水素類 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBONS, LIQUID, N. O. S.	3295	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
弾丸 (さく薬付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	0324	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

弾丸 (さく薬付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	0167	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (さく薬付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	0168	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (さく薬付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	0169	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は 2個以上の安全装置を 有する信管付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	0344	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
弾丸 (無さく薬で、さく薬 筒又は放出薬付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	0434	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (無さく薬で、さく薬 筒又は放出薬付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	0346	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (無さく薬で、さく薬 筒又は放出薬付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	0426	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (無さく薬で、さく薬 筒又は放出薬付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	0427	1.4	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (無さく薬で、さく薬 筒又は放出薬付きのもの) (信管のないもの又は 2個以上の安全装置を 有する信管付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	0347	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
弾丸 (無さく薬で、さく薬 筒又は放出薬付きのもの) (信管のないもの又は 2個以上の安全装置を 有する信管付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	0435	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
弾丸 (無さく薬でえい光筒 付きのもの)	PROJECTILES, inert with tracer	0345	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	130	25kg	130	100kg	-
弾丸 (無さく薬でえい光筒 付きのもの)	PROJECTILES, inert with tracer	0424	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
弾丸 (無さく薬でえい光筒 付きのもの)	PROJECTILES, inert with tracer	0425	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-

炭酸ガス (液化されているもの)	CARBON DIOXIDE	1013	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A202 A900
炭酸ガス (深冷液化されているもの)	CARBON DIOXIDE, REFRIGERATED LIQUID	2187	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-
炭酸ジエチル	DIETHYL CARBONATE	2366	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
炭酸ジメチル	DIMETHYL CARBONATE	1161	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
炭素 (動物又は植物から製造されたもの)	CARBON, animal or vegetable origin	1361	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A3
単電池 (ナトリウムを含むもの)	CELLS, CONTAINING SODIUM	3292	4.3	-	-	J	-	E0	-	-	492	25kg	492	上限なし	A94
4-チアペンタナル	4-THIAPENTANAL	2785	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
チオカーバメート系殺 虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC* flash point less than 23℃	2772	3	-	6.1	G	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
チオカーバメート系殺 虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TO XIC, FLAMMABLE* flash point not less than 23℃	3005	6.1	-	3	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
チオカーバメート系殺 虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3006	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
チオカーバメート系殺 虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOX IC*	2771	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
チオグリコール	THIOGLYCOL	2966	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
チオグリコール酸	THIOGLYCOLIC ACID	1940	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
チオ酢酸	THIOACETIC ACID	2436	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-

チオシアン酸第二水銀	MERCURY THIOCYANATE	1646	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
チオ乳酸	THIOLACTIC ACID	2936	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
チオフェン	THIOPHENE	2414	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
チオホスゲン	THIOPHOSGENE	2474	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
蓄電池 (アルカリ性の液体を 内蔵するもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ALKALI, electric storage	2795	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	30kg	870	上限なし	A51 A164 A183
蓄電池 (酸性の液体を内蔵す るもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ACID, electric storage	2794	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	30kg	870	上限なし	A51 A164 A183
蓄電池 (漏れ防止型のもの)	BATTERIES, WET, NON-SPILLABLE, electric storage	2800	8	-	-	Q	-	E0	-	-	872	上限なし	872	上限なし	A48 A67 A164 A183
地上用信号炎管	FLARES, SURFACE	0092	1.3	G	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-
地上用信号炎管	FLARES, SURFACE	0418	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
地上用信号炎管	FLARES, SURFACE	0419	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
チタン粉末 (25質量%以上の目視 できる量の水で湿性と したものであって、機 械的に製造された粒径 53ミクロン未満の粉末 又は化学的に製造され た粒径840ミクロン未 満の粉末に限る。)	TITANIUM POWDER, WETTED with not less than 25% water (a visible excess of water must be present) (a)mechanically produced, particle size less than 53 microns; (b)chemically produced, particle size less than 840 microns	1352	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	A35
チタン粉末 (乾性のもの)	TITANIUM POWDER, DRY	2546	4.2	-	-	I	- 2 3	- E2 E1	-	-	積載禁止 467 469	- 15kg 25kg	積載禁止 470 471	- 50kg 100kg	A3
窒化水銀	Mercury nitride	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
窒化セレン	Selenium nitride	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
窒化リチウム	LITHIUM NITRIDE	2806	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	488	15kg	-
窒素 (圧縮されているも の)	NITROGEN, COMPRESSED	1066	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A69 A202
窒素 (深冷液化されている もの)	NITROGEN, REFRIGERATED LIQUID	1977	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	A152
抽出香料液 (精油)	EXTRACTS, AROMATIC, LIQUID	1169	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3

抽出香料液 (着香料)	EXTRACTS, FLAVOURING, LIQUID	1197	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A3
							3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	
超酸化カリウム	POTASSIUM SUPEROXIDE	2466	5.1	-	-	K	1	E0	-	-	積載禁止	-	561	15kg	A1
超酸化ナトリウム	SODIUM SUPEROXIDE	2547	5.1	-	-	K	1	E0	-	-	積載禁止	-	561	15kg	A1
チンキ類 (医薬用のもの)	TINCTURES, MEDICINAL	1293	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A3
							3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	
デカヒドロナフタレン	DECAHYDRONAPHTHALEN E	1147	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
デカボラン	DECABORANE	1868	4.1	-	6.1	H M	2	E0	-	-	積載禁止	-	448	50kg	A1
てき弾 (さく薬付きの手榴弾 又は小銃てき弾)	GRENADES, hand or rifle, with bursting charge	0284	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
てき弾 (さく薬付きの手榴弾 又は小銃てき弾)	GRENADES, hand or rifle, with bursting charge	0293	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
てき弾 (さく薬付きの手榴弾 又は小銃てき弾)	GRENADES, hand or rifle, with bursting charge	0285	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
てき弾 (さく薬付きの手榴弾 又は小銃てき弾)	GRENADES, hand or rifle, with bursting charge	0292	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
鉄カルボニル	IRON PENTACARBONYL	1994	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラアジドベンゼン キニーネ	Tetraazido benzene quinone	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラエチレンペンタ ミン	TETRAETHYLENEPENTAM INE	2320	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
1,1,2,2-テトラクロロ エタン	1,1,2,2- TETRACHLOROETHANE	1702	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	661	600	-
テトラクロロエチレン	TETRACHLOROETHYLENE	1897	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
テトラジン	Tetrazine	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラゼン (30質量%以上の水又 はアルコールと水の混 合物で湿性としたもの に限る。)	TETRAZENE, WETTED with not less than 30% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0114	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラゼン (乾性のもの)	Tetrazene (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1H-テトラゾール	1H-TETRAZOLE	0504	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラゾール-1-酢酸	TETRAZOL-1-ACETIC ACID	0407	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	114	75kg	-
テトランイトロアニリン	TETRANITROANILINE	0207	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトランイトロジグリセ リン	Tetranitro diglycerin	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

2,3,5,6-テトラニトロ ソ-1,4-ジニトロベン ゼン	2,3,5,6- Tetranitroso- 1,4- dinitrobenzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,3,5,6-テトラニトロ ソニトロベンゼン (乾性のもの)	2,3,5,6- Tetranitroso nitrobenzene (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,3,4,6-テトラニトロ フェニルニトラミン	2,3,4,6- Tetranitrophenylnit ramine	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,3,4,6-テトラニトロ フェニルメチルニトラ ミン	2,3,4,6- Tetranitrophenyl methyl nitramine	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,3,4,6-テトラニトロ フェノール	2,3,4,6- Tetranitrophenol	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラニトロメタン	TETRANITROMETHANE	1510	6.1	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラニトロレゾルシ ノール (乾性のもの)	Tetranitroresorcino l (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
テトラヒドロチオフェ ン	TETRAHYDROTHIOPHENE	2412	3	-	-	G 2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-	
1,2,3,6-テトラヒドロ ピリジン	1,2,3,6- TETRAHYDROPYRIDINE	2410	3	-	-	G 2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-	
テトラヒドロフラン	TETRAHYDROFURAN	2056	3	-	-	G 2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-	
テトラヒドロフルフリ ルアミン	TETRAHYDROFURFURYL AMINE	2943	3	-	-	G 3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-	
1,2,3,6-テトラヒドロ ベンズアルデヒド	1,2,3,6- TETRAHYDROBENZALDEH YDE	2498	3	-	-	G 3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-	
1,1,1,2-テトラフルオ ロエタン	1,1,1,2- TETRAFLUOROETHANE	3159	2.2	-	-	E -	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-	
テトラフルオロホウ酸	FLUOROBORIC ACID	1775	8	-	-	Q 2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-	
テトラフルオロメタン	TETRAFLUOROMETHANE	1982	2.2	-	-	E -	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-	
テトラフルオロモノシ ラン	SILICON TETRAFLUORIDE	1859	2.3	-	8	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2	
テトラフルオロモノシ ラン (吸着されたもの)	SILICON TETRAFLUORIDE, ADSORBED	3521	2.3	-	8	-	-	E0	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2	
テトラブromoエタン	TETRABROMOETHANE	2504	6.1	-	-	M 3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-	
1,2-ジ (ジメチルアミ ノ) エタン	1,2- DI (DIMETHYLAMINO) ETHANE	2372	3	-	-	G 2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-	
テトラメチルシラン	TETRAMETHYLSILANE	2749	3	-	-	G 1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	A1	
テトラメチレンジパー オキシドジカルバミド	Tetramethylene diperoxide dicarbamide	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-	
テトリル	TETRYL	0208	1.1	D	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-	
テルピノレン	TERPINOLENE	2541	3	-	-	G 3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-	

テルペン炭化水素類 (他に品名が明示されているものを除く。)	TERPENE HYDROCARBONS, N. O. S.	2319	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
テルル化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TELLURIUM COMPOUND, N. O. S.*	3284	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
テレピン	TURPENTINE	1299	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
点火管	IGNITERS	0325	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	142	75kg	-
点火管	IGNITERS	0454	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	142	25kg	142	100kg	-
点火管	IGNITERS	0121	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
点火管	IGNITERS	0314	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
点火管	IGNITERS	0315	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
点火コード	CORD, IGNITER	0066	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	140	75kg	A1
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0255	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	131	75kg	-
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0456	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	131	25kg	131	100kg	A165
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0030	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
電池 (ナトリウムを含むものに限る。)	BATTERIES, CONTAINING SODIUM	3292	4.3	-	-	J	-	E0	-	-	積載禁止	-	492	上限なし	A94 A183
電池 (他に品名が明示されているものを除く。)	Batteries, electric storage	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A123
電池液 (アルカリ性のもの)	BATTERY FLUID, ALKALI	2797	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
電池液 (酸性のもの)	BATTERY FLUID, ACID	2796	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
天然ガス (圧縮されているもの) (高濃度のメタンを含有するもの)	NATURAL GAS, COMPRESSED with high methane content	1971	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
天然ガス (深冷液化されているもの) (高濃度のメタンを含有するもの)	NATURAL GAS, REFRIGERATED LIQUID with high methane content	1972	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
銅アセチリド	Copper acetylide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
銅エチレンジアミン (水溶液)	CUPRIETHYLENEDIAMIN E SOLUTION	1761	8	-	6.1	Q M	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3

導火線	FUSE, SAFETY	0105	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	140	25kg	140	100kg	-
導火線点火管 (金属被覆したもの)	FUSE, IGNITER, tubular, metal clad	0103	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	140	75kg	-
導火線点火具	LIGHTERS, FUSE	0131	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	142	25kg	142	100kg	-
導爆線 (金属被覆したもの)	CORD, DETONATING, metal clad	0102	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
導爆線 (金属被覆したもの)	CORD, DETONATING, metal clad	0290	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
導爆線 (金属被覆したものであって、効果が穏やかなもの)	CORD, DETONATING, MILD EFFECT, metal clad	0104	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	139	75kg	-
導爆線 (柔軟性のもの)	CORD, DETONATING, flexible	0065	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
導爆線 (柔軟性のもの)	CORD, DETONATING, flexible	0289	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	139	75kg	A1
導爆線 (金属被覆したもの)	FUSE, DETONATING, metal clad	0102	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
導爆線 (金属被覆したもの)	FUSE, DETONATING, metal clad	0290	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
導爆線 (金属被覆したものであって、効果が穏やかなもの)	FUSE, DETONATING, MILD EFFECT, metal clad	0104	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	139	75kg	-
灯油	KEROSENE	1223	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
トキシン類 (液体) (生体から抽出されたもの)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, LIQUID, N. O. S. *	3172	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A43
トキシン類 (固体) (生体から抽出されたもの)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, SOLID, N. O. S. *	3462	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A43
毒ガス弾 (有毒な物質を含有し 非爆発性のもので、さ く薬、発射薬及び信管 が付いていないもの)	AMMUNITION, TOXIC, NON-EXPLOSIVE without burster or expelling charge, non-fuzed	2016	6.1	-	-	M	-	E0	-	-	積載禁止	-	679	75kg	A1
毒ガス弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TOXIC* with burster, expelling charge or propelling charge	0020	1.2	K	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
毒ガス弾 (さく薬筒、放出薬又 は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TOXIC* with burster, expelling charge or propelling charge	0021	1.3	K	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ドデシルトリクロロシラン	DODECYLTRICHLOROSILANE	1771	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
ドライアイス	CARBON DIOXIDE, SOLID	1845	9	-	-	S	-	E0	-	-	954	200kg	954	200kg	A48 A151
ドライアイス (固形二酸化炭素)	DRY ICE	1845	9	-	-	S	-	E0	-	-	954	200kg	954	200kg	A48 A151
トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド (水溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。)	TRIS-(1-AZIRIDINYL) PHOSPHINE OXIDE SOLUTION	2501	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
トリ, ビス-バイフルオロアミノジエトキシプロパン (TVOPA)	Tris, bis-bifluoroamino diethoxy propane (TVOPA)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC* flash point less than 23°C	2764	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23°C	2997	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	2998	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
トリアジン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2763	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
トリアリルアミン	TRIALLYLAMINE	2610	3	-	8	G Q	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	-
トリエチルアミン	TRIEETHYLAMINE	1296	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
トリエチルアミン	TRIEETHYLAMINE	2324	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-

トリエチレンテトラミン	TRIETHYLENETETRAMINE	2259	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
トリオゾニドベンゼン	Benzene triozone	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリクロロアセチルクロライド	TRICHLOROACETYL CHLORIDE	2442	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
トリクロロイソシアヌル酸 (乾性のもの)	TRICHLOROISOCYANURIC ACID, DRY	2468	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	-
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-TRICHLOROETHANE	2831	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
トリクロロエチレン	TRICHLOROETHYLENE	1710	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
トリクロロ酢酸 (固体)	TRICHLOROACETIC ACID	1839	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
トリクロロ酢酸 (水溶液)	TRICHLOROACETIC ACID SOLUTION	2564	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
トリクロロ酢酸メチル	METHYL TRICHLOROACETATE	2533	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
トリクロロシラン	TRICHLOROSILANE	1295	4.3	-	3 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリクロロブテン	TRICHLOROBUTENE	2322	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
トリクロロベンゼン (液体)	TRICHLOROBENZENES, LIQUID	2321	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
トリトナール	TRITONAL	0390	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,4,6-トリニトロ- 1,3,5-トリアジドベンゼン (乾性のもの)	2,4,6-Trinitro-1,3,5-triazido benzene (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,4,6-トリニトロ- 1,3-ジアゾベンゼン	2,4,6-Trinitro-1,3-diazobenzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロアセトニトリル	Trinitroacetonitrile	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロアニソール	TRINITROANISOLE	0213	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロアニリン	TRINITROANILINE	0153	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロアミンコバルト	Trinitroamine cobalt	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロ安息香酸 (30質量%以上の水で 湿性としたもの)	TRINITROBENZOIC ACID, WETTED with not less than 30% water, by mass	1355	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロエタノール	Trinitroethanol	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロクロロベンゼン	TRINITROCHLOROBENZENE	0155	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロクロロベンゼン (10質量%以上の水で 湿性としたもの)	TRINITROCHLOROBENZENE, WETTED with not less than 10% water, by mass	3365	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロ酢酸	Trinitroacetic acid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

2,4,6-トリニトロソ-3-メチルニトラミノアニソール	2,4,6-Trinitroso-3-methyl nitraminoanisole	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロテトラミンコバルト硝酸塩	Trinitrotetramine cobalt nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロトルエン (10質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROTOLUENE, WETTED with not less than 10% water, by mass	3366	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロトルエン (10質量%以上の水で湿性としたもの)	TNT, WETTED with not less than 10% water, by mass	3366	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロトルエン (30質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROTOLUENE, WETTED with not less than 30% water, by mass	1356	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロトルエン (30質量%以上の水で湿性としたもの)	TNT, WETTED with not less than 30% water, by mass	1356	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロトルエン (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)	TNT dry or wetted with less than 30% water, by mass	0209	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロトルエン (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)	TRINITROTOLUENE, dry or wetted with less than 30% water, by mass	0209	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロトルエンとトリニトロベンゼンの混合物	TNT AND TRINITROBENZENE MIXTURE	0388	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロトルエンとトリニトロベンゼンの混合物	TRINITROTOLUENE AND TRINITROBENZENE MIXTURE	0388	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロトルエンとヘキサニトロスチルベンの混合物	TNT AND HEXANITROSTILBENE MIXTURE	0388	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロトルエンとヘキサニトロスチルベンの混合物	TRINITROTOLUENE AND HEXANITROSTILBENE MIXTURE	0388	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロナフタレン	TRINITRONAPHTHALENE	0217	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,4,6-トリニトロフェニルグアニジン (乾性のもの)	2,4,6-Trinitrophenyl guanidine (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

2,4,6-トリニトロフェニルニトラミン	2,4,6-Trinitrophenyl nitramine	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロフェニルメチルニトラミン	TRINITROPHENYLMETHYLNITRAMINE	0208	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロフェネチール	TRINITROPHENETOLE	0218	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロフェノール (10質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROPHENOL, WETTED with not less than 10% water, by mass	3364	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロフェノール (30質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROPHENOL, WETTED with not less than 30% water, by mass	1344	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
トリニトロフェノール (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)	TRINITROPHENOL dry or wetted with less than 30% water, by mass	0154	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロフルオレンオン	TRINITROFLUORENONE	0387	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロベンゼン (10質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZENE, WETTED with not less than 10% water, by mass	3367	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロベンゼン (30質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZENE, WETTED with not less than 30% water, by mass	1354	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロベンゼン (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZENE dry or wetted with less than 30% water, by mass	0214	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロベンゼン酸 (10質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZOIC ACID, WETTED with not less than 10% water, by mass	3368	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
トリニトロベンゼンスルホン酸	TRINITROBENZENESULPHONIC ACID	0386	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロベンゼンとヘキサニトロスチルベンを含有するトリニトロトルエンの混合物	TNT MIXTURE CONTAINING TRINITROBENZENE AND HEXANITROSTILBENE	0389	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

トリニトロベンゼンとヘキサニトロスチルベンを含有するトリニトロトルエンの混合物	TRINITROTOLUENE MIXTURE CONTAINING TRINITROBENZENE AND HEXANITROSTILBENE	0389	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロメタクレゾール	TRINITRO-m-CRESOL	0216	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロメタン	Trinitromethane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロレスゾルシノール (20質量%以上の水又は水とアルコールの混合物で湿性としたもの)	TRINITRORESORCINOL, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0394	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロレスゾルシノール (20質量%以上の水又は水とアルコールの混合物で湿性としたもの)	STYPHNIC ACID, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0394	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロレスゾルシノール (乾性のもの又は20質量%未満の水若しくはアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	TRINITRORESORCINOL dry or wetted with less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0219	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロレゾルシン酸鉛 (乾性のもの)	Lead trinitroresorcinate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロレゾルシン酸鉛 (20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	LEAD TRINITRORESORCINATE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0130	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリニトロ安息香酸 (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZOIC ACID dry or wetted with less than 30% water, by mass	0215	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリブチルアミン	TRIBUTYLAMINE	2542	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
トリブチルホスファン	TRIBUTYLPHOSPHANE	3254	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリフルオロアセチルクロライド	TRIFLUOROACETYL CHLORIDE	3057	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
1,1,1-トリフルオロエタン	1,1,1-TRIFLUOROETHANE	2035	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
トリフルオロ酢酸	TRIFLUOROACETIC ACID	2699	8	-	-	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
トリフルオロメタン	TRIFLUOROMETHANE	1984	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-

トリフルオロメタン (深冷液化されているもの)	TRIFLUOROMETHANE, REFRIGERATED LIQUID	3136	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-
2-トリフルオロメチルアニリン	2-TRIFLUOROMETHYLANILINE	2942	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
3-トリフルオロメチルアニリン	3-TRIFLUOROMETHYLANILINE	2948	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
トリフルオロメチルニトロベンゼン (液体)	NITROBENZOTRIFLUORIDES, LIQUID	2306	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
トリフルオロメチルニトロベンゼン (固体)	NITROBENZOTRIFLUORIDES, SOLID	3431	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
トリフルオロメチルフェニルイソシアネート	ISOCYANATOBENZOTRIFLUORIDES	2285	6.1	-	3	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
トリフルオロモノクロロエチレン (安定剤入りのもの)	TRIFLUOROCHLOROETHYLENE, STABILIZED	1082	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A209
トリプロピルアミン	TRIPROPYLAMINE	2260	3	-	8	G	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	-
1,3,5-トリメチル-2,4,6-トリニトロベンゼン	1,3,5-Trimethyl-2,4,6-trinitrobenzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリメチルアセチルクロライド	TRIMETHYLACETYLCHLORIDE	2438	6.1	-	38	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
トリメチルアミン (水溶液) (濃度が50質量%以下のものに限る。)	TRIMETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION not more than 50% trimethylamine, by mass	1297	3	-	8	G	1 2 3	E0 E2 E1	- Y340 Y342	- 0.50 10	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 50 600	A3
トリメチルアミン (無水物)	TRIMETHYLAMINE, ANHYDROUS	1083	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
トリメチルクロロシラン	TRIMETHYLCHLOROSILANE	1298	3	-	8	G	2	E0	-	-	積載禁止	-	377	50	-
トリメチルシクロヘキシルアミン	TRIMETHYLCYCLOHEXYLAMINE	2326	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
トリメチルヘキサメチレンジアミン	TRIMETHYLHEXAMETHYLENEDIAMINES	2327	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
トリメチルヘキサメチレンジイソシアネート	TRIMETHYLHEXAMETHYLENE DIISOCYANATE	2328	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
1,3,5-トリメチルベンゼン	1,3,5-TRIMETHYLBENZENE	2325	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
塗料 (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック溶液、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。)	PAINT (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base)	1263	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3 A72 A192

塗料 (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック溶液、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。)	PAIN (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base)	3066	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3 A72 A192
塗料 (引火性かつ腐食性のもの) (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。)	PAIN, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base)	3469	3	-	8	G Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y340 Y342	- 0.50 10	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 50 600	A3 A72 A192
塗料 (腐食性かつ引火性のもの) (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック溶液、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。)	PAIN, CORROSIVE, FLAMMABLE (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base)	3470	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A72 A192
塗料関連物質 (ペイント薄め液又は補修剤)	PAIN RELATED MATERIAL (including paint thinning or reducing compound)	1263	3	-	-	G	1 2 3	E3 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3 A72 A192
塗料関連物質 (ペイント薄め液又は補修剤)	PAIN RELATED MATERIAL (including paint thinning or reducing compound)	3066	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3 A72 A192
塗料関連物質 (引火性かつ腐食性のもの) (ペイント薄め液又は補修剤)	PAIN RELATED MATERIAL, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint thinning or reducing compound)	3469	3	-	8	G Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y340 Y342	- 0.50 10	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 50 600	A3 A72 A192

塗料関連物質 (腐食性かつ引火性のもの) (ペイント薄め液又は補修剤)	PAINT RELATED MATERIAL, CORROSIVE, FLAMMABLE (including paint thinning or reducing compound)	3470	8	-	3	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A72 A192
トルイジン (液体)	TOLUIDINES, LIQUID	1708	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A113
トルイジン (固体)	TOLUIDINES, SOLID	3451	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A113
トルエン	TOLUENE	1294	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
2,4-トルエンジアミン (固体)	2,4-TOLUYLENEDIAMINE, SOLID	1709	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
2,4-トルエンジアミン (水溶液)	2,4-TOLUYLENEDIAMINE SOLUTION	3418	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A3
トルエンジイソシアネート	TOLUENE DIISOCYANATE	2078	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A113
鈍性化爆発物質 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	DESENSITIZED EXPLOSIVE, LIQUID, N. O. S. *	3379	3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A133
鈍性化爆発物質 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	DESENSITIZED EXPLOSIVE, SOLID, N. O. S. *	3380	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A133
内燃機関	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION	3530	9	-	-	S	-	E0	-	-	972	上限なし	972	上限なし	A208
内燃機関 (引火性ガスを燃料とするもの)	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE GAS POWERED	3529	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	220	上限なし	A67 A70 A87 A208
内燃機関 (引火性液体を燃料とするもの)	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE LIQUID POWERED	3528	3	-	-	G	-	E0	-	-	378	上限なし	378	上限なし	A67 A70 A87 A208
ナトリウム	SODIUM	1428	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	A1
ナトリウムヒドロサルファイト	SODIUM HYDROSULPHITE	1384	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
ナトリウムメチレート	SODIUM METHYLATE	1431	4.2	-	8	I	2	E2	-	-	466	15kg	470	50kg	-
ナトリウムメチレート (アルコール溶液)	SODIUM METHYLATE SOLUTION in alcohol	1289	3	-	8	G	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	A3
						Q	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	
ナフタレン (固体)	NAPHTHALENE, CRUDE	1334	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ナフタレン (固体)	NAPHTHALENE, REFINED	1334	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ナフタレン (溶融状のもの)	NAPHTHALENE, MOLTEN	2304	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ナフタレンジオゾニド	Naphthalene diozonide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ナフチルチオ尿素 (殺虫殺菌剤類を除く。)	NAPHTHYLTHIOUREA	1651	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6
ナフチル尿素	NAPHTHYLUREA	1652	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ナフテン酸コバルト粉末	COBALT NAPHTHENATES, POWDER	2001	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
鉛化合物 (水溶性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	LEAD COMPOUND, SOLUBLE, N. O. S. *	2291	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A92
二塩化エチレン	ETHYLENE DICHLORIDE	1184	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	1ℓ	352	1ℓ	364	60ℓ	-
二過塩素酸m-フェニレンジアミン	m-Phenylene diaminediperchlorate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二過塩素酸トリメチレンジグリコール	Trimethylene glycol diperchlorate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニコチン	NICOTINE	1654	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	1ℓ	654	5ℓ	662	60ℓ	-
ニコチン塩酸塩 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE HYDROCHLORIDE, LIQUID	1656	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	1ℓ 2ℓ	654 655	5ℓ 60ℓ	662 663	60ℓ 220ℓ	A3 A6
ニコチン塩酸塩 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE HYDROCHLORIDE, SOLID	3444	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6
ニコチン塩酸塩 (溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE HYDROCHLORIDE, SOLUTION	1656	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	1ℓ 2ℓ	654 655	5ℓ 60ℓ	662 663	60ℓ 220ℓ	A3 A6
ニコチン化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, LIQUID, N. O. S.*	3144	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 1ℓ 2ℓ	652 654 655	1ℓ 5ℓ 60ℓ	658 662 663	30ℓ 60ℓ 220ℓ	A3 A4 A6
ニコチン化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, SOLID, N. O. S. *	1655	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
ニコチンサリチル酸塩	NICOTINE SALICYLATE	1657	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ニコチン酒石酸塩	NICOTINE TARTRATE	1659	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ニコチン製剤 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE PREPARATION, LIQUID, N. O. S. *	3144	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 1ℓ 2ℓ	652 654 655	1ℓ 5ℓ 60ℓ	658 662 663	30ℓ 60ℓ 220ℓ	A3 A4 A6

ニコチン製剤 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE PREPARATION, SOLID, N.O. S. *	1655	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
ニコチン硫酸塩 (固体)	NICOTINE SULPHATE, SOLID	3445	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A3
ニコチン硫酸塩 (水溶液)	NICOTINE SULPHATE, SOLUTION	1658	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
二酸化硫黄	SULPHUR DIOXIDE	1079	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
二酸化塩素	Chlorine dioxide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二酸化チオ尿素	THIOUREA DIOXIDE	3341	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	-	-	467 469	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
二酸化窒素	NITROGEN DIOXIDE	1067	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
二酸化窒素 (四酸化二窒素)	DINITROGEN TETROXIDE	1067	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
二酸化鉛	LEAD DIOXIDE	1872	5.1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
二臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE	1605	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硝酸3-アジド-1,2- プロピレングリコール	3-Azido-1,2- propylene glycol dinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硝酸イソソルビド混 合物 (ラクトース、マン ノース、スターチ又は リン酸水素カルシウム の含有率が60質量%以 上のもの)	ISOSORBIDE DINITRATE MIXTURE with not less than 60% lactose, mannose, starch or calcium hydrogen phosphate	2907	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	445	15kg	448	50kg	A49
二硝酸エタノールアミ ン	Ethanol amine dinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硝酸エチレングリ コール	Ethylene glycol dinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硝酸ジエタノールニ トロソアミン (乾性のもの)	Diethanol nitrosamine dinitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硝酸ジエチレングリ コール (乾性のもの)	Diethyleneglycol dinitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硝酸メチレングリ コール	Methylene glycol dinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニッケルカルボニル	NICKEL CARBONYL	1259	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニッケル水素電池	BATTERIES, NICKEL- METAL HYDRIDE	3496	9	-	-	S	-	-	-	-	-	-	-	-	A199
ニトратペンタアミン イリジウム 硝酸イリ ジウム	Iridium nitratopentamine iridium nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ニトリル類 (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRILES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. *	3273	3	-	6.1	G	1	E0	-	-	積載禁止 352	-	361 364	300 600	- -
ニトリル類 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRILES, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	3275	6.1	-	3	M	1	E5	-	-	652 654	10 50	658 662	300 600	A4 A137
ニトリル類 (毒性のもの) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	NITRILES, LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	3276	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A137
ニトリル類 (毒性のもの) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRILES, SOLID, TOXIC, N. O. S. *	3439	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
2-ニトロ-2-メチルプロパノールナイトレート	2-Nitro-2-methylpropanol nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
6-ニトロ-4-ジアゾトルエン-3-スルホン酸 (乾性のもの)	6-Nitro-4-diazotoluene-3-sulphonic acid (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
N-ニトロ-N-メチルグリコールアミドナイトレート	N-Nitro-N-methylglycolamide nitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2-ニトロアセトアルデヒド=オキシム	Methazoic acid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロアニソール (固体)	NITROANISOLS, SOLID	3458	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A113
ニトロアニソール (液体)	NITROANISOLS, LIQUID	2730	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A113
ニトロアニリン	NITROANILINES (o-, m-, p-)	1661	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A113
N-ニトロアニリン	N-Nitroaniline	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロエタン	NITROETHANE	2842	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ニトロエチレンポリマー	Nitroethylene polymer	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロキシレン (液体)	NITROXYLENES, LIQUID	1665	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ニトロキシレン (固体)	NITROXYLENES, SOLID	3447	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-

ニトログアニジン (20質量%以上の水で 湿性としたもの)	NITROGUANIDINE , WETTED with not less than 20% water, by mass	1336	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ニトログアニジン (乾性のもの又は20質 量%未満の水で湿性と したもの)	NITROGUANIDINE, dry or wetted with less than 20% water, by mass	0282	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトログアニジン (乾性又は湿性、20質 量%未満の水を含有す るもの)	PICRITE, dry or wetted with less than 20% water, by mass	0282	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトログアニジン (湿性、20質量%以上 の水を含有するもの)	PICRITE, WETTED with not less than 20% water, by mass	1336	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ニトログリセリン (アルコール溶液) (濃度が1質量%を超 え10質量%以下のアル コール溶液)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with more than 1% but not more than 10% nitroglycerin	0144	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトログリセリン (アルコール溶液) (濃度が1質量%を超 え5質量%以下のもの に限る。)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with more than 1% but not more than 5% nitroglycerin	3064	3	-	-	G	2	E0	-	-	積載禁止	-	371	50	A188
ニトログリセリン (アルコール溶液) (濃度が1質量%以下 のものに限る。)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with not more than 1% nitroglycerin	1204	3	-	-	G	2	E0	Y341	10	371	50	371	600	-
ニトログリセリン (鈍性化されたもの) (40質量%以上の不揮 発性かつ水に溶けない 鈍感剤で鈍性化したも の)	NITROGLYCERIN, DESENSITIZED with not less than 40% non-volatile water-insoluble phlegmatizer, by mass	0143	1.1	D	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトログリセリン (鈍性化されていない もの) (液体)	Nitroglycerin, liquid, not desensitized	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ニトログリセリン混合物 (鈍性化されたもの) (液体) (引火性) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, LIQUID FLAMMABLE, N. O. S. * with not more than 30% nitroglycerin, by mass	3343	3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトログリセリン混合物 (鈍性化されたもの) (液体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, LIQUID, N. O. S. * with not more than 30% nitroglycerin, by mass	3357	3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A17
ニトログリセリン混合物 (鈍性化されたもの) (固体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, SOLID, N. O. S. * with more than 2% but not more than 10% nitroglycerin, by mass	3319	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	積載禁止	-	499	0.5kg	A1 A68
ニトロクレゾール (液体)	NITROCRESOLS, LIQUID	3434	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ニトロクレゾール (固体)	NITROCRESOLS, SOLID	2446	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ニトロセルロース (25質量%以上の水で湿性としたもの)	NITROCELLULOSE WITH WATER, not less than 25% water by mass	2555	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	15kg	453	50kg	A57
ニトロセルロース (可塑性) (18質量%以上の可塑剤で可塑化したものに限る。ただし、国連番号2557のニトロセルロースに該当するものを除く。)	NITROCELLULOSE, PLASTICIZED with not less than 18% plasticizing substance, by mass	0343	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロセルロース (改質されないもの又は18質量%未満の可塑剤で可塑化したもの)	NITROCELLULOSE unmodified or plasticized with less than 18% plasticizing substance, by mass	0341	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ニトロセルロース (乾性のもの又は25質量%未満の水若しくはアルコールで湿性としたもの)	NITROCELLULOSE, dry or wetted with less than 25% water (or alcohol), by mass	0340	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロセルロース (窒素量が12.6質量%以下であって、アルコールの含有率が25質量%以上のものに限る。)	NITROCELLULOSE WITH ALCOHOL, not less than 25% alcohol, by mass, and not more than 12.6% nitrogen, by dry mass	2556	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	1kg	453	15kg	A57
ニトロセルロース (窒素量が12.6質量%以下のものであって、可塑剤を含有するもの)	NITROCELLULOSE, with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, MIXTURE WITH PLASTICIZER, WITHOUT PIGMENT	2557	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	1kg	453	15kg	A57 A86
ニトロセルロース (窒素量が12.6質量%以下のものであって、可塑剤及び顔料を含有しないもの)	NITROCELLULOSE, with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, MIXTURE WITHOUT PLASTICIZER, WITHOUT PIGMENT	2557	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	1kg	453	15kg	A57 A86
ニトロセルロース (窒素量が12.6質量%以下のものであって、可塑剤及び顔料を含有するもの)	NITROCELLULOSE, with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, MIXTURE WITH PLASTICIZER, WITH PIGMENT	2557	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	1kg	453	15kg	A57 A86
ニトロセルロース (窒素量が12.6質量%以下のものであって、顔料を含有するもの)	NITROCELLULOSE, with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, MIXTURE WITHOUT PLASTICIZER, WITH PIGMENT	2557	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	1kg	453	15kg	A57 A86
ニトロセルロース (溶液) (窒素量が12.6質量%以下でニトロセルロースの含有率が55質量%以下のものに限る。ただし、備考の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	2059	3	-	-	G	1 2 3	E0 E0 E0	- Y341 Y344	- 10 100	351 353 355	10 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3 A91

ニトロセルロース (湿性) (25質量%以上のアルコールで湿性としたものに限る。ただし、国連番号2556のニトロセルロースに該当するものを除く。)	NITROCELLULOSE, WETTED with not less than 25% alcohol, by mass	0342	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロセルロース製メンブランフィルター (ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%以下のものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	NITROCELLULOSE MEMBRANE FILTERS with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass	3270	4.1	-	-	H	2	E2	Y458	1kg	458	1kg	458	15kg	A57 A73 A122
ニトロ糖 (乾性のもの)	Nitrosugars (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロトリアズロン	NTO	0490	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロトリアズロン	NITROTRIAZOLONE	0490	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロトルイジン	NITROTOLUIDINES (MONO)	2660	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ニトロトルエン (液体)	NITROTOLUENES, LIQUID	1664	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	1ℓ	654	5ℓ	662	60ℓ	-
ニトロトルエン (固体)	NITROTOLUENES, SOLID	3446	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ニトロナフタレン	NITRONAPHTHALENE	2538	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ニトロ尿素	NITRO UREA	0147	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1-ニトロヒダントイン	1-Nitro hydantoin	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
m-ニトロフェニルジニトロメタン	m-Nitrophenyldinitro methane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
4-ニトロフェニルヒドラジン (30質量%以上の水で湿性としたもの)	4-NITROPHENYLHYDRAZINE, with not less than 30% water, by mass	3376	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ニトロフェノール	NITROPHENOLS (o-, m-, p-)	1663	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A113
ニトロプロパン	NITROPROPANES	2608	3	-	-	G	3	E1	Y344	10ℓ	355	60ℓ	366	220ℓ	-
ニトロブロモベンゼン (液体)	NITROBROMOBENZENE, LIQUID	2732	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	2ℓ	655	60ℓ	663	220ℓ	-
ニトロブロモベンゼン (固体)	NITROBROMOBENZENE, SOLID	3459	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ニトロベンゼン	NITROBENZENE	1662	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	1ℓ	654	5ℓ	662	60ℓ	A113
ニトロベンゼンスルホン酸	NITROBENZENESULPHONIC ACID	2305	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.5ℓ	851	1ℓ	855	30ℓ	-

5-ニトロベンゾトリアゾール	5-NITROBENZOTRIAZOL	0385	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロマンニット (40質量%以上の水又は水とアルコールの混合物で湿性としたものに限る。)	NITROMANNITE, WETTED with not less than 40% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0133	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロマンニトール (乾性のもの)	Nitromannite (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ニトロメタン	NITROMETHANE	1261	3	-	-	G	2	E0	-	-	積載禁止	-	364	600	A1 A39
ニトロレゾルシン酸鉛 (乾性のもの)	Lead nitroresorcinate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二フッ化酸素 (圧縮されているもの)	OXYGEN DIFLUORIDE, COMPRESSED	2190	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
二フッ化水素アンモニウム (固体)	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE, SOLID	1727	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
二フッ化水素アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE SOLUTION	2817	8	-	6.1	Q	2	E2	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
二フッ化リン酸 (無水物)	DIFLUOROPHOSPHORIC ACID, ANHYDROUS	1768	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
日用品	CONSUMER COMMODITY	8000	9	-	-	S	-	-	-	-	Y963	30kg (包装物 込みの質 量)	Y963	30kg (包装物 込みの質 量)	A112
乳酸アンチモン	ANTIMONY LACTATE	1550	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
乳酸エチル	ETHYL LACTATE	1192	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
乳酸ニトログリセリン	Glycerol lactate trinitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硫化ジメチル	DIMETHYL DISULPHIDE	2381	3	-	6.1	-	2	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硫化セレン	SELENIUM DISULPHIDE	2657	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
二硫化炭素	CARBON DISULPHIDE	1131	3	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
二硫化チタン	TITANIUM DISULPHIDE	3174	4.2	-	-	I	3	E1	-	-	469	25kg	471	100kg	-
布くず (湿性のもの)	TEXTILE WASTE, WET	1857	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ネオン (圧縮されているもの)	NEON, COMPRESSED	1065	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A69 A202
ネオン (深冷液化されているもの)	NEON, REFRIGERATED LIQUID	1913	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-

燃料電池カートリッジ (引火性ガスを含むもの)	FUEL CELL CARTRIDGES, containing liquefied flammable gas	3478	2.1	-	-	D	-	E0	Y215	0.5kg	215	1kg	215	15kg	A146 A161
燃料電池カートリッジ (引火性ガスを含むもの) (装置に組み込まれたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing liquefied flammable gas	3478	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	217	1kg	217	15kg	A146 A161
燃料電池カートリッジ (引火性ガスを含むもの) (装置に組み込まれたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT, containing liquefied flammable gas	3478	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	216	1kg	216	15kg	A146 A161
燃料電池カートリッジ (引火性液体を含むもの)	FUEL CELL CARTRIDGES, containi ng flammable liquids	3473	3	-	-	G	-	E0	Y374	2.5kg	374	5kg	374	50kg	A146
燃料電池カートリッジ (引火性液体を含むもの) (装置とともに包装されたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containin g flammable liquids	3473	3	-	-	G	-	E0	-	-	376	5kg	376	50kg	A146
燃料電池カートリッジ (引火性液体を含むもの) (装置に組み込まれたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT, containin g flammable liquids	3473	3	-	-	G	-	E0	-	-	375	5kg	375	50kg	A146
燃料電池カートリッジ (水素吸蔵合金を含むもの)	FUEL CELL CARTRIDGES , containing hydrogen in metal hydride	3479	2.1	-	-	D	-	E0	Y215	0.5kg	215	1kg	215	15kg	A146 A162
燃料電池カートリッジ (水素吸蔵合金を含むもの) (装置とともに包装されたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing hydrogen in metal hydride	3479	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	217	1kg	217	15kg	A146 A162
燃料電池カートリッジ (水素吸蔵合金を含むもの) (装置に組み込まれたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT, containing hydrogen in metal hydride	3479	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	216	1kg	216	15kg	A146 A162
燃料電池カートリッジ (水反応可燃性物質を含むもの)	FUEL CELL CARTRIDGES, containing water- reactive substances	3476	4.3	-	-	J	-	E0	Y495	2.5kg	495	5kg	495	50kg	A146 A157

燃料電池カートリッジ (水反応可燃性物質を含むもの) (装置とともに包装されたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing water-reactive substances	3476	4.3	-	-	J	-	E0	-	-	497	5kg	497	50kg	A146 A157
燃料電池カートリッジ (水反応可燃性物質を含むもの) (装置に組み込まれたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT, containing water-reactive substances	3476	4.3	-	-	J	-	E0	-	-	496	5kg	496	50kg	A146 A157
燃料電池カートリッジ (腐食性物質を含むもの)	FUEL CELL CARTRIDGES, containing corrosive substances	3477	8	-	-	Q	-	E0	Y873	2.5kg	873	5kg	873	50kg	A146 A157
燃料電池カートリッジ (腐食性物質を含むもの) (装置とともに包装されたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing corrosive substances	3477	8	-	-	Q	-	E0	-	-	875	5kg	875	50kg	A146 A157
燃料電池カートリッジ (腐食性物質を含むもの) (装置に組み込まれたもの)	FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT, containing corrosive substances	3477	8	-	-	Q	-	E0	-	-	874	5kg	874	50kg	A146 A157
燃料電池機関 (引火性ガスを燃料とするもの)	ENGINE, FUEL CELL, FLAMMABLE GAS POWERED	3529	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	220	上限なし	A67 A70 A87 A208
燃料電池機関 (引火性液体を燃料とするもの)	ENGINE, FUEL CELL, FLAMMABLE LIQUID POWERED	3528	3	-	-	G	-	E0	-	-	378	上限なし	378	上限なし	A67 A70 A87 A176 A208
ノナン	NONANES	1920	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ノニルトリクロロシラン	NONYLTRICHLOROSILANE	1799	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
2,5-ノルボルナジエン (安定剤入りのもの)	2,5-NORBORNADIENE, STABILIZED	2251	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
ノルマルアミレン	N-AMYLENE	1108	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
ノルマルウンデカン	UNDECANE	2330	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ノルマルデカン	N-DECANE	2247	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ノルマルバレリルクロライド	VALERYL CHLORIDE	2502	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
N-ノルマルブチルアニリン	N-BUTYLANILINE	2738	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ノルマルブチルアミン	N-BUTYLAMINE	1125	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-

ノルマルブチルアルデヒド	BUTYRALDEHYDE	1129	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
N,N-ノルマルブチルイミダゾール	N,N-BUTYLIMIDAZOLE	2690	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ノルマルブチルメチルエーテル	BUTYL METHYL ETHER	2350	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ノルマルプロパノール	N-PROPANOL	1274	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ノルマルプロピルアミン	PROPYLAMINE	1277	3	-	8	G	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
ノルマルプロピルアルコール	PROPYL ALCOHOL, NORMAL	1274	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ノルマルプロピルベンゼン	N-PROPYLBENZENE	2364	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ノルマルヘプタアルデヒド	N-HEPTALDEHYDE	3056	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ノルマルヘプテン	N-HEPTENE	2278	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ノルマル酪酸	BUTYRIC ACID	2820	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
パークロリルフルオリド	PERCHLORYL FLUORIDE	3083	2.3	-	5.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
パークロロメチルメルカプタン	PERCHLOROMETHYL MERCAPTAN	1670	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
パーフルオロ (メチルビニルエーテル)	PERFLUORO (METHYL VINYL ETHER)	3153	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
パーフルオロ (エチルトリフルオロビニルエーテル)	PERFLUORO (ETHYL VINYL ETHER)	3154	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
廃混酸 (硝酸の含有率が50質量%を超えるものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)	NITRATING ACID MIXTURE, SPENT with more than 50% nitric acid	1826	8	-	5.1	Q	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	A34
廃混酸 (硝酸の含有率が50質量%以下のものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)	NITRATING ACID MIXTURE, SPENT with not more than 50% nitric acid	1826	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1 A34
廃酸 (石油精製時等に副生する廃硫酸)	SLUDGE ACID	1906	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1
バイフェニルトリオゾニド	Biphenyl triozone	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
廃硫酸 (化学的に安定なものに限る。)	SULPHURIC ACID, SPENT	1832	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	300	A1 A34
パイン油	PINE OIL	1272	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-

パウダーケーキ (17質量%以上のアルコールで湿性としたものに限る。)	POWDER CAKE, WETTED with not less than 17% alcohol, by mass	0433	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
パウダーケーキ (25質量%以上の水で湿性としたものに限る。)	POWDER CAKE, WETTED with not less than 25% water, by mass	0159	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
パウダーペースト (17質量%以上のアルコールで湿性としたものに限る。)	POWDER PASTE, WETTED with not less than 17% alcohol, by mass	0433	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
パウダーペースト (25質量%以上の水で湿性としたものに限る。)	POWDER PASTE, WETTED with not less than 25% water, by mass	0159	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	0033	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	0034	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	0035	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	0291	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破装薬	CHARGES, DEMOLITION	0048	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	0442	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	0443	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	0444	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	137	75kg	-
爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	0445	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	137	25kg	137	100kg	A165
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0473	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0474	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0475	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0476	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0477	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0478	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0479	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0480	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0481	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	101	25kg	101	100kg	A62
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0485	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	75kg	A62
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0357	1.1	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0358	1.2	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N. O. S. *	0359	1.3	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (非常に鈍感なもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EVI, N. O. S. *	0482	1.5	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物質 (非常に鈍感なもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, VERY INSENSITIVE, N. O. S. *	0482	1.5	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

爆発物試料 (起爆薬以外のもの)	SAMPLES, EXPLOSIVE*, other than initiating explosives	0190	1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆発物品 (極度に鈍感なもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ARTICLES, EEI	0486	1.6	N	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
爆発物品 (極度に鈍感なもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, EXTREMELY INSENSITIVE	0486	1.6	N	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A62
爆発リベット	RIVETS, EXPLOSIVE	0174	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	134	25kg	134	100kg	-
爆破薬B (ニトログリセリン、 これと類似の液状有機 ニトロ化合物又は塩素 酸塩類を含有するもの を除く。)	AGENT, BLASTING, TYPE B	0331	1.5	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬E	AGENT, BLASTING, TYPE E	0332	1.5	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬タイプA	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE A	0081	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬タイプB	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE B	0082	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬タイプB	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE B	0331	1.5	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬タイプC	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE C	0083	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬タイプD	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE D	0084	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬タイプE	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE E	0332	1.5	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆破薬タイプE	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE E	0241	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
爆雷	CHARGES, DEPTH	0056	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
白リン (乾性のもの)	PHOSPHORUS, WHITE, DRY	1381	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
白リン (水中保存のもの)	PHOSPHORUS, WHITE, UNDER WATER	1381	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
白リン (溶液中のもの)	PHOSPHORUS, WHITE, IN SOLUTION	1381	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
白リン (溶融状のもの)	PHOSPHORUS, WHITE, MOLTEN	2447	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発煙硝酸	NITRIC ACID, RED FUMING	2032	8	-	5.1 6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	0196	1.1	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	0197	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	135	75kg	-

発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	0313	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	0487	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	0507	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	135	25kg	135	100kg	-
発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, SMOKE with or without burster, expelling charge or propelling charge	0015	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A132
発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, SMOKE with or without burster, expelling charge or propelling charge	0016	1.3	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A132
発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。) (黄リン発煙弾を除く。)	AMMUNITION, SMOKE with or without burster, expelling charge or propelling charge	0303	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	A132
発煙弾 (腐食性液体を含有し火薬類を含有しないもの) (点火装置付きでないもの)	BOMBS, SMOKE, NON-EXPLOSIVE with corrosive liquid, without initiating device	2028	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	866	50kg	-
発煙硫酸	SULPHURIC ACID, FUMING	1831	8	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	0271	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	0272	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	0415	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	0491	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	143	75kg	-
八硝酸サッカロース (乾性のもの)	Sucrose octanitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
発熱する物品及び電池機材 (水中トーチ又はハンダ付け装置など偶発的に火災を引き起こす恐れのあるもの)	Heat producing articles, battery operated equipment, such as underwater torches or soldering equipment, which, if accidentally activated, will generate extreme heat and can cause fire	-	9	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A93

バナジウム化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	VANADIUM COMPOUND, N. O. S. *	3285	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
バナジン酸アンモニウムナトリウム	SODIUM AMMONIUM VANADATE	2863	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ハフニウム粉末 (25質量%以上の水で湿性としたもの) (過剰水が目視されるもの) (機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は科学製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)	HAFNIUM POWDER, WETTED with not less than 25% water (a visible excess of water must be present) (a) mechanically produced, particle size less than 53 microns; (b) chemically produced, particle size less than 840 microns	1326	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	A35
ハフニウム粉末 (乾性のもの)	HAFNIUM POWDER, DRY	2545	4.2	-	-	I	- 2 3	- E2 E1	- -	- -	積載禁止 467 469	- 15kg 25kg	積載禁止 470 471	- 50kg 100kg	A3
パラアルデヒド	PARALDEHYDE	1264	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
パラクロロオルトアニシジン	CHLOROANISIDINES	2233	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
パラ-ジアジドベンゼン	p-Diazidobenzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
パラニトロソジメチルアニリン	P-NITROSODIMETHYLANILINE	1369	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
パラホルムアルデヒド	PARAFORMALDEHYDE	2213	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	A3
バリウム (自然発火性を有しないもの)	BARIUM	1400	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	484	15kg	490	50kg	-
バリウム化合物 (他に品名が明示されているものを除く。)	BARIUM COMPOUND, N. O. S. *	1564	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y644 Y645	1kg 10kg	669 670	25kg 100kg	676 677	100kg 200kg	A3 A82
バリウム合金 (自然発火性のもの)	BARIUM ALLOYS, PYROPHORIC	1854	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
バレラルデヒド	VALERALDEHYDE	2058	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ハロゲン化モノメチルジフェニルメタン (液体)	HALOGENATED MONOMETHYLDIPHENYLETHANES, LIQUID	3151	9	-	-	S	2	E2	-	-	964	1000	964	2200	A11 A95
ハロゲン化モノメチルジフェニルメタン (固体)	HALOGENATED MONOMETHYLDIPHENYLETHANES, SOLID	3152	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	100kg	956	200kg	A11 A95

非引火性液化ガス (窒素、炭酸ガス又は 空気と共に充てんされ ているもの)	LIQUEFIED GASES, non-flammable, charged with nitrogen, carbon dioxide or air	1058	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
ピクラマイド	PICRAMIDE	0153	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクラミン酸ジルコニ ウム (20質量%以上の水で 湿性としたもの)	ZIRCONIUM PICRAMATE, WETTED with not less than 20% water, by mass	1517	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ピクラミン酸ジルコニ ウム (乾性のもの又は20質 量%未満の水で湿性と したもの)	ZIRCONIUM PICRAMATE dry or wetted with less than 20% water, by mass	0236	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクラミン酸ナトリウ ム (20質量%以上の水で 湿性としたもの)	SODIUM PICRAMATE, WETTED with not less than 20% water, by mass	1349	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	積載禁止	-	451	15kg	A1 A40
ピクラミン酸ナトリウ ム (乾性のもの又は20質 量%未満の水で湿性と したもの)	SODIUM PICRAMATE dry or wetted with less than 20% water, by mass	0235	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクリン酸 (乾性又は湿性、30質 量%未満の水を含有す るもの)	PICRIC ACID, dry or wetted with less than 30% water, by mass	0154	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクリン酸 (湿性、10質量%以上 の水を含有するもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 10% water by mass	3364	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
ピクリン酸 (湿性、30質量%以上 の水を含有するもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 30% water by mass	1344	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
ピクリン酸アジドグア ニジン (乾性のもの)	Azido guanidine picrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクリン酸アンモニウ ム (10質量%以上の水で 湿性としたもの)	AMMONIUM PICRATE, WETTED with not less than 10% water, by mass	1310	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
ピクリン酸アンモニウ ム (乾性のもの又は10質 量%未満の水で湿性と したもの)	AMMONIUM PICRATE dry or wetted with less than 10% water, by mass	0004	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ピクリン酸鉛 (乾性のもの)	Lead picrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクリン酸銀 (30質量%以上の水で 湿性としたもの)	SILVER PICRATE, WETTED with not less than 30% water, by mass	1347	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A40
ピクリン酸銀 (乾性のもの)	Silver picrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクリン酸ニッケル	Nickel picrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピクリン酸メチル (重金属塩を含むも の)	Methyl picric acid (heavy metal salts of)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ピコリン	PICOLINES	2313	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ヒ酸 (液体)	ARSENIC ACID, LIQUID	1553	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	-
ヒ酸 (固体)	ARSENIC ACID, SOLID	1554	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸亜鉛	ZINC ARSENATE	1712	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸亜鉛とメタ亜ヒ酸 亜鉛の混合物	ZINC ARSENATE AND ZINC ARSENITE MIXTURE	1712	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸アンモニウム	AMMONIUM ARSENATE	1546	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸カルシウム	CALCIUM ARSENATE	1573	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸カルシウムと亜ヒ 酸カルシウムの混合物 (固体)	CALCIUM ARSENATE AND CALCIUM ARSENITE MIXTURE, SOLID	1574	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸第一鉄	FERROUS ARSENATE	1608	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸第二水銀	MERCURIC ARSENATE	1623	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸第二鉄	FERRIC ARSENATE	1606	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸ナトリウム	SODIUM ARSENATE	1685	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸鉛	LEAD ARSENATES	1617	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸二水素カリウム	POTASSIUM ARSENATE	1677	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒ酸マグネシウム	MAGNESIUM ARSENATE	1622	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ビスクロ-[2.2.1]-ヘ プタ-2,5-ジエン (安定剤入りのもの)	BICYCLO [2.2.1] HEPTA-2,5-DIENE, STABILIZED	2251	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
ヒ素	ARSENIC	1558	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-

ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23℃	2760	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE* flash point not less than 23℃	2993	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	2994	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
ヒ素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2759	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
ヒ素粉末	ARSENICAL DUST	1562	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヒドラジン (水溶液) (引火性のもの) (濃度が37質量%を超えるもの)	HYDRAZINE AQUEOUS SOLUTION, FLAMMABLE with more than 37% hydrazine, by mass	3484	8	-	3 6.1	Q G M	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	A1
ヒドラジン (水溶液) (濃度が37質量%を超えるもの)	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with more than 37% hydrazine by mass	2030	8	-	6.1	Q M	1 2 3	E0 E0 E1	- - Y841	- - 10	積載禁止 積載禁止 852	- - 50	854 855 856	2.50 300 600	A1 A36
ヒドラジン (水溶液) (濃度が37質量%以下のもの)	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with not more than 37% hydrazine, by mass	3293	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A3
ヒドラジン (無水物)	HYDRAZINE, ANHYDROUS	2029	8	-	3 6.1	Q G M	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	-
ヒドラジンジカルボン酸ジアジド	Hydrazine dicarbonic acid diazide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

1-ヒドロキシベンゾトリアゾール (無水物) (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの)	1-HYDROXYBENZOTRIAZOLE, ANHYDROUS, dry or wetted with less than 20% water, by mass	0508	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
1-ヒドロキシベンゾトリアゾール1水和物	1-HYDROXYBENZOTRIAZOLE MONOHYDRATE	3474	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	-
ビニルトリクロロシラン	VINYLTRICHLOROSILANE	1305	3	-	8	G	2	E0	-	-	積載禁止	-	377	50	-
ビニルトルエン (安定剤入りのもの)	VINYLTOLUENES, STABILIZED	2618	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A209
ビニルピリジン (安定剤入りのもの)	VINYLPYRIDINES, STABILIZED	3073	6.1	-	3	M	2	E4	Y640	0.50	653	10	660	300	A209
ビピリジリウム系殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23°C	2782	3	-	6.1	G	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	A4
						M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	
ビピリジリウム系殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23°C	3015	6.1	-	3	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
						G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A4
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	
ビピリジリウム系殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3016	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	652	10	658	300	A3
							2	E4	Y641	10	654	50	662	600	A4
							3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	
ビピリジリウム系殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2781	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	A3
							2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A5
							3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	
ピペラジン (固体)	PIPERAZINE	2579	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
ピペリジン	PIPERIDINE	2401	8	-	3	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-

ヒマシ油かす	CASTOR POMACE	2969	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	上限なし	956	上限なし	A31 A48
ヒマのひき割り	CASTOR MEAL	2969	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	上限なし	956	上限なし	A31 A48
ヒマのフレーク	CASTOR FLAKE	2969	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	上限なし	956	上限なし	A31 A48
ヒマの実	CASTOR BEANS	2969	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	上限なし	956	上限なし	A31 A48
ウイルスを移しやすい物質 (人体に対し伝染性があるもの)	INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS	2814	6.2	-	-	P	-	E0	-	-	620	50ml or 50g	620	4l or 4kg	A81 A140
ウイルスを移しやすい物質 (動物に対し伝染性があるもの)	INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING ANIMALS only	2900	6.2	-	-	P	-	E0	-	-	620	50ml or 50g	620	4l or 4kg	A81 A140
ピリジン	PYRIDINE	1282	3	-	-	G	2	E2	Y341	1l	353	5l	364	60l	-
ピロリジン	PYRROLIDINE	1922	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.5l	352	1l	363	5l	-
フィルム (ニトロセルロース ベースのものであ って、ゼラチンで被覆し たもの) (フィルムくずを除 く。)	FILMS, NITROCELLULOSE BASE, gelatin coated, except scrap	1324	4.1	-	-	H	3	E1	Y454	10kg	454	25kg	454	100kg	-
ブースター (雷管付きでないもの)	BOOSTERS without detonator	0283	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ブースター (雷管付きでないもの)	BOOSTERS without detonator	0042	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
フーゼル油	FUSEL OIL	1201	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	1l 10l	353 355	5l 60l	364 366	60l 220l	A3
フェニルアセチルクロ ライド	PHENYLACETYL CHLORIDE	2577	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.5l	851	1l	855	30l	-
フェニルイソシアネー ト	PHENYL ISOCYANATE	2487	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
フェニル第二水銀化合 物 (他に品名が明示され ていないもの)	PHENYLMERCURIC COMPOUND, N. O. S.*	2026	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
フェニルトリクロロシ ラン	PHENYLTRICHLOROSILA NE	1804	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	30l	A1
フェニルヒドラジン	PHENYLHYDRAZINE	2572	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	1l	654	5l	662	60l	-
フェニルホスホラスジ クロライド	PHENYLPHOSPHORUS DICHLORIDE	2798	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	30l	A1
フェニルホスホラスチ オジクロライド	PHENYLPHOSPHORUS THIODICHLORIDE	2799	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	855	30l	A1
フェニルメルカプタン	PHENYLMERCAPTAN	2337	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
フェニレンジアミン	PHENYLENEDIAMINES (o-, m-, p-)	1673	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A113

フェネチジン	PHENETIDINES	2311	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A113
フェノール (固体)	PHENOL, SOLID	1671	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A113
フェノール (溶液)	PHENOL SOLUTION	2821	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
フェノール (熔融状のもの)	PHENOL, MOLTEN	2312	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
フェノールスルホン酸 (液体)	PHENOLSULPHONIC ACID, LIQUID	1803	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
フェノキシ酢酸誘導体 殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23°C	3346	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
フェノキシ酢酸誘導体 殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23°C	3347	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
フェノキシ酢酸誘導体 殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3348	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
フェノキシ酢酸誘導体 殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	3345	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
フェノレート (液体)	PHENOLATES LIQUID	2904	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
フェノレート (固体)	PHENOLATES SOLID	2905	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
フェロシリコン (ケイ素の含有率が30 質量%以上90質量%未 満のものに限る。)	FERROSILICON with 30% or more but less than 90% silicon	1408	4.3	-	6.1	J M	3	E1	Y477	10kg	485	25kg	491	100kg	A3 A10
フェロセリウム	FERROCERIUM	1323	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	A42
ブタジエン (安定剤入りのもの)	BUTADIENES, STABILIZED	1010	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209 A900

ブタジエンと炭化水素の混合物 (安定剤入りのもの) (ブタジエンの濃度が40%を超えるもの)	BUTADIENES AND HYDROCARBON MIXTURE, STABILIZED containing more than 40% butadienes	1010	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209
ブタノール	BUTANOLS	1120	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ブタン	BUTANE	1011	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
ブタンジオン	BUTANEDIONE	2346	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ブチルアルデヒドオキシム	BUTYRALDOXIME	2840	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ブチルエチルエーテル	ETHYL BUTYL ETHER	1179	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ブチルトリクロロシラン	BUTYLTRICHLOROSILANE	1747	8	-	3	Q G	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
ブチルトルエン類	BUTYLTOLUENES	2667	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ブチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	BUTYL VINYL ETHER, STABILIZED	2352	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
ブチルベンゼン	BUTYLBENZENES	2709	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ブチルメルカプタン	BUTYL MERCAPTAN	2347	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ブチレン	BUTYLENE	1012	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
ブチロニトリル	BUTYRONITRILE	2411	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	-
1,4-ブチンジオール	1,4-BUTYNEDIOL	2716	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
フッ化アンモニウム	AMMONIUM FLUORIDE	2505	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
フッ化エチル	ETHYL FLUORIDE	2453	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
フッ化カリウム (固体)	POTASSIUM FLUORIDE, SOLID	1812	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
フッ化カリウム (溶液)	POTASSIUM FLUORIDE SOLUTION	3422	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A3
フッ化カルボニル	CARBONYL FLUORIDE	2417	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
フッ化クロム (固体)	CHROMIC FLUORIDE, SOLID	1756	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
フッ化クロム (水溶液)	CHROMIC FLUORIDE, SOLUTION	1757	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
フッ化水素 (無水物)	HYDROGEN FLUORIDE, ANHYDROUS	1052	8	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
フッ化水素化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROGENDIFLUORIDES, SOLID, N. O. S.	1740	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y844 Y845	5kg 5kg	859 860	15kg 25kg	863 864	50kg 100kg	A3

フッ化水素カリウム (固体)	POTASSIUM HYDROGENDIFLUORIDE, SOLID	1811	8	-	6.1	Q M	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
フッ化水素カリウム (溶液)	POTASSIUM HYDROGENDIFLUORIDE SOLUTION	3421	8	-	6.1	Q M	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
フッ化水素酸 (フッ化水素の濃度が 60質量%以下のもの)	HYDROFLUORIC ACID, with not more than 60% strength	1790	8	-	6.1	Q M	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
フッ化水素酸 (液体) (他の品名が明示され ているものを除く。)	HYDROGENDIFLUORIDES , SOLUTION, N. O. S.	3471	8	-	6.1	Q M	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
フッ化水素酸 (酸の濃度が60質量% を超えるもの)	HYDROFLUORIC ACID, with more than 60% strength	1790	8	-	6.1	Q M	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
フッ化水素酸と硫酸の 混合物	HYDROFLUORIC ACID AND SULPHURIC ACID MIXTURE	1786	8	-	6.1	Q M	1	E0	-	-	積載禁止	-	854	2.50	A1
フッ化水素ナトリウム	SODIUM HYDROGENDIFLUORIDE	2439	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
フッ化スルフルル	SULPHURYL FLUORIDE	2191	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
フッ化ナトリウム (固体)	SODIUM FLUORIDE, SOLID	1690	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
フッ化ナトリウム (溶液)	SODIUM FLUORIDE SOLUTION	3415	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A3
フッ化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL FLUORIDE, STABILIZED	1860	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209
フッ化メチル	METHYL FLUORIDE	2454	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
フッ素 (圧縮されているもの)	FLUORINE, COMPRESSED	1045	2.3	-	5.1 8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
物品 (空気圧により加圧され ているもの) (非引火性ガスを含む もの)	ARTICLES, PRESSURIZED, PNEUMATIC containing non- flammable gas	3164	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	208	上限なし	208	上限なし	A48 A114 A195
物品 (水圧により加圧され ているもの) (非引火性ガスを含む もの)	ARTICLES, PRESSURIZED, HYDRAULIC containing non- flammable gas	3164	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	208	上限なし	208	上限なし	A48 A114 A195
プライマー付き薬きょう	CASES, CARTRIDGE, EMPTY, WITH PRIMER	0055	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	136	25kg	136	100kg	-
プライマー付き薬きょう	CASES, CARTRIDGE, EMPTY, WITH PRIMER	0379	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	136	75kg	-

プラスチック (ニトロセルロース ベースのもの) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	PLASTICS, NITROCELLULOSE- BASED, SELF- HEATING, N. O. S. *	2006	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
プラスチック成型用コ ンパウンド (塊状、シート状、縄 状のものであって引火 性蒸気を発生するも の。)	PLASTICS MOULDING COMPOUND in dough, sheet or extruded rope form, evolving flammable vapour	3314	9	-	-	S	3	E1	-	-	957	100kg	957	200kg	A38
プラスチックビーズ (発泡成型用のもので あって、引火性蒸気を 発生するものに限 る。)	POLYMERIC BEADS, EXPANDABLE evolving flammable vapour	2211	9	-	-	S	3	E1	-	-	957	100kg	957	200kg	A204
フラン	FURAN	2389	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
フルアルデヒド	FURALDEHYDES	1199	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
フルオロアニリン	FLUOROANILINES	2941	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
フルオロ酢酸	FLUOROACETIC ACID	2642	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	665	1kg	672	15kg	-
フルオロ酢酸カリウム	POTASSIUM FLUOROACETATE	2628	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
フルオロ酢酸ナトリウ ム	SODIUM FLUOROACETATE	2629	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	-
フルオロスルホン酸	FLUOROSULPHONIC ACID	1777	8	-	-	Q	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
フルオロトルエン	FLUOROTOLUENES	2388	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
フルオロベンゼン	FLUOROBENZENE	2387	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
フルオロリン酸 (無水物)	FLUOROPHOSPHORIC ACID, ANHYDROUS	1776	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ブルシン (殺虫殺菌剤類を除 く。)	BRUCINE	1570	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	A6
フルフリルアミン	FURFURYLAMINE	2526	3	-	8	G Q	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	-
フルフリルアルコール	FURFURYL ALCOHOL	2874	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
プロパジエン (安定剤入りのもの)	PROPADIENE, STABILIZED	2200	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209
プロパン	PROPANE	1978	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
プロピオニトリル	PROPIONITRILE	2404	3	-	6.1	G M	2	E0	-	-	積載禁止	-	364	600	A1
プロピオンアルデヒド	PROPIONALDEHYDE	1275	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-

プロピオン酸 (濃度が10質量%以上 90質量%未満のものに 限る。)	PROPIONIC ACID with not less than 10% and less than 90% acid, by mass	1848	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
プロピオン酸 (濃度が90質量%以上 のものに限る。)	PROPIONIC ACID with not less than 90% acid by mass	3463	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
プロピオン酸イソブチル	ISOBUTYL PROPIONATE	2394	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
プロピオン酸イソプロピル	ISOPROPYL PROPIONATE	2409	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
プロピオン酸エチル	ETHYL PROPIONATE	1195	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
プロピオン酸ブチル	BUTYL PROPIONATES	1914	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
プロピオン酸メチル	METHYL PROPIONATE	1248	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
プロピルトリクロシラン	PROPYLTRICHLOROSILANE	1816	8	-	3	Q G	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
プロピルメルカプタン	PROPANETHIOLS	2402	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
プロピレン	PROPYLENE	1077	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
プロピレンイミン (安定剤入りのもの)	PROPYLENEIMINE, STABILIZED	1921	3	-	6.1	G M	1	E0	-	-	積載禁止	-	361	300	A209
プロピレンクロロヒドリン	PROPYLENE CHLOROHYDRIN	2611	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
プロピレン三量体	TRIPROPYLENE	2057	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
プロピレンジアミン	1,2- PROPYLENEDIAMINE	2258	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
プロピレン四量体	PROPYLENE TETRAMER	2850	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
4-ブromo-1,2-ジニトロベンゼン	4-Bromo-1,2- dinitrobenzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2-ブromo-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール	2-BROMO-2- NITROPROPANE-1,3- DIOL	3241	4.1	-	-	H	3	E1	Y457	10kg	457	25kg	457	50kg	A20
1-ブromo-3-メチルブタン	1-BROMO-3- METHYLBUTANE	2341	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ブromoアセチルブromaid	BROMOACETYL BROMIDE	2513	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
2-ブromoエチルエチルエーテル	2-BROMOETHYL ETHYL ETHER	2340	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ブromoklorometan	BROMOCHLOROMETHANE	1887	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ブromo酢酸 (固体)	BROMOACETIC ACID, SOLID	3425	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
ブromo酢酸 (水溶液)	BROMOACETIC ACID SOLUTION	1938	8	-	-	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
ブromo酢酸エチル	ETHYL BROMOACETATE	1603	6.1	-	3	-	-	A2	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ブromo酢酸メチル	METHYL BROMOACETATE	2643	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-

ブromotriフルオロエチレン	BROMOTRIFLUOROETHYLENE	2419	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
ブromotriフルオロメタン	BROMOTRIFLUOROMETHANE	1009	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
ブromopロパン	BROMOPROPANES	2344	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
3-ブromopロピン	3-BROMOPROPYNE	2345	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ブromobenゼン	BROMOBENZENE	2514	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ブromohホルム	BROMOFORM	2515	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ブromometilプロパン	BROMOMETHYLPROPANES	2342	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ベータナフチルアミン (固体)	BETA-NAPHTHYLAMINE, SOLID	1650	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ベータナフチルアミン (溶液)	BETA-NAPHTHYLAMINE SOLUTION	3411	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y641 Y642	10 20	654 655	50 600	662 663	600 2200	A3
ヘキサアルデヒド	HEXALDEHYDE	1207	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ヘキサクロアセトン	HEXACHLOROACETONE	2661	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ヘキサクロシクロペンタジエン	HEXACHLOROCYCLOPENTADIENE	2646	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサクロフェン	HEXACHLOROPHENE	2875	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ヘキサクロブタジエン	HEXACHLOROBUTADIENE	2279	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ヘキサクロベンゼン	HEXACHLOROBENZENE	2729	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
ヘキサジエン	HEXADIENE	2458	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ヘキサデシルトリクロシラン	HEXADECYLTRICHLOROSILANE	1781	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
2,2',4,4',6,6'-ヘキサニトロ-3,3'-ジハイドロキシアゾベンゼン (乾性のもの)	2,2',4,4',6,6'-Hexanitro-3,3'-dihydroxyazobenzene (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサニトロアゾキシベンゼン	Hexanitroazoxy benzene	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサニトロエタン	Hexanitroethane	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサニトロオキサニリド	Hexanitrooxanilide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサニトロジフェニルアミン	HEXANITRODIPHENYLAMINE	0079	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2,3',4,4',6,6'-ヘキサニトロジフェニルエーテル	2,3',4,4',6,6'-Hexanitrodiphenylether	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
N,N' (ヘキサニトロジフェニル) エチレンジニトラミン (乾性のもの)	N,N' (Hexanitrodiphenyl) ethylene dinitramine (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ヘキサニトロジフェニル尿素	Hexanitrodiphenyl urea	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサニトロスチルベン	HEXANITROSTILBENE	0392	1.1	D	-	-	-	-	0	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサノール	HEXANOLS	2282	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ヘキサフルオロアセトン	HEXAFLUOROACETONE	2420	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ヘキサフルオロアセトン (液体)	HEXAFLUOROACETONE HYDRATE, LIQUID	2552	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ヘキサフルオロアセトン (固体)	HEXAFLUOROACETONE HYDRATE, SOLID	3436	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヘキサフルオロエタン	HEXAFLUOROETHANE	2193	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
ヘキサフルオロケイ酸	FLUROSILICIC ACID	1778	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ヘキサフルオロプロピレン	HEXAFLUOROPROPYLENE	1858	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
ヘキサフルオロリン酸	HEXAFLUOROPHOSPHORIC ACID	1782	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
3,3,6,6,9,9-ヘキサメチル-1,2,4,5-テトラオキサシクロノナン (濃度が52質量%を超えるもの)	3,3,6,6,9,9-Hexamethyl-1,2,4,5-tetra-oxacyclononane, more than 52%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサメチレンイミン	HEXAMETHYLENEIMINE	2493	3	-	8	G	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
ヘキサメチレンジアミン (固体)	HEXAMETHYLENEDIAMINE, SOLID	2280	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
ヘキサメチレンジアミン (水溶液)	HEXAMETHYLENEDIAMINE SOLUTION	1783	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A3
ヘキサメチレンジイソシアネート	HEXAMETHYLENE DIISOCYANATE	2281	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ヘキサメチレンテトラミン	HEXAMETHYLENETETRAMINE	1328	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ヘキサメチレントリパーオキシジドジアミン (乾性のもの)	Hexamethylene triperoxide diamine (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキサン	HEXANES	1208	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ヘキシル	HEXYL	0079	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキシルトリクロロシラン	HEXYLTRICHLOROSILANE	1784	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
1-ヘキセン	1-HEXENE	2370	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ヘキソゲン (15質量%以上の水で湿性としたもの)	HEXOGEN, WETTED with not less than 15% WATER, by mass	0072	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキソゲン (鈍性化したもの)	HEXOGEN, DESENSITIZED	0483	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ヘキソーゲンとシクロテトラメチレンテトラニトラミンの混合物 (10質量%以上の鈍感剤で鈍性化したもの)	HEXOGEN AND CYCLOTETRAMETHYLENE-TETRANITRAMINE MIXTURE, DESENSITIZED with not less than 10% phlegmatizer, by	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキソーゲンとシクロテトラメチレンテトラニトラミンの混合物 (15質量%以上の水で湿性としたもの)	HEXOGEN AND CYCLOTETRAMETHYLENE-TETRANITRAMINE MIXTURE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキソトール (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	HEXOTOL, dry or wetted with less than 15% water, by mass	0118	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキソトナール	HEXOTONAL	0393	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヘキソライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	HEXOLITE, dry or wetted with less than 15% water, by mass	0118	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ペトロール	PETROL	1203	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A100
ヘプタフルオロプロパン	HEPTAFLUOROPROPANE	3296	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
ヘプタン	HEPTANES	1206	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ヘリウム (圧縮されているもの)	HELIUM, COMPRESSED	1046	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A69 A202
ヘリウム (深冷液化されているもの)	HELIUM, REFRIGERATED LIQUID	1963	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	202	50kg	202	500kg	-
ベリリウム化合物 (他に品名が明示されているものを除く。)	BERYLLIUM COMPOUND, N. O. S. *	1566	6.1	-	-	M	2 3	E4 E1	Y644 Y645	1kg 10kg	669 670	25kg 100kg	676 677	100kg 200kg	A3
ベリリウム粉末	BERYLLIUM POWDER	1567	6.1	-	4.1	M H	2	E4	Y644	1kg	668	15kg	675	50kg	-
ベンジジン	BENZIDINE	1885	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ベンズアルデヒド	BENZALDEHYDE	1990	9	-	-	S	3	E1	Y964	30kg (包装物込みの質量)	964	1000	964	2200	-
ベンゼン	BENZENE	1114	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ベンゾキシジアゾール (乾性のもの)	Benzoxidiazoles (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ベンゾキノン	BENZOQUINONE	2587	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-

1, 3, 2-ベンゾジオキサボロール	1, 3, 2-BENZODIOXABOROLE	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A210
ベンゾトリフルオライド	BENZOTRIFLUORIDE	2338	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ベンズニトリル	BENZONITRILE	2224	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ペンタエリスリトール テトラナイトレート (7質量%以上のワックスを含むものに限る。)	PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE with not less than 7% wax, by mass	0411	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ペンタクロロエタン	PENTACHLOROETHANE	1669	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ペンタクロロフェノール	PENTACHLOROPHENOL	3155	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6
ペンタクロロフェノール ナトリウム塩	SODIUM PENTACHLOROPHENATE	2567	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ペンタニトロアニリン (乾性のもの)	Pentanitroaniline (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ペンタノール	PENTANOLS	1105	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ペンタフルオロエタン	PENTAFLUOROETHANE	3220	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
ペンタボラン	PENTABORANE	1380	4.2	-	6.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ペンタメチルヘプタン	PENTAMETHYLHEPTANE	2286	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ペンタン (液体)	PENTANES, liquid	1265	3	-	-	G	1 2	E3 E2	- Y341	- 10	351 353	10 50	361 364	300 600	-
ペンタン-2,4-ジオン	PENTANE-2,4-DIONE	2310	3	-	6.1	G M	3	E1	Y343	20	355	600	366	2200	-
ペンチルアミン	AMYLAMINE	1106	3	-	8	G Q	2 3	E2 E1	Y340 Y342	0.50 10	352 354	10 50	363 365	50 600	A3
ペンチルトリクロシラン	AMYLTRICHLOROSILANE	1728	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
ペンチルメルカプタン	AMYL MERCAPTAN	1111	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
1-ペンテン	1-PENTENE	1108	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
1-ペンツール	1-PENTOL	2705	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ペントライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	PENTOLITE dry or wetted with less than 15% water, by mass	0151	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
芳香族ニトロ化合物の 金属塩類 (爆発性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DEFLAGRATING METAL SALTS OF AROMATIC NITRO-DERIVATIVES, N. O. S.	0132	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ホウ酸エチル	ETHYL BORATE	1176	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ホウ酸トリアリル	TRIALLYL BORATE	2609	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
ホウ酸トリイソプロピル	TRIISOPROPYL BORATE	2616	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
ホウ酸トリメチル	TRIMETHYL BORATE	2416	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	0005	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	0006	1.1	E	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	0007	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	0321	1.2	E	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	0348	1.4	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	0412	1.4	E	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
砲用空砲	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK	0014	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	130	25kg	130	100kg	-
砲用空包	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK	0326	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用空砲	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK	0327	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用空砲	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK	0338	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
砲用空包	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK	0413	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用発射薬	CHARGES PROPELLING FOR CANNON	0414	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用発射薬	CHARGES, PROPELLING, FOR CANNON	0242	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
砲用発射薬	CHARGES, PROPELLING, FOR CANNON	0279	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
干し草	HAY	1327	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A198
補助さく薬	CHARGES, SUPPLEMENTARY, EXPLOSIVE	0060	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ホスゲン	PHOSGENE	1076	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
9-ホスファビシクロノナン	9-PHOSPHABICYCLONANES	2940	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
ホスフィン	PHOSPHINE	2199	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

ホスフィン (吸着されたもの)	PHOSPHINE, ADSORBED	3525	2.3	-	2.1	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ホスホン酸水素鉛	LEAD PHOSPHITE, DIBASIC	2989	4.1	-	-	H	2 3	E2 E1	Y441 Y443	5kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3
ポリアミン類 (液体) (腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE FLAMMABLE, N. O. S. *	2734	8	-	3	Q	1 2	E0 E2	- Y840	- 0.50	850 851	0.50 10	854 855	2.50 300	- -
ポリアミン類 (固体) (腐食性) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYAMINES, SOLID, CORROSIVE, N. O. S. *	3259	8	-	-	Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y844 Y845	- 5kg 5kg	858 859 860	1kg 15kg 25kg	862 863 864	25kg 50kg 100kg	A3
ポリエステル樹脂修理用キット(基礎原料が液体のもの)	POLYESTER RESIN KIT, LIQUID BASE MATERIAL	3269	3	-	-	G	2 3	E0 E0	Y370 Y370	1kg 5kg	370 370	5kg 10kg	370 370	5kg 10kg	A66 A163
ポリエステル樹脂修理用キット(基礎原料が個体のもの)	POLYESTER RESIN KIT, SOLID BASE MATERIAL	3527	4.1	-	-	H	2 3	E0 E0	Y450 Y450	1kg 5kg	450 450	5kg 10kg	450 450	5kg 10kg	A66 A163
ポリ塩化ビフェニル類 (液体)	POLYCHLORINATED BIPHENYLS, LIQUID	2315	9	-	-	S	2	E2	-	-	964	1000	964	2200	A11
ポリ塩化ビフェニル類 (固体)	POLYCHLORINATED BIPHENYLS, SOLID	3432	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	100kg	956	200kg	A11
ポリバナジン酸アンモニウム	AMMONIUM POLYVANADATE	2861	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ポリハロゲン化テルフェニル類 (液体)	POLYHALOGENATED TERPHENYLS, LIQUID	3151	9	-	-	S	2	E2	-	-	964	1000	964	2200	A11 A95
ポリハロゲン化テルフェニル類 (固体)	POLYHALOGENATED TERPHENYLS, SOLID	3152	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	100kg	956	200kg	A11 A95
ポリハロゲン化ビフェニル類 (液体)	POLYHALOGENATED BIPHENYLS, LIQUID	3151	9	-	-	S	2	E2	-	-	964	1000	964	2200	A11 A95
ポリハロゲン化ビフェニル類 (固体)	POLYHALOGENATED BIPHENYLS, SOLID	3152	9	-	-	S	2	E2	-	-	956	100kg	956	200kg	A11 A95
ポリ硫化アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM POLYSULPHIDE SOLUTION	2818	8	-	6.1	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
ボルネオール	BORNEOL	1312	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
ホルムアルデヒド (水溶液) (引火点が60℃以下のもの)	FORMALDEHYDE SOLUTION, FLAMMABLE	1198	3	-	8	G	3	E1	Y342	10	354	50	365	600	A180
ホルムアルデヒド (水溶液) (濃度が25質量%以上のものに限る。)	FORMALDEHYDE SOLUTION with not less than 25% formaldehyde	2209	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-

ぼろきれ (油を含有するもの)	RAGS, OILY	1856	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
マグネシウム (ペレット、切削くず 又はリボン状のものに 限る。)	MAGNESIUM in pellets, turnings or ribbons	1869	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	A15
マグネシウム (表面が被覆されてお り、粒度が149μm以上 のもの)	MAGNESIUM GRANULES, COATED, particle size not less than 149 microns	2950	4.3	-	-	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	-
マグネシウム合金 (マグネシウムの含有 率が50質量%を超える ものでペレット、切削 くず又はリボン状のも のに限る。)	MAGNESIUM ALLOYS with more than 50% magnesium in pellets, turnings or ribbons	1869	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	A15
マグネシウム合金粉末	MAGNESIUM ALLOYS POWDER	1418	4.3	-	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
マグネシウムジアミド	MAGNESIUM DIAMIDE	2004	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
マグネシウムドロス (湿性のもの又は熱を 有するもの)	Magnesium dross, wet or hot	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
マグネシウム粉末	MAGNESIUM POWDER	1418	4.3	-	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
マロノニトリル	MALONONITRILE	2647	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	10kg	669	25kg	676	100kg	-
マンネブ	MANEB	2210	4.2	-	4.3	I J	3	E1	-	-	468	25kg	471	100kg	A30
マンネブ (自己発熱を防止する ために安定剤入りのも の)	MANEB STABILIZED against self- heating	2968	4.3	-	-	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	A3
マンネブ混合物 (マンネブの含有率が 60質量%以上のものに 限る。)	MANEB PREPARATION with not less than 60% maneb	2210	4.2	-	4.3	I J	3	E1	-	-	468	25kg	471	100kg	A30
マンネブ混合物 (自己発熱を防止する ために安定剤入りのも の)	MANEB PREPARATION, STABILIZED against self- heating	2968	4.3	-	-	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	A3
ミッシュメタル (厚板 状、インゴット状又は 棒状のもの)	CERIUM, slabs, ingots or rods	1333	4.1	-	-	H	2	E2	Y441	5kg	445	15kg	448	50kg	-
無煙火薬	POWDER, SMOKELESS	0160	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
無煙火薬	POWDER, SMOKELESS	0161	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
無煙火薬	POWDER, SMOKELESS	0509	1.4	C	-	B	-	-	-	-	積載禁止	-	114	75kg	-

無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE	0012	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	130	25kg	130	100kg	-
無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE	0328	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE	0339	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE	0417	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
無機亜塩素酸塩類 (他に品名が明示されているものを除く。) (亜塩素酸アンモニウムを除く。)	CHLORITES, INORGANIC, N. O. S. *	1462	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A172
無機亜硝酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているもの、亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩類とアンモニア化合物の混合物を除く。)	NITRITES, INORGANIC, N. O. S. *	2627	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A33
無機亜硝酸塩類 (水溶液) (アンモニア化合物を含有するものを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRITES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S. *	3219	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y540 Y541	0.50 10	550 551	10 2.50	554 555	50 300	A3 A33
無機アンチモン化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ANTIMONY COMPOUND, INORGANIC, LIQUID, N. O. S. *	3141	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	A12
無機アンチモン化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ANTIMONY COMPOUND, INORGANIC, SOLID, N. O. S. *	1549	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	A12
無機塩素酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLORATES, INORGANIC, N. O. S. *	1461	5.1	-	-	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	A171

無機塩素酸塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLORATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S. *	3210	5. 1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y540 Y541	0. 50 10	550 551	10 2. 50	554 555	50 300	A3 A171
無機過塩素酸塩類 (他に品名が明示されているものを除く。)	PERCHLORATES, INORGANIC, N. O. S.	1481	5. 1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2. 5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3
無機過塩素酸塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERCHLORATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	3211	5. 1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y540 Y541	0. 50 10	550 551	10 2. 50	554 555	50 300	A3
無機過酸化物類 (他に品名が明示されているものを除く。)	PEROXIDES, INORGANIC, N. O. S.	1483	5. 1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2. 5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3
無機過マンガン酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERMANGANATES, INORGANIC, N. O. S. *	1482	5. 1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2. 5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3 A37 A173
無機過マンガン酸塩類 (水溶液) (過マンガン酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	PERMANGANATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S. *	3214	5. 1	-	-	K	2	E2	Y540	0. 50	550	10	554	50	A37 A173
無機過硫酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERSULPHATES, INORGANIC, N. O. S.	3215	5. 1	-	-	K	3	E1	Y546	10kg	559	25kg	563	100kg	-
無機過硫酸塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERSULPHATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	3216	5. 1	-	-	K	3	E1	Y541	10	551	2. 50	555	300	-
無機次亜塩素酸塩類 (他に品名が明示されているものを除く。)	HYPOCHLORITES, INORGANIC, N. O. S. *	3212	5. 1	-	-	K	2	E2	Y544	2. 5kg	558	5kg	562	25kg	A169
無機シアン化物 (他に品名が明示されているものを除く。)	CYANIDES, INORGANIC, SOLID, N. O. S. *	1588	6. 1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A13
無機臭素酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。) (臭素酸アンモニウムを除く。)	BROMATES, INORGANIC, N. O. S. *	1450	5. 1	-	-	K	2	E2	Y544	2. 5kg	558	5kg	562	25kg	A170

無機臭素酸塩類 (水溶液)	BROMATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S. *	3213	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y540 Y541	0.50 10	550 551	10 2.50	554 555	50 300	A3 A170
無機硝酸塩類 (固体) (他に品名が明示され ているものを除く。)	NITRATES, INORGANIC, N. O. S.	1477	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y544 Y546	2.5kg 10kg	558 559	5kg 25kg	562 563	25kg 100kg	A3
無機硝酸塩類 (水溶液) (備考の欄の規定によ り当該危険物に該当し ないもの及び他に品名 が明示されているもの を除く。)	NITRATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	3218	5.1	-	-	K	2 3	E2 E1	Y540 Y541	0.50 10	550 551	10 2.50	554 555	50 300	A3 A65
無機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示され ているもの及び殺虫殺 菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S. *, inorganic, including: Arsenates, n. o. s. ; Arsenites, n. o. s. ; and Arsenic sulphides	1556	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A6
無機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示され ているもの及び殺虫殺 菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, SOLID, N. O. S. *, inorganic, including: Arsenates, n. o. s. ; Arsenites, n. o. s. ; and Arsenic sulphides	1557	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
無水酢酸	ACETIC ANHYDRIDE	1715	8	-	3	Q G	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
無水テトラヒドロフタル酸 (無水マレイン酸の含 有率が0.05質量%を超 えるものに限る。)	TETRAHYDROPHthalic ANHYDRIDES with more than 0.05% of maleic anhydride	2698	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	A74
無水フタル酸 (無水マレイン酸の含 有率が0.05質量%を超 えるものに限る。)	PHthalic ANHYDRIDE with more than 0.05% of maleic anhydride	2214	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	A74
無水プロピオン酸	PROPIONIC ANHYDRIDE	2496	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
無水マレイン酸 (固体)	MALEIC ANHYDRIDE	2215	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
無水マレイン酸 (熔融状のもの)	MALEIC ANHYDRIDE, MOLTEN	2215	8	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
無水酪酸	BUTYRIC ANHYDRIDE	2739	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
ムスクキシレン	MUSK XYLENE	2956	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

メタ亜ヒ酸亜鉛	ZINC ARSENITE	1712	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
メタ亜ヒ酸カリウム	POTASSIUM ARSENITE	1678	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
メタ亜ヒ酸ナトリウム (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。)	SODIUM ARSENITE, SOLID	2027	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6
メタアルデヒド	METALDEHYDE	1332	4.1	-	-	H	3	E1	Y443	10kg	446	25kg	449	100kg	-
メタクリルアルデヒド (安定剤入りのもの)	METHACRYLALDEHYDE, STABILIZED	2396	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	A209
メタクリル酸 (安定剤入りのもの)	METHACRYLIC ACID, STABILIZED	2531	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A209
メタクリル酸イソブチル (安定剤入りのもの)	ISOBUTYL METHACRYLATE, STABILIZED	2283	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A209
メタクリル酸エチル (安定剤入りのもの)	ETHYL METHACRYLATE, STABILIZED	2277	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
メタクリル酸ノルマル ブチル (安定剤入りのもの)	N-BUTYL METHACRYLATE, STABILIZED	2227	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	A209
メタクリル酸メチル (安定剤入りのもの)	METHYL METHACRYLATE MONOMER, STABILIZED	1247	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
メタクリロニトリル (安定剤入りのもの)	METHACRYLONITRILE, STABILIZED	3079	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209
メタケイ酸ナトリウム	DISODIUM TRIOXOSILICATE	3253	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
メタシアン化プロモベン ジル (固体)	BROMOBENZYL CYANIDES, SOLID	3449	6.1	-	-	M	1	E5	-	-	666	5kg	673	50kg	A29
メタノール	METHANOL	1230	3	-	6.1	G M	2	E2	Y341	10	352	10	364	600	A113
メタバナジン酸アンモ ニウム	AMMONIUM METAVANADATE	2859	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
メタバナジン酸カリウ ム	POTASSIUM METAVANADATE	2864	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
メタリルアルコール	METHALLYL ALCOHOL	2614	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
メタン (圧縮されているも の)	METHANE, COMPRESSED	1971	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
メタン (深冷液化されている もの) (高濃度のメタンを含 有するもの)	METHANE, REFRIGERATED LIQUID with high methane content	1972	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

メタンスルホニルクロライド	METHANESULPHONYL CHLORIDE	3246	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メチラール	METHYLAL	1234	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
2-メチル-5-エチルピリジン	2-METHYL-5-ETHYLPYRIDINE	2300	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
2-メチル-1-ブテン	2-METHYL-1-BUTENE	2459	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
2-メチル-2-ブテン	2-METHYL-2-BUTENE	2460	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
2-メチル-2-ヘプタンチオール	2-METHYL-2-HEPTANETHIOL	3023	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2-メチル-2-ペンタノール	2-METHYLPENTAN-2-OL	2560	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
3-メチル-1-ブテン	3-METHYL-1-BUTENE	2561	3	-	-	G	1	E3	-	-	351	10	361	300	-
メチルアセチレンとプロパジエンの混合物 (安定剤入りのもの)	METHYLACETYLENE AND PROPADIENE MIXTURE, STABILIZED	1060	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209
N-メチルアニリン	N-METHYLANILINE	2294	6.1	-	-	M	3	E1	Y642	20	655	600	663	2200	-
メチルアミン (水溶液)	METHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION	1235	3	-	8	G	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
メチルアミン (無水物)	METHYLAMINE, ANHYDROUS	1061	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
メチルアミンジニトラミンとその乾性塩	Methylamine dinitramine and dry salts thereof	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メチルアミンニトロホルム	Methylamine nitroform	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メチルアリルクロライド	METHYLALLYL CHLORIDE	2554	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルイソブチルカルビノール	METHYL ISOBUTYL CARBINOL	2053	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
メチルエチルケトン	METHYL ETHYL KETONE	1193	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルエチルケトンパーオキシド (濃度が48質量%以上で、水の有無に関わらず利用可能な酸素が10質量%を超え、10.7質量%以下のもの)	Methyl ethyl ketone peroxide(s), 48% or more if available oxygen above 10% and not more than 10.7%, with or without water	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メチルエチルケトンパーオキシド (濃度が52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)	Methyl ethyl ketone peroxide(s), not more than 52% when with 48% or more diluent type A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メチルクロロシラン	METHYLCHLOROSILANE	2534	2.3	-	2.18	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
メチルクロロメチルエーテル	METHYL CHLOROMETHYL ETHER	1239	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

メチルシクロヘキサノール	METHYLCYCLOHEXANOLS, flammable	2617	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
メチルシクロヘキサノン	METHYLCYCLOHEXANONE	2297	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
メチルシクロヘキサン	METHYLCYCLOHEXANE	2296	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルシクロペンタン	METHYLCYCLOPENTANE	2298	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルジクロロシラン (エーテル中に保存したもの)	METHYLDICHLOROSILANE	1242	4.3	-	38	JGQ	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	-
メチルターシャリーブチルエーテル	METHYL TERT-BUTYL ETHER	2398	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルテトラヒドロフラン	METHYLTETRAHYDROFURAN	2536	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルトリクロロシラン	METHYLTRICHLOROSILANE	1250	3	-	8	GQ	2	E0	-	-	積載禁止	-	377	50	-
メチルニトラミン (乾性のもの) (金属塩を含むもの)	Methyl nitramine (dry), metal salts of	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メチルノルマルペンチルケトン	N-AMYL METHYL KETONE	1110	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
メチルヒドラジン	METHYLHYDRAZINE	1244	6.1	-	38	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	VINYL METHYL ETHER, STABILIZED	1087	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209
メチルビニルケトン (安定剤入りのもの)	METHYL VINYL KETONE, STABILIZED	1251	6.1	-	38	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A209
1-メチルピペリジン	1-METHYLPYPERIDINE	2399	3	-	8	GQ	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
メチルフェニルジクロロシラン	METHYLPHENYLDICHLOROSILANE	2437	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁止	-	876	300	A1
2-メチルブタナール	2-METHYLBUTANAL	3371	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
3-メチルブタン-2-オン	3-METHYLBUTAN-2-ONE	2397	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
N-メチルブチルアミン	N-METHYLBUTYLAMINE	2945	3	-	8	GQ	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
2-メチルフラン	2-METHYLFURAN	2301	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルプロピルエーテル	METHYL PROPYL ETHER	2612	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルプロピルケトン	METHYL PROPYL KETONE	1249	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
5-メチルヘキサン-2-オン	5-METHYLHEXAN-2-ONE	2302	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
メチルペンタジエン	METHYLPENTADIENE	2461	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
メチルマグネシウムブロマイド (エーテル中に保存したもの)	METHYL MAGNESIUM BROMIDE IN ETHYL ETHER	1928	4.3	-	3	JG	1	E0	-	-	積載禁止	-	480	10	-

メチルメルカプタン	METHYL MERCAPTAN	1064	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
4-メチルモルホリン	4-METHYLMORPHOLINE	2535	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
N-メチルモルホリン	N-METHYLMORPHOLINE	2535	3	-	8	G Q	2	E2	Y340	0.50	352	10	363	50	-
1-メトキシ-2-プロパノール	1-METHOXY-2-PROPANOL	3092	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
4-メトキシ-4-メチルペンタン-2-オン	4-METHOXY-4-METHYLPENTAN-2-ONE	2293	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
メトキシメチルイソシアネート	METHOXYMETHYL ISOCYANATE	2605	6.1	-	3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
メルカプタン混合物 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. *	1228	3	-	6.1	G M	2 3	E0 E1	- Y373	- 10	積載禁止 373	- 50	373 373	600 2200	A1 A3 A36
メルカプタン混合物 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	3071	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	661	600	-
メルカプタン混合物 (液体) (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. *	3336	3	-	-	G	1 2 3	E0 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	積載禁止 353 355	- 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3
メルカプタン類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTANS, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. *	3071	6.1	-	3	M G	2	E4	Y641	10	654	50	661	600	-
メルカプタン類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTANS, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. *	1228	3	-	6.1	G M	2 3	E0 E1	- Y373	- 10	積載禁止 373	- 50	373 373	600 2200	A1 A3 A36
メルカプタン類 (液体) (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTANS, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. *	3336	3	-	-	G	1 2 3	E0 E2 E1	- Y341 Y344	- 10 100	積載禁止 353 355	- 50 600	361 364 366	300 600 2200	A3

5-メルカプトテトラゾール-1-酢酸	5-MERCAPTOTETRAZOL-1-ACETIC ACID	0448	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	114	75kg	-
綿花 (湿性のもの)	COTTON, WET	1365	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
綿廃屑 (油性のもの)	COTTON WASTE, OILY	1364	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
木材防腐剤	WOOD PRESERVATIVES, LIQUID	1306	3	-	-	G	2 3	E2 E1	Y341 Y344	10 100	353 355	50 600	364 366	600 2200	A3
木炭 (湿性のもの)	Charcoal, wet	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
木炭屑 (湿性のもの)	Charcoal screenings, wet	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
もみがら	BHUSA	1327	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A198
モルホリン	MORPHOLINE	2054	8	-	3	Q G	1	E0	-	-	850	0.50	854	2.50	-
有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23°C	2762	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
有機塩素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2761	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE* flash point not less than 23°C	2995	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	2996	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
有機化合物の金属塩類 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL SALTS OF ORGANIC COMPOUNDS, FLAMMABLE, N. O. S. *	3181	4.1	-	-	H	2 3	E2 E1	Y441 Y443	5kg 10kg	445 446	15kg 25kg	448 449	50kg 100kg	A3

有機過酸化物B (液体)	Organic peroxide type B, liquid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機過酸化物B (液体) (温度管理を必要とするもの)	Organic peroxide type B, liquid, temperature controlled	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機過酸化物B (固体)	Organic peroxide type B, solid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機過酸化物B (固体) (温度管理を必要とするもの)	Organic peroxide type B, solid, temperature controlled	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機過酸化物C (液体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3113	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機過酸化物C (液体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, LIQUID*	3103	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	50	570	100	A20 A150
有機過酸化物C (固体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3114	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機過酸化物C (固体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, SOLID*	3104	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	5kg	570	10kg	A20 A150
有機過酸化物D (液体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3115	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A150
有機過酸化物D (液体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, LIQUID*	3105	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	50	570	100	A20 A150
有機過酸化物D (固体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3116	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
有機過酸化物D (固体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, SOLID*	3106	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	5kg	570	10kg	A20
有機過酸化物E (液体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3117	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
有機過酸化物E (液体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, LIQUID*	3107	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	100	570	250	A20 A150
有機過酸化物E (固体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3118	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2

有機過酸化物E (固体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, SOLID*	3108	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	10kg	570	25kg	A20
有機過酸化物F (液体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3119	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A150
有機過酸化物F (液体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, LIQUID*	3109	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	100	570	250	A20 A150
有機過酸化物F (固体) (温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED*	3120	5.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
有機過酸化物F (固体) (備考5に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, SOLID*	3110	5.2	-	-	L	-	E0	-	-	570	10kg	570	25kg	A20
有機顔料 (自己発熱性のもの)	ORGANIC PIGMENTS, SELF-HEATING	3313	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	- -	- -	467 469	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
有機金属化合物 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	3282	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
有機金属化合物 (液体) (自然発火性かつ水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC, WATER REACTIVE*	3394	4.2	-	4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機金属化合物 (液体) (自然発火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC*	3392	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機金属化合物 (液体) (水との反応性を有するもの) (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER REACTIVE, FLAMMABLE*	3399	4.3	-	3	J G	1 2 3	E0 E2 E1	- -	- -	積載禁止 493 493	- 10 50	494 494 494	10 50 600	A3
有機金属化合物 (液体) (水との反応性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER REACTIVE*	3398	4.3	-	-	J	1 2 3	E0 E2 E1	- -	- -	積載禁止 478 479	- 10 50	480 481 482	10 50 600	A3

有機金属化合物 (固体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, SELF-HEATING*	3400	4.2	-	-	I	2 3	E2 E1	- -	- -	467 469	15kg 25kg	470 471	50kg 100kg	A3
有機金属化合物 (固体) (自然発火性かつ水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, PYROPHORIC, WATER REACTIVE*	3393	4.2	-	4.3	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機金属化合物 (固体) (自然発火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, PYROPHORIC*	3391	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
有機金属化合物 (固体) (水との反応性を有するもの) (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER REACTIVE, FLAMMABLE*	3396	4.3	-	4.1	J H	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 489 491	15kg 50kg 100kg	A3
有機金属化合物 (固体) (水との反応性を有するもの) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER REACTIVE, SELF-HEATING*	3397	4.3	-	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	488 489 491	15kg 50kg 100kg	A3
有機金属化合物 (固体) (水との反応性を有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER REACTIVE*	3395	4.3	-	-	J	1 2 3	E0 E2 E1	- - -	- -	積載禁止 483 486	- 15kg 25kg	487 489 491	15kg 50kg 100kg	A3
有機金属化合物 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, SOLID, TOXIC, N. O. S. *	3467	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
有機スズ化合物 (液体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, LIQUID, N. O. S. *	2788	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 661 663	300 600 2200	A3 A4 A6

有機スズ化合物 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, SOLID, N. O. S. *	3146	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
有機スズ系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23℃	2787	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
有機スズ系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flash point not less than 23℃	3019	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
有機スズ系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3020	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
有機スズ系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2786	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
有機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S. *	3280	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A137
有機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, SOLID, N. O. S. *	3465	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
有機リン化合物 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているもの)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S. *	3278	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4 A6 A137

有機リン化合物 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているもの)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, SOLID, TOXIC, N. O. S.*	3464	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5 A6
有機リン化合物 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているもの)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.*	3279	6.1	-	3	M G	1 2	E5 E4	- Y641	- 10	652 654	10 50	658 662	300 600	A4 A6 A137
有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC*, flash point less than 23℃	2784	3	-	6.1	G M	1 2	E0 E2	- Y341	- 10	積載禁止 352	- 10	361 364	300 600	A4
有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE*, flash point not less than 23℃	3017	6.1	-	3	M G	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC*	3018	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y641 Y642	- 10 20	652 654 655	10 50 600	658 662 663	300 600 2200	A3 A4
有機リン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, SOLID, TOXIC*	2783	6.1	-	-	M	1 2 3	E5 E4 E1	- Y644 Y645	- 1kg 10kg	666 669 670	5kg 25kg 100kg	673 676 677	50kg 100kg 200kg	A3 A5
油性加工紙 (不飽和油で処理されたもので完全に乾燥していないもの)	PAPER, UNSATURATED OIL TREATED, incompletely dried (including carbon paper)	1379	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
油井ジェットせん孔器 (雷管付きでないもの)	JET PERFORATING GUNS, CHARGED, oil well, without detonator	0124	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
油井ジェットせん孔器 (雷管付きでないもの)	JET PERFORATING GUNS, CHARGED, oil well, without detonator	0494	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	101	300kg	A24

油井用破碎装置 (雷管付きでないもの)	FRACTURING DEVICES, EXPLOSIVE, without detonator FOR OIL WELLS	0099	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
油井用薬包	CARTRIDGES, OIL WELL	0277	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
油井用薬包	CARTRIDGES, OIL WELL	0278	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	134	75kg	-
ヨウ化アセチル	ACETYL IODIDE	1898	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
ヨウ化アリル	ALLYL IODIDE	1723	3	-	8	G	2	E2	Y340	0.50	352	10	362	50	-
ヨウ化水素 (無水物)	HYDROGEN IODIDE, ANHYDROUS	2197	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ヨウ化水素酸	HYDRIODIC ACID	1787	8	-	-	Q	2	E2 E1	Y840 Y841	0.50 10	851 852	10 50	855 856	300 600	A3
ヨウ化第一水銀 (塩基性) (アンモニア性塩基) (ミロン塩基のヨウ素)	Mercury iodide aquabasic ammonobasic (Iodide of Millon's base)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヨウ化第二水銀	MERCURY IODIDE	1638	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヨウ化第二水銀カリウム	MERCURY POTASSIUM IODIDE	1643	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
ヨウ化ヒドロキシルアミン	Hydroxyl amine iodide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヨウ化ベンジル	BENZYL IODIDE	2653	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
ヨウ化メチル	METHYL IODIDE	2644	6.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ヨウ素	IODINE	3495	8	-	6.1	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	A113
羊毛くず (湿性のもの)	WOOL WASTE, WET	1387	4.2	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ヨードキシ化合物 (乾性のもの)	Iodoxy compounds (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
2-ヨードブタン	2-iodobutane	2390	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
ヨードプロパン	iodopropanes	2392	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
ヨードメチルプロパン	iodomethylpropanes	2391	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
四塩化ジルコニウム	ZIRCONIUM TETRACHLORIDE	2503	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
四硝酸 a-メチルグルコシド	a-Methylglucoside tetranitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸1,4-ジニトロ-1,1,4,4-テトラメチロールブタン (乾性のもの)	1,4-Dinitro- 1,1,4,4- tetramethylol- butane tetranitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四硝酸ペンタエリスリット (乾性のもの)	Pentaerythrite tetranitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

四硝酸ペンタエリスリトール (乾性のもの)	Pentaerythritol tetranitrate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四窒化ナトリウム	Sodium tetranitride	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
四リン酸ヘキサエチル	HEXAETHYL TETRAPHOSPHATE	1611	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物	HEXAETHYL TETRAPHOSPHATE AND COMPRESSED GAS MIXTURE	1612	2.3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
雷管付きブースター	BOOSTER WITH DETONATOR	0225	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷管付きブースター	BOOSTER WITH DETONATOR	0268	1.2	B	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷こう (20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。)	MERCURY FULMINATE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0135	1.1	A	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷酸	Fulminic acid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷酸アンモニウム	Ammonium fulminate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷酸金	Fulminating gold	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷酸銀	Fulminating silver	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷酸水銀	Fulminating mercury	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷酸水銀 (乾性のもの)	Fulminate of mercury (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
雷酸白金	Fulminating platinum	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ライター用点火素子 (自然発火性液体を含むもの)	Ignition element for lighter, containing pyrophoric liquid	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
酪酸イソプロピル	ISOPROPYL BUTYRATE	2405	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
酪酸エチル	ETHYL BUTYRATE	1180	3	-	-	G	3	E1	Y344	100	355	600	366	2200	-
酪酸ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL BUTYRATE, STABILIZED	2838	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A209
酪酸メチル	METHYL BUTYRATE	1237	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
リチウム (自然発火性を有しないもの)	LITHIUM	1415	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	A1
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。)	LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries)	3480	9	-	-	T	-	E0	-	-	積載禁止	-	965	965参照	A88 A99 A154 A164 A183 A206

リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。) (装置とともに包装されたもの)	LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	966	5kg	966	35kg	A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。) (装置に組み込まれたもの)	LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	967	5kg	967	35kg	A48 A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206
リチウム金属電池 (リチウム合金電池を含む。)	LITHIUM METAL BATTERIES (including lithium alloy batteries)	3090	9	-	-	T	-	E0	-	-	積載禁止	-	968	968参照	A88 A99 A154 A164 A183 A201 A206
リチウム金属電池 (装置とともに包装されたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium alloy batteries)	3091	9	-	-	T	-	E0	-	-	969	5kg	969	35kg	A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206
リチウム金属電池 (装置に組み込まれたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium alloy batteries)	3091	9	-	-	T	-	E0	-	-	970	5kg	970	35kg	A48 A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206
リチウムシリコン	LITHIUM SILICON	1417	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	483	15kg	489	50kg	-
リチウムフェロシリコン	LITHIUM FERROSILICON	2830	4.3	-	-	J	2	E2	Y475	5kg	484	15kg	490	50kg	-
硫化アンチモンと塩素酸アンチモンの混合物	Antimony sulphide and a chlorate, mixture of	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硫化アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM SULPHIDE SOLUTION	2683	8	-	3 6.1	Q G M	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
硫化カリウム (結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)	POTASSIUM SULPHIDE with less than 30% water of crystallization	1382	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-

硫化カリウム (水和物) (結晶水の含有率が30質量%以上のものに限る。)	POTASSIUM SULPHIDE, HYDRATED with not less than 30% water of crystallization	1847	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
硫化カリウム (無水物)	POTASSIUM SULPHIDE, ANHYDROUS	1382	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
硫化カルボニル	CARBONYL SULPHIDE	2204	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
硫化ジエチル	DIETHYL SULPHIDE	2375	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
硫化ジクロロエチル	Dichloroethyl sulphide	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硫化ジピクリル (10質量%以上の水で湿性としたもの)	DIPICRYL SULPHIDE, WETTED with not less than 10% water, by mass	2852	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	積載禁止	-	451	0.5kg	A40
硫化ジピクリル (乾性のもの又は10質量%未満の水で湿性としたもの)	DIPICRYL SULPHIDE dry or wetted with less than 10% water, by mass	0401	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硫化ジメチル	DIMETHYL SULPHIDE	1164	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	-
硫化水素	HYDROGEN SULPHIDE	1053	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
硫化水素ナトリウム (結晶水の含有率が25質量%以上のものに限る。)	SODIUM HYDROSULPHIDE, HYDRATED with not less than 25% water of crystallization	2949	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
硫化水素ナトリウム (結晶水の含有率が25質量%未満のものに限る。)	SODIUM HYDROSULPHIDE with less than 25% water of crystallization	2318	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
硫化ナトリウム (結晶水の含有率が30質量%未満のもの)	SODIUM SULPHIDE with less than 30% water of crystallization	1385	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
硫化ナトリウム (水和物) (結晶水の含有率が30質量%以上のもの)	SODIUM SULPHIDE, HYDRATED with not less than 30% water	1849	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
硫化ナトリウム (無水物)	SODIUM SULPHIDE, ANHYDROUS	1385	4.2	-	-	I	2	E2	-	-	467	15kg	470	50kg	-
硫化ヒ素と塩素酸ヒ素の混合物	Antimony sulphide and a chlorate, mixture of	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硫化リンマッチ	MATCHES, "STRIKE ANYWHERE"	1331	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A125
硫酸 (濃度が51質量%を超えるもの)	SULPHURIC ACID with more than 51% acid	1830	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-

硫酸 (濃度が51質量%以下のものに限り。)	SULPHURIC ACID with not more than 51% acid	2796	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
硫酸ジエチル	DIETHYL SULPHATE	1594	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
硫酸ジメチル	DIMETHYL SULPHATE	1595	6.1	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
硫酸水銀類又は硫酸水素水銀類	MERCURY SULPHATE	1645	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	-
硫酸水素アルキル	ALKYLSULPHURIC ACIDS	2571	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
硫酸水素アンモニウム	AMMONIUM HYDROGEN SULPHATE	2506	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
硫酸水素塩類 (水溶液)	BISULPHATES, AQUEOUS SOLUTION	2837	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A3
						3	E1	Y841		10	852	50	856	600	
硫酸水素カリウム	POTASSIUM HYDROGEN SULPHATE	2509	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
硫酸水素ニトロシル (液体)	NITROSYLSULPHURIC ACID, LIQUID	2308	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	-
硫酸水素ニトロシル (固体)	NITROSYLSULPHURIC ACID, SOLID	3456	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
硫酸鉛 (遊離酸の含有率が3質量%を超えるもの)	LEAD SULPHATE with more than 3% free acid	1794	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
硫酸ヒドロキシルアミン	HYDROXYLAMINE SULPHATE	2865	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
リン化亜鉛	ZINC PHOSPHIDE	1714	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン化アルミニウム	ALUMINIUM PHOSPHIDE	1397	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン化アルミニウム系 殺虫剤	ALUMINIUM PHOSPHIDE PESTICIDE	3048	6.1	-	-	M	1	E0	-	-	積載禁止	-	672	15kg	A128
リン化カリウム	POTASSIUM PHOSPHIDE	2012	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン化カルシウム	CALCIUM PHOSPHIDE	1360	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン化スズ	STANNIC PHOSPHIDE	1433	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン化ナトリウム	SODIUM PHOSPHIDE	1432	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン化マグネシウム	MAGNESIUM PHOSPHIDE	2011	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン化マグネシウムアルミニウム	MAGNESIUM ALUMINIUM PHOSPHIDE	1419	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
						M									
リン酸 (固体)	PHOSPHORIC ACID, SOLID	3453	8	-	-	Q	3	E1	Y845	5kg	860	25kg	864	100kg	-
リン酸 (水溶液)	PHOSPHORIC ACID, SOLUTION	1805	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3
リン酸一水素ペンチル	AMYL ACID PHOSPHATE	2819	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
リン酸水素ジイソオクチル	DIISOCTYL ACID PHOSPHATE	1902	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-

リン酸二水素イソプロピル	ISOPROPYL ACID PHOSPHATE	1793	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
リン酸二水素ブチル	BUTYL ACID PHOSPHATE	1718	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	-
リン化ストロンチウム	STRONTIUM PHOSPHIDE	2013	4.3	-	6.1	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
リン酸トリクレシル (3質量%を超えるオルト異性体を含有するもの)	TRICRESYL PHOSPHATE with more than 3% ortho-isomer	2574	6.1	-	-	M	2	E4	Y641	10	654	50	661	600	-
ルビジウム	RUBIDIUM	1423	4.3	-	-	J	1	E0	-	-	積載禁止	-	487	15kg	-
冷凍機器類 (引火性かつ非毒性の液化されたガスが充てんされているもの)	REFRIGERATING MACHINES containing flammable, non-toxic, liquefied gas	3358	2.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A103
冷凍機器類 (内部に毒性液化ガス又は濃度が50質量%を超える液体アンモニア(国連番号3318)を充てんしているもの)	Refrigerating machines containing toxic, liquefied gas or ammonia solution with more than 50% ammonia	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
冷凍機器類 (非引火性かつ非毒性の高圧ガス又は国連番号2672に該当するアンモニア水溶液が充てんされているものに限る。)	REFRIGERATING MACHINES containing non-flammable, non-toxic gases or ammonia solutions (UN 2672)	2857	2.2	-	-	E	-	E0	-	-	211	211参照	211	211参照	A26
冷凍用ガス類 (他に品名が明示されているものを除く。)	REFRIGERANT GAS, N. O. S. *	1078	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR1113	REFRIGERANT GAS R 1113	1082	2.3	-	2.1	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A209
冷媒用ガスR1132a	REFRIGERANT GAS R 1132a	1959	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
冷媒用ガスR114	REFRIGERANT GAS R 114	1958	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR115	REFRIGERANT GAS R 115	1020	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR116	REFRIGERANT GAS R 116	2193	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR12	REFRIGERANT GAS R 12	1028	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR1216	REFRIGERANT GAS R 1216	1858	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR124	REFRIGERANT GAS R 124	1021	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR125	REFRIGERANT GAS R 125	3220	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR12B1	REFRIGERANT GAS R 12B1	1974	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900

冷媒用ガスR13	REFRIGERANT GAS R 13	1022	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR1318	REFRIGERANT GAS R 1318	2422	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR133a	REFRIGERANT GAS R 133a	1983	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR134a	REFRIGERANT GAS R 134a	3159	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR13B1	REFRIGERANT GAS R 13B1	1009	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR14	REFRIGERANT GAS R 14	1982	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR142b	REFRIGERANT GAS R 142b	2517	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
冷媒用ガスR143a	REFRIGERANT GAS R 143a	2035	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
冷媒用ガスR152a	REFRIGERANT GAS R 152a	1030	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
冷媒用ガスR161	REFRIGERANT GAS R 161	2453	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
冷媒用ガスR21	REFRIGERANT GAS R 21	1029	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR218	REFRIGERANT GAS R 218	2424	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR22	REFRIGERANT GAS R 22	1018	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR227	REFRIGERANT GAS R 227	3296	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR23	REFRIGERANT GAS R 23	1984	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR32	REFRIGERANT GAS R 32	3252	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
冷媒用ガスR40	REFRIGERANT GAS R 40	1063	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A900
冷媒用ガスR404A	REFRIGERANT GAS R 404A	3337	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR407A	REFRIGERANT GAS R 407A	3338	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR407B	REFRIGERANT GAS R 407B	3339	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR407C	REFRIGERANT GAS R 407C	3340	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスR41	REFRIGERANT GAS R 41	2454	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1
冷媒用ガスR500	REFRIGERANT GAS R 500	2602	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR502	REFRIGERANT GAS R 502	1973	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
冷媒用ガスR503	REFRIGERANT GAS R 503	2599	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
冷媒用ガスRC318	REFRIGERANT GAS R C318	1976	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	A900
レソルシノール	RESORCINOL	2876	6.1	-	-	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	-
練炭 (熱を有するもの)	Coal briquettes, hot	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ろうマッチ	MATCHES, WAX 'VESTA'	1945	4.1	-	-	H	3	E1	Y455	10kg	455	25kg	455	100kg	A125

六硝酸イノシトール (乾性のもの)	Inositol hexanitate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
六硝酸ヘキサメチロー ルベンゼン	Hexamethylol benzene hexanitate	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
六硝酸マンニトール	Mannitol hexanitate (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
六硝酸マンニトール (40質量%以上の水又 は水とアルコールの混 合物で湿性としたもの に限る。)	MANNITOL HEXANITRATE, WETTED with not less than 40% water, or mixture of alcohol and water, by mass	0133	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
六フッ化硫黄	SULPHUR HEXAFLUORIDE	1080	2.2	-	-	E	-	E1	-	-	200	75kg	200	150kg	-
六フッ化セレン	SELENIUM HEXAFLUORIDE	2194	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
六フッ化タングステン	TUNGSTEN HEXAFLUORIDE	2196	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
六フッ化テルル	TELLURIUM HEXAFLUORIDE	2195	2.3	-	8	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ロケット (さく薬付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	0295	1.2	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (さく薬付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	0180	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (さく薬付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	0181	1.1	E	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (さく薬付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	0182	1.2	E	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (液体燃料のもの) (さく薬付きのもの)	ROCKETS, LIQUID FUELLED with bursting charge	0397	1.1	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (液体燃料のもの) (さく薬付きのもの)	ROCKETS, LIQUID FUELLED with bursting charge	0398	1.2	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (投索用のもの)	ROCKETS, LINE- THROWING	0238	1.2	G	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (投索用のもの)	ROCKETS, LINE- THROWING	0240	1.3	G	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
ロケット (投索用のもの)	ROCKETS, LINE- THROWING	0453	1.4	G	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
ロケット (放出装薬付きのもの)	ROCKETS with expelling charge	0436	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (放出装薬付きのもの)	ROCKETS with expelling charge	0437	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

ロケット (放出装薬付きのもの)	ROCKETS with expelling charge	0438	1.4	C	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
ロケット (無さく薬弾頭付きのもの)	ROCKETS with inert head	0183	1.3	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット (無さく薬弾頭付きのもの)	ROCKETS with inert head	0502	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット弾頭 (さく薬筒又は放出装薬付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with burster or expelling charge	0371	1.4	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット弾頭 (さく薬筒又は放出装薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with burster or expelling charge	0370	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
ロケット弾頭 (さく薬付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with bursting charge	0286	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット弾頭 (さく薬付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with bursting charge	0287	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケット弾頭 (さく薬付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with bursting charge	0369	1.1	F	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS WITH HYPERGOLIC LIQUIDS with or without expelling charge	0250	1.3	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS WITH HYPERGOLIC LIQUIDS with or without expelling charge	0322	1.2	L	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS, LIQUID FUELLED	0395	1.2	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS, LIQUID FUELLED	0396	1.3	J	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケットモーター (固体燃料のもの)	ROCKET MOTORS	0186	1.3	C	-	A	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	220kg	-
ロケットモーター (固体燃料のもの)	ROCKET MOTORS	0280	1.1	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケットモーター (固体燃料のもの)	ROCKET MOTORS	0281	1.2	C	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
ロケットモーター (固体燃料のもの)	ROCKET MOTORS	0510	1.4	C	-	-	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
ロジン油	ROSIN OIL	1286	3	-	-	G	2	E2	Y341	10	353	50	364	600	A3
						3		E1	Y344	100	355	600	366	2200	
ロンドンパープル	LONDON PURPLE	1621	6.1	-	-	M	2	E4	Y644	1kg	669	25kg	676	100kg	A6

わら	STRAW	1327	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A198
HMX (鈍性化したもの)	HMX, DESENSITIZED	0484	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
HMX (乾性のもの又は湿性 されていないもの)	Cyclotetramethylene tetranitramine (dry or unphlegmatized)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
P B X さく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0457	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
P B X さく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0458	1.2	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
P B X さく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0459	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	130	75kg	-
P B X さく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0460	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	130	25kg	130	100kg	A165
P E T N (10質量%を超え20質 量%以下のPETNを含有 するもの) (他に品名が明示され ているものを除く。)	PETN MIXTURE DESENSITIZED, SOLID, N. O. S. * with more than 10% but not more than 20% PETEN, by mass	3344	4.1	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
P E T N (25質量%以上の水で 湿性としたもの)	PETN, WETTED with not less than 25% water, by mass	0150	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
P E T N (15質量%以上の鈍感 剤で鈍性化したものに 限る。)	PETN DESENSITIZED with not less than 15% phlegmatizer, by mass	0150	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
P E T N (7質量%以上のワッ クスを含有するもの)	PETN with not less than 7% wax, by mass	0411	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
P E T N (乾性のもの)	PETN (dry)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
R D X (15質量%以上の水で 湿性化したもの)	RDX, WETTED with not less than 15% water, by mass	0072	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
R D X (鈍性化したもの)	RDX, DESENSITIZED	0483	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
R D Xとシクロテトラ メチレンテトラニトラ ミンの混合物 (10質量%以上の鈍化 剤で鈍性化したもの)	RDX AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, DESENSITIZE D with not less than 10% phlegmatizer, by	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
R D Xとシクロテトラ メチレンテトラニトラ ミンの混合物 (15質量%以上の水で 湿性化したもの)	RDX AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0391	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
V字形成形爆薬 (柔軟で線状のもの)	CHARGES, SHAPED, FLEXIBLE, LINEAR	0237	1.4	D	-	B	-	E0	-	-	積載禁止	-	138	75kg	-
V字形成形爆薬 (柔軟で線状のもの)	CHARGES, SHAPED, FLEXIBLE, LINEAR	0288	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-

(注) 英語名に「*」が付加されているものは、品名に続き当該物件を技術的に補足するための名称を記載すること。

備考1 等級等判定基準

表中に、複数の国連番号、分類又は区分、又は等級が掲げられている場合は、以下により、適切に判定しなければならない。

(1) 火薬類

同一の品名であって、複数の国連番号、区分又は隔離区分が掲げられている場合は、国連番号、区分又は隔離区分は、それぞれ次によるものとする。

- 1) 国連番号は、それぞれ2)及び3)により定められる区分又は隔離区分に対応する。
- 2) 区分は、国際民間航空条約付属書18「航空機による危険物の輸送」及びこれを補足する技術指針に規定する火薬類の危険性区分のための試験方法及び判定基準のうち、航空局長が適当と認めるものにより判定を行うものとする。
- 3) 隔離区分は、国際民間航空条約付属書18「航空機による危険物の輸送」及びこれを補足する技術指針に規定する火薬類の危険性区分のための試験方法及び判定基準のうち、航空局長が適当と認めるものにより判定するものとする。

(2) 引火性液体

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める引火性試験を実施し、その試験成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

- 1) タグ密閉式引火点測定器により引火点及び初留点を測定する。
- 2)

試 験 成 績	等級
初留点が 35℃以下のもの	1
引火点が 23℃未満であって、初留点が 35℃を超えるもの	2
引火点が 23℃以上 60℃以下であって、初留点が 35℃を超えるもの	3

- 3) 引火点が 23℃未満であって、接着剤等粘度の高い輸送許容物件は、国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものであり、次に掲げる要件に適合する場合、等級を3とすることができる。

ア) 溶剤分離試験（攪拌した試験物質を、高さが約 25cm で内径が約 3 cm で均一なメスシリンダーに 100ml 注入し、24 時間経過後の分離した溶剤の高さを測定する試験をいう。）において、分離した溶剤の高さが試験物質全体の高さの 3% 未満であること。

イ) 区分番号が 6.1 又は分類番号が 8 のいずれにも該当しないものであること。

ウ) 次の表の第2欄及び第3欄に掲げる流下時間（J I S K 5600-2-2 に規定されるフローカップ法により測定された流下時間をいう。）及びその測定に用いたフローカップのオリフィス径に応じ、引火点と同表の第4欄に掲げる温度であること。また、当該物件が非ニュートン系である場合又はフローカップ法による測定が不適切である場合にあつては、同表の第1欄に掲げる動粘度（可変式せん断速度粘度計を使用し、多数のせん断速度での23℃における当該物件の動粘性係数を測定し、得られた数値をせん断速度毎に座標に描きゼロ剪断速度を推定する。このようにして得られた絶対粘度を密度で除すことにより得られる近ゼロせん断速度における見かけ動粘度をいう。）に応じ、引火点と同表の第4欄に掲げる温度であること。

動 粘 度	流下時間	フローカップのオリフィス径	引火点
20 mm ² /s を超え 80 mm ² /s 以下の動粘度	20 秒を超え 60 秒以下の時間	4 mm	17℃を超える温度
80 mm ² /s を超え 135 mm ² /s 以下の動粘度	60 秒を超え 100 秒以下の時間	4 mm	10℃を超える温度
135 mm ² /s を超え 220 mm ² /s 以下の動粘度	20 秒を超え 32 秒以下の時間	6 mm	5℃を超える温度
220 mm ² /s を超え 300 mm ² /s 以下の動粘度	32 秒を超え 44 秒以下の時間	6 mm	-1℃を超える温度
300 mm ² /s を超え 700 mm ² /s 以下の動粘度	44 秒を超え 100 秒以下の時間	6 mm	-5℃を超える温度
700 mm ² /s を超える動粘度	100 秒を超える時間	6 mm	-5℃以下の温度

エ) 容量が、旅客機で輸送する場合にあつては30ℓ、旅客機以外の航空機で輸送する場合にあつては100ℓを超えないこと。

4) 引火点を超える温度で輸送されることにより引火性液体とするものの等級は3とする。

(3) 可燃性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める燃焼速度試験を実施し、その試験成績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

- 1) 金属粉以外の試験物品にあつては、たい積物(試験物品を底辺 20mm、高さ 10mm の三角形である長さ 250mm の三角柱にたい積したもの。以下同じ。)の燃焼時間(たい積物の一端に添加した場合において、着火し当該一端より 80mm から 180mm まで離れた部分が燃焼する時間をいう。)を測定し、かつ、燃焼が湿性部(たい積物の点火する一端と反対側の一端より 30mm から 40mm まで離れた部分を水で湿性とした部分をいう。以下同じ。)を越えて継続するか否かを観察し、金属粉の試験物品にあつては、たい積物の燃焼時間(たい積物全体が燃焼する時間をいう。)を測定する。

2)

試 験 成 績		等 級
金属粉以外のもの	金属粉	
燃焼時間が 45 秒未満であつて、かつ、燃焼が湿性部を越えて継続するもの	燃焼時間が 5 分以下のもの	2
燃焼時間が 45 秒未満であつて、かつ、燃焼が湿性部を越えないもの	燃焼時間が 5 分を超え 10 分以下のもの	3

(4) 自然発火性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める自然発火性試験を実施し、その試験成績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

- 1) 液体の試験物品にあつては、磁器の中で発火するか否かを観察し(試験物品がろ紙上で発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察することを含む。)、固体の試験物品にあつては、粉末の試験物品を落下させ、発火するか否かを観察し、かつ、試験物品を容器(ステンレス鋼製の網で作った一辺が 2.5cm 及び 10cm の立方体のもの)に充てんし、140℃に加熱した後の試験物品内部の温度上昇を測定する。

2)

試 験 成 績		等 級
液 体	固 体	
発火したもの又はろ紙を焦がしたもの	発火したもの	1
—	一辺が 2.5cm の立方体内の試験物品が発火したもの又は内部温度が 200℃を超えたもの(他の試験成績に	2

	より等級が1となるものを除く。)	
—	一辺が10cmの立方体内の試験物品が発火したもの又は内部温度が200℃を超えたもの(3%以下の包装で輸送する場合は120℃、450ℓ以下の包装で輸送する場合は100℃で試験を行い、60℃の温度上昇が認められない場合は除外する。)	3

3) マンネブ及びマンネブ混合物においては、1)の試験方法において75℃に加熱した後の試験物品内部の温度上昇が200℃を超えないものを除く。

(5) 水反応可燃性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める水との反応性試験を実施し、その試験成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

1) 水との接触によるガスの発生の有無並びに発生ガスが発火するか否かを観察し、かつ、1時間当たりのガス発生量を測定する(発生ガスが可燃性であるか否かを確認することを含む。)

2)

試 験 成 績	等級
発生ガスが発火したもの又は可燃性ガスの最大発生量が試験物品1kgにつき、1分当たり10ℓ以上のもの	1
可燃性ガスの最大発生量が試験物品1kgにつき、一時間当たり20ℓ以上のもの(他の試験成績により等級が1となるものを除く。)	2
可燃性ガスの最大発生量が試験物品1kgにつき、一時間当たり1ℓを超えるのもの(他の試験成績により等級が1又は2となるものを除く。)	3
備考 最大発生量とは、一時間当たりの発生ガス量のうち最大となるものをいう。	

(6) 酸化性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1)に定める燃焼試験を実施し、その成績に基づき、2)の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。ただし、2)により得られる等級が複数の場合(同一の試験方法による場合を含む。)は、そのうちいずれか数値の小さいものを当該物質の等級とする。

1) イ 酸化性物質（固体）

臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質（試験物質と比較するための基準とすべき物質をいう。以下同じ。）とし、標準物質 30g 及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物（質量比 1：1 及び 4：1 とする。）30g の燃焼時間（混合物に点火した場合において、着火してから発炎しなくなるまでの時間をいう。以下同じ。）を測定する。なお、試験物質の燃焼時間は、質量比 1：1 及び 4：1 の混合物についてそれぞれ測定した燃焼時間のうちいずれか短いものとする。

又は、代替の方法として、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質とし、標準物質 30g 及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物（質量比 1：1 及び 4：1 とする。）30g の燃焼率を測定する。なお、試験物質の燃焼率は、質量比 1：1 及び 4：1 の混合物についてそれぞれ測定した燃焼率のうちいずれか高いものとする。

ロ 酸化性物質（液体）

濃度 50% の過塩素酸水溶液、濃度 40% の塩素酸ナトリウム水溶液又は 65% の硝酸水溶液とファイバーセルロースとの混合物を標準物質（質量比 1：1 とする。）とし、標準物質 2.5g 及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物（質量比 1：1 とする。）2.5g の圧力上昇時間（圧力容器内で混合物に着火し、690kPa から 2,070kPa までの圧力上昇時間をいう。）を測定する。

2) イ 酸化性物質（固体）

試 験 成 績	等級
燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 3：2 である標準物質の燃焼時間未満のもの	1
燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 2：3 である標準物質の燃焼時間以下のもの	2
燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 3：7 である標準物質の燃焼時間以下のもの	3
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 3：1 である標準物質の燃焼率を超えるもの	1
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 1：1 である標準物質の燃焼率以上のもの	2
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が 1：2 である標準物質の燃焼率以	3

上のもの	
ロ 酸化性物質（液体）	
試 験 成 績	等級
混合物が自然発火したもの又は圧力上昇時間が濃度 50%の過塩素酸水溶液とファイバーセルロースとの混合物である標準物質の圧力上昇時間未満のもの	1
圧力上昇時間が、濃度 40%の塩素酸ナトリウム水溶液とファイバーセルロースとの混合物である標準物質の圧力上昇時間以下のもの	2
圧力上昇時間が、濃度 65%の硝酸水溶液とファイバーセルロースとの混合物である標準物質の圧力上昇時間以下のもの	3

(7) 毒物

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める経口毒性試験、経皮毒性試験及び吸入毒性試験を実施し、その試験成績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。ただし、2) により得られる等級が複数の場合（同一の試験方法による場合を含む。）は、そのうちいずれか数値の小さいものを当該物質の等級とする。

1)

ア 経口毒性試験

経口投与による半数致死量(被験動物が 50%の確率で致死する量を被験動物 1 kg 当たりの mg で表した値をいう。以下同じ。)を求める急性毒性試験とする。

イ 経皮毒性試験

経皮投与による半数致死量を求める急性毒性試験とする。

ウ 吸入毒性試験

経気道投与（投与時間は 1 時間とする。）による半数致死濃度（被験動物が 50%の確率で致死する濃度を、粉じん又は煙霧である試験物品にあつては、ミリグラム毎リットルで表した値を、蒸気である試験物品にあつては、ミリリットル毎立方メートルで表した値をいう。以下同じ。）を求める急性毒性試験とする。

2)

ア 経口毒性試験

試 験 成 績	等級
5 mg 以下のもの	1
5 mg を超え 50mg 以下のもの	2
50mg を超え 300mg 以下のもの	3

イ 経皮毒性試験

試 験 成 績	等級
50mg 以下のもの	1
50mg を超え 200mg 以下のもの	2
200mg を超え 1,000mg 以下のもの	3

ウ 吸入毒性試験（粉じん又は煙霧の場合）

試 験 成 績	等級
0.2mg 以下のもの	1
0.2mg を超え 2 mg 以下のもの	2
2 mg を超え 4 mg 以下のもの	3

エ 吸入毒性試験（蒸気の場合）

試 験 成 績	等級
半数致死濃度に 10 を乗じた値が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、半数致死濃度が 1,000ml以下のもの	1
半数致死濃度が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、3,000ml以下のもの（他の試験成績により等級が 1 となるものを除く。）	2
半数致死濃度に 5 分の 1 を乗じた値が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、半数致死濃度が 5,000ml以下のもの（他の試験成績により等級が 1 又は 2 となるものを除く。）	3

備考 飽和蒸気濃度は温度 20℃及び気圧 1 気圧の空気中における試験物品の飽和状態での濃度を 1 m³当たりの ml で表した値をいう。

(8) 腐食性物質

表中品名の欄に掲げる同一の輸送許容物件の項において複数の等級が掲げられている場合は、1) に定める腐食性試験を実施し、その成績に基づき、2) の表により当該輸送許容物件の等級の判定を行うものとする。

- 1) 動物の皮ふに試験物品（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）を接触させ、当該部位に壊死が視認されるまでの時間を測定し、かつ、摂氏 55 度における試験物品の鋼又はアルミニウムに対する浸しよく度を求める。なお、浸しよく度は、鋼製又はアルミニウム製の試験片を試験物品中に一定期間浸漬させ、浸漬後の質量減少量を測定し、次の算式により算定する。

$$X = \frac{W \times 10 \times 365}{d \times S \times T}$$

この場合において、

X は、試験片の侵しよく度をミリメートル毎年として表した数値

W は、試験片の質量減少量をグラム毎立方センチメートルで表した数値

d は、試験片の材料の密度を平方センチメートルで表した数値

S は、試験片の浸漬面積を平方センチメートルで表した数値

T は、試験片の浸漬日数を表した数値

2)

試 験 成 績	等級
皮膚に当該物質を 3 分以内接触させた場合、60 分以内に壊死が起こるもの	1
皮膚に当該物質を 3 分を超え 60 分以内接触させた場合、14 日以内に壊死が起こるもの	2
皮膚に当該物質を 60 分を超え 4 時間以下の時間接触させた場合、14 日以内に壊死が起こるもの、又は浸しよく度が 1 年あたり 6.25mm を超えるもの	3

備考2 特別規定

表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、以下のとおりとする。

A 1	当該物件の旅客機による輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A 2	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A 3	化学的又は物理的特性が、当該分類番号又は区分番号の欄に掲げる危険性を有せず、かつ、その他の分類又は区分に該当する危険性がない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A 4	1) 蒸気の吸入毒性の等級が1の液体は、輸送を禁止する。 2) 粉じん又は煙霧の吸入毒性の等級が1の液体であつて、等級が1の容器及び包装等に従い、かつ、一外装包装物当たり最大正味量が50を超えないものは、旅客機以外の航空機で輸送することができる。ただし、この場合においては、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A 5	1) 吸入毒性の等級が1の固体は、旅客機による輸送を禁止する。 2) 等級が1の容器及び包装等に従い、かつ、最大正味量が15kgを超えないものは、旅客機以外の航空機で輸送することができる。ただし、この場合においては、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A 6	経口毒性試験、経皮毒性試験及び吸入毒性試験を実施し、等級を決定すること。
A 8	砕けにくい錠剤状で輸送されるものは、等級3とする。
A 9	アルコール分70容量%以下のアルコール飲料であつて、50以下の容器に入れられたものを貨物として輸送する場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A10	ケイ素の含有率が30質量%未満又は90質量%以上のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A11	濃度が50mg/kg以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A12	硫化アンチモン及び酸化アンチモンであつて、ヒ素の含有率が0.5質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A13	錯フェリシアン化物及びフェロシアン化物は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A15	マグネシウムの含有率が50質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A16	水酸化ナトリウムの含有率が4質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A17	当該物件の輸送は、当該物件を製造した国の輸送承認を要する。
A18	塩化第一水銀及び硫化第二水銀は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A19	1) 火薬類により作動するものは、一台当たりの作動薬包（区分番号が1.4であつて、隔離区分がC又はSのものに限る。）の総量が3.2g以下のものに限ること。 2) 当該物件は、製造国の規定に従って製造、試験、承認及びラベルの貼付がなされたものであること。 3) 当該物件は、以下のものとする。 ア) 手動用の持ち運び可能な消火器 イ) 航空機内に装備された消火器 ウ) 手動用で車輪が取り付けられた消火器 エ) 車輪、車輪付荷台又は（小型）トレーラーと類似した輸送用ユニットに取り付けられた消火装置又は機械 オ) 非自走式圧力ドラムと装置から構成される消火器であつて、搭降載時にフォークリフト又はクレーン等により取り扱われるもの
A20	輸送中は、直射日光を避け、風通しが良く、全ての熱源から隔離された場所に積載すること。また、第17条で規定する書類には、その旨を記載すること。

A21	<p>湿式電池、ナトリウム電池、リチウム電池を動力源とする車両及び湿式電池又はナトリウム電池を動力源とする機器であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものに限る。また、次に掲げる物件を輸送する場合にあっては、次の規定に従うこと。</p> <p>1) リチウム電池を動力源とする機器は、リチウム金属電池（装置に組み込まれたもの）又はリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）並びにリチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）又はリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）として輸送すること。</p> <p>2) 内燃機関及び湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車は、車両（引火性ガスを燃料とするもの）又は車両（引火性液体を燃料とするもの）として輸送すること。</p> <p>3) 燃料電池を動力源とする車両及び機器は、車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）、車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの）、燃料電池機関（引火性ガスを燃料とするもの）又は燃料電池機関（引火性液体を燃料とするもの）として輸送すること。</p>
A22	当該物件の分類は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し決定すること。
A24	成型爆薬及び導爆線に含有する火薬の質量は、油井ジェットせん孔器一台当たり 10kg 以下とすること。
A25	ペンタクロロフェノールは、国連番号 3155 として輸送すること。
A26	<p>1) 非引火性かつ非毒性の液化ガスが 12kg 未満のもの又はアンモニア溶液（国連番号 2672）が 12ℓ 未満のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>2) 当該機器には、空調機、内部で食品やその他の物件を低温に保つための目的で設計された機械又はその他の応用機器を含むものとする。</p>
A27	「その他の有害物質」とは、機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすこととなる麻薬性、有害性等の特性を有する物質をいう。
A28	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム塩（二水和物）は、他の分類又は区分に該当しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A29	パラシアン化プロモベンジルは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A30	1 m ³ にたい積したものを 75±2℃で 24 時間保持した場合に自然発火せず、かつ、その中心温度が 200℃を超えないものは、自然発火性物質に類別する必要はない。
A31	十分に熱処理を施し危険性のないものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A32	当該物件が車両、船舶、航空機に装備されているもの又はハンドル、ドアパネル、座席等の完成品に装着された電気及び火工品により作動する安全装置であって、不慮の作動ができないように措置されているものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A33	亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩とアンモニウム塩の混合物は、輸送を禁止する。
A34	化学的に不安定な混合物は、輸送を禁止する。
A35	機械的製法によるもので粒度が 53 ミクロン以上のもの又は化学的製法によるもので粒度が 840 ミクロン以上のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A36	等級が 2 のものは、「A1」の規定に従うこと。
A37	過マンガン酸アンモニウムは、輸送を禁止する。
A38	当該物件は、ポリスチレン、ポリメチルメタクリレート等の高分子物質から製造されるものをいう。
A39	当該物件は、大容量で輸送する場合に危険な爆発性を有する。
A40	輸送中において、当該品名の欄に掲げる希釈剤の割合が当該品名の欄に掲げる値以下にならないように包装されている場合は、可燃性物質として輸送することができる。

A41	<p>次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各装置は、含まれている危険物とは隔離を要しない物質で製造されていること。 2) 各装置の危険物の量の合計が 2ml 以下であつて、55℃において液体が満杯にならないこと。 3) 各装置は、封印され、高い衝撃抵抗性があるプラスチック又はそれと同等の材質の筒状の内装容器に内容物を完全に吸収できる吸収材とともに収納されていること。また、内装容器の蓋はしっかりと丈夫な手段により固定されていること。 4) 内装容器は、1.5mm 以上の厚さの金属又はプラスチックの中間容器に入れ、密閉封印されていること。 5) 中間容器は、しっかりと頑丈な外装容器に入れられていること。また、包装物は内装容器の破損及び漏えいがなく、以下の試験に重大な機能の低下がなく耐えられること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 以下の方法により、1.8m の高さから固くなめらかな水平面に自由落下試験を行う。 <ol style="list-style-type: none"> a) 底面が当たる落下を 1 回 b) 上面が当たる落下を 1 回 c) 長い側面が当たる落下を 1 回 d) 短い側面が当たる落下を 1 回 e) 三つの縁が交差する角部が当たる落下を 1 回 イ) 供試物の上面に対して、供試物と同一の包装物が 3m (試験の供試物を含む) の高さに積み重ねられた場合と同等の付加を 24 時間加える。 6) 包装物の総重量が 30kg を超えないこと。
A42	10 質量%以上の鉄を含み、腐食に対して安定化されたライター石用のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A43	ウイルスを移しやすい物質に冒された植物、動物若しくはバクテリアから採取したもの又はウイルスを移しやすい物質に冒されたものは、ウイルスを移しやすい物質に類別すること。
A44	一又はそれ以上の相互に反応しない少量の輸送許容物件を含み、箱、ケース等に収納されているものであつて、例えば医療、分析、試験又は修理を目的として使用するものに限ること。
A46	<ol style="list-style-type: none"> 1) 引火性液体に該当する物質が危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、密閉された状態にあるものであつて、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験（単一容器に限る。）に合格している場合は、可燃性物質として、当該品名で輸送することができる。 2) 前項の技術上の基準に従い、かつ、吸収された引火性液体の等級が 2 又は 3 のものに該当する物質であつて、小型容器又は物品に入れられている量が 10ml 以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A47	ウイルスを移しやすい物質又は毒性のある遺伝子組換え微生物及び遺伝子組換え生物は、それぞれウイルスを移しやすい物質又は毒物として当該規定に従つて輸送すること。
A48	第 21 条の規定は適用しない。
A49	品名の欄に掲げる物質が混合されたものに限ること。
A50	毒物に該当する液体（等級が 1 のものを除く。）が、危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験（単一容器に限る。）に合格している場合は、当該品名で輸送することができる。
A51	航空機用蓄電池については、旅客機で輸送する場合の許容質量を 100kg 以下とする。ただし、本特別規定に従つて輸送する旨を第 17 条第 1 項に規定する書類に記載すること。
A52	引火性ガスに該当しない混合物は、国連番号 3163 として輸送すること。
A53	表面が被覆されているものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A54	他の形状のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A56	火薬類の他に火薬類以外の分類の危険物を含む物件にも適用すること。
A57	容器は、内部の圧力の増加による爆発が起こらない構造であること。
A58	アルコール分が 24 容量%以下の水溶液は、輸送禁止物件に含まれないものとする。

A59	空気を完全に抜いている破損した若しくは使用不能のタイヤの組立部品、又はゲージ圧がタイヤの最高定格圧力を超えていない使用可能のタイヤのついたタイヤの組立部品であつて、輸送の間、損傷が起こらないよう保護されているものは輸送禁止物件に含まれないものとする。
A60	1) 当該物件は、技術的に純粋な物質又は自己加速的分解温度が 75℃より高いものから生まれた製剤にのみ適用される。 2) 35 質量%以下のアゾカルボンアミドと 65 質量%以上の不活性物質を含む均質な混合液で、他の分類又は区分に該当しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A61	天然又は人工の結合剤に浸され、又は固定された石綿であつて、危険な量の石綿繊維が人体に吸入されないように措置又は包装されたものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A62	当該物件の輸送は、当該物件を製造した国の輸送承認を要する。
A64	危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。
A65	輸送中想定される最低温度において、当該物質の飽和濃度が 80 質量%を超えないものは、酸化性物質に該当しないものとする。
A66	含有する有機過酸化物は、温度管理を必要としないD、E及びFのものであること。
A67	危険な熱を発生させるおそれのある電池のうち、当該電池の電解液が 55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した又は吸収されない液体を含まないものであつて、短絡若しくは不測の作動を防止する措置がとられているもの又は当該電池を動力とする装置、機器及び車両を貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。
A68	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A69	次に掲げる物件を（ランプを除く。）貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 1) 水銀の含有量が 15g 以下の温度計、電源スイッチ及び切替装置（リレー）。ただし、それらが機器に内蔵されており取り外しできない場合であつて、通常の輸送において生じる圧力及び衝撃を受けても水銀の漏えいがないこと。 2) 水銀、ガリウム又は不活性ガスそれぞれの含有量が 100mg を超えず、かつ、一包装物当たりの総合計量が 1g 以下のもの。
A70	1) 内燃機関が単体又は他の輸送禁止物件を含まない機械その他装置に組み込まれた状態で貨物として輸送される場合であつて、次に掲げるいずれかの条件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。 ア) 輸送禁止物件に当たらない燃料により作動する内燃機関であること。 イ) 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 a) 燃料タンクに一度も燃料を入れたことがないか、又は浄化されていること。 b) 燃料系統が完全に空であること。 c) 燃料系統は、密閉若しくは蓋がされ、又は機械その他装置に確実に組み込まれていること。 2) 引火性ガスを燃料とする内燃機関又は燃料電池機関であつて、燃料を入れたことがあるもの（他の輸送禁止物件を含まないものに限る。）は、当該燃料が排出され、浄化された上で、非引火性ガス又は適切な液体が充てんされた状態で、次に掲げる条件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。 ア) 荷送人及び輸送する者において必要な調整を行うこと。 イ) 当該物件は危険性が無効にされたものであることを証明すること。 ウ) 非引火性ガスを充てんした場合にあつては、20℃でゲージ圧が 200kPa を超えないこと。 3) 一のコンテナ又はパレットに複数の内燃機関を積載する場合は、荷送人及び輸送する者において必要な調整を行うこと。 4) 当該物件が、上記 1) 又は 2) により輸送禁止物件に含まれないものとして輸送される場合は、輸送の書類にこの規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A71	カルシウムカーバイドの含有率が 0.1 質量%以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

A72	1) 他に品名が明示されたものを除く。 2) ニトロセルロース（窒素の含有率が 12.6 質量%以下のものに限る。）の含有率が 20 質量%以下のものに限ること。
A73	危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、可燃性物質に該当するものに限ること。
A74	固体状の無水フタル酸及び無水テトラヒドロフタル酸であつて、無水マレイン酸の含有率が 0.05 質量%以下のもの（引火点より高い温度で熔融状となる無水フタル酸であつて、無水マレイン酸の含有率が 0.05 質量%以下のものを除く。）は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A75	1) 殺菌装置であつて、国連番号が 2014 の酸化水素（水溶液）（安定剤入りのもので、濃度が 40 質量%を超え 60 質量%以下のもの）の量が、一の内装容器当たり 30ml 未満、かつ、一の外装容器当たり 150ml 以下の場合、第 24 条（同条第 1 項ただし書きに係る部分を除く。）に規定する技術上の基準に従って輸送することができる。ただし、容器は比較火災試験において出荷準備された包装物と水を満たした同一とみなされる包装物の間の包装物内部の温度差が 200℃を超えないこと。 2) 包装物には、20℃で 30ml の内装容器につき 1 時間当たり 0.1ml 以下の量のガスを放出させる通気孔を設けることができる。
A77	腐食性物質に該当する液体が危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験（単一容器に限る。）に合格している場合は、当該品名で輸送することができる。
A79	当該物件の主成分が、次の組成限度のいずれかに該当する硝酸アンモニウムを含む均質の混合物にのみに使用してよい。 1) 炭素として計算された可燃物又は有機物質の総量が 0.2 質量%以下であり、硝酸アンモニウムが 90 質量%以上で、かつ、硝酸アンモニウムに対して無機かつ不活性物質を含んでいるもの 2) 次のいずれかに該当する混合物 ア) 炭素として計算された可燃物又は有機物の総量が 0.4 質量%以下であり、硝酸アンモニウムが 70 質量%以上 90 質量%未満のものとの混合物 イ) 炭素として計算された可燃物又は有機物の総量が 0.4 質量%以下であり、硝酸アンモニウムが 80 質量%以上 90 質量%未満のものとの混合物 3) 炭素として計算された可燃物又は有機物質の総量が 0.4 質量%以下であり、硝酸アンモニウムが 45 質量%を超え 70 質量%未満で硫酸アンモニウムとの組成の合計が 70 質量%を超える混合物の硝酸アンモニウムベースの窒素肥料
A80	当該物件に含まれる引火性液体の技術名を品名の直後に括弧を付し記述すること。
A81	人体部位、器官及び人体全身は、旅客機及び旅客機以外の航空機の許容質量又は許容容量の欄に記載された許容量にかかわらず輸送することができる。
A82	硫酸バリウムは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A83	主として硝酸カルシウム及び硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシウム肥料であつて、全硝酸アンモニウムが 10 質量%以下であり、かつ、結晶水の含有率が 12 質量%以上のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A84	リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム及びセシウムは、アルカリ金属に属する。
A85	マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム及びバリウムは、アルカリ土類金属に属する。
A86	1) 輸送中において均一性を保ち分離することのないよう調合されていること。 2) 危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類及び可燃性物質に該当しないものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A87	包装が完全に施されず、内部が容易に視認できる場合は、第 14 条によるラベル及び第 15 条による品名等の表示を省略することができる。
A88	試作品のリチウム単電池及び組電池又は生産量の少ないリチウム単電池及び組電池であつて、国連試験基準マニュアルの試験要件に従って試験されていないものは、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、本特別規定に従って輸送する旨を第 17 条第 1 項に規定する書類に記載すること。
A89	混合物中に存在するアンモニウムイオン分子と当量の硝酸イオンは、硝酸アンモニウムとして含有量を計算すること。

A90	危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、分解が自動継続性を示さず、かつ、70 質量%以下の硝酸アンモニウム及び炭素として計算された可燃物又は有機物質の総量が 0.4 質量%以下並びに 45 質量%以下の硝酸アンモニウム及び規制されていない燃焼性物質を含む均質の硝酸アンモニウムベースの窒素、燐又はカリウムの混合肥料は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A91	ニトロセルロースの含有率が 20 質量%以下のものは、塗料、塗料関連材料、香料製品類又は印刷インクとして輸送することができる
A92	1 : 1000 の比率で 0.07 モルの塩酸と混合し、温度 23°C±2°C で 1 時間攪拌した場合に、溶解度が 5 質量%以上のものに限ること。
A93	輸送中偶発的な作動が起こらないよう、熱源部となる部品又はエネルギー源を取り外した発熱性機器は、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A94	1) ナトリウム（液体として存在する温度で輸送する場合を除く。）、硫黄又はポリサルファイド以外の輸送禁止物件を含まないものに限ること。 2) セルは、内容物が金属容器に完全に封入され、かつ、密閉溶接されたものであつて、通常の輸送状態の下で、内容物漏えいを防ぐように製作されたものであること。 3) 蓄電池は、当該セルが複数で構成されたものであること。
A95	ポリ塩化ビフェニルを除く。
A96	有機過酸化物に該当するものを除く。
A97	国土交通大臣の認めたものに限ること。
A98	噴射された場合に、乗務員の正常な業務を阻害するような極端な困惑感又は不快感を与えるものでない限り、非引火性のガスで容量が 50ml 以下のエアゾール、ガスカートリッジ及びガスを含む小型容器は、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A99	旅客機以外の航空機の許容質量又は許容容量の欄に記載された量を超えて輸送する場合は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A100	揮発性の程度にかかわらず、当該品名を使用すること。
A101	硝酸尿素が水及び無機質の不活性物質により不活性化されたものは、硝酸尿素の含有率が 75 質量%を超えないものであつて、かつ、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。
A102	アルミニウム浮き滓、アルミニウム鋳屑、使用済み電極又は電解槽、アルミニウム塩鋳滓等を含むものとする。
A103	次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。 1) 引火性、非毒性液化ガスの含有量が 100g 未満であること。 2) 引火性液化ガスが冷凍機器類の部品内に収納されていること。 3) 部品は機械の運転圧力の少なくとも 3 倍の圧力に設計され、試験されていること。 4) 冷凍機器類が液化ガスを包含するように設計、製造されており、通常の輸送状態の下で圧力を保持する部品が破裂したり、割れ目ができる危険性がないものであること。
A105	顆粒状、粒状、丸薬状、錠剤状、薄片状等に成形されている場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A106	当該物件は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の中で試料とされている化学サンプルに限るものとし、国土交通大臣又は同条約により設立される化学兵器の禁止のための機関の承認を要する。
A107	1) 機械又は装置の内部に、残留物又は構成物として少量輸送許容物件を有するものに限ること。 2) 他に品名が明示されている機械又は装置を除く。
A108	等級が 1 のものは、「A1」の規定に従うこと。
A110	30%以上の非揮発性、非引火性の安定剤を含有するものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A111	有効期間を過ぎたもの、使用不能のもの又は使用済みのものは、輸送を禁止する。

A112	<p>高圧ガス（非毒性のエアゾールに限る。）、引火性液体（等級が2又は3のものに限る。）、毒物（等級が3のものに限る。）又は国連番号が3077、3082、3175、3334若しくは3335のものであつて、かつ、副次危険性を有していないものに限る。旅客機による輸送が禁止されているものは、日用品として輸送してはならない。</p>
A113	<p>当該物件の分類又は区分及び等級は、国連の危険物輸送試験及び備考1による等級の判定を実施することなく、過去の実績等に基づき適切に決めることができる。</p>
A114	<p>高圧ガスが充てんされた衝撃吸収装置であつて、次に掲げる条件を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1.6ℓ以下のガス空間容積で、かつ、280バール以下の充てん圧力であつて、容積と充てん圧力の積が80を超えないこと。 2) 0.5ℓ以下のガス空間容積のもの破裂強度は、20℃における封入圧の4倍以上であること、又は0.5ℓを超えるガス空間容積のもの破裂強度は、封入圧の5倍以上であること。 3) 破壊された場合に、破片を生じない材料により作られていること。 4) 国土交通大臣が適当と認める品質保証基準に適合していること。 5) 火災の場合に、熱分解するシール又はその他内部圧を除去する装置により破裂しないように措置されていること。
A115	<p>危険物輸送に関する国連勧告に従つて試験を実施した場合、当該物件が爆発しないもの又は当該物件の外装、圧力容器が破裂しないもの若しくは飛散の危険性がなく、消火作業その他の緊急時対応作業を著しく妨げるような熱の影響がでないものであること。</p>
A116	<p>火薬類に該当しないものに限ること。</p>
A117	<ol style="list-style-type: none"> 1) 人間や動物の医療処置又は生物学的研究による廃棄物であつて、ウイルスを移しやすい物質が存在しないと推定されるものに限る。 2) ウイルスを移しやすい物質の存在が疑わしい場合は、国連番号が2814又は2900の物件として当該規定に従つて輸送すること。また、生物由来物質（カテゴリーB）又はウイルスを移しやすい物質を含む可能性が低い場合は、国連番号が3291の物件として当該規定に従つて輸送すること。 3) ウイルスを移しやすい物質を除去したもので、他の分類又は区分に該当しないものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A118	<p>火薬類に該当する物件は、車両から取り外し、火薬類の技術上の基準に従つて輸送すること。ただし、火薬類以外に該当する組立部品の一部である場合又は恒久的部品として装備されている発煙筒若しくは車両に装備されたエアバッグモジュール、エアバッグインフレーター及びシートベルトプレテンショナー等を除く。</p>
A119	<p>旅客機以外の航空機で輸送するための器財であつて、1,000kg（包装込みの質量）を超えないものについては、旅客機以外の航空機で輸送することができる。</p>
A120	<p>当該物件は、自動車、オートバイ、航空機、ボート、スノーモービル及びジェットスキーを含むが、それらに限定しないこと。</p>
A122	<p>0.5g以下のニトロセルロース製メンブランフィルターが製品又は密閉された包装に内蔵されている場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A123	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当該物件は、他の品名に該当しない蓄電池（例えばアルカリマンガン、亜鉛炭素及びニッケルカドミウムのバッテリー）に適用する。 2) 短絡又は不測の作動を防止する措置がとられておらず、危険な熱を発生させる可能性のある電池又は電池を動力とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 3) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A125	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「耐風マッチ」とは、摩擦に敏感な点火薬と火工品で混合されたものであつて、小さい炎又は炎を出さずに燃焼するが、強度の熱を生じるマッチのことをいう。 2) 「安全マッチ」とは、箱、本、カードと組み合わせ、又は一体となったもので、薬の塗ってある表面による摩擦によってのみ点火することができるマッチのことをいう。 3) 「万能マッチ」とは、固い表面との摩擦によって点火することができるマッチのことをいう。 4) 「ろうマッチ」とは、薬の塗ってある表面又は固い表面のいずれかに摩擦することによって点火することができるマッチのことをいう。 5) 耐風マッチ及び万能マッチは、輸送を禁止する。
A128	<p>水反応可燃性物質に該当するものを除く。</p>
A129	<p>燃焼性物質が0.2%以下で、濃度が80%以下の硝酸アンモニウムの水溶液は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>

A131	<p>1) ガラス製の内装容器を使用した殺菌装置であつて、内装容器1個当たり30ml未満、かつ、外装容器1個当たり300ml以下の場合、第24条(同条第1項ただし書きに係る部分を除く。)に規定する技術上の基準に従つて輸送することができる。ただし、充てん後、熱湯の入った浴槽に入れ、55℃での内圧が酸化エチレンの蒸気圧と等しくなる温度までの間、漏えいしないことを確認すること。</p> <p>2) 全ての内装容器が破損又は漏えいした場合、酸化エチレンといかなる反応も起こさないものであつて、内容量を収容できるプラスチック袋に入れて密閉すること。ただし、当該内装容器が損傷等を受けた場合でも、プラスチック袋に穴が開かないように措置されていること。</p>
A132	腐食性の発煙物質を含む場合、副次危険性を表すラベルQを貼付すること。また、毒性の発煙物質を含む場合、副次危険性を表すラベルMを貼付すること。
A133	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A134	燃料電池機関を動力源とする車両(燃料電池及び湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車であつて、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。)は、車両(引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの)又は車両(引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの)として輸送すること。また、この他の車両であつて内燃機関を動力源とするもの(湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池及び内燃機関を動力源とするハイブリッド自動車であつて、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。)は、車両(引火性液体を燃料とするもの)又は車両(引火性ガスを燃料とするもの)として輸送すること。
A136	輸送中は、直射日光を避け、風通しが良く涼しい全ての熱源から隔離された場所に積載すること。
A137	毒物のうち蒸気の吸入毒性の等級が1に該当するものを除く。
A138	砕けにくい錠剤状で輸送される次亜塩素酸カルシウム(乾性)に限る。
A140	<p>1) 第17条で定める書類の品名には、物質名による補足を行うこと。</p> <p>2) 病気を移しやすい物質(人体又は動物に対し伝染性があるものに限る。)に該当すると推定される場合は、第17条で定める書類の品名の後に、その可能性がある旨の文言を表示すること。</p>
A143	当該物件は、常時水素を含有しているものとして取り扱わなければならない。
A144	<p>航空機乗務員によって使用される化学酸素発生装置は、備考3に定める「565」によるほか、次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A1」の規定を適用せず旅客機により輸送することができる。</p> <p>1) 使用可能なこと及び未開封容器に入っているもの。</p> <p>2) 耐空性審査要領又は運航規程に定める数を補完する必要がある場合については、運航者又はその代行者により輸送すること。</p> <p>3) 一包装あたり2個までとすること。</p> <p>4) 第17条で定める書類及び包装物上の表面に、備考2に定めるA144に応じた航空機乗組員用呼吸器具を意味する文言を表示すること。</p>
A145	廃棄のエアゾールは、輸送を禁止する。
A146	<p>1) 当該品名は、引火性液体(メタノール又はメタノール水溶液を含む。)を収納している燃料電池用カートリッジ(燃料の供給を制御する弁を介して燃料電池を電源とする装置に供給する燃料を収容している容器)に適用する。</p> <p>2) 燃料電池用カートリッジは、通常の輸送の間に燃料を漏えいせず、容器に入れられない状態で100kPa(ゲージ圧)での内圧試験に合格するように設計、製造されたものでなければならない。</p> <p>3) 国連番号が3479の物件を除いて、燃料電池用カートリッジは、1.2mの高さからの落下試験を行い、損傷及び内容物が漏えいしないよう設計・製造されたものでなくてはならない。</p> <p>4) リチウム電池が含まれている場合は、当該品名に応じた技術上の基準のほか、リチウム金属電池及びリチウムイオン電池のそれぞれの技術上の基準にも従つて輸送すること。</p>
A150	備考5により副次危険性を表すラベルの貼付を要求されているものがある。
A151	炭酸ガスを換気する措置がとられているコンテナに搭載された生鮮食料品等を冷却するために使用するものは、許容質量の規定は適用しない。ただし、搭載されているコンテナが運航者により識別されていなければならない。

A152	<p>冷却液体窒素を含有する断熱容器であつて、次に掲げる条件を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 冷却液体窒素が完全に多孔性物質に吸収されていること。 2) 内容物が輸送禁止物件及び輸送許容物件以外の物件であり、低温で輸送すること。 3) 断熱容器（備考3に定める「202」の要件を満たすものに限る。）がコンテナ内等の圧力を増加させないよう、かつ、天地の姿勢に関係なく冷却液体窒素が漏れないように設計されていること。
A154	<p>膨張、破損等による損傷が外見上明らかなもの又は熱、火気若しくは短絡により危険な状態に進展するおそれがあるため製造者により通常の使用に適さないと判断されたものは、輸送を禁止する。</p>
A155	<p>硝酸マグネシウム（六水和物）は輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A156	<p>揮発性の程度にかかわらず、当該品名を使用しなくてはならない。</p>
A157	<p>活性剤を含有する場合は、混合しないように2つ以上の防止措置をとらなくてはならない。</p>
A158	<p>輸送禁止物件に含まれない固体の物件と環境有害物質の混合物は国連番号3077で輸送しなくてはならない。小型容器又は物品であつて、10ml 未満の環境有害物質を液体を吸収し遊離液体がない密閉されたもの、又は10g未満の環境有害物質の固体を含む密閉されたものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A161	<ol style="list-style-type: none"> 1) 55℃において内容物の平衡圧の2倍以上の圧力において、漏えい又は破裂しないものであること。 2) 55℃において、蒸気圧1000kPaを超えない200ml 以上の引火性液体を含まないものであること。 3) 湯浴試験に合格したものであること。
A162	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当該物件は、容量を120ml 以下にしなくてはならない。圧力は、55℃において5000kPaを超えてはならない。型式は、55℃において2倍の圧力、又は55℃において内部圧力より200kPa以上の大きい圧力のいずれか大きい値であつて、漏えい又は破裂しないものであること。また、製造者の定めた手順に従って充てんされたものでなくてはならない。 2) 燃料電池と一体となったものを含め、各設計型式の燃料電池用カートリッジは、以下の試験に合格したものでなくてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 落下試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1.8mの高さから硬い表面に落下試験を行う。 <ol style="list-style-type: none"> a) 垂直に閉鎖弁組立部品を含む側 b) 垂直に閉鎖弁組立部品を含む側の相対する側 c) 45度の角度で閉鎖弁組立部品を含む側 (2) 1.8mの高さから水平に上向きになっている直径38mmの鋼製先端に向けて行う。 燃料電池用カートリッジが定格充てん圧力まで充てんされた場合漏えいがあつてはならず、引き続き燃料電池用カートリッジが破裂するまで圧力を加えなくてはならない。その際、記録される圧力は最低容器破裂圧力の85%を超えること。 イ) 火炎包囲試験 定格容量まで水素を充てんした燃料電池用カートリッジは、火炎包囲試験を行わなくてはならない。ただし、燃料電池用カートリッジと一体となった通孔部を含むものであつて、以下の場合には火炎包囲試験に合格したものとする。 <ol style="list-style-type: none"> a) 内圧はカートリッジが破裂せず、ゼロゲージ圧力まで放出すること b) 破裂せずに最低20分間火炎に耐えるものであること ウ) 水素循環試験 定格容量の5%以下から95%以上まで水素を充てんさせ、その後定格容量を5%以下に放出しなくてはならない。また、循環は少なくとも100回続けること。引き続き、充てんされたカートリッジの内容積が、定格容積の95%で充てんされた最低容器破裂圧力の75%に加圧した未循環カートリッジの内容積を超えていなければ、水素循環試験に合格したものとする。 エ) 製品漏えい試験 定格充てん圧力で加圧された状態で、15℃±5℃において漏えい試験を行い、漏えいがあつてはならない。
A163	<p>当該物件に収納された輸送許容物件であつて、それぞれの内容物に適用される微量輸送許容物件の量的制限を超えていない場合は、微量輸送許容物件として輸送することができる。また、当</p>

	該物件に収納される有機過酸化物は微量輸送許容物件として輸送することができる。
A164	危険な熱を発生させるおそれのある電池又は電池を動力とする装置、機器及び車両は、短絡及び不測の作動を防止する措置をとらなくてはならない。
A165	国連試験基準マニュアルの試験によって、作動した場合に包装物の外に危険な影響が生じないものであることが実証されていなければならない。
A166	当該物件は、硫化水素による吸入毒性を有する。
A167	第10条の要件に適合していること。
A169	アンモニウム塩と次亜塩素酸塩類の混合物は、輸送を禁止する。
A170	臭素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、臭素酸アンモニウム及び臭素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。
A171	塩素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、塩素酸アンモニウム及び塩素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。
A172	亜塩素酸塩類とアンモニウム塩の混合物、亜塩素酸アンモニウム及び亜塩素酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する。
A173	過マンガン酸塩類とアンモニウム塩の混合物、過マンガン酸アンモニウム、過マンガン酸アンモニウム水溶液は、輸送を禁止する
A175	火薬により作動するものは、一台当たりの火薬（区分番号が1.4であって、隔離区分がC又はSのものに限る。）の総量が3.2g以下のものに限る。また、不測の作動を防止する措置をとらなくてはならない。
A176	車両、船舶、航空機若しくはそれらの部品に内蔵された、又は車両、船舶若しくは航空機に内蔵される水素吸蔵合金システムの輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A177	吸入毒性を有する硫化水素を含む場合は、原油（引火性かつ毒性のもの）として輸送すること。
A178	<p>危険物を含有するアタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等は、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 不測の作動を防止するための機能を有すること。 2) 装置に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。 3) 装置にリチウム単電池又は組電池が組み込まれている場合は、次のいずれかの要件に従うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア) リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が1g以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が2g以下であること。 イ) リチウムイオン単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格量が100Wh以下であること。 ウ) 単電池又は組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 4) 装置に高圧ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 区分番号が2.2であって、一容器当たりの容量が50ml以下であること。 イ) 機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものでないこと。 ウ) 偶発的に作動した場合であっても全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を発するものではないこと。 5) 欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。 6) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A179	国連番号が3077の物件にあつては、別表第1の許容質量又は許容容量に掲げられた最大正味量にかかわらず、最大正味量が1000kgを超えないIBC容器を備考3に定める「956」に従って使用することができる。

A180	<p>ウイルスを移さない動物の標本であって、国連番号が1170、1198、1987又は1219の物件を含んだもののうち、次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 標本は、アルコール類又はその溶液で湿らせた紙又はガーゼ等の布で覆われて熱密閉式のプラスチック袋（30ml を超える液体を含まないものに限る。）に収納されているか、30ml 以下のアルコール類又はその溶液の入った小瓶又は強固な容器に収納されていること。 2) の包装物が熱密閉式のプラスチック袋に収納されていること。 3) の包装物が別のプラスチック袋に吸収材と収納され、熱密閉がされていること。 4) の包装物が袋に収納された上で、強固な外装容器に十分な量の緩衝材とともに収納されていること。 5) 外装容器内の引火性液体は、1ℓ を超えてはならない。 6) 包装物の表面に本規定に従った科学研究用標本を意味する文字を表示すること。
A181	<p>リチウム電池が内蔵された装置とともに、他のリチウム電池を包装する場合は、以下の要件に従うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該物件は、本告示の包装基準に従い確実に包装されていること。 2) リチウム電池が内蔵された装置とともに他のリチウム電池を包装する場合は、包装物の表面にリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又はリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）に係る表示を行うとともに、第17条第1項に規定する書類にその旨を記載すること。また、包装物にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池が収納されている場合は、包装物の表面にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池に係る両方の表示を行うとともに、第17条第1項に規定する書類にその旨を記載すること。ただし、装置（回路基板を含む。）に内蔵されたボタン電池については、この限りでない。
A182	<p>リチウム電池のみを動力源とする場合は、国連番号が3091又は3481の物件として輸送すること。</p>
A183	<p>廃電池の輸送及び電池の再生又は処分のための輸送は禁止される。</p>
A184	<p>当該物件は、化学反応を起こさないよう乾燥状態で輸送すること。</p>
A185	<p>リチウム電池のみを動力源とする車両は、国連番号が3171の物件として輸送すること。</p>
A186	<ol style="list-style-type: none"> 1) 当該物件は、エネルギー貯蔵容量（定格電圧と静電容量を用いて計算される当該物件に蓄えられる電力量をいう。以下同じ。）が0.3Wh を超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 充電されていない状態で輸送すること。ただし、装置に内蔵されていて、短絡を防止する措置を講じたものはこの限りでない。 イ) 当該物件は次に掲げる方法により短絡を防止する措置を講じること。 <ol style="list-style-type: none"> a) 一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が 10Wh 以下の場合は、当該物件の短絡を適切な方法により防止するか又は端子間を金属で接続すること。 b) 一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が 10Wh を超える場合は、当該物件の端子間を金属で接続すること。 ウ) 95kPa の圧力差に、漏えいなく耐え得ること。 エ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。なお、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件により飛散が防止されていること。 オ) 当該物件の外表面上にエネルギー貯蔵容量（単位は Wh）が表示されていること。ただし、平成 25 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。 2) エネルギー貯蔵容量が10 Wh以下で、かつ、当該物件を1.2mの高さから硬い水平面に落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。 3) 当該物件が、不測の作動を防止する措置がとられた装置に内蔵されており、かつ、強固な外装容器に収納されている場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。 4) 輸送許容物件を含まないキャパシタは、1)の基準（ウ）を除く。）に従って輸送すること。

A187	<p>1) 加圧された物質が引火性のものである場合は、区分番号を2.1として割り当てること。なお、当該物質が液体であって、引火点が93℃以下である場合であっても当該区分番号を割り当てること。</p> <p>2) 加圧のために使用される高圧ガスは、区分番号が2.3又は副次危険性の区分番号が5.1のものであってはならない。</p> <p>3) 加圧された物質が、区分番号が6.1又は分類番号が8であって、等級が2又は3の輸送許容物件である場合は副次危険性を当該分類番号に割り当て輸送すること。ただし、等級が1の当該輸送許容物件は、当該品名で輸送してはならない。</p> <p>4) 加圧された物質が、旅客機及び旅客機以外の航空機ともに輸送禁止の成分を含む場合は、輸送を禁止する。</p>
A188	<p>ニトログリセリンの濃度が1質量%を超え5質量%以下である場合で、かつ、包装基準371の要件を満たしていない場合にあつては、輸送を禁止する。</p>
A189	<p>1) 当該物件の濃度が10質量%以上25質量%未満であるものは、国連番号が3334の物件として輸送すること。</p> <p>2) 当該物件の濃度が10質量%未満である場合にあつては、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A190	<p>三フッ化ホウ素ガスを内蔵する中性子線探知機及び当該機器を内蔵した装置は、次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機以外の航空機により輸送することができる。ただし、当該物件に内蔵されるガスの収納量が1g以下である場合（はんだ付けにより封入されている場合を含む。）にあつては、輸送禁止物件に含まれないものとし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p> <p>1) 中性子探知機は、次の基準に従ったものであること。</p> <p>ア) 当該物件の内部圧力は20℃において105kPaを超えないこと。</p> <p>イ) 当該物件に内蔵されるガスの収納量は一の探知機において13gを超えないこと。</p> <p>ウ) 国際標準化機構の文書IS09001:2008等に準拠した品質管理プログラムの下で製造されていること。</p> <p>エ) 当該物件は、セラミック材に金属をろう付けした構造であり、破裂強度は1800kPa以上であること。</p> <p>オ) ガスを充てんする前に、$1 \times 10^{-10} \text{cm}^3/\text{s}$の防漏基準に適合していること。</p> <p>2) 中性子探知機を個々の部品として輸送する場合は、次の基準に従い輸送すること。</p> <p>ア) 内蔵されているガスが十分吸収又は吸着できる量の吸収材又は吸着材を詰め、プラスチック製の内張りがされた中間容器に収納すること。</p> <p>イ) 強固な外装容器に収納し、包装物は、1.8mの高さから落下させても収納物の漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷を起こさないものであること。</p> <p>ウ) 一の外装容器におけるガスの最大正味量は53gを超えないこと。</p> <p>3) 1)の基準に適合した探知機を内蔵した装置は、次の基準に従い輸送すること。</p> <p>ア) 強固な密閉された外装ケースに収納すること。</p> <p>イ) 収納されているガスが十分吸収又は吸着できる量により吸収材又は吸着材を外装ケースに詰めること。</p> <p>ウ) 当該装置の外装ケースの強度により十分に保護されていない場合にあつては、1.8mの高さから落下させても収納物の漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷を起こさない強固な外装容器に収納すること。</p> <p>4) 本特別規定に従って輸送することについて、第17条第1項に規定する書類に記載しなければならない。この場合、別表第一の容器及び包装等の欄に掲げる数字は記載しないこと。また、包装物の表面には、ラベルF及びラベルQを貼付しなければならない。</p>
A191	<p>当該物件に含まれる水銀が5kg以下の場合にあつては、副次危険性を表すラベルMの貼付は要しない。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
A192	<p>第15条に規定する品名等の表示及び第17条第1項に規定する書類の品名は、以下のとおりとすることができる。</p> <p>1) 「塗料」及び「塗料関連物質」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質」</p> <p>2) 「塗料（腐食性かつ引火性のもの）」及び「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）」</p> <p>3) 「塗料（引火性かつ腐食性のもの）」及び「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）」が同一の外装容器に収納される場合、「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）」</p> <p>4) 「印刷インク」及び「印刷インク関連物質」が同一の外装容器に収納される場合、「印刷インク関連物質」</p>

A195	<p>開放装置を有する小型压力容器が含まれる場合、当該压力容器は以下の要件に従うこと。</p> <p>ア) 0.50以下の容積で、かつ15℃において25バール以下の充てん圧力であること。</p> <p>イ) 破壊強度は、15℃における封入圧の4倍以上であること。</p> <p>ウ) 輸送中又は使用環境下において、偶発的な発射又は放出が起こらないよう製造されたものであること。</p> <p>エ) 当該物件を構成する部品等は、危険な飛散をしないよう製造されたものであること。</p> <p>オ) 破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されたものであること。</p> <p>カ) 物品の型式設計は、国連試験基準マニュアルの16.6.1.2(gを除く。)、16.6.1.3.1から16.6.1.3.6まで、16.6.1.3.7(b)及び16.6.1.3.8に従った火災試験を行った場合に、压力容器が破片を生じず、物品又は物品の破片が10mを超えて飛散しないよう熱分解するシール又はその他内部圧を除去する装置により、圧力が除去されることが証明されたものであること。</p> <p>キ) 物品の型式設計は、包装物内で励起的作用が発生した場合であっても、包装物又は容器外に危険な影響を及ぼさないものであること。</p>
A196	<p>1) 当該物件は、次式において得られるエネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。</p> $Wh = 1/2C_N(U_R^2 - U_L^2) \times (1/3600)$ <p>C_Nは、公称静電容量 U_Rは、定格電圧 U_Lは、定格下限電圧</p> <p>ア) 短絡を防止する措置を講じること。</p> <p>イ) 内部圧力を開放するように組み立てられていること。なお、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件が内蔵された機器により飛散が防止されていること。</p> <p>ウ) 平成28年1月1日以降に製造されたものについては、当該物件の外表面上にエネルギー貯蔵容量(単位はWh)が表示されていること。</p> <p>エ) 95kPaの圧力差に、漏えいなく耐え得ること。</p> <p>2) 輸送許容物件を含まないキャパシタは、1)の基準(エ)を除く。)に従って輸送すること。</p> <p>3) エネルギー貯蔵容量が20Wh以下であって、かつ、当該物件を1.2mの高さから硬い水平面に落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>4) 当該物件が、不測の作動を防止する措置がとられた装置に内蔵されており、かつ、強固な外装容器に収納されている場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A197	<p>当該物件が、一の単一容器又は組合せ容器の一内装容器当たり50以下の液体又は5kg以下の固体である場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、容器及び包装は第7条(第2項を除く。)及び第9条の規定に従っていること。</p>
A198	<p>当該物件が、濡れていない、湿っていない又は油で汚染されていない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
A199	<p>1) 短絡又は不測の作動を防止する措置がとられておらず、危険な熱を発生させる可能性のあるニッケル水素電池又はニッケル水素電池を動力とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。</p> <p>2) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
A200	<p>当該物件は、第7条第2項で定める基準に従って輸送しなければならない。</p>
A201	<p>当該物件の旅客機による輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。</p>
A202	<p>再充てんのできない压力容器に当該物件を含む放射線探知器であって、第10条及び備考3に定める「200」の要件を満たさないものは、次に掲げる条件を満たす場合に限り、当該品名で輸送することができる。</p> <p>1) 压力容器の充てん圧力は、50バールを超えないこと。</p> <p>2) 压力容器の容積は120を超えないこと。</p> <p>3) 压力容器の破壊強度は、軽減装置が取り付けられている場合にあっては封入圧の3倍以上、軽減装置が取り付けられていない場合にあっては封入圧の4倍以上であること。</p> <p>4) 压力容器は、破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されていること。</p> <p>5) 放射線探知器は、国際標準化機構の文書ISO9001:2008等に準拠した品質管理プログラムの下で製造されていること。</p> <p>6) 放射線探知器は、強固な外装容器に収納し、包装物は、1.2mの高さから落下させても検出器の損傷又は収納物の漏えいを起こさないものであること。</p> <p>7) 本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。ただし、当該物件は、1)から6)までの要件を満たし、かつ、压力容器の容積が50m³を超えない場合</p>

	にあつては、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A203	引火性液体及び引火性ガスを燃料とする内燃機関を動力源とする車両は、車両（引火性ガスを燃料とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）として輸送すること。
A204	1) 当該物件は、ポリスチレン、ポリメチルメタクリレート等の高分子物質から製造されるものをいう。 2) 当該物件は、危険物輸送に関する国連試験に従った試験をし、引火性蒸気を発生しないことが実証された場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A205	セルロイドにより製造された卓球用の球は、一個当たり正味量が3.0gを超えず、かつ、一包装物当たり正味量が500gを超えない場合、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A206	第14条第1項の規定により、ラベルTを貼付すること。
A207	当該物件は、引火性液体又は引火性ガスを燃料とする内燃機関又は燃料電池を動力源とする車両に適用する。内燃機関及び湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド電気自動車であつて、これらの電池を装着した状態で輸送されるものは、当該物件として輸送すること。
A208	1) 引火性液体を含む内燃機関及び機械は、国連番号が3528の物件として輸送すること。 2) 引火性ガスを含む内燃機関及び機械は、国連番号が3529の物件として輸送すること。 3) 引火性ガス及び引火性液体の両方を動力源とする内燃機関及び機械は、国連番号が3529の物件として輸送すること。 4) 環境有害物質であつてその他の分類又は区分に該当しない液体燃料を含む内燃機関及び機械は、国連番号が3530の物件として輸送すること。
A209	輸送容器は、容器内の温度が50℃の状態において当該物件が危険な重合を発生することなく、化学的安定性が保たれるものであること。また、輸送中、低温状態において化学的安定性が保たれない場合は、温度管理をすること。
A210	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。
A211	殺菌装置であつて、国連番号が1067の二酸化窒素又は国連番号が1660の一酸化窒素（圧縮されているもの）を含むものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 1) 内容積は、30mlを超えないこと。 2) 破壊強度は、55℃における封入圧の4倍以上であること。 3) 内容物を十分吸収できる量の吸収材を詰め、密閉された中間容器に収納すること。 4) 中間容器は、備考3に定める「203」によるほか、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。 5) 一包装物当たりの総容量は、300mlを超えないこと。 6) 副次危険性を表すラベルF、K及びQを貼付すること。 7) 本特別規定に従つて輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A212	殺菌装置であつて、国連番号が2031の硝酸（濃度が20質量%を超え65質量%未満のもの。ただし、赤煙硝酸は除く。）を含むものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、旅客機により輸送することができる。 1) 内容積は、30mlを超えないこと。 2) 内容物を十分吸収できる量の吸収材を詰め、密閉された中間容器に収納すること。 3) 中間容器は、備考3に定める「855」によるほか、等級が1の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。 4) 一包装物当たりの総容量は、300mlを超えないこと。 5) 本特別規定に従つて輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
A900	国連規格認定シリンダー以外のシリンダーに充てんする場合にあつては、備考6に掲げる最大圧力又は充てん率によること。

備考3 容器及び包装等

表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、以下のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第5号様式別表第1を参照すること。

(1) 火薬類

「101」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器		
内 装 容 器	中 間 容 器	外 装 容 器
国土交通大臣が行う検査に合格したものであること		

「114」は、次の容器及び包装等を示す。

湿性の固体を輸送する場合

組 合 せ 容 器		
内 装 容 器	中 間 容 器	外 装 容 器
プラスチック袋	プラスチック袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1

織布袋	織布、プラスチックのコーティングが施されているか又は、内張り付きの袋 金属製容器 プラスチック製容器 木製仕切り	H2, 1N1, 1N2, 4A, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
樹脂クロス袋		
金属製容器		
プラスチック製容器		
木製容器		

(注) 1) 国連番号が 0077、0234、0235 及び 0236 に該当するものの容器は、鉛が含まれていないものに限る。

2) 国連番号が 0342 に該当するものは、外装容器として 1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1 又は 1H2 が使用されている場合にあっては内装容器を使用せずに輸送することができる。

3) 外装容器として防漏型の天板取り外し式のドラムが使用される場合は、中間容器を使用せずに輸送することができる。

乾性の固体を輸送する場合

組 合 せ 容 器

内 装 容 器	外 装 容 器
クラフト紙袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G
プラスチック袋	
粉末不漏性織布袋	
粉末不漏性樹脂クロス袋	
ファイバ板製容器	
金属製容器	
紙容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
粉末不漏性樹脂クロス容器	

(注) 1) 国連番号が 0077、0234、0235 及び 0236 に該当するものの容器は、鉛が含まれていないものに限る。

- 2) 国連番号が 0508 及び 0509 に該当するものは金属製容器を使用してはならない。
 なお、金属性容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。
- 3) 国連番号が 0160 及び 0161 に該当するものの外装容器が 1A1、1A2、1B1、1B2、1N1 又は 1N2 である場合にあっては、容器内部又は外部の要因による内圧の増加によって起こる爆発の危険性を防ぐように措置しなければならない。
- 4) 国連番号が 0160 及び 0161 に該当するものの外装容器としてドラムが使用される場合にあっては内装容器を使用せずに輸送することができる。

「130」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
—	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

「131」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
紙袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
プラスチック袋	
金属製容器	
ファイバ板製容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
リール	

(注) 工業用雷管については、内装容器として袋及びリールは使用することができない。

「133」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器		
内 装 容 器	中 間 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	ファイバ製容器	4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2 , 4N
プラスチック製容器	金属製容器	
木製容器	プラスチック製容器	
金属製容器	木製容器	
ファイバ板トレイ		
プラスチックトレイ		
木製トレイ		

- (注) 1) えい光筒については、内装容器としてトレイは使用することができない。
- 2) 内装容器としてトレイを使用する場合は、中間容器を必要とする。
- 3) トレイは、仕切りの付いたものに限る。

「134」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器

内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
金属製容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
防水性袋	
ファイバ板製シート	
ファイバ板製筒	

「135」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
金属製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
プラスチック製容器	
ファイバ板製容器	

木製容器
プラスチック袋
紙袋
プラスチック製シート
紙シート

「136」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
プラスチック袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
織布袋	
ファイバ板箱	
プラスチック箱	
木箱	

(注) 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。

「137」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製筒	4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2 , 4N
金属製筒	
プラスチック製筒	
ファイバ板製箱	
木箱	
プラスチック袋	

(注) 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。

「138」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器

プラスチック製袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
----------	---

(注) 輸送許容物件の両端が密封されている場合は、内装容器は必要としない。

「139」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
プラスチック製袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
ファイバ板製容器	
金属製容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
リール	
紙製シート	

プラスチック製シート

- (注) 1) 導爆線は火薬が漏れないよう両端を密封し、確実に固定すること。
- 2) 国連番号 0289 に該当する物質であって、形状がコイル状の場合は、内装容器を必要としない。

「140」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
リール	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
プラスチック袋	
クラフト紙製シート	
プラスチック製シート	
木製容器	

(注) 導火線の両端が密封されている場合は、内装容器は必要としない。

「141」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
プラスチック製容器	
金属製容器	
木製容器	
プラスチックトレイ	
木製トレイ	

- (注) 1) 外装容器の仕切りは、内装容器として使用することができる。
- 2) トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

「142」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
ファイバ板製容器	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1,

金属製容器	1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
木製容器	
プラスチック製容器	
プラスチックトレイ	
プラスチック袋	
紙袋	
紙シート	

(注) トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

「143」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器		単一容器又は複合容器
内 装 容 器	外 装 容 器	容 器 の 種 類
クラフト紙袋	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1,	6HH2
プラスチック袋	1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2,	
織布袋	4D, 4F, 4G, 4H2, 4N	

ゴム引き織袋	
金属製容器	
プラスチック製容器	
ファイバ板製容器	
プラスチックトレイ	
木製トレイ	
木製容器	

- (注) 1) ロケットモーター用推進薬について金属製容器を使用する場合は、容器内部又は外部の要因による内圧の増加によって起こる爆発の危険性を防ぐ措置をすること。
- 2) トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

(2) 高圧ガス

「200」は、次の容器及び包装等を示す。

ガスシリンダー

- (注) 1) アセチレンを充てんする場合は、適当な多孔性物質及び溶剤を詰めること。
- 2) 内容積が1ℓを超えるガスシリンダーであって弁が外側に突きだしているもので、

弁保護キャップ又はプロテクターを備えることができない場合は、強固な外装容器に収納すること。

3) 内装容器が1ℓ以下のガスシリンダーは、強固な外装容器に収納し、かつ、容器内部での大きな移動を防止する固定をし、又は緩衝材を詰めること。

表 1 : 圧縮ガス

国連番号	品名及び性質	分類又は区分	副次危険	毒性ガスのLC50	シリンダー	試験期間年数	試験圧力	最大圧力	特別包装規定
1002	空気 (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1006	アルゴン (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1046	ヘリウム (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1049	水素 (圧縮されているもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	d
1056	クリプトン (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1065	ネオン (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1066	窒素 (圧縮されているもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	—
1071	オイルガス	2.3	2.1	—	X	5	—	—	—

	(圧縮されているもの)								
1072	酸素 (圧縮されているもの)	2.2	5.1	—	X	10	—	—	s
1954	その他の圧縮ガス (引火性かつ非毒性のもの) (シランを除く。)	2.1	—	—	X	10	—	—	z
1956	その他の圧縮ガス (非引火性かつ非毒性のもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	z
1957	重水素 (圧縮されているもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	d
1964	炭化水素ガス類 (圧縮されているもの) (他に品名が明示されているもの を除く。)	2.1	—	—	X	10	—	—	z
1971	メタン(圧縮されているもの)又は 天然ガス (圧縮されているもの) (高濃度のメタンを含有するもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	—
2034	水素とメタンの混合物 (圧縮されているもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	—
3156	その他の圧縮ガス (酸化性のもの) (非引火性かつ非毒性のもの)	2.2	5.1	—	X	10	—	—	—

表 2 : 液化ガスと溶解ガス

国連 番号	品名及び性質	分類又 は区分	副次 危険	毒性ガス の L C 50	シリン ダー	試験期 間年数	試験 圧力	充て ん率	特別包 装規定
1001	アセチレン	2.1	—	—	X	10	60 52	—	c , p
1009	ブロモトリフルオロメタン (冷媒 用ガス R13B1)	2.2	—	—	X	10	42 120 250	1.13 1.44 1.60	—
1010	ブタジエン (安定剤入りのもの) (1,2-ブタジエン)	2.1	—	—	X	10	10	0.59	—
1010	ブタジエン (安定剤入りのもの) (1,3-ブタジエン)	2.1	—	—	X	10	10	0.55	—
1010	ブタジエンと炭化水素の混合物 (安定剤入りのもの) (ブタジエンの濃度が 40 質量%を 超えるもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	v , z
1011	ブタン	2.1	—	—	X	10	10	0.52	v
1012	ブチレン (ブチレン混合物)	2.1	—	—	X	10	10	0.50	z
1012	ブチレン (1-ブチレン)	2.1	—	—	X	10	10	0.53	—
1012	ブチレン (cis-2-ブチレン)	2.1	—	—	X	10	10	0.55	—
1012	ブチレン (trans-2-ブチレン)	2.1	—	—	X	10	10	0.54	—
1013	炭酸ガス (液化されているもの)	2.2	—	—	X	10	190 250	0.68 0.76	—
1018	クロロジフルオロメタン (冷媒用 ガス R22)	2.2	—	—	X	10	27	1.03	—

1020	クロロペンタフルオロエタン（冷媒用ガス R115）	2.2	—	—	X	10	25	1.05	—
1021	1-クロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン（冷媒用ガス R124）	2.2	—	—	X	10	11	1.20	—
1022	クロロトリフルオロメタン（冷媒用ガス R13）	2.2	—	—	X	10	100 120 190 250	0.83 0.90 1.04 1.11	—
1027	クロプロパン	2.1	—	—	X	10	18	0.55	—
1028	ジクロロジフルオロメタン（冷媒用ガス R12）	2.2	—	—	X	10	16	1.15	—
1029	ジクロロフルオロメタン（冷媒用ガス R21）	2.2	—	—	X	10	10	1.23	—
1030	1,1-ジフルオロエタン（冷媒用ガス R152 a）	2.1	—	—	X	10	16	0.79	—
1032	ジメチルアミン（無水物）	2.1	—	—	X	10	10	0.59	b
1033	ジメチルエーテル	2.1	—	—	X	10	18	0.58	—
1035	エタン	2.1	—	—	X	10	95 120 300	0.25 0.30 0.40	—
1036	エチルアミン（無水物）	2.1	—	—	X	10	10	0.61	b
1037	塩化エチル	2.1	—	—	X	10	10	0.80	a, w
1039	エチルメチルエーテル	2.1	—	—	X	10	10	0.64	—
1041	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物	2.1	—	—	X	10	190 250	0.66 0.75	—

	(酸化エチレンの含有率が 9 質量%を超え 87 質量%以下のもの)								
1043	液体肥料 (遊離アンモニアを含有しているもの)	2.2	—	—	X	5	—	—	b, z
1055	イソブチレン	2.1	—	—	X	10	10	0.52	—
1058	非引火性液化ガス (窒素、炭酸ガス又は空気と共に充てんされているもの)	2.2	—	—	X	10	試験 圧力 = 1.5× 最大 圧力	—	—
1060	メチルアセチレンとプロパジエ ンの混合物 (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	c, z
1060	メチルアセチレンとプロパジエ ンの混合物 (安定化されたもの) (1%から4%のメチルアセチ レンンモニアを含有しているプ ロパジエン)	2.1	—	—	X	10	22	0.52	c
1061	メチルアミン (無水物)	2.1	—	—	X	10	13	0.58	b
1063	塩化メチル (冷媒用ガス R40)	2.1	—	—	X	10	17	0.81	a
1070	亜酸化窒素 (圧縮されているも の)	2.2	5.1	—	X	10	180 225	0.68 0.74	—

							250	0.75	
1075	液化石油ガス	2.1	—	—	X	10	—	—	v, z
1077	プロピレン	2.1	—	—	X	10	27	0.43	—
1078	冷媒用ガス類 (他に品名が明示されているものを除く。)	2.2	—	—	X	10	—	—	z
1080	六フッ化硫黄	2.2	—	—	X	10	70 140 160	1.06 1.34 1.38	—
1081	四フッ化エチレン (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	200	—	m, o
1083	トリメチルアミン (無水物)	2.1	—	—	X	10	10	0.56	b
1085	臭化ビニル (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	10	1.37	a
1086	塩化ビニル (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	12	0.81	a
1087	メチルビニルエーテル (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	10	0.67	—
1858	ヘキサフルオロプロピレン (冷媒用ガス R1216)	2.2	—	—	X	10	22	1.11	—
1860	フッ化ビニル (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	250	0.64	a
1912	塩化メチルと塩化メチレンの混合物	2.1	—	—	X	10	17	0.81	a
1952	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が 9 質)	2.2	—	—	X	10	190 250	0.66 0.75	—

	量%以下のもの)								
1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R114)	2.2	—	—	X	10	10	1.30	—
1959	1,1-ジフルオロエチレン (冷媒用ガス R1132a)	2.1	—	—	X	10	250	0.77	—
1962	エチレン (圧縮されているもの)	2.1	—	—	X	10	225 300	0.34 0.38	—
1965	炭化水素ガス類 (液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	2.1	—	—	X	10	—	—	v, z
1968	殺虫ガス類 (シリンダー) (非引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	2.2	—	—	X	10	—	—	z
1969	イソブタン	2.1	—	—	X	10	10	0.49	v
1973	クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物 (クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの) (冷媒用ガス R502)	2.2	—	—	X	10	31	1.01	—
1974	クロロジフルオロブロモメタン	2.2	—	—	X	10	10	1.61	—

	(冷媒用ガス R12B1)								
1976	オクタフルオロシクロブタン (冷媒用ガス RC318)	2.2	—	—	X	10	11	1.32	—
1978	プロパン	2.1	—	—	X	10	23	0.43	v
1982	テトラフルオロメタン (冷媒用ガス R14)	2.2	—	—	X	10	200 300	0.71 0.90	—
1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン (冷媒用ガス R133a)	2.2	—	—	X	10	10	1.18	—
1984	トリフルオロメタン (冷媒用ガス R23)	2.2	—	—	X	10	190 250	0.88 0.96	—
2035	1,1,1-トリフルオロエタン (冷媒用ガス R143a)	2.1	—	—	X	10	35	0.73	—
2036	キセノン	2.2	—	—	X	10	130	1.28	—
2044	2,2-ジメチルプロパン	2.1	—	—	X	10	10	0.53	—
2073	アンモニア溶液 (15℃で比重が 0.880 以下でアンモニアの含有率が 35 質量%を超え 40 質量%以下の水溶液)	2.2	—	—	X	5	10	0.80	b
2073	アンモニア溶液 (15℃で比重が 0.880 以下でアンモニアの含有率が 40 質量%を超え 50 質量%以下の水溶液)	2.2	—	—	X	5	12	0.77	b
2193	ヘキサフルオロエタン (冷媒用ガス R116)	2.2	—	—	X	10	200	1.13	—
2200	プロパジエン (安定化されたも	2.1	—	—	X	10	22	0.50	—

	の)								
2419	ブロモトリフルオロエチレン	2.1	—	—	X	10	10	1.19	—
2422	オクタフルオロ-2-ブテン (冷媒用ガス R1318)	2.2	—	—	X	10	12	1.34	—
2424	オクタフルオロプロパン (冷媒用ガス R218)	2.2	—	—	X	10	25	1.04	—
2451	三フッ化窒素	2.2	5.1	—	X	10	200	0.50	—
2452	エチルアセチレン (安定化されたもの)	2.1	—	—	X	10	10	0.57	c
2453	フッ化エチル (冷媒用ガス R161)	2.1	—	—	X	10	30	0.57	—
2454	フッ化メチル (冷媒用ガス R41)	2.1	—	—	X	10	300	0.63	—
2517	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (冷媒用ガス R142b)	2.1	—	—	X	10	10	0.99	—
2599	クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物 (クロロトリフルオロメタンの含有率が 60 質量% のもの) (冷媒用ガス R503)	2.2	—	—	X	10	31 42 100	0.12 0.17 0.64	—
2601	シクロブタン	2.1	—	—	X	10	10	0.63	—
2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物 (ジクロロジフルオロメタンの含有率が約 74 質量% のもの) (冷媒用ガス R500)	2.2	—	—	X	10	22	1.01	—
3070	酸化エチレンとジクロロジフル	2.2	—	—	X	10	18	1.09	—

	オロメタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 12.5 質量%以下のもの)								
3153	トリフルオロメチルトリフルオ ロビニルエーテル	2.1	—	—	X	10	20	0.75	—
3154	ペンタフルオロエチルトリフル オロビニルエーテル	2.1	—	—	X	10	10	0.98	—
3157	その他の液化ガス (酸化性のもの)	2.2	5.1	—	X	10	—	—	z
3159	1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R134a)	2.2	—	—	X	10	18	1.05	—
3161	その他の液化ガス (引火性のもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	z
3163	その他の液化ガス (非引火性かつ 非毒性のもの)	2.2	—	—	X	10	—	—	z
3220	ペンタフルオロエタン (冷媒用ガ ス R125)	2.2	—	—	X	10	49 35	0.95 0.87	—
3252	ジフルオロメタン (冷媒用ガス R32)	2.1	—	—	X	10	48	0.78	—
3296	ヘプタフルオロプロパン (冷媒用 ガス R227)	2.2	—	—	X	10	13	1.21	—
3297	酸化エチレンとクロロテトラフ ルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 8.8 質量%以下のもの)	2.2	—	—	X	10	10	1.16	—

3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 7.9 質量%以下のもの)	2.2	—	—	X	10	26	1.02	—
3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 5.6 質量%以下のもの)	2.2	—	—	X	10	17	1.03	—
3337	冷媒用ガス R404A	2.2	—	—	X	10	36	0.82	—
3338	冷媒用ガス R407A	2.2	—	—	X	10	32	0.94	—
3339	冷媒用ガス R407B	2.2	—	—	X	10	33	0.93	—
3340	冷媒用ガス R407C	2.2	—	—	X	10	30	0.95	—
3354	殺虫ガス類 (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	2.1	—	—	X	10	—	—	z
3374	アセチレン (溶剤を含まないもの)	2.1	—	—	X	5	60 52	—	c, p

(注) この包装基準中、ガスシリンダーに係る要件については、国連規格認定シリンダーに適用される。

- 1) 国連番号が 1013 及び 1070 に該当するものの輸送用のシリンダーは圧力緩和装置を装着していなければならない。シリンダーを連結化することは許可されない。
- 2) シリンダーは、いかなる場合も以下の要求基準での許容限度を超えて充てんして

はならない。

- (a) 圧縮ガスの場合は、最大圧力はシリンダーの試験圧力の 2 / 3 を超えてはならない。最大圧力に対する制限は特別包装規定「o」により課されている。いかなる場合にあっても 65℃での内部圧力は試験圧力を超えてはならない。
- (b) 高圧液化ガスの場合、充てん率は、65℃における圧力がシリンダーの試験圧力を超えない状態にしなければならない。表中の試験圧力及び充てん率以外のものを使用するのは、特別包装規定「o」が適用される場合を除き、上記の基準に一致している限りにおいて、許可される。

表中に充てん率が示されていない高圧液化ガス及び混合ガスについては、最大充てん率（F R）は次の式により決定されなければならない。

$$F R = 8.5 \times 0.0001 \times d_g \times P_h$$

FR=最大充てん率

d_g = ガス密度（15℃、1 bar のとき）（単位 g/l）

P_h = 最小試験圧力（単位 bar）

ガス密度が不明な場合には、最大充てん率は次の式により求めるものとする。

$$F R = \frac{P_h \times MM \times 0.001}{R \times 338}$$

MM=分子質量（単位 g/mol）

R=8.31451×0.01bar.l/mol.K(ガス定数)

混合ガスについては、すべての成分の容積濃度を考慮した、平均の分子質量を使うものとする。

(c) 低圧の液化ガスについては、水容量1ℓ当たりの内容物の最大質量（充てん率）は50℃での液相密度の0.95倍に等しくなければならない。さらに、液体の状態では60℃までの間はシリンダーに充てんしてはならない。シリンダーの試験圧力は、少なくとも65℃における液体の蒸気圧（絶対圧）から100kPa（1bar）を減じた値に等しくなければならない。

表中に充てん率が示されていない低圧液化ガスについては、最大充てん率は次の式により決定されなければならない。

$$F R = (0.0032 \times BP - 0.24) \times d 1$$

BP=沸点（単位 Kelvin）

d_1 = 沸点における液体の密度 (単位 kg/l)

(d) 国連番号が 1001 及び 3374 に該当するものについては、(4) 特別包装規定「p」を参照。

(e) 圧縮ガスとともに充てんされた液化ガスについては、液相及び圧縮ガスの両成分を考慮し、シリンダーの内部圧力を計算すること。水容量 1 l 当たりの内容物の最大質量は、50°C における液相密度の 0.95 倍以下でなければならない。さらに、液体の状態では 60°C までの間は完全にシリンダーを充てんしてはならない。

(f) シリンダーに充てん後、65°C における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。なお、シリンダー内の蒸気圧及び全ての物質の容積膨脹を考慮しなければならない。また、実験データが利用できない場合、以下の手順に従うこと。

a : 15°C (充てん温度) における液体部分の蒸気圧及び圧縮ガスの分圧を算出する。

b : 15°C から 65°C までの加熱による液相の容積膨脹及びガス相の残留容積を算出する。

c : 液相の容積膨脹を考慮し、65°C における圧縮ガスの分圧を算出する。なお、15°C 及び 65°C における圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。

d : 65℃における液体部分の蒸気圧を算出する。

e : 65℃における液体部分の蒸気圧と圧縮ガスの分圧を合計し、全圧を算出する。

f : 65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から 100kPa (1 バール) を減じた値を下回ってはならない。なお、液体部分における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出することができる。

(g) シリンダーへの充てんは、資格を有する従業員が、適切な機器及び手順により行うこと。

(h) 「特別包装規定」欄

物質の適合性

a : アルミニウム合金のシリンダーは、使用してはならない。

b : 銅製のバルブは、使用してはならない。

c : 内容物に接するメタルの部分には、65%を超える銅を含んではならない。

d : スチール製のシリンダーは、Hの文字が付されたもののみ許可される。

ガスについての特別規定

1: 国連番号が 1040 に該当するものについては、密閉シールされたガラスアン

プル又は金属製内装容器に入れ十分な緩衝材とともに包装等級 1 の性能をもつファイバ板製、木製又は金属製の箱に包装してもよい。ガラス製の内装容器に許容される最大量は 30g であり、金属製の内装容器の場合は 200g である。充てん後、各内装容器は湯水槽に入れ漏れが無いことを確認すること。また、内部圧力が 55℃における酸化エチレンの蒸気圧と同じになることを確認するまで内装容器を湯水中に置くこと。外装容器における最大正味量は 2.5kg を超えてはならない。シリンダーを使用する場合は、シームレス又は溶接したスチールタイプのもので十分な圧力緩和装置を装着しているものであること。各シリンダーは、再充てんの前に不活性ガスを用いて漏れがないことを確認すること。さらに、耐熱性塗料を 3 重に上塗りし、又はその他の同等の効果をもたらす方法で、断熱しておくこと。各シリンダーの最大正味量は、25kg を超えないこと。

m：シリンダーは、5 バール以下の最大圧力で充てんすること。

n：シリンダーに充てんするガスは、5 kg 以下とすること。

o：いかなる場合にも、表に示した最大圧力又は充てん率を超えないこと。

p : 国連番号が 1001 及び 3374 に該当するものを充てんするシリンダーには、均一の一体構造の多孔質のものを満たしておくこと。最大圧力及びアセチレンの量は、当該物件を充てんする国の要件又は ISO3807-1:2000、ISO3807-2:2000 若しくは ISO 3807:2013 のいずれか該当するものに記載されている値を超えないこと。国連番号が 1001 に該当するものについては、指定された量のアセトン又は適当な溶剤を含むこと。圧力緩和装置を装着しているシリンダーは、垂直に輸送する。試験圧力 52 バールは、可溶栓が装着されたシリンダーにのみ適用する。

s: アルミニウム合金製シリンダーは、次による。

①真鍮製又はステンレススチール製のバルブを備えていること。

②ISO11621:1997 に従って浄化されたものであり、油で汚染されていないこと。。

定期検査

u : アルミニウム合金製シリンダーについては、当該シリンダーの合金について ISO7866:2012+Cor1:2014 で定められた耐食試験が行われている場合には、定期検査の間隔を 10 年に延長することができる。

v : 鋼製シリンダーについての定期検査の間隔は、国土交通大臣が相当と認める外国の法令に基づく当局の承認を得た場合には、15年に延長することができる。

w : 国連番号が 1037 に該当するものについては、完全にシールされたガラスアンプルに、5 g 以下の容量で、21℃で 7.5%以上の空隙をとって輸送できる。ガラスアンプルは、カートン当たり 12 個以下をカートンボックスに不燃性の緩衝材を詰めて包装すること。カートンは、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製で、包装等級 2 の性能をもつものとする。1 包装物当たりの許容量は、300 g 以下とする。

その他の記載事項及び混合物への要件

z : シリンダーの構造材及びその付属品は、収納物質と適合するものでなければならず、相互間で有害物質又は危険物質を生成するような反応をしないものでなければならない。試験圧力と充てん率は、包装基準 200 の関連要件に従って計算されなければならない。輸送中に、危険な反応（重合、分解等）が起こらないよう、必要な手段が講じられなければならない。

(i) 国連番号 1037、1063、1085、1086、1860 及び 1912 のガスを含む混合ガスは、アルミニウム合金のシリンダーを使用してはならない。

3) 本表中の文字 X は、その物質の使用に承認されたシリンダーの型式を示す。

「201」は、次の容器及び包装等を示す

外 装 容 器
4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2

- (注)
- 1) ライターは、液化石油ガスの充てん量が 10g 以下であること。
 - 2) 小型装置（炭化水素ガスで作動するもの）又は、喫煙用ガスライター用詰替ガスは、液化石油ガスの充てん量が 65 g 以下であること。
 - 3) ガスを充てんする容器は、口栓の部分を含めて、55℃における内部ゲージ圧力の 2 倍の圧力に耐えるものに限ること。
 - 4) 点火装置及び弁装置は、輸送中の誤操作及びガスの漏えいが起きないように措置すること。
 - 5) ガスの液化した部分は、15℃において、容器の容量の 85% 以下であること。
 - 6) 旅客機以外の航空機に限り、詰め替え燃料を充てんした容器（一容器の正味質量

が 65 g を超えるもので、高圧容器に充てんされているものに限ること。詰め替え燃料を充てんした容器がエアゾール容器の場合、55℃における内部ゲージ圧力が 1,245kPa（金属製容器以外にあっては 970kPa）以下で充てんされていること。）を同一外装容器に収納して輸送することができる。ただし、詰め替え燃料を充てんした容器は、ガス筒と多岐管等で接続されておらず、輸送中に装置の作動及びガス漏えいを引き起こさないものでなければならない。

7) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「202」は、次の容器及び包装等を示す。

開放式極低温容器及び密閉式極低温容器（深冷液化ガス用のもの）

（注） 1）開放式極低温容器に係る要件は次による。

ア）通常の使用及び輸送において、材質の劣化も含め、輸送中のあらゆる状況に耐えられるよう設計、製造、検査及び装備がされていること。

イ）内容量は金属製容器にあっては 500 以下、ガラス製又は陶製容器にあっては 50 以下であること。

ウ）真空断熱の二層構造となっていること。また、容器の外面に霜が付着しないも

のであること。

エ) 材質は、使用時の温度において適切な特性を保つこと。

オ) 輸送許容物件と直接接触する容器は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は容器の強度を損なってはならない。

カ) ガラス製の二層構造を有する容器は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるよう適切な緩衝材又は吸収材を入れて外装容器に収納されなければならない。

キ) 台座等により、輸送中に倒れることのないよう設計されていること。

ク) 金属製又はガラス製の真空断熱容器又は魔法瓶であって、容器内の圧力を増加させないよう大気への通気孔を備えたものであること。また、その通気孔はガスを放出し、輸送中に外れることがないよう器具を装備していること。さらに、液体の飛散を防ぎ、容器内で維持される構造であること。

ケ) 容器の表面に、次に掲げる事項を押印、刻印、焼印等を行うことにより消えないよう表示すること。

a) 製造者の氏名及び住所

- b) 型式番号及び名称
 - c) シリアル番号及びバッチ番号
 - d) 容器に封入する輸送許容物件の国連番号及び品名
 - e) リットル単位による容器の許容容量
- コ) 使用する冷却液体は窒素、アルゴン、クリプトン、ネオン又はキセノンに限ること。

2) 密閉式極低温容器に係る要件は次による。

- ア) 断熱されていること。
- イ) 次の耐圧試験圧力により充てんされていること。
 - a) 真空断熱の容器については、充てん時及び排出時を含めて最大内圧の 1.3 倍以上に 100kPa を加えた値以上
 - b) 他の容器については、充てん時及び排出時に生じる圧力を考慮し、最大内圧の 1.3 倍以上
- ウ) 非引火性かつ非毒性の深冷液化ガスについては、充てん温度及び 100kPa の圧力での液の量が内容量の 98% 以下であること。
- エ) 次の圧力除去装置を備えていること。

- a) 容量 550ℓ を超える容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を 2 以上
- b) 容量 550ℓ 以下の容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を 1 以上（バネ荷重装置と一緒にフランジブルディスクを使用することができる。）
- オ) ジョイント部の漏洩防止及び口蓋の密閉性の維持に使用する材料は内容物と反応しないものであること。
- カ) 圧力除去弁定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は 5 年を超えないこと。

「203」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
金属製エアゾール容器若しくはプラスチック製エアゾール容	1 A 2, 1 B 2, 1 D, 1 G, 1 H 2, 1 N 2, 4 A, 4 B,

器又はガス容器	4 C 1 , 4 C 2 , 4 D , 4 F , 4 G , 4 H 1 , 4 H 2 , 4 N
---------	--

- (注) 1) 内装容器が金属製エアゾール容器及びガス容器（ガスカートリッジ）であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。
- ア) 内容積が1ℓ以下のものに限ること。
 - イ) 55℃における内部ゲージ圧力が1,500kPa以下で充てんされていること。
 - ウ) 55℃における内部ゲージ圧力の1.5倍の圧力で破裂しないものに限ること。
- 2) 内装容器がプラスチック製エアゾール容器であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。
- ア) 容器に充てんされる噴射剤が非引火性及び非毒性のガスであり、かつ、内容物に輸送禁止物件及び輸送許容物件を有しない場合にあつては内容積が500ml以下、それ以外の場合にあつては120ml以下であること。
 - イ) 55℃における内部ゲージ圧力が970kPa以下で充てんされていること。
- 3) 内装容器が、非毒性の物質及び応用生物学的製品又は医療用調剤を含む非引火性のガスが充てんされているエアゾール容器であるものは次による。
- ア) 再充てんのできないものであつて、許容容量は575mlとすること。

- イ) 55℃における内部ゲージ圧力が 970kPa 以下で充てんされていること。
- 4) 内装容器が、エアゾール（非引火性のもの）（催涙ガス装置のもの）のエアゾール容器であるものは次による。
 - ア) 金属性容器であること。
 - イ) 二重のファイバ板製容器に収納し、充てん材を詰めた後外装容器に収納すること。
- 5) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 6) エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
- 7) 内装容器は、外装容器の中で過度に移動し、意図しない噴出が起こらないよう包装すること。

「Y203」は、次の容器及び包装等を示す。

組 合 せ 容 器	
内 装 容 器	外 装 容 器
金属製エアゾール容器若しく	ドラム

はプラスチック製エアゾール 容器又はガス容器	箱
---------------------------	---

(注) 1) 内装容器が金属製エアゾール容器及びガス容器（ガスカートリッジ）であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。

ア) 内容積が1ℓ以下のものに限ること。ただし、毒物を収納した容器は、内容積が120ml以下のものに限ること。

イ) 55℃における内部ゲージ圧力が1,245kPa以下で充てんされていること。

ウ) 55℃における内部ゲージ圧力の1.5倍の圧力で破裂しないものに限ること。

2) 内装容器がプラスチック製エアゾール容器であるものは次による（再充てんのできないものに限る。）。

ア) 容器に充てんされる噴射剤が非引火性及び非毒性のガスであり、かつ、内容物に輸送禁止物件及び輸送許容物件を有しない場合にあつては内容積が500ml以下、それ以外の場合にあつては120ml以下であること。

イ) 55℃における内部ゲージ圧力が970kPa以下で充てんされていること。

3) 内装容器が、非毒性の物質及び応用生物学的製品又は医療用調剤を含む非引火性

のガスが充てんされているエアゾール容器であるものは次による。

ア) 再充てんのできないものであって、許容容量は575mlとすること。

イ) 55℃における内部ゲージ圧力が970kPa以下で充てんされていること。

4) エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。

5) 内装容器は、外装容器の中で移動しないよう確実に固定すること。

6) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

7) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、再生木材、合板、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「206」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たり の許容容量		包装物当たりの 許容容量		外装容器
		旅客機	旅客機以外	旅客機	旅客機以外	

			の航空機		の航空機	
3167	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1ℓ	5ℓ	1A1, 1A2, 1B
	金属製容器	1ℓ	2.5ℓ	1ℓ		1, 1B2, 1G, 1
3168	ガラス製又は陶製容器	—	1ℓ	—	1ℓ	H1, 1H2, 1N1
	金属製容器		1ℓ			, 1N2, 3A1, 3
3169	ガラス製又は陶製容器	—	1ℓ	—	1ℓ	A2, 3B1, 3B2
	金属製容器		1ℓ			, 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4 C2, 4D, 4G, 4 F, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) ガス圧力が 105kPa (絶対圧力) を超えないものに限ること。
- 2) 内装容器は、密閉すること。
- 3) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 4) 内装容器は、外装容器の中で移動しないように包装すること。

5) 内装容器の欄の「－」は、当該容器が使用することができないことを示す。(以下本備考において同じ。)

「208」は、次の容器及び包装等を示す。

「物品」は、次に掲げる要件により輸送することができる。

(ア) 機械又は装置に取り付けられている蓄圧器は、21℃における内部ゲージ圧力の5倍の圧力で破裂しないものに限ること。

(イ) 蓄圧器内の液体空間は41ℓ以下であること。

(ウ) 蓄圧器は、21℃における内部ゲージ圧力の3倍の圧力(ただし、830kPa以上とする。)で漏えい、変形等がないものであり、かつ、21℃における内部ゲージ圧力が1,380kPaを超えるものにあつては、当該圧力の5倍の圧力で破裂しないものに限ること。

「211」は、次の容器及び包装等を示す。

「冷凍機器類」は、次に掲げる要件により輸送することができる。

ア) 非引火性で毒性及び副次危険性を有しないガスを充てんする場合の許容質量は、450kgとする。

イ) 二以上のガスシリンダーを用いる場合の非引火性で毒性及び副次危険性を有しないガスの合計量は 910kg とする。

ウ) ガスシリンダーの開口部（安全装置の開口部を除く。）には、遮断弁を設けること。

「213」は、次の容器及び包装等を示す。

消火器は、作動することがないよう強固な外装容器に収納すること。ただし、備考 2 A19 の 3) ウ) からオ) までに規定する大型消火器であって、次に掲げる条件を満たす場合にあってはこの限りでない。

- 1) 輸送中の環境下において、安全性が損なわれないような十分に強固なものであり、かつ、漏えいが発生しないよう噴出部が保護されていること。
- 2) 輸送許容物件と直接接触する部分は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は当該部分の強度を損なってはならない。
- 3) 弁は、キャップ等により保護されていること。
- 4) 付属品は、不測の作動を防止する措置が施されていること。

「214」は、次の容器及び包装等を示す。

- 1) シリンダーの水容量は 150ℓを超えないものに限ること。
- 2) シリンダーの最大発生圧力は 25MPa を超えないものに限ること。
- 3) 水素のみ輸送すること。
- 4) 第 5 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。
- 5) 鋼製シリンダー又は鋼製の内張りがある複合シリンダーは、「H」の文字が表示されたものに限ること。
- 6) ISO16111:2008 に適合したものに限ること。
- 7) 表示された定格充てん圧力を超えない圧力で水素を充てんすること。
- 8) 定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は 5 年を超えないこと。
- 9) 1ℓ未満の水容量を有する水素吸蔵合金システムは、容量及び用途に応じて適切な材質の強固な外装容器に緩衝材を詰めて収納すること。
- 10) 水素吸蔵合金システムを含む包装物当たりの許容質量は、100kg を超えないこと。

「215」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	1 kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 3A2, 3B2, 3H2
旅客機以外の航空機	15kg	, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

(注) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y215」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3478 3479	0.5kg	ドラム ジェリカン 箱

(注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、鋼及びアルミニウム以外の金属（以下この備考において「他の金属」という。）、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。
- 4) 燃料電池用カートリッジの容量は、それぞれ 120ml を超えてはならない。
- 5) 燃料電池カートリッジは、包装の中で衝撃緩和されていること。

「216」は、次の容器及び包装等を示す。

許 容 質 量	外 装 容 器
旅客機 1 kg	ドラム、ジェリカン、箱
旅客機以外の航空機 15kg	

- (注)
- 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
 - 2) 緩衝材を詰めること。
 - 3) 輸送の間、充電をしないこと。
 - 4) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「217」は、次の容器及び包装等を示す。

許 容 質 量	外 装 容 器
旅客機 1 kg	ドラム、ジェリカン、箱
旅客機以外の航空機 15kg	

(注) 1) 装置とともに中間容器に包装すること。

2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備 2 個までとすること。

3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。

「218」は、次の容器及び包装等を示す。

1) シリンダーの構造材及びその付属品は、収納物質と反応して有害物質又は危険物質を生成するものであってはならない。また、輸送中に、危険な反応（重合、分解等）が起こらないよう、必要な手段が講じられなければならない。

2) シリンダーに充てんする際、50℃における非ガス相の容積が水容量の 95%を超えてはならず、かつ、60℃において完全に満たされないこと。

- 3) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。なお、シリンダー内の全ての物質の蒸気圧及び容積膨張を考慮しなければならない。
- 4) ホース等の噴霧装置が接続されている状態で輸送しないこと。
- 5) 最小試験圧力は、20 バール以上であること。
- 6) 再充てんしないシリンダーは、1,000ℓ を試験圧力の値（バール）で除した値を超えない水容量で、最大容積は、50ℓ を超えないこと。
- 7) 圧縮ガスとともに充てんされた液体については、液相及び圧縮ガスの両成分を考慮し、シリンダーの内部圧力を計算すること。また、実験データが利用できない場合、以下の手順に従うこと。
 - ア) 15℃（充てん温度）における液体部分の蒸気圧及び圧縮ガスの分圧を算出する。
 - イ) 15℃から 65℃までの加熱による液相の容積膨脹及びガス相の残留容積を算出する。
 - ウ) 液相の容積膨脹を考慮し、65℃における圧縮ガスの分圧を算出する。なお、15℃及び 65℃における圧縮ガスの圧縮係数を考慮しなければならない。
 - エ) 65℃における液体部分の蒸気圧を算出する。
 - オ) 65℃における液体部分の蒸気圧と圧縮ガスの分圧を合計し、全圧を算出する。
 - カ) 65℃における圧縮ガスの溶解度を考慮する。

シリンダーの試験圧力は、算出した全圧から 100kPa (1 バール) を減じた値を下回ってはならない。なお、液体部分における圧縮ガスの溶解度が不明な場合、圧縮ガスの溶解度を考慮せず試験圧力を算出することができる。

- 8) 定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は、5 年を超えないこと。
- 9) 強固な外装容器 (箱、ドラム、ジェリカン) に収納すること。

「219」は、次の容器及び包装等を示す。

- 1) シリンダーに充てん後、充てん圧力は 20℃において 101.3kPa 未満、かつ、50℃において 300kPa 未満であること。
- 2) 最小試験圧力は、21bar であること。
- 3) 最小破壊圧力は、94.5bar であること。
- 4) シリンダーに充てん後、65℃における内圧がシリンダーの試験圧力を超えないこと。
- 5) 吸着材は、シリンダー及びガスと反応して有害物質又は危険物質を生成するものではないこと。また、ガスと吸着材を組み合わせただけであっても、触媒反応を起こし若しくはシリンダーと反応を起こすなどの危険を生じ、シリンダーに影響を与え又はシリンダーの強度を損なうことがないこと。

- 6) 圧力や化学的安定性が適切であることを確保するために、シリンダーに充てんするたびに、吸着材の品質を確認すること。
- 7) 吸着材は、輸送禁止物件ではないこと。
- 8) IS011513:2011 附属書Aで規定された充てん手順に従うこと。
- 9) 定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は5年を超えないこと。
- 10) シリンダーの構造材及びその付属品は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は強度を損なうことがないこと。

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
3529	—	上限なし

(注) 1) 輸送許容物件は、動かないよう固定すること。

2) 液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。

- 3) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 4) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。
- 5) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 6) 内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
- 7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 8) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

(3) 引火性液体

「Y340」、「Y341」、「Y342」、「Y343」及び「Y344」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの 許容容量	包装物当たりの 許容容量	総質量	外装容器
Y340	2	ガラス製又は 陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック 製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			
Y341	2	ガラス製又は 陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック	0.5ℓ			

		製容器				
		金属製容器	0.5ℓ			
Y342	3	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	1ℓ		
		プラスチック 製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y343	3	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	2ℓ		
		プラスチック 製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y344	3	ガラス製又は 陶製容器	2.5ℓ	10ℓ		
		プラスチック	5ℓ			

		製容器				
		金属製容器	5ℓ			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「350」、「351」、「352」、「353」、「354」及び「355」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
350	1	ガラス製又	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1	—	—

		は陶製容器			, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3		
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	0.5ℓ				
351	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	H1, 3H2, 4A, 4 B, 4C1, 4C2, 4 D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N		
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	1ℓ				
352	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ			
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
353	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ			

		は陶製容器					
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
354	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
355	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	
		プラスチック製容器	10ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収で

きる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

3) 等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

4) 「複合容器」は、6HA1, 6HA2, 6HB1, 6HB2, 6HC, 6HD1, 6HD2, 6HG1, 6HG2, 6HH1, 6HH2を示す。(以下本備考において同じ。)

「360」、「361」、「362」、「363」、「364」、「365」及び「366」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
360	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G,	2.5ℓ	1A1, 1B1, 1N 1, 3A1, 3B1,
		プラスチック	—		1H1, 1H2, 1N1		複合容器,

		ク製容器			, 1N2, 3A1, 3A		シリンダー
		金属製容器	2.5ℓ		2, 3B1, 3B2, 3		
361	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	30ℓ	H1, 3H2, 3N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	30ℓ	
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	5ℓ				
362	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1, 1B1, 1H1, 1N1, 3A1, 3B1, 3H1, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
363	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ				

		ク製容器					
		金属製容器	5ℓ				
364	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				
365	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H
		プラスチック製容器	10ℓ				
		金属製容器	25ℓ				
366	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	220ℓ		220ℓ	1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック	10ℓ				

		ク製容器					
		金属製容器	250				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「370」は、次の容器及び包装等を示す。

	組合せ容器					
内容物	内装容器	内装容器 当たりの 許容容量 (液体の	内装容器 当たりの 許容容量 (液体の	内装容器 当たりの 許容質量 (固体の	包装物当 たりの許 容質量	外装容器

		基礎原料)	活性剤)	活性剤)		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチック製 容器 (チューブ を含む。)	-	125mℓ	500g	5 kg	1A1, 1A2, 1B 1, 1B2, 1G, 1 H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3 A2, 3B1, 3B2 , 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4 C2, 4D, 4F, 4 G, 4H1, 4H2, 4N
	金属製容器 (チューブを含 む。)	-	125mℓ	500g		
基礎原料 (等級が2 の引火性液 体)	ガラス製又は陶 製容器	1 ℓ	-	-		
	プラスチック製 容器	5 ℓ	-	-		
	金属製容器	5 ℓ	-	-		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチック製 容器 (チューブ を含む。)	-	125mℓ	500g	10kg	

	金属製容器 (チューブを含む。)	-	125mℓ	500g		
基礎原料 (等級が3 の引火性液 体)	ガラス製又は陶 製容器	2.5ℓ	-	-		
	プラスチック製 容器	10ℓ	-	-		
	金属製容器	10ℓ	-	-		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2) 各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1(1ℓは1kg)として換算すること。

「Y370」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器						外装容器
	内装容器	内装容器 当たりの	内装容器 当たりの	内装容器 当たりの	包装物当 たりの許	総重量	

		許容容量 (液体の 基礎原 料)	許容容量 (液体の 活性剤)	許容質量 (固体の 活性剤)	容質量		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー ブを含 む。)	-	30ml	100g	1 kg	30kg	ドラム ジェリカ ン 箱
	金属製容 器 (チュー ブを含 む。)	-	30ml	100g			
基礎原料	ガラス製	1 l	-	-			

(等級が2 の引火性液 体)	又は陶製 容器						
	プラスチ ック製容 器	1ℓ	-	-			
	金属製容 器	1ℓ	-	-			
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー ブを含 む。)	-	30ml	100g	5 kg		
	金属製容 器 (チュー	-	30ml	100g			

	ブを含む。)						
基礎原料 (等級が 3 の引火性液 体)	ガラス製 又は陶製 容器	2.5ℓ	-	-			
	プラスチ ック製容 器	5ℓ	-	-			
	金属製容 器	5ℓ	-	-			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

5) 各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1(1ℓは1kg)として換算すること。

「371」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				外装容器
	内装容器	内装容器当たりの 許容容量	包装物当たりの許容容量		
			旅客機	旅客機以外 の航空機	
1204	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ	60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
	プラスチック製容器	1ℓ			
	金属製容器	1ℓ			
3064	金属製容器	1ℓ	—	5ℓ	4C1, 4C2, 4D, 4F

- (注) 1) 内装容器と外装容器の間に、十分な量の緩衝材及び吸収材を収納すること。
- 2) 国連番号が 3064 の物件の場合、水、アルコール及びニトログリセリンが浸透しないように適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「372」は、次の容器及び包装等を示す。

ア) 航空機に完成した装置として装備するよう設計されたものに限ること。

イ) アルミニウム製圧力容器であり、最低ゲージ圧力は2860kPa、最大容積は46ℓであること。

「373」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器						単一容器又は 複合容器	
		内装容器	内装容器当たり の許容容量		包装物当たりの 許容容量		外装 容器	旅客機以外の 航空機	
			旅客機	旅客機 以外の 航空機	旅客機	旅客機 以外の 航空機		包装物 当たり の許容	容器の 種類

								容量	
1228	2	ガラス製又は陶製容器	—	5ℓ	—	60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H	60ℓ	1A1, 1A2, 1B1,
		プラスチック製容器		5ℓ			1, 1H2, 1N1, 1N2,		1B2, 1H1, 1H2,
		金属製容器		5ℓ			N1, 1N2,		1N1, 1N2,
	3	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ	5ℓ	220ℓ	3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	220ℓ	2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2,
		プラスチック製容器	1ℓ	5ℓ			2, 複合容器, シリンダー		
		金属製容器	1ℓ	5ℓ					

(注) ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに

詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y 373」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの 許容容量	包装物当たりの 許容容量	総質量	外装容器
1228	3	ガラス製又 は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチッ ク製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

- (注) 1) ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	5 kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B,
旅客機以外の航空機	50kg	4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 1N2, 4N

(注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。

2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
2.5kg	ドラム

	ジェリカン 箱
--	------------

- (注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
- 2) 1カートリッジ当たりのに含まれる引火性液体の許容容量は0.50を超えないこと。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「375」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	5kg	ドラム
旅客機以外の航空機	50kg	ジェリカン

	箱
--	---

- (注) 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
 2) 緩衝材を詰めること。
 3) 輸送の間、充電をしないこと。
 4) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「376」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	5kg	ドラム
旅客機以外の航空機	50kg	ジェリカン 箱

- (注) 1) 装置とともに中間容器に包装すること。
 2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備2個までとすること。
 3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護する

こと。

4) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「377」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器又は 複合容器	
	内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物当 当たりの許 容容量	外装容器	包装物当 当たりの許 容容量	容器の種 類
1162, 1196, 1250, 1298,	ガラス製又は 陶製容器	1 ℓ	5 ℓ	1A1, 1A2, 1 D, 1G, 1H1,	5 ℓ	1A1, 3A1, 6 HA1, 鋼製

1305, 2985	金属製容器	5 l		1H2, 4A, 4C 1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2	シリンダー
------------	-------	-----	--	--	-------

(注) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3528	上限なし

(注) 1) 輸送許容物件のバルブ及び開口部を密閉し、輸送許容物件が動かないよう固定すること。

2) 燃料油を抜き取ること。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。

3) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

4) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置に

とどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。

- 5) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 6) 内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
- 7) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 8) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94 の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

(4) 可燃性物質類

「Y440」、「Y441」、「Y442」及び「Y443」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	総質量	外装容器
Y440	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y441	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg		
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y442	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg		
		プラスチック製容器	1 kg			

		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			
Y443	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「445」及び「446」は、次の容器及び包装等を示す。

包装	等級	組合せ容器
----	----	-------

基準		内装容器	内装容器当たりの 許容質量	包装物当たりの 許容質量	外装容器
445	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋	1 kg		
446	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	25kg	2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 4A, 4 B, 4C1, 4C2, 4 D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N
		プラスチック製容器	10kg		
		金属製容器	10kg		
		プラスチック袋	5 kg		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「448」及び「449」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物当 たりの許 容容量	容器の種類
448	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C	50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
449	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg	1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	100kg	2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 複合容器、シリンダー
		プラスチック製容器	10kg				

		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5 kg				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件であって天然木材、合板、再生木材、ファイバ及びファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「450」は、次の容器及び包装等を示す。

	組合せ容器					
内容物	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量 (液体の	内装容器 当たりの 許容容量 (液体の	内装容器 当たりの 許容質量 (固体の	包装物当 たりの許 容質量	外装容器

		基礎原料)	活性剤)	活性剤)		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチック製 容器(チューブ を含む。)	-	125mℓ	500g	5 kg	1 A 1, 1 A 2, 1 B 1, 1 B 2 , 1 D, 1 G, 1 H 1 , 1 H 2,
	金属製容器 (チューブを含 む。)	-	125mℓ	500g		1 N 1, 1 N 2, 3 A 1, 3 A 2 , 3 B 1, 3 B 2, 3
基礎原料 (等級が 2 の可燃性物 質)	ガラス製又は陶 製容器	1 kg	-	-		H 1, 3 H 2, 4 A, 4 B, 4 C
	プラスチック製 容器	5 kg	-	-		
	金属製容器	5 kg	-	-		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチック製 容器(チューブ を含む。)	-	125mℓ	500g	10kg	

	金属製容器 (チューブを含む。)	-	125mℓ	500g		1, 4 C 2 , 4 D, 4 F, 4 G, 4 H 1, 4 H 2, 4 N
基礎原料 (等級が 3 の可燃性物 質)	ガラス製又は陶 製容器	2.5kg	-	-		
	プラスチック製 容器	10kg	-	-		
	金属製容器	10kg	-	-		

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 各包装物の総重量は容量と質量の比を 1 対 1 (1ℓ は 1 kg) として換算すること。

「Y 450」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器						
	内装容器	内装容器 当たりの	内装容器 当たりの	内装容器 当たりの	包装物当 たりの許	総質量	外装容器

		許容質量 (液体の 基礎原料)	許容容量 (液体の 活性剤)	許容質量 (固体の 活性剤)	容質量		
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー ブを含む。)	-	30ml	100g	1 kg	30kg	ドラム ジェリカ ン 箱
	金属製容 器 (チュー ブを含む。)	-	30ml	100g			
基礎原料	ガラス製	1 kg	-	-			

(等級が2 の可燃性物 質)	又は陶製 容器						
	プラスチ ック製容 器	1 kg	-	-			
	金属製容 器	1 kg	-	-			
活性剤 (有機過酸 化物)	プラスチ ック製容 器(チュー ブを含む。)	-	30ml	100g	5 kg		
	金属製容 器 (チュー	-	30ml	100g			

	ブを含む。)						
基礎原料 (等級が3 の可燃性物 質)	ガラス製 又は陶製 容器	2.5kg	-	-			
	プラスチ ック製容 器	5 kg	-	-			
	金属製容 器	5 kg	-	-			

(註) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板、又はプラスチック製に限ること。

5) 各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1（1ℓは1kg）として換算すること。

「451」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				外装容器
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量		
			旅客機	旅客機以外の航空機	
1354, 1355, 1356, 3364,	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H1, 3H2, 3N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
3365, 3366, 3367, 3368,	プラスチック製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
3369, 3370	金属製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
	プラスチック袋	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
1336, 1337,	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	15kg	

1357	製容器			
	プラスチック製 容器	0.5kg	1 kg	15kg
	金属製容器	0.5kg	1 kg	15kg
	プラスチック袋	0.5kg	1 kg	15kg
1310	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg
	プラスチック製 容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg
	金属製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg
	プラスチック袋	0.5kg	0.5kg	0.5kg
1349	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	—	15kg
	プラスチック製 容器	0.5kg	—	15kg

	金属製容器	0.5kg	—	15kg
	プラスチック袋	0.5kg	—	15kg
1320, 1321, 1322, 1344,	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	1 kg	15kg
1348, 1517, 3317	プラスチック製 容器	0.5kg	1 kg	15kg
	金属製容器	0.5kg	1 kg	15kg
	プラスチック袋	0.5kg	1 kg	15kg
1571, 2852	ガラス製又は陶 製容器	0.25kg	—	0.5kg
	プラスチック製 容器	0.25kg	—	0.5kg
3474	ガラス製又は陶 製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg
	プラスチック製	0.5kg	0.5kg	0.5kg

	容器				
--	----	--	--	--	--

- (注) 1) 国連番号が 1310、1320、1321、1322、1344、1348、1349、1517 及び 3317 に該当するものの容器及び包装の材質は、鉛を含まないものに限ること。
- 2) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 3) ガラス製又は陶製容器、プラスチック製容器は、不活性の吸収材を詰め、金属製容器又は硬質のプラスチック製容器に収納した後、外装容器に収納すること。
- 4) 水、アルコール又は粘液性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。
- 5) 容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び 300kPa (3 bar) を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。
- 6) 国連番号が 3474 に該当するものは金属製容器を使用してはならない。なお、金属製容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。

「452」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器
----	-------

番号	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
2555	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H1, 3H2, 3N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
	プラスチック製容器	1 kg		
	金属製容器	1 kg		
	プラスチック袋	1 kg		
2556	ガラス製又は陶製容器	1 kg	1 kg	
	プラスチック製容器	1 kg		
	金属製容器	1 kg		
	プラスチック袋	1 kg		
2557	ガラス製又は陶製容器	1 kg	1 kg	
	プラスチック製容器	1 kg		

	金属製容器	1 kg		
	プラスチック袋	1 kg		

- (注) 1) 水、アルコール又は粘液性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。
2) 容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び 300kPa (3 bar) を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。

「453」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
2555	ガラス製又は陶製容器	1 kg	50kg	1B2, 1D, 1G	50kg	1A1, 1A2, 1B
	プラスチック製容器	1kg		, 1H1, 1H2,		1, 1B2, 1D,
	金属製容器	1kg		1N2, 3A2, 3		1G, 1H1, 1H2
	プラスチック袋	1kg		B2, 3H1, 3H		, 1N1, 1N2,

2556	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	2, 3N2, 4A, 4B, 4C1, 4C 2, 4D, 4F, 4 G, 4H1, 4H2 , 4N	15kg	3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4 H2, 複合容 器, シリン ダー
	プラスチック製容器	1kg				
	金属製容器	1kg				
	プラスチック袋	1kg				
2557	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg		15kg	
	プラスチック製容器	1kg				
	金属製容器	1kg				
	プラスチック袋	1kg				

- (注) 1) 水、アルコール又は粘液性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。
- 2) 容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び 300kPa (3 bar) を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。
- 3) 天然木材、合板、再生木材、ファイバ及びファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1324	25kg	100kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) 「1G, 1H1, 1H2, 3H1, 3H2, 4G, 4H1, 4H2」を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下とすること。
- 2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 輸送許容物件の各リールは、密閉された金属缶又は強固な厚紙若しくはファイバ板製の内装容器に収納され、当該容器の蓋は、接着テープ又は接着紙により固定されたものに限ること。

「Y 454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器

番号	内装容器当たりの フィルムの 許容質量	包装物当たりの許 容質量	総質量	外装容器
1324	1 kg	10kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 輸送許容物件の各リールは、密閉された金属缶又は強固な厚紙若しくはファイバ板製の内装に収納され、当該容器の蓋は、接着テープ又は接着紙により固定されたものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。ただし、ファイバ又はプラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下又は質量は1kg以下とすること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。ただし、プラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下又は重量は1kg以下とすること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、フ

ファイバ板又はプラスチック製に限ること。ただし、ファイバ板又はプラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは 600m 以下又は質量は 1kg 以下とすること。

「455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1944 1945	25kg	100kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によつて発火しないよう確実に収納すること。
- 2) マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。
- 3) 本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は 50 個以下

とすること。

4) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1944	10kg	30kg	ドラム
1945			ジェリカン 箱

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板及びプラスチック製に限ること。
- 4) マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によ

つて発火しないよう確実に収納すること。

5) マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。

6) 本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は 50 個以下とすること。

「456」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
2000	25kg	100kg

「457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器	単一容器又は 複合容器
----------	-------	----------------

	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物当たりの 許容質量		外装容器	包装物当たりの 許容質量		容器の種 類
			旅客機	旅客機 以外の 航空機		旅客機	旅客機 以外の 航空機	
3241	ガラス製又 は陶製容器	0.5kg	25kg	50kg	1D, 1G, 1H1, 1 H2, 3H1, 3H2, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4 H2	25kg	50kg	1H1, 1H2, 3 H1, 3H2, 6H C, 6HD1, 6H D2, 6HG1, 6 HG2, 6HH1
	プラスチッ ク製容器	1 kg						
	プラスチッ ク袋	1 kg						

(注) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y 457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器
----	-------

番号	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3241	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg	30kg	ドラム
	プラスチック製容器	0.5kg			ジェリカン
	プラスチック袋	0.5kg			箱

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		外装容器
	包装物当たりの許容質量		
	旅客機	旅客機以外の航空機	

3270	1 kg	15kg	1B2, 1G, 1N2, 1H2, 1A2, 3B2, 3H2, 3A2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
------	------	------	---

(注) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y458」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3270	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「459」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器					外装容器
	内装容器	内装容器当たりの許 容容量又は許容質量		包装物当たりの許容 容量又は許容質量		
		旅客機	旅客機以外 の航空機	旅客機	旅客機以外 の航空機	
液体						1 D, 1 G, 1 H 1, 1 H 2, 3 H 1, 3 H 2 , 4 C 1, 4 C 2, 4 D, 4 F , 4 G, 4 H 1 , 4 H 2
3223	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3225	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3227	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3229	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3532	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3224	プラスチック製容器	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	

3226	プラスチック製容器	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
	プラスチック製容器	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
3228	プラスチック製容器	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
3230	プラスチック製容器	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
3531	プラスチック製容器	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	

(注) 1) 可燃性を有しない緩衝材を詰めること。

2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「462」及び「463」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器	包装物	外装容器	包装物	容器の種類

			当たりの 許容質量	当たりの 許容容量		当たりの 許容容量	
462	2	ガラス製又 は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H	—	—
		プラスチッ ク製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
463	3	ガラス製又 は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G , 4H1, 4H2, 4N	5ℓ	1A1, 1B1, 1H1 , 1N1, 3A1, 3B 1, 3H1, 複合 容器, シリン ダー
		プラスチッ ク製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「464」及び「465」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの許 容質量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
464	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2	—	—
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
465	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ	, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4	60ℓ	1A1, 1B1, 1H1, 1N1, 3A1, 3B1, 3H1, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

					H2, 4N		
--	--	--	--	--	--------	--	--

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「466」、「467」、「468」及び「469」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
466	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N
		プラスチック製容器	1 kg		
		金属製容器	1 kg		
467	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H 2, 4A, 4B, 4C1,
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		

		プラスチック袋	1 kg		4C2, 4D, 4F, 4G , 4H1, 4H2, 4N
468	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5 kg		
469	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	25kg	
		プラスチック製容器	10kg		
		金属製容器	10kg		
		プラスチック袋	5 kg		

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「470」及び「471」は、次の容器及び包装等を示す。

包装	等	組合せ容器	単一容器及び複合容器
----	---	-------	------------

基準	級	内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
470	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H 1, 1H2, 1N	50kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1H1, 1H 2, 1N1, 1N2, 3 A1, 3A2, 3B1,
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
471	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg	1, 1N2, 3A 1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H 1, 3H2, 4A , 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4 F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N	100kg	3B2, 3H1, 3H2 , 4A, 4B, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H 2, 4N, 複合容 器, シリンダ ー
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5 kg				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

3) 等級が3の輸送許容物件の場合であって、天然木材、合板、再生木材又はファイバ板製の単一容器の場合は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「472」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たり の許容質量	包装物当たり の許容質量	外装容器
1362	プラスチック製容器	0.1kg	0.5kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 4A, 4B

「473」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等 級	組合せ容器	単一容器及び 複合容器

		内装容器	内装容器当たりの許容質量		包装物当たりの許容質量		外装容器	旅客機以外の航空機	
			旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容質量	容器の種類
1378	2	ガラス製又は陶製容器	—	1 kg	—	50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2,	—	—
		金属製容器	—	1 kg	—	50kg		—	—
2881	2	ガラス製又は陶製容器	—	1 kg	—	50kg	1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1,	—	—
		金属製容器	—	1 kg	—	50kg		—	—
	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	2.5kg	25kg	100kg	, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2	100kg	1A1, 1A2, 3A1,

		金属製容器	1 kg	5 kg	25kg	100kg	, 4D, 4F, 4G , 4H1, 4H2, 4N		3A2, シ リンダ ー
--	--	-------	------	------	------	-------	-----------------------------------	--	--------------------

(注) 等級が 3 の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y474」、「Y475」、「Y476」及び「Y477」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当た りの許容質量	包装物当たり の許容質量	総質量	外装容器
Y474	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y475	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg		

		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y476	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			
Y477	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が2又は3であって、湿性を有する輸送許容物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によってこれと同等に有効な措置を講じること。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、ファイバ、他の金属又はプラスチック

製に限ること。

4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「478」及び「479」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物当 当たりの許 容容量	外装容器	包装物当 当たりの許 容容量	容器の種類
478	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ	1ℓ	, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N	—	—
		金属製容器	1ℓ	1ℓ		—	—
479	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	2, 1H2, 3A1	5ℓ	1A1, 1B1, 1H1,

		器			, 3A2, 3B1,		1N1, 3A1, 3B1,
		プラスチック製容器	2.5ℓ	5ℓ	3B2, 3H1, 3		3H1, 複合容器、シリンダー
		金属製容器	5ℓ	5ℓ	H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4 D, 4F, 4G, 4 H1, 4H2, 4N		ー

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が2の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められ、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「480」、「481」及び「482」は、次の容器及び包装等を示す。

包装	等	組合せ容器	単一容器及び複合容器
----	---	-------	------------

基準	級	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
480	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	—	—
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	1ℓ				
481	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	—	—
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
482	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1, 1B1, 1H1, 1N1, 3A1, 3B1

	プラスチック製 容器	5ℓ				1, 3H1, 複合 容器, シリン ダー
	金属製容器	10ℓ				

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められ、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。
 - 3) 等級が2の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められること。
 - 4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 5) シリンダーは鋼製であつて、0.6MPa (6bar) 以上の試験圧力による初回の試験及び10年ごとの試験を受けたものに限ること。また、当該シリンダーにより輸送する場合、内部ゲージ圧力が20kPa (0.2bar) 以上に保たれ、かつ、輸送許容物件が不活性の気体の状態であること。

「483」、「484」、「485」及び「486」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
483	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		プラスチック製容器	1 kg		
		金属製容器	1 kg		
484	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋製容器	1 kg		
485	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5 kg		
486	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	25kg	

		プラスチック製容器	10kg		
		金属製容器	10kg		
		プラスチック袋	5 kg		

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。

「487」、「488」、「489」、「490」及び「491」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物当 当たりの許 容質量	外装容器	包装物当 当たりの許 容質量	容器の種類
487	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2,	15kg	1A1, 1A2, 1B1

		プラスチック製容器	1 kg		1B1, 1B2,		, 1B2, 1H1, 1H
		金属製容器	1 kg		1D, 1G, 1H		2, 1N1, 1N2, 3
488	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1, 1H2, 1N	15kg	A1, 3A2, 3B1,
		プラスチック製容器	2.5kg		1, 1N2, 3A		3B2, 3H1, 3H2
		金属製容器	2.5kg		1, 3A2, 3B		, 複合容器,
		プラスチック袋	2.5kg		1, 3B2, 3H		シリンダー
489	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	1, 3H2, 4A	50kg	1A1, 1A2, 1B1
		プラスチック製容器	2.5kg		, 4B, 4C1,		, 1B2, 1H1, 1H
		金属製容器	5 kg		4C2, 4D, 4		2, 1N1, 1N2, 3
490	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	F, 4G, 4H1	50kg	A1, 3A2, 3B1,
		プラスチック製容器	5 kg		, 4H2, 4N		3B2, 3H1, 3H2
		金属製容器	5 kg				, 4A, 4B, 4C2,
		プラスチック袋	2.5kg				4D, 4F, 4G, 4H
491	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg		100kg	2, 4N, 複合容
		プラスチック製容器	10kg				器、シリンダ

	金属製容器	10kg					一
	プラスチック袋	5 kg					

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はテープ等により密閉されること。
 - 3) 等級が1又は2の輸送許容物件の場合、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
 - 4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
 - 5) 天然木材、合板、再生木材及びファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「492」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			単一容器
	包装物当たりの許容質量		外装容器	
	旅客機	旅客機以外の航空機		
3292 (組電池に限る。)	—	上限なし	1A2, 1B2, 1G, 1H2, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1	上限なし
3292 (単電池に限る。)	25kg	上限なし	, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	—

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 組電池は短絡に対して保護し、かつ、他の組電池と絶縁されていること。

「493」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等 級	組合せ容器			
		内装容器	旅客機		外装容器
			内装容器当た	包装物当たり	

			りの許容容量	の許容容量	
3399	2	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	1 ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G
		シリンダー等の圧力容器	1 ℓ	1 ℓ	, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3
	3	ガラス製又は陶製容器	5 ℓ	5 ℓ	A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1
		シリンダー等の圧力容器	5 ℓ	5 ℓ	, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2 , 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に収納した後、外装容器に収納すること。
- 2) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「494」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等 級	組合せ容器			単一容器及び複合容器	
		内装容器	旅客機以外の航空機	外装容器	包装物当	容器の種

			内装容器 当たりの 許容量	包装物当 当たりの許 容量		たりの許 容容量	類
3399	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1G , 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3 A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1 , 3H2, 4A, 4 B, 4C1, 4C2 , 4D, 4F, 4G , 4H1, 4H2, 4N	—	—
		シリンダー等の圧力容器	1ℓ	1ℓ			
	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ			
		シリンダー等の圧力容器	2.5ℓ	5ℓ			
	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	シリンダ ー等の圧 力容器
		シリンダー等の圧力容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

- 2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ付き密閉装置を有し、十分な量の不活性の緩衝材及び吸収材を詰め、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。
- 3) 等級が2の輸送許容物件の場合、ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
- 4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「495」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		外装容器
	包装物当たりの許容質量		
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 (水反応性のものに限	5 kg	50kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4

る。)			N
-----	--	--	---

- (注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2) 1カートリッジ当たりの質量が1kgを超えないこと。
3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y495」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3476 (水反応性のものに限る。)	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2) 固体の水反応性の燃料電池用カートリッジは、1カートリッジ当たりの質量が0.2kgを超えないこと。
3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラス

チック製に限ること。

4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「496」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 (装置に組み込まれたものに限る。)	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
- 2) 緩衝材を詰めること。
- 3) 輸送の間、充電しないこと。
- 4) 1カートリッジ当たりの質量が 1kg を超えないこと。

5) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること

6) 外装容器は、強固なものに限ること。

「497」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3476 (装置とともに包装されたもの に限る。)	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

(注) 1) 装置とともに中間容器に包装すること。

2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備2個までとすること。

3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。

4) 1カートリッジ当たりの質量が1kgを超えないこと。

5) 外装容器は、強固なものに限ること。

(5) 酸化性物質

「Y540」及び「Y541」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y540	2	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y541	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又プラスチック製に限ること。

「Y543」、「Y544」、「Y545」及び「Y546」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y543	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y544	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	2.5kg	30kg	

		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y545	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg	30kg	
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		紙袋	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			
		ファイバ製容器	1 kg			
Y546	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg	30kg	
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		紙袋	1 kg			

		プラスチック袋	1 kg			
		ファイバ製容器	1 kg			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「550」及び「551」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器
550	2	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	1 ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1
		プラスチック製容器	1 ℓ		

		金属製容器	1 0		N2, 4A, 4B, 4D, 4F, 4
551	3	ガラス製又は陶製容器	2.50	2.50	C1, 4C2, 4G, 4H1, 4H 2, 4N
		プラスチック製容器	2.50		
		金属製容器	2.50		

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「553」、「554」及び「555」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの許 容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種 類
553	1	ガラス製又は陶製容器	1 0	2.50	1A1, 1A2, 1B1, 1B2,	—	—

		プラスチック製容器	1ℓ		1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N		
		金属製容器	1ℓ				
554	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ			
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	2.5ℓ				
555	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	30ℓ		30ℓ	1A1, 1B1, 1N1, 1H1, 3A1, 3B1, 3H1, 複合容器
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 国連番号が 1873 の等級が 1 の輸送許容物件の場合、内装容器の過塩素酸に直接接触する部分はガラス製又はプラスチック製に限ること。

3) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に収納した後、外装容器に収納すること。

4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「557」、「558」及び「559」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
557	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	1 kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		プラスチック製容器	1 kg		
		金属製容器	1 kg		
558	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1

		プラスチック製容器	1 kg		H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		金属製容器	1 kg		
		紙袋	1 kg		
		プラスチック袋	1 kg		
		ファイバ製容器	1 kg		
559	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		紙袋	2.5kg		
		プラスチック袋	2.5kg		
		ファイバ製容器	2.5kg		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 等級が1及び2の輸送許容物件の場合であって、湿性を有する輸送許容物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は中間容器によってこれと同等に有効な措置を講じること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸

送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。

「561」、「562」及び「563」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類
561	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1N1, 1N2
		プラスチック製容器	1 kg				
		金属製容器	1 kg				

562	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N, 複合容器、シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	5 kg				
		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
563	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				

		紙袋	5 kg				
		プラスチック袋	5 kg				
		ファイバ製容器	5 kg				

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 等級が1及び2の輸送許容物件の場合であって、湿性を有する輸送許容物件を漏れいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
 - 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏れいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
 - 4) 等級が3の輸送許容物件であって天然木材、合板、再生木材、ファイバ又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「565」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3356	—	25kg	1A2, 1B2, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2

- (注) 1) 化学酸素発生装置は、包装を除いた状態で高さ 1.8mでの落下試験を行ない、その結果内容物の流出や作動を生じないこと。
- 2) 次に掲げる不測の作動を防止する装置が2つ以上備わっていること。
- ア) 機械的に作動する装置（次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。）
- a) 作動を防止するための機能を有する互いに独立した2つのピンによるもの
 - b) 作動を防止するための機能を有する互いに独立した一のピン及び一の止め輪によるもの
 - c) 作動雷管にカバーが取り付けられており、かつ、作動を防止するための一のピンによるもの

イ) 電氣的に作動する装置

導線は機械的に短絡接続されており、金属ホイルで保護されていること。

ウ) PBE (携帯式呼吸装置) (次に掲げる全ての要件を満たすこと。)

a) ピンを備えていること

b) 真空密閉式バッグのような保護容器に収納されていること。

3) 包装物内で1個の当該装置が作動した場合であっても、次の条件を満たす包装とすること。

ア) 他の装置が作動しないこと。

イ) 容器の材質は着火しないこと。

ウ) 包装物の表面温度が100℃を超えないこと。

4) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「570」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たりの	包装物当たりの	外装容器

		許容量		許容量		
		旅客機	旅客機以外 の航空機	旅客機	旅客機以外 の航空機	
液体						1D, 1G, 1H1, 1H2 , 3H1, 3H2, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2
3103	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3105	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3107	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3109	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3104	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
3106	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1 kg	5 kg	10kg	
3108	プラスチック製容器 プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	

3110	プラスチック製容器 プラスチック袋	1 kg	2.5kg	10kg	25kg	
------	----------------------	------	-------	------	------	--

(注) 1) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

2) 国連番号3107又は3109に分類される安定化された過酢酸を収納した殺菌装置であって、次に掲げる要件を満たす場合は、当該装置の内装容器に疎水性膜で構成される通気孔を備えることができ、第8条第1項の規定にかかわらず輸送することができる。

ア) 一内装容器あたりに含まれる当該物件の正味量は、70ml以下であること。

イ) 通気孔は、いかなる向きで置かれた場合であっても液体に浸されないこと。

ウ) 各内装容器は、排気孔を備えたプラスチック製の強固な中間容器に、漏えい時のための中和剤とともに収納すること。

エ) 中間容器は、ファイバ製の箱(4G)の外装容器に収納すること。

オ) 一外装容器あたりに含まれる当該物件の正味量は、1.4l以下であること。

カ) 外装容器からの酸素放出率は、1時間当たり15ml以下であること。

キ) 旅客機以外の航空機で輸送すること。

(6) 毒物類

「620」は、次の容器及び包装等を示す。

1) 一般規定

ア) 第一次及び第二次容器は、適切な方法で密封し、防漏性で、かつ、95hPa 以上の内部ゲージ圧力差及び -40°C から 55°C までの温度変化に漏えいなく耐えるものに限ること。

イ) 液状の物質を入れる場合に使用する吸収材又は緩衝材は、当該液状物質を全量吸収することができる量とすること。2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合、第一次容器間の接触がないように個々に包装するか、又は分離して包装すること。

ウ) 外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺10cm 以上とすること。

エ) 病毒を移しやすい物質と他の物件（当該病毒を移しやすい物質を輸送するために必要なものを除く。）を同一の外装容器に収納してはならない。

オ) 30ml以下の引火性液体、腐食性物質及びその他の有害物質であって、第24条に該当する場合は、病毒を移しやすい物質を収納した第一次容器に収納すること。この場合にあっては、引火性液体、腐食性物質及びその他の有害物質に係る他の要件は適用しなくともよい。

2) 環境温度又はそれ以上の温度による輸送の場合

第一次容器は、ガラス、金属又はプラスチック製であること。

3) 冷蔵又は冷凍による輸送の場合

外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、氷を入れる場合にあっては、漏水防止性のもの、ドライアイスを使用する場合にあっては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器とすること。

4) 液体窒素中で輸送される場合

第一次容器はプラスチック製で、第一次及び第二次容器ともに液体窒素の温度に耐えるものであること。

5) 凍結乾燥物質の場合

第一次容器は、火炎で封印されたガラスアンプル又はゴム栓を施した金属製シール付きガラス製小瓶とすることができる。

6) 外装容器内に内容物の項目リストを封入すること。

「622」は、次の容器及び包装等を示す。

単 一 容 器

1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B
 , 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) 一容器あたりに含まれる液体は 20ml 未満で、かつ容器の容量の 10% 未満であること。
- 2) 容器は漏水防止性のものに限ること。
- 3) 容器及び包装は等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y640」、「Y641」及び「Y642」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y640	2	ガラス製又は陶製容器	0.10	0.50	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.10			
		金属製容器	0.10			
Y641	2	ガラス製又は陶製容器	0.10	1.00		

		プラスチック製容器	0.10			
		金属製容器	0.10			
Y642	3	ガラス製又は陶製容器	0.50	2.00		
		プラスチック製容器	0.50			
		金属製容器	0.50			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「Y644」及び「Y645」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等	組合せ容器				
	級	内装容器	内装容器当た	包装物当たり	総質量	外装容器

			りの許容質量	の許容質量			
Y644	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱	
		プラスチック製容器	0.5kg				
		金属製容器	0.5kg				
		紙袋	0.5kg				
		プラスチック袋	0.5kg				
		ファイバ製容器	0.5kg				
Y645	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	10kg		30kg	
		プラスチック製容器	1 kg				
		金属製容器	1 kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック

製に限ること。

3) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

4) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「650」は、次の容器及び包装等を示す。

次に掲げる技術上の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

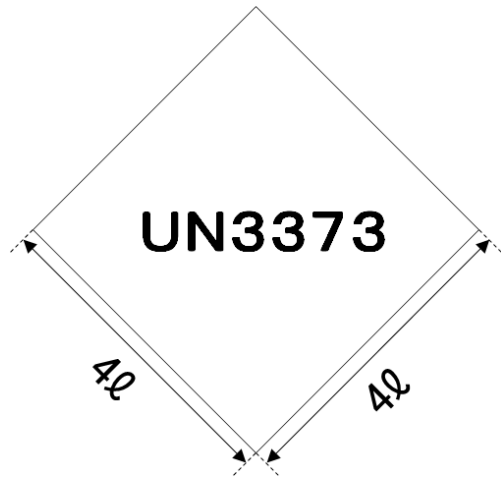
1) 一般規定

ア) 第一次容器は、通常の輸送条件下で収納物が破損、破裂しないような方法で、かつ、第二次容器中に漏えいしないような方法で収納すること。

イ) 第二次容器は、適切な緩衝材と共に外装容器に確実に収納すること。

ウ) 外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺 10cm 以上とすること。

エ) 包装物の表面には下記の表示とともに、生物由来物質（カテゴリーB）であることを記載すること。



部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	黒

注1 線の幅は2ミリメートル以上、ℓは1.25センチメートル以上とする。

2 文字及び数字の高さは6ミリメートル以上とする。

オ) 完成した容器は、落下試験を行うこと。ただし、落下の高さは1.2m未満であってはならない。また、落下試験後、第一次容器は漏れがなく、第二次容器に吸収材に保護された状態で残っていなければならない。

2) 液体について

ア) 第一次容器は、防漏型で、10以上収納しないこと。

イ) 第一次容器及び第二次容器に使用する吸収材は、当該液状物質を全量吸収することができる量とすること。また、2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合には、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して包装すること。

- ウ) 第二次容器は、防漏型であること。
 - エ) 第一次容器及び第二次容器は、95kPa 以上の内部ゲージ圧差に漏えいなく耐えるものであること。
 - オ) 外装容器には、冷却用の物質を除き、4ℓ以上収納しないこと。
- 3) 固体について
- ア) 第一次容器は、粉末防漏型で、外装容器の許容質量以上収納しないこと。
 - イ) 2 個以上の第一次容器が 1 個の第二次容器に収納される場合、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して防漏型第二次容器に収納すること。
 - ウ) 外装容器には、冷却用の物質を除き、4kg 以上収納しないこと。
- 4) 外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、ドライアイスを使用する場合にあっては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器とすること。
- 5) 病毒を移しやすい物質を保持するために必要な物件を除き、同じ容器に他の輸送許容物件を包装してはならない。ただし、第一次容器には、30ml 以下の量の引火性液体、腐食性物質又はその他の有害物件を収納することができる。

「651」、「652」、「653」、「654」及び「655」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
651	1	ガラス製又は 陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H	—	—
		プラスチック 製容器	0.5ℓ		1, 1H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2, 3B		
		金属製容器	0.5ℓ		1, 3B2, 3H1, 3H		
652	1	ガラス製又は 陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G	—	—
		プラスチック 製容器	0.5ℓ		, 4H1, 4H2, 4N		
		金属製容器	1ℓ				

653	2	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	1ℓ			
		プラスチック 製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
654	2	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	5ℓ			
		プラスチック 製容器	1ℓ				
		金属製容器	2.5ℓ				
655	3	ガラス製又は 陶製容器	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1 B2, 1H1, 1H2, 1N 1, 1N2, 3A1, 3A2 , 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器,
		プラスチック 製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				

							シリンダー
--	--	--	--	--	--	--	-------

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「657」、「658」、「659」、「660」、「661」、「662」及び「663」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
657	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A1, 1A2,	2.5ℓ	1A1, 1B1, 1H1 , 1N1, 3A1, 3B 1, 3H1, 複合 容器, シリン
		プラスチック製容器	1ℓ		1B1, 1B2,		
		金属製容器	2.5ℓ		1D, 1G, 1H		
658	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	30ℓ	1, 1H2, 1N	30ℓ	

		プラスチック製容器	1 0		1, 1N2, 3A		ダー
		金属製容器	2.5 0		1, 3A2, 3B		
659	2	ガラス製又は陶製容器	1 0	5 0	1, 3B2, 3H	5 0	
		プラスチック製容器	1 0		1, 3H2, 4A		
		金属製容器	2.5 0		, 4B, 4C1,		
660	2	ガラス製又は陶製容器	1 0	30 0	4C2, 4D, 4	30 0	
		プラスチック製容器	1 0		F, 4G, 4H1		
		金属製容器	2.5 0		, 4H2, 4N		
661	2	ガラス製又は陶製容器	1 0	60 0		60 0	
		プラスチック製容器	1 0				
		金属製容器	2.5 0				
662	2	ガラス製又は陶製容器	2.5 0	60 0		60 0	
		プラスチック製容器	2.5 0				
		金属製容器	5 0				
663	3	ガラス製又は陶製容器	5 0	220 0		220 0	1A1, 1A2, 1B1

			許容質量	許容質量		許容質量	
665	1	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1D , 1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2 , 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H1, 4 H2, 4N	—	—
		プラスチック製容器	1 kg				
		金属製容器	1 kg				
666	1	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1D , 1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2 , 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H1, 4 H2, 4N	—	—
		プラスチック製容器	1 kg				
		金属製容器	1 kg				
667	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1D , 1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2 , 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H1, 4 H2, 4N	—	—
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
668	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1 B1, 1B2, 1D , 1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1N 2, 3A1, 3A2 , 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4 A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H1, 4 H2, 4N	—	—
		プラスチック製容器	2.5kg				

		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
669	2	ガラス製又は陶製容器	1 kg	25kg			
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
670	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	100kg		100kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1,
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		紙袋	5 kg				
		プラスチック袋	5 kg				

		ファイバ製容器	5 kg				3H2, 4A, 4B, 4C 2, 4D, 4F, 4G, 4 H2, 4N, 5H3, 5H 4, 5L3, 5M2, 複 合容器, シリ ンダー
--	--	---------	------	--	--	--	--

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 天然木材、合板、再生木材、ファイバ又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「672」、「673」、「674」、「675」、「676」及び「677」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類

672	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	15kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1 H2, 1N1, 1 N2, 3A1, 3 A2, 3B1, 3	15kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 複合 容器, シリン ダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
673	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	50kg	B2, 3H1, 3 H2, 4A, 4B , 4C1, 4C2 , 4D, 4F, 4 G, 4H1, 4H 2, 4N	50kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		紙袋	1 kg				
		プラスチック袋	1 kg				
		ファイバ製容器	1 kg				
674	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg		25kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				

		紙袋	2.5kg				, 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 4A, 4 B, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H2, 4N, 複合容器, シ リンダー
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
675	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg		50kg	
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
676	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				

677	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	200kg		200kg	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1 , 1N2, 3A1, 3A 2, 3B1, 3B2, 3 H1, 3H2, 4A, 4 B, 4C2, 4D, 4F , 4G, 4H2, 4N, 5H3, 5H4, 5L3 , 5M2, 複合容 器, シリンダ ー
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		紙袋	5 kg				
		プラスチック袋	5 kg				
		ファイバ製容器	5 kg				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 天然木材、合板、再生木材、ファイバ又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「679」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
1700	50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N
2016	75kg	
2017	50kg	

- (注) 1) 容器及び包装が、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 2) 作動部分は、輸送中に作動し相互に又は外装容器の内面と接触しないよう緩衝材を詰めること。
 3) 外装容器への収納個数は、24個以下とすること。

「680」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					単一容器及び複合容器		
	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器	旅客機以外の航空機	
		旅客機	旅客機	旅客機	旅客機		包装物	容器の種類

			以外の 航空機		以外の 航空機		当たり の許容 容量	
1888	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	60ℓ	220ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N	220ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 3A1, 3A2, 複合容器, シリンダー
	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ					
	金属製容器	2.5ℓ	5ℓ					

(注) 内装容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y680」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
1888	3	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	2ℓ	30kg	ドラム
		プラスチック製容器	0.1ℓ			ジェリカン
		金属製容器	0.1ℓ			箱

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「681」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器	単一容器及び
----	-------	--------

番号	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	複合容器	
					包装物当たりの許容容量	容器の種類
3361	ガラス製	1ℓ	30ℓ	1A1, 1A2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 4A, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H 1, 4H2	30ℓ	1A1, 3A1, 6HA 1, 鋼製シリンダー
3362	又は陶製容器					
	鋼製容器	5ℓ				

(注) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(7) 腐食性物質

「Y840」及び「Y841」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当た	包装物当たり	総質量	外装容器

			りの許容容量	の許容容量		
Y840	2	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y841	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

6) 等級が2の輸送許容物件であって、ガラス製の内装容器を使用する場合は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、当該輸送許容物件と相互に反応しない硬質な中間容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y843」、「Y844」及び「Y845」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y843	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y844	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5 kg		
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			

		プラスチック袋	0.5kg			
Y845	3	ガラス製又は陶製容器	1 kg	5 kg		
		プラスチック製容器	1 kg			
		金属製容器	1 kg			
		プラスチック袋	1 kg			

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「850」、「851」及び「852」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当た りの許容容量	包装物当たり の許容容量	外装容器
850	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1 G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2 , 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1 , 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N
		プラスチック製容器	0.5ℓ		
		金属製容器	0.5ℓ		
851	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1 , 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N
		プラスチック製容器	1ℓ		
		金属製容器	1ℓ		
852	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1 , 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1 , 4H2, 4N
		プラスチック製容器	2.5ℓ		
		金属製容器	5ℓ		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収で

きる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「854」、「855」及び「856」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの許 容容量	包装物 当たりの 許容容量	外装容器	包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
854	1	ガラス製又は 陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A1, 1A2, 1B1 , 1B2, 1G, 1H1	—	—
		プラスチック 製容器	1ℓ		, 1H2, 1N1, 1N		
		金属製容器	1ℓ		2, 3A1, 3A2, 3 B1, 3B2, 3H1,		

855	2	ガラス製又は 陶製容器	2.5ℓ	30ℓ	3H2, 4A, 4B, 4 C1, 4C2, 4D, 4 F, 4G, 4H1, 4H 2, 4N	30ℓ	1A1, 1A2, 1B1, 1B 2, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B 1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリ ンダー
		プラスチック 製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	2.5ℓ				
856	3	ガラス製又は 陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1, 1B1, 1H1, 1N 1, 3A1, 3B1, 3H1, 複合容器, シリ ンダー
		プラスチック 製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容

器に収納すること。

4) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「858」、「859」及び「860」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
858	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1 kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N
		プラスチック製容器	0.5kg		
		金属製容器	0.5kg		
859	2	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋	1 kg		

860	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5 kg		
		プラスチック袋	2.5kg		

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「862」、「863」及び「864」は、次の容器及び包装等を示す。

包装 基準	等 級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器 当たりの 許容質量	包装物 当たりの 許容質量	外装容器	包装物 当たりの 許容質量	容器の種類

862	1	ガラス製又は陶製容器	1 kg	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G	25kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 複合容器, シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
863	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	, 4H1, 4H2, 4N	50kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 3A1, 3A2, 3B1, 3B2, 3H1, 3H2, 4A, 4B, 4C2, 4D
		プラスチック製容器	5 kg				
		金属製容器	5 kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
864	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	100kg		100kg	, 4F, 4G, 4H2, 4N 複合容器,

		プラスチック製 容器	5 kg				シリンダー
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5 kg				

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
- 3) 等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 4) 天然木材、合板、再生木材又はファイバ製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「866」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物あたりの許容容量	外装容器

	旅客機以外の航空機	
2028	50kg	1A2, 1B2, 1G, 1H2, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 輸送許容物件は個別に包装され、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用することで互いに分離されること。

「867」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たり の許容質量	包装物当たりの 許容質量	外装容器
2803	プラスチック 製容器	3.5kg	20kg	1A1, 1A2, 1G, 1H1, 1H2, 1N1, 1N2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

(注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

- 2) 容器及び包装は、等級が 1 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) 内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、十分に緩衝材を詰めること。
- 4) 保冷材と輸送許容物件を輸送する場合、外装容器は強固で、かつ、耐水性のあるものであり、また、容器及び包装に用いられる材質は、低温に耐えられるものに限ること。
- 5) ドライアイスを使用する場合、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計されたものに限ること。

「868」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	
2809	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	35kg	1A1, 1A2, 1G, 1H 1, 1H2, 1N1, 1N2	湾曲型底付き鋼製溶接瓶（円錐型線条付き

	プラスチック 製容器	2.5kg		, 4A, 4B, 4C1, 4C 2, 4D, 4F, 4G, 4H 1, 4H2, 4N	ボルトで密閉し、開口 部が 20mm 以下のもの)
--	---------------	-------	--	--	------------------------------

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 容器及び包装は、等級が 1 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 3) プラスチック製の内装容器は、輸送許容物件に耐性のある材料の内張り、若しくは袋を備えた強固なものであり、十分に緩衝材を詰めること。

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3506	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
- 2) 完全に密閉されたものであること。

- 3) 圧力計、ポンプ、温度計又はスイッチ等の水銀を含む物件は、強固な外装容器に収納されること。また、当該物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあつては、この限りでない。
- 4) 水銀の量が総計で 450g 未満の電子管及び水銀蒸気管にあつては、圧力に耐えうる自己接着テープで全ての継ぎ目及び接合部分が密閉された強固な外装容器に収納されること。なお、450g 以上の水銀を含む物件にあつては、3) を適用する。
- 5) 金属製の内張りにより密封されている管であつて製造者により梱包されたものは、3) 及び 4) を適用しないことができる。
- 6) 第 17 条第 1 項に規定する書類には、包装物に収納される製品の質量を輸送許容物件の質量として記載すること。

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	組合せ容器
----	-------

番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
2794 2795	30kg	上限なし	1A2, 1B2, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2

- (注)
- 1) 蓄電池は、短絡を防止する措置を講じ容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。
 - 2) 蓄電池は直立の状態包装し、包装物の直立姿勢は第4号様式のラベルを貼付することで表わすこと。
 - 3) 蓄電池が装置に組み込まれている場合、直立の位置で固定し、かつ、短絡を防止する措置を講ずること。また、直立以外の姿勢で輸送される場合、蓄電池は取り外して、本告示の包装基準に従って包装すること。
 - 4) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 5) 電解液と一緒に同一の外装容器に包装する蓄電池については、国連番号が2796及び2797の輸送許容物件を輸送する場合の要件を参照すること。

「871」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		外装容器
	包装物当たりの許容質量		
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3028（乾燥状態の水酸化カリウムを内蔵するものに限る。）	25kg	230kg	4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2

- (注) 1) 包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「872」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容容量	外装容器
2800（漏れ防止型のものに限る。）	上限なし	ドラム ジェリカン

		箱
--	--	---

- (注) 1) 緩衝材を詰め、短絡を防止する措置を講じること。
2) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

「873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477 (腐食性のものに限る。)	5 kg	50kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2, 4N

- (注) 1) 燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2) 各燃料電池用カートリッジの質量は、1 kg を超えないこと。
3) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y 873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3477（腐食性のものに限る。）	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
- 2) 各燃料電池用カートリッジの容量又は質量は、液体については 0.2ℓ、固体については 0.2kg を超えないこと。
- 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限る。
- 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限る。
- 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限る。

「874」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477（装置に組み込まれたものであって腐食性のものに限る。）	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
- 2) 緩衝材を詰めること。
- 3) 輸送の間、充電しないこと。
- 4) 各燃料電池用カートリッジの質量は、1kgを超えないこと。
- 5) 国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「875」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器

	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477(装置とともに包装されたものであって腐食性のものに限る。)	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 装置とともに中間容器に包装すること。
- 2) 中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備 2 個までとすること。
- 3) 緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。
- 4) 各燃料電池用カートリッジの質量は、1kg を超えないこと。

「876」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			単一容器及び複合容器
	内装容器	旅客機以外の航空機	外装容器	旅客機以外の航空機

		内装容器 当たりの 許容容量	包装物 当たりの 許容容量		包装物 当たりの 許容容量	容器の種類
1724, 1728, 1747, 1753, 1762, 1763, 1766, 1767, 1769, 1771, 1781, 1784, 1799, 1800, 1801, 1804, 1816, 1818, 2434, 2435, 2437, 2986, 2987	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	30ℓ	1A1, 1A2, 1D, 1G, 1H1, 1H2, 4A, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2	30ℓ	1A1, 3A1, 6HA1, 鋼製シリンダー
	プラスチック製容器	—				
	金属製容器	5ℓ				

(注) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(8) その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量

3166	上限なし
------	------

- (注) 1) ディーゼル機関を除き燃料油を抜き取ること。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。
- 2) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 3) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。
- 4) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 5) 車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
- 6) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 7) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94 の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護す

ること。

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
3166	—	上限なし

- (注) 1) 液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。
- 2) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 3) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。
- 4) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 5) 車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
- 6) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに

従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

7) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94 の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3171	上限なし

- (注)
- 1) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
 - 2) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
 - 3) 車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
 - 4) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに

従った試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

5) ソジウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94 の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「953」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
2807	上限なし

- (注) 1) 航空機のコンパスに影響を与えるおそれのない場所に積載すること。
- 2) 次の事項を満たす磁性物質であって包装物の任意の点から 2.1m の点において、磁気コンパスに 2 度を超える偏差を生じさせ、かつ、4.6m の点において磁気コンパスに 2 度を超える偏差を生じさせないものは、本告示における他の要件を適用しないことができる。
- ア) 当該物件を輸送する者は、当該物件が磁性物質であることを輸送書類に示すこ

と。

イ) 包装物に第 2 号様式のラベル R のラベルが付されているもの。

ウ) 航空機のコンパスに影響を与えるおそれのない場所に積載すること。

「954」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
1845	200kg

(注) 1) 容器及び包装は、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計されたものに限る。

2) 生鮮食料品等を冷却するために使用する場合は第 17 条に定める書類に代わって、下記情報を品名に記載した書類を用意すること。

ア) 国連番号 (UN1845)

イ) 品名 (ドライアイス又は固形二酸化炭素)

ウ) 包装物の数及び各包装物内のドライアイスの正味量

3) ドライアイスの正味量を包装物の表面に表示すること。

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
2990, 3072	上限なし

(注) 1) 救命用具は、下記の措置を取ること。

ア) 偶発的に作動しないように強固な外装容器に収納すること。

イ) 区分 2.2 のガスシリンダーは、第 10 条の要件に従うこと。また、当該シリンダーが火薬類により作動するものは、一の救命用具当たりの作動薬包（区分番号が 1.4 であって、隔離区分が C 又は S のものに限る。）の総量が 3.2g 以下のものに限ること。

ウ) 発煙信号及び照明筒は、プラスチック製又はファイバ板製の内装容器に収納すること。

エ) 少量の輸送許容物件を収納した修理用キット及び 30 本以下の万能マッチは、金属製等の強固な内装容器に収納し、移動しないように緩衝材をあてがうこと。

オ) 蓄電池は、装置と電氣的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

カ) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアル

に従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電氣的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

2) 救命胴衣以外の救命用具は、内装容器に収納した後外装容器に収納すること。

3) 次に掲げる全ての要件を満たすものは輸送禁止物件に含まれないものとする。

ア) 内容積が 120ml 未満の容器であること。

イ) 副次危険性を有しない区分 2.2 の圧縮又は液化ガス以外の輸送許容物件が含まれていないこと。

ウ) 包装物の総重量が 40kg 未満であること。

エ) 強固な外装容器に収納されていること。

「956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
	内装容器	内装容 器当た	包装物当たりの 許容質量	外装 容器	包装物当たりの 許容質量	容器の 種類

		りの許 容質量	旅客機	旅客機 以外の 航空機		旅客機	旅客機 以外の 航空機	
1841	ガラス製又は陶製容器	10kg	200kg	200kg	1A1, 1	200kg	200kg	1A1, 1A
	ファイバ製容器	50kg			A2, 1B			2, 1B1,
	金属製容器	50kg			1, 1B2			1B2, 1D
	紙袋	50kg			, 1G, 1			, 1G, 1H
	プラスチック製容器	50kg			H1, 1H			1, 1H2,
	プラスチック袋	50kg			2, 1N1			1N1, 1N
1931	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg	, 1N2,	100kg	200kg	2, 3A1,
	ファイバ製容器	50kg			3A1, 3			3A2, 3B
	金属製容器	50kg			A2, 3B			1, 3B2,
	紙袋	50kg			1, 3B2			3H1, 3H
	プラスチック製容器	50kg			, 3H1,			2, 4A, 4
	プラスチック袋	50kg			3H2, 4			B, 4C2,

2969	ガラス製又は陶製容器	10kg	上限なし	上限なし	A, 4B, 4C1, 4 C2, 4D , 4F, 4 G, 4H1 , 4H2,	上限なし	上限なし	4D, 4F, 4G, 4H2 , 4N, 5H 3, 5H4, 5L3, 5M 2, 複合 容器, シリン ダー
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						
3077	ガラス製又は陶製容器	10kg	400kg	400kg	4N	400kg	400kg	
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						
3152	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg		100kg	200kg	
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						

	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3335	ガラス製又は陶製容器	10kg	400kg	400kg	400kg	400kg	400kg
	ファイバ製容器	50kg					
	金属製容器	50kg					
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3432	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg	100kg	200kg	200kg
	ファイバ製容器	50kg					
	金属製容器	50kg					
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					

- (注) 1) 天然木材、合板、再生木材又はファイバ又はファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。
- 2) 国連番号が 3077 の物件の場合、用いられる IBC 容器の材質は次のとおりとし、容量は 1,000kg を超えないものに限ること。また、平成 23 年 1 月 1 日以降に製造、修理又は再製造されたものについては、第 9 号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

なお、以下の表中の右欄に掲げる記号は、第 5 号様式別表第 3 に掲げる記号を参照すること。

金属	11A, 21A, 11B, 21B, 11N, 21N
硬質プラスチック	11H1, 11H2, 21H1, 21H2,
プラスチック製内容器付き複合容器	11HZ1, 11HZ2, 21HZ1, 21HZ2,
ファイバ板	11G
木材	11C, 11D, 11F
柔軟性のあるもの	13H2, 13H3, 13H4, 13H5, 13L2, 13L3, 13L4, 13M1, 13M2

- 3) 柔軟性のある IBC 容器は、粉末が漏えいしない耐水性のあるもの、又は内張りのあるものに限ること。

「962」は、次の容器及び包装等を示す。

1) 燃料系統構成物以外の機械又は装置に含まれた少量輸送許容物件、包装基準 953 の要件を満たす磁性物質又は深冷液化ガス以外の副次危険性を有しない区分 2.2 のガスは、その少量輸送許容物件を金属製等の強固な防漏内張り付きの内装容器に収納した後、次の要件で輸送することができる。

ア) 少量輸送許容物件等が当該機械又は装置内で適切な保護措置がなされていない場合は、移動防止用緩衝材を詰め強固な外装容器に収納すること。

イ) 高圧ガスを収納したガスシリンダー（高圧容器）又は当該容器等にガスが充てんされる国の要件を満たすこと。

ウ) 一包装物又は磁性物質内あたりに含まれる少量輸送許容物件又はガスの総質量又は総容量が次の値を超えないこと。

固体 1kg

液体 0.5ℓ

ガス 0.5kg

2) 燃料系統構成物は、できる限り燃料を抜き取り、全ての開口部を確実に密閉した後、次の要件で輸送することができる。

- ア) 残存する可能性のある燃料を全て吸収するに足る有効な吸収材を使用すること。
- イ) 外装容器が防漏型でない場合は、プラスチック袋又はその他の同等の有効な収納方法を講じること。
- ウ) 強固な外装容器に収納すること。

(注) 1) 機械又は装置が包装基準953の要件を満たす磁性物質のみを含む場合には、国連番号を2807 とすること。

2) 包装基準 953 の要件を満たす磁性物質を含む機械又は装置には、ラベル R も付すこと。

「Y 956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3077	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	30kg	30kg	ドラム ジェリカン
		プラスチック製容器	5 kg			

	金属製容器	5 kg			箱
	紙袋	5 kg			
	プラスチック袋製容器	5 kg			
	ファイバ製容器	5 kg			

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「957」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	単一容器及び複合容器		容器の種類
	包装物当たりの許容質量		
	旅客機	旅客機以外の航空機	

2211, 3314	100kg	200kg	1A1, 1A2, 1B1, 1B2, 1D, 1G, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4N
------------	-------	-------	--

(注) 金属製容器以外の容器については、密封されたプラスチック製の内張りがされているものに限ること。

「958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	単一容器及び複合容器	
	包装物当たりの許容質量	容器の種類
2071, 2590	200kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 3A2, 3H2, 4C2, 4D, 4F, 4H1, 4H2, 4G, 4N, 5H3, 5H4, 5L3

(注) 1) 硬質の容器は、粉末が漏えいしないものに限ること。

2) 国連番号が 2590 の物件については、パレットに積付け、プラスチックシート又はファイバ板で全体を被覆し帯締めにて固定すること。

「Y 958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連	等級	組合せ容器

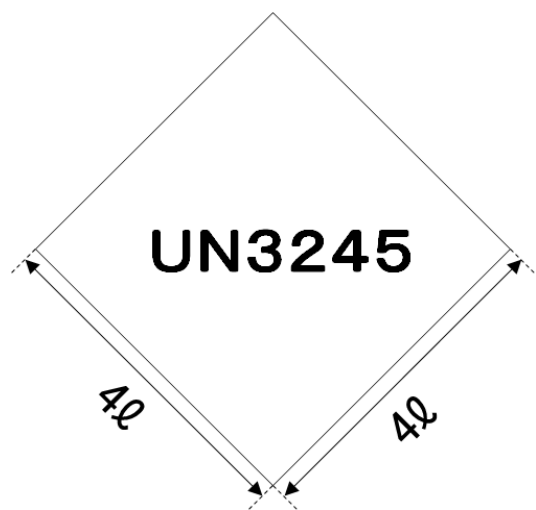
番号		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
2071	3	ガラス製又は陶製容器	5 kg	30kg（包装込みの質量）	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	5 kg			
		金属製容器	5 kg			
		紙袋	5 kg			
		プラスチック袋	5 kg			
		ファイバ製容器	5 kg			

- (注) 1) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 2) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 3) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「959」は、次の容器及び包装等を示す。

- 1) 内装の容器及び包装の構成は次の通り。

- ア) 第一次容器及び第二次容器（輸送許容物件が漏えいしないものに限る。）
- イ) 吸収材（液状の輸送許容物件の場合であって、第一次容器及び第二次容器の間に詰め、当該液状の輸送許容物件を十分吸収できる量のものに限る。）
- ウ) 2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合、第一次容器間の接触がないように個々に包装するか、又は分離して包装すること。
- 2) 外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺 10cm 以上とすること。
- 3) 包装物の表面に国連番号を次の様式により表示しなければならない。



部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	黒

- 注 1 線の幅は 2 ミリメートル以上、ℓは 1.25 センチメートル以上とする。
- 2 文字及び数字の高さは 6 ミリメートル以上とする。

4) 次の事項を満たす物件であって、本包装基準に従って包装されたものは、本告示の他の要件を適用しないことができる。

ア) 各包装物の表面に荷送人及び荷受人の氏名及び住所が表示されていること。

イ) 当該物件を輸送する者が、包装物の損傷及び当該物件の漏えいを点検すること。

5) 氷又はドライアイスが使用される場合は、第二次容器内に入れないこと。また、氷等が溶け出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、氷を入れる場合にあっては、外装容器又は混合包装物の外装は漏水防止性のものに限ること。

6) 第一次容器及び第二次容器は、保冷剤の温度及び保冷剤が消失した後の温度並びに圧力に耐えるものに限ること。

「960」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器当たりの許容容量又は許容質量	キット当たりの許容量又は許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
3316 (液体のも)	250ml	1 l	10kg	4A, 4B, 4C1, 4C2,

のに限る。)				4D, 4F, 4G, 4H1, 4
3316 (固体のものに限る。)	250g	1 kg		H2, 4N

- (注) 1) キットには別表第 14 に掲げる許容物件相互に隔離を要する物件を収納することができる。
- 2) キット当たりの輸送許容物件の内の最も厳しい等級をそのキットの等級として割り当てること。ただし、適用する等級が無い場合、等級が 2 の輸送許容物件として輸送すること。
- 3) キットは、ドライアイス以外の輸送許容物件と同一の外装容器に収納しないこと。

「Y 960」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器当たりの許容量又は許容質量	キット当たりの許容質量	総質量	外装容器
3316 (液体のものに限る。)	30mℓ	1 kg	30kg	箱

3316 (固体のものに限る。)	100g			
------------------	------	--	--	--

- (注) 1) 外装容器の箱は、天然木材、合板、他の金属、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限る。
- 2) キットは、ドライアイス以外の輸送許容物件と同一の外装容器に収納しないこと。

「961」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3268	25kg	100kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H1, 4H2, 4N

- (注) 1) 容器及び包装は、等級が3の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
- 2) 圧力容器は、圧力容器に収納される物質に係る国の要件を満たすこと。
- 3) かじ取り装置にあっては、上記によらず総質量が1,000kgを超えないこと。

「962」は、次の容器及び包装等を示す。

1) 燃料系統構成物以外の機械又は装置に含まれた少量輸送許容物件、包装基準 953 の要件を満たす磁性物質又は深冷液化ガス以外の副次危険性を有しない区分 2.2 のガスは、その少量輸送許容物件を金属製等の強固な防漏内張り付きの内装容器に収納した後、次の要件で輸送することができる。

ア) 少量輸送許容物件が当該機械又は装置内で適切な保護措置がなされていない場合は、移動防止用緩衝材を詰め強固な外装容器に収納すること。

イ) 高圧ガスを収納したガスシリンダー（高圧容器）又は当該容器等にガスが充てんされる国の要件を満たすこと。

ウ) 一包装物又は磁性物質内あたりに含まれる少量輸送許容物件の総質量又は総容量が次の値を超えないこと。

固体 1kg

液体 0.5ℓ

ガス 0.5kg

2) 燃料系統構成物は、できる限り燃料を抜き取り、すべての開口部を確実に密閉した後、次の要件で輸送することができる。

ア) 残存する可能性のある燃料をすべて吸収するに足る有効な吸収材を使用すること。

イ) 外装容器が防漏型でない場合は、プラスチック袋又はその他の同等の有効な収納方法を講じること。

ウ) 強固な外装容器に収納すること。

(注) 1) 機械又は装置が包装基準953の要件を満たす磁性物質のみを含む場合には、国連番号を2807 とすること。

2) 包装基準953の要件を満たす磁性物質を含む機械又は装置には、ラベルRも付すこと。

「Y963」は、次の容器及び包装等を示す。

1) 内装容器は、日用品の業務用若しくは家庭消費用の販売の為に製造された容器（エアゾール製品用を含む。）とする。

2) 内装容器は、適切な外装容器に収納し、必要に応じ緩衝吸収材等を詰めること。

3) 容器及び包装は、輸送中の高度及び温度変化により漏えいが生じないように設計され、かつ、告示第7条、第8条、第9条及び第11条で規定する容器及び包装等に従うこと。

「964」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器			
	内装容器	内装容器 当たりの 許容容量	包装物当たりの 許容容量		外装 容器	包装物当たりの 許容容量		容器の 種類
			旅客機	旅客機 以外の 航空機		旅客機	旅客機 以外の 航空機	
1941	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ	1A1,	100ℓ	220ℓ	1A1, 1A
	プラスチック製容器	30ℓ			1A2,			2, 1B1,
	金属製容器	40ℓ			1B1,			1B2, 1H
1990	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ	1B2,	100ℓ	220ℓ	1, 1H2,
	プラスチック製容器	30ℓ			1G, 1			1N1, 1N
	金属製容器	40ℓ			H1, 1			2, 3A1,
2315	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ	H2, 1	100ℓ	220ℓ	3A2, 3B
	プラスチック製容器	30ℓ			N1, 1			1, 3B2,
	金属製容器	40ℓ			N2, 3			3H1, 3H

3151	ガラス製又は陶製容器	100	4500	4500	A1, 3	4500	4500	2, 複合 容器, シリン ダー
	プラスチック製容器	300			A2, 3			
	金属製容器	400			B1, 3			
3082	ガラス製又は陶製容器	100	1000	2200	B2, 3	1000	2200	
	プラスチック製容器	300			H1, 3			
	金属製容器	400			H2, 4			
3334	ガラス製又は陶製容器	100	4500	4500	A, 4B	4500	4500	
	プラスチック製容器	300			, 4C1			
	金属製容器	400			, 4C2			
					, 4D,			
					4F, 4			
					G, 4H			
					1, 4H			
					2, 4N			

(注) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

「Y964」は、次の容器及び包装等を示す。

国連 番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たり の許容容量	包装物当たり の許容質量	総質量	外装容器
1941,	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	30kg	30kg	ドラム
1990,	プラスチック製容器	5ℓ			ジェリカン
3082	金属製容器	5ℓ			箱

- (注)
- 1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
 - 2) 内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
 - 3) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
 - 4) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
 - 5) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあっては、セクション I A の規定を、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下の組電池であって、次表の要件を満たさない数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクション I B の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下の組電池であって、次表の要件を満たす数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

内容	2.7Wh 以下の単電池、組電池	2.7Wh を超え 20Wh 以下の単電池	2.7Wh を超え 100Wh 以下の組電池
包装物当たりの単電池、組電池の最大数	上限なし	8	2

包装物当たり の最大許容質 量	2.5kg	-	-
-----------------------	-------	---	---

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分の為の輸送は禁止される。

セクション I A

以下の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	—	35kg	1 A 2 , 1 B 2 , 1 D , 1 G , 1 H 2 , 1 N 2 , 3 A 2 , 3 B 2 , 3 H 2 , 4 A , 4 B , 4 C 1 , 4 C 2 , 4 D , 4 F , 4 G ,

			4 H 1 , 4 H 2 , 4 N
--	--	--	---------------------

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 短絡を防止する措置をすること。
 - 5) 密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。
 - 6) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 7) 組電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成23年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
 - 8) 単電池及び組電池は、設計定格容量に対する充電比率（以下「充電率」という。）が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクション I B

以下の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	—	10kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第5条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 短絡を防止する措置をすること。
 - 5) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。
 - 6) 各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
 - 7) 各包装物には第3号様式及び第4号の5様式によるラベルが貼付されていること。

- 8) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 9) 単電池及び組電池は、充電率が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 10) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 11) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 12) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

セクションII

以下の基準を満たすこと。

- 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。

- 4) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。
- 5) 各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 6) 各包装物には第3号様式及び第4号の5様式によるラベルが、可能な限り当該包装物の同一面に近接して貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 7) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 8) 単電池及び組電池は、充電率が30%を超えないこと。
- 9) 一の荷送人につき、一つの包装物に限ること。
- 10) 当該包装物（混合包装されたものを含む。）は、輸送禁止物件に含まれない物件を収納した包装物と分けて輸送人に引き渡されること。

- 11) 混合包装する場合、一の荷送人により梱包される包装物は一つに限ること。
- 12) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 13) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 14) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあつてはセクション I の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあつては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであつて、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。

セクション I

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3481 (装置とともに包装されたものに限る。)	5 kg	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 短絡を防止する措置をすること。
 - 5) 密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納すること。
 - 6) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 7) 装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
 - 8) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数に予備の電池

2個を加えたものであること。

9) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成23年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

セクションII

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること
 - 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 3) 短絡を防止する措置をすること。
 - 4) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納すること。

- 5) 装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数に予備の電池2個を加えたものであること。
- 7) 各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 8) 各包装物には第4号の5様式のラベルが貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 9) リチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせる場合は、第7条の規定に従うとともに、包装物のリチウム電池の総質量は、5kgを超えないこと。
- 10) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平

成 20 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。

- 11) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 12) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 13) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあつてはセクション I の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあつては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであつて、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。

セクション I

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3481（装置に組み込まれたものに限る。）	5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 装置は、強固な外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
 - 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
 - 6) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平

成 23 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。

セクション II

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

- 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。
- 7) 機器に内蔵する5個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）又は3個以上の組電池を含む各包装物には第4号の5様式のラベルが貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 8) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 9) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 10) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 11) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1gを超える単電池又はリチウム金属含有量が2gを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションI Aの規定を、リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下の組電池であって、次表の要件を満たさない数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションI Bの規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下の組電池であって、次表の要件を満たす数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションIIの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

内容	リチウム金属含有量が0.3g以下の単電池、組電池	リチウム金属含有量が0.3gを超え1g以下の単電池	リチウム金属含有量が0.3gを超え2g以下の組電池
包装物当たりの単電池、組電池の最大数	上限なし	8	2
包装物当たりの最大	2.5kg	-	-

許容質量			
------	--	--	--

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分の為の輸送は禁止される。

セクション I A

以下の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3090	—	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G, 1H2, 1N1, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1, 4C2, 4D, 4F, 4G, 4H2 , 4N

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

- 4) 短絡を防止する措置をすること。
- 5) 密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。
- 6) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

セクション I B

以下の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3090	—	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第5条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

- 4) 短絡を防止する措置をすること。
- 5) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。
- 6) 各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 7) 各包装物には第3号様式及び第4号の5様式によるラベルが貼付されていること。
- 8) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 9) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 10) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

セクション II

以下の基準を満たすこと。

- 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）

に収納されること。

- 4) 短絡を防止する措置をすること。
- 5) 各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 6) 各包装物には第3号様式及び第4号の5様式によるラベルが貼付されていること。包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
- 7) 一の荷送人につき、一つの包装物に限ること。
- 8) 当該包装物（混合包装されたものを含む。）は、輸送禁止物件に含まれない物件を収納した包装物と分けて輸送人に引き渡されること。
- 9) 混合包装する場合、一の荷送人により梱包される包装物は一つに限ること。
- 10) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

- 11) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 12) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「969」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が 1 g を超える単電池又はリチウム金属含有量が 2 g を超える組電池を包装する場合にあつてはセクション I の規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が 1 g 以下の単電池又はリチウム金属含有量が 2 g 以下である組電池を包装する場合にあつては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであつて、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。

セクション I

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3091 (装置とともに包装されたものに限る。)	5 kg	35kg	1A2, 1B2, 1D, 1G , 1H2, 3A2, 3B2, 3H2, 4A, 4B, 4C1 , 4C2, 4D, 4F, 4G , 4H2

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 短絡を防止する措置をすること。
 - 5) 密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。
 - 6) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 7) 電池単体を上記6)の容器に収納した場合は、装置とともに強固な外装容器に収納されること。

- 8) 装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 9) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数に予備の電池2個を加えたものであること。
- 10) 旅客機で輸送する場合にあっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
- ア) 強固な金属製の中間容器又は外装容器により包装されること。
- イ) 非可燃性かつ非伝導性の緩衝材を外装容器の内側に詰めること。

セクションII

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

(注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たして

いることが示された型式のものであること。

- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。
- 5) 装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な最小個数に予備の電池 2 個を加えたものであること。
- 7) 各包装物は、1.2m の高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
- 8) 各包装物には第 4 号の 5 様式のラベルが貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

- 9) リチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせて包装する場合は、第7条の規定に従うとともに、包装物のリチウム電池の総質量は、5 kg を超えないこと。
- 10) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
- 11) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
- 12) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウムその他金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「970」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1 g を超える単電池又はリチウム金属含有量が2 g を超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が1 g 以下の単電池又はリチウム金属含有量が2 g 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、

火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。

セクション I

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3091 (装置に組み込まれたものに限る。)	5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

- (注)
- 1) その他の有害物件として取り扱うこと。
 - 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
 - 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 4) 装置に内蔵された単電池又は組電池のリチウム金属含有量が一の単電池当たり 12 g、一の組電池当たり 500 g 以下であること。
 - 5) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただ

し、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

6) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。

7) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

8) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

9) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

セクション II

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン

		箱
--	--	---

- (注) 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 3) 短絡を防止する措置をすること。
- 4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
- 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。
- 7) 機器に内蔵する5個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）又は3個以上の組電池を含む各包装物には第4号の5様式のラベルが貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装す

る場合は、この限りでない。

8) 外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

9) 外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

10) 外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「971」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	外装容器
3499, 3508	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

- (注) 1) キャパシタ本体を内装容器として取り扱うことができる。
- 2) 強固な外装容器に収納すること。
- 3) キャパシタ（電気二重層）は、充電されていない状態であること。
- 4) キャパシタ（電気二重層）又はキャパシタ（電気二重層）を収納したモジュール

は、金属製の帯で端子が接続されていること。

5) キャパシタ（電気二重層）は、衝撃から保護されるように措置を講じること。

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3530	上限なし

- (註) 1) 輸送許容物件のバルブ及び開口部を密閉し、輸送許容物件が動かないよう固定すること。
- 2) 危険物が当該機械又は装置内で適切な保護措置がなされていない場合は、強固な外装容器に収納すること。
- 3) 燃料油を抜き取ること。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。
- 4) 蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
- 5) 消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
- 6) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとど

まらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。

7) リチウム電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

8) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A 94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

備考4 自己反応性物質の化学品名

品名	化学名
自己反応性物質C (固体)	2,2-アゾジイソブチロニトリル (濃度が50%以下で、水でペースト状にしたもの)
	N,N'-ジニトロソ-N,N'-ジメチルテレフタルアミド (濃度が72質量%以下で、ペースト状のもの)
	N,N'-ジニトロソペンタメチレンテトラミン (濃度が82質量%のもの)
自己反応性物質D (固体)	1,1'-アゾジ(ヘキサヒドロベンゾニトリル)
	ベンゼン-1,3-ジスルフォニルヒドラジド (濃度が5.2質量%以下で、ペースト状のもの)
	ベンゼンスルフォニルヒドラジド
	4-(ベンジル(エチル)アミノ)-3-エトキシベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛
	4-メチルベンゼンスルフォニルヒドラジド
	3-クロロ-4-ジメチルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛
	ジフェニルオキサイド-4,4'-ジスルフォニルヒドラジド (濃度が100質量%のもの)
	4-ジプロピルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛
	2-ジアゾ-1-ナフトールスルホン酸エステルの混合物 (タイプD)
	2,5-ジエトキシ-4-(4-モルフォリニル)-ベンゼンジアゾニウム硫酸塩 (濃度が100質量%のもの)
自己反応性物質E (固体)	2,5-ジブトキシ-4-(4-モルフォリニル)-ベンゼンジアゾニウム、 テトラクロロ亜鉛塩(2:1) (濃度が100質量%のもの)
	4-(ジメチルアミノ)ベンゼンジアゾニウム三塩化亜鉛酸塩(-1) (濃度が100質量%のもの)
	アセトン-ピロガロール共重合体-1-ナフトール-2-ジアゾ-5-スルフォネート (濃度が100%のもの)

備考5 有機過酸化物の化学品名

品名	化学名
有機過酸化物C (液体)	ターシャリーアミルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)
	ターシャリーアミルパーオキシベンゾエート
	ノルマルブチル-4,4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) バレート (濃度が52質量%を超えるもの)
	ターシャリーブチルヒドロパーオキシド* (濃度が79質量%を超え90質量%以下で、水を10質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシドとジターシャリーブチルパーオキシドの混合物* (ターシャリーブチルパーオキシドの濃度が82質量%未満で、ジターシャリーブチルパーオキシドの濃度が9質量%を超え、水を7質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が32質量%を超え52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が77質量%を超えるもの)
	ターシャリーブチルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が77質量%以下で、希釈剤Aを23質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-2-メチルベンゾエート
	1,1-ジ- (ターシャリーアミルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が82質量%以下で、希釈剤Aを18質量%以上含有するもの)
	2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブタン (濃度が52質量%以下で、希釈剤Aを48質量%以上含有するもの)
	1,6-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシカルボニルオキシ) ヘキサン (濃度が72質量%以下で、希釈剤Aを28質量%以上含有するもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が52質量%を超え80質量%以下で、希釈剤Aを20質量%以上含有するもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が77質量%以下で、希釈剤Bを23質量%以上含有するもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3,5,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が57質量%を超え90質量%以下で、希釈剤Aを10質量%以上含有するもの)
	2,5-ジメチル-2,5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキシン-3 (濃度が52質量%を超え86質量%以下で、希釈剤Aを14質量%以上含有するもの)
	エチル-3,3-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブチレート (濃度が77質量%を超えるもの)
	1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が72質量%以下で、希釈剤Bを28質量%以上含有するもの)

	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が90質量%以下で、希釈剤Bを10質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が90質量%を超えるもの)
有機過酸化物C (固体)	シクロヘキサノンパーオキサイド* (濃度が 91 質量%以下で、水を 9 質量%以上含有するもの)
	ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が 77 質量%以下で、水を 23 質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ベンゾイルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 82 質量%以下で、水を 18 質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジヒドロパーオキシヘキサン (濃度が 82 質量%以下で、水を 18 質量%以上含有するもの)
有機過酸化物D (液体)	アセチルアセトンパーオキサイド (活性酸素量が 4.7 質量%以下のもの) (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上、水を 8 質量%以上含有するもの)
	ターシャリアミルパーオキシ-2-エチルヘキシルカーボネート
	ターシャリーブチルヒドロパーオキサイド* (濃度が 80 質量%以下で、希釈剤A又はジターシャリーブチルパーオキサイドを 20 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が 52 質量%を超え 77 質量%以下で、希釈剤Aを 23 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシブチルマレート (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシクロトネート (濃度が 77 質量%以下で、希釈剤Aを 23 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキシルカーボネート
	1- (2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル) -3-イソプロペニルベンゼン (濃度が 77 質量%以下で、希釈剤Aを 23 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエート (濃度が 37 質量%を超えるもの)
	シクロヘキサノンパーオキサイド (過酸化水素が 9 質量%以下で活性酸素量が 10 質量%以下のもの) (濃度が 72 質量%以下で、希釈剤Aを 28 質量%以上含有するもの)
	ジターシャリーブチルパーオキシアゼレート (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 42 質量%を超え 52%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)
	ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) フタレート (濃度が 42 質量%を超え 52 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)
	2, 2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) プロパン (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)

	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 52 質量%を超え、希釈剤 A を 10 質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (3, 5, 5-トリメチルヘキサノイルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 77 質量%以下で、希釈剤 A を 23 質量%以上含有するもの)
	エチル-3, 3-ジ- (ターシャリーアミルパーオキシ) ブチレート (濃度が 67 質量%以下で、希釈剤 A を 33 質量%以上含有するもの)
	エチル-3, 3-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブチレート (濃度が 77 質量%以下で、希釈剤 A を 23 質量%以上含有するもの)
	パラメンチルヒドロパーオキシド* (濃度が 72 質量%以上のもの)
	メチルエチルケトンパーオキシド (活性酸素量が 10 質量%以下のもので、水は用いても用いなくてもよいもの) (希釈剤 A を 55 質量%以上含有するもの)
	イソブチルメチルケトンパーオキシド (濃度が 62 質量%以下で、メチルイソブチルケトンに加えて希釈剤 A を 19 質量%以上含有するもの)
	過酢酸* (安定剤入りのもの) (D に該当するもの) (濃度が 43 質量%以下のもの)
	ピナニルヒドロパーオキシド* (濃度が 56 質量%を超えるもの)
	1, 1, 3, 3-テトラメチルブチルヒドロパーオキシド
	3, 6, 9-トリエチル-3, 6, 9-トリメチル-1, 4, 7-トリパーオキシソナン (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤 A を 58 質量%以上含有するもの)
	2, 2-ジ- (ターシャリーアミルパーオキシ) -ブタン (濃度が 57 質量%以下で、希釈剤 A を 43 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサンの濃度が 43 質量%以下で、 ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエイトの濃度が 16 質量%以下であり、 希釈剤 A を 41 質量%以上含有するもの
有機過酸化化物 D (固体)	アセチルアセトンパーオキシド (濃度が 32 質量%以下で、希釈剤 A 又は希釈剤 A と水の混合物でペースト状としたもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートと 2, 2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブタンの混合物 (ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートの濃度が 12 質量%以下で、 2, 2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブタンの濃度が 14 質量%以下であり、 希釈剤 A を 14 質量%以上、固体希釈剤を 60 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシステアリルカーボネート
	3-クロロパーオキシベンゾイックアシド (濃度が 57 質量%以下で、固体希釈剤を 3 質量%以上、水を 40 質量%以上含有するもの)
	3-クロロパーオキシベンゾイックアシド (濃度が 77 質量%以下で、固体希釈剤を 6 質量%以上、水を 17 質量%以上含有するもの)

シクロヘキサノンパーオキシド (活性酸素量が 9 質量%以下のもの) (濃度が 72 質量%以下で希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 62 質量%以下で、固体希釈剤を 28 質量%以上、水を 10 質量%以上含有するもの)
ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 52 質量%を超え 62 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 35 質量%を超え 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
1,1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤Aを 13 質量%以上、固体希釈剤を 45 質量%以上含有するもの)
ジ- (ターシャリーブチル) パーオキシフタレート (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水のペースト状の混合物でペースト状としたもの)
2,2-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) プロパン (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤Aを 13 質量%以上、固体希釈剤を 45 質量%以上含有するもの)
ジ- (2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル) ベンゼン (濃度が 42 質量%を超え、57 質量%以下の固体希釈剤を含有するもの)
2,2-ジ- (4,4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキシル) プロパン (濃度が 42 質量%以下で、固体希釈剤を 58 質量%以上含有するもの)
ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、シリコンオイルでペースト状としたもの)
ジ- (1-ヒドロキシシクロヘキシル) パーオキシド
ジイソプロピルベンゼンジハイドロパーオキシド (濃度が 82 質量%以下で、希釈剤Aを 5 質量%以上、水を 5 質量%以上、8 質量%以下の 1-イソプロピルハイドロパーオキシ-4-イソプロピルヒドロキシベンゼンを含有するもの)
ジラウリルパーオキシド
ジ- (4-メチルベンゾイル) パーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、シリコンオイルでペースト状としたもの)
2,5-ジメチル-2,5-ジ- (ベンゾイルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 82 質量%以下で、固体希釈剤を 18 質量%以上含有するもの)
2,5-ジメチル-2,5- (ジターシャリーブチルパーオキシ) ヘキシン-3 (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
ジ- (2-フェノキシエチル) パーオキシジカーボネート (濃度が 85 質量%以下で、水を 15 質量%以上含有するもの)

	エチル-3, 3-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ブチレート (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が 42 質量%以下で、固体希釈剤を 58 質量%以上含有するもの)
	([3r- (3r, 5as, 6s, 8as, 9r, 10r, 12s, 12ar**)] -デカヒドロ-10-メトキシ-3, 6, 9-トリメチル-3, 12-エポキシ-12h-ピラノ [4, 3-j] -1, 2-ベンゾジオキセピン)
有機過酸化物 E (液体)	ターシャリアミルハイドロパーオキサイド (濃度が 88 質量%以下で、希釈剤 A 及び水をいずれも 6 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド* (濃度が 79 質量%以下で、水を 14 質量%を超えて含有し、ジターシャリーブチルパーオキサイドを 6 質量%未満含有するもの)
	クミルハイドロパーオキサイド* (濃度が 90 質量%を超え 98 質量%以下で、10 質量%以下の希釈剤 A を含有するもの)
	ジターシャリアミルパーオキサイド
	ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が 36 質量%を超え 42 質量%以下で、希釈剤 A を 18 質量%以上、40 質量%以下の水を含むもの)
	ジターシャリーブチルパーオキサイド (濃度が 52 質量%を超えるもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 27 質量%以下で、エチルベンゼンに加えて希釈剤 A を 25 質量%以上含有するもの)
	ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) フタレート (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤 A を 58 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が 57 質量%以下で、希釈剤 A を 43 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が 32 質量%以下で、希釈剤 A を 26 質量%以上、希釈剤 B を 42 質量%以上含有するもの)
	2, 2-ジ- (4, 4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキシル) プロパン (濃度が 22 質量%以下で、希釈剤 B を 78 質量%以上含有するもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 77 質量%以下で、固体希釈剤を 23 質量%以上含有するもの)
	メチルエチルケトンパーオキサイド (活性酸素量が 8.2 質量%以下で、水は用いても用いなくてもよいもの) (希釈剤 A を 60 質量%以上含有するもの)
	ポリエーテルポリターシャリーブチルパーオキシカーボネート (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤 B を 48 質量%以上含有するもの)
	過酢酸* (安定剤入りのもの) (E に該当するもの) (濃度が 43 質量%以下のもの)
	3, 3, 5, 7, 7-ペンタメチル-1, 2, 4-トリオキシパン

有機過酸化物E (固体)	ターシャリーブチルクミルパーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ノルマルブチル-4, 4-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) バレート (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が 52 質量%以下で、固体希釈剤を 48 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が 52 質量%以下で、ペースト状としたもの)
	1- (2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル) -3-イソプロペニルベンゼン (濃度が 42 質量%以下で、固体希釈剤を 58 質量%以上含有するもの)
	ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 56.5 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもので、水を 15%以上含有するもの)
	ジベンゾイルパーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 47 質量%以下で、ペースト状としたもの)
有機過酸化物F (液体)	ターシャリーブチルクミルパーオキシド (濃度が42質量%を超えるもの)
	ターシャリーブチルヒドロパーオキシド* (濃度が 72 質量%以下で、水を 28 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が 32 質量%以下で、希釈剤Bを 68 質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が 37 質量%以下で、希釈剤Bを 63 質量%以上含有するもの)
	クミルヒドロパーオキシド* (濃度が 90 質量%以下で、希釈剤Aを 10 質量%以上含有するもの)
	ジベンゾイルパーオキシド (安定な水分散体) (濃度が 42 質量%以下のもの)
	ジターシャリーブチルパーオキシド (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 42 質量%以下で、希釈剤Aを 58 質量%以上含有するもの)
	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサン (濃度が 13 質量%以下で、希釈剤Aを 13 質量%以上、希釈剤Bを 74 質量%以上含有するもの)
	ジラウロイルパーオキシド (安定な水分散体) (濃度が 42 質量%以下のもの)
	2, 5-ジメチル-2, 5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が 52 質量%以下で、希釈剤Aを 48 質量%以上含有するもの)
	イソプロピルクミルヒドロパーオキシド* (濃度が 72 質量%以下で、希釈剤Aを 28 質量%以上含有するもの)

	パラメンチルヒドロパーオキシド* (濃度が 72 質量%未満で、希釈剤 A を 28 質量%を超えて含有するもの)
	過酢酸* (安定剤入りのもの) (F に該当するもの) (濃度が 43 質量%以下のもの)
	ピナニルヒドロパーオキシド (濃度が 56 質量%以下で、希釈剤 A を 44 質量%以上含有するもの)
	メチルイソプロピルケトンパーオキシド (活性酸素量 6.7 質量%以下のもの)
有機過酸化物 F (固体)	1, 1-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) -3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が 57 質量%以下で、固体希釈剤を 43 質量%以上含有するもの)
	ジクミルパーオキシド (濃度が 52 質量%を超えるもの)
	3, 6, 9-トリエチル-3, 6, 9-トリメチル-1, 4, 7-トリパーオキシナン (濃度が 17 質量%以下で、希釈剤 A を 18 質量%以上、固体希釈剤を 65 質量%以上含有するもの)
注	希釈剤 A とは、沸点が 150°C 以上の有機溶剤をいう。 希釈剤 B とは、沸点が 60°C 以上 150°C 未満の有機溶剤をいう。 *印を付したものは、副次危険性の腐食性ラベルを付さなければならない。

備考6 最大圧力及び充てん率

項目	品名	国連 番号	旅客機			旅客機以外の航空機		
			最大 圧力	充てん率		最大 圧力	充てん率	
				熱帯 地方	その他 の地方		熱帯 地方	その他 の地方
液化 ガス	ブタジエン（安定剤入りのもの）	1010	—	—	—	—	1.94	1.85
	ブタン	1011	—	—	—	—	2.15	2.05
	ブチレン	1012	—	—	—	—	2.10	2.00
	炭酸ガス（液化されているもの）	1013	—	1.41	1.34	—	1.41	1.34
	冷媒用ガスR12 又はジクロロジフルオロメタン	1028	—	0.92	0.86	—	0.92	0.86
	冷媒用ガスR12B1 又はクロロジフルオロブロモメタン	1974	—	0.64	0.61	—	0.64	0.61
	冷媒用ガスR13 又はクロロトリフルオロメタン	1022	—	1.05	1.00	—	1.05	1.00
	冷媒用ガスR13B1 又はブロモトリフルオロメタン	1009	—	0.83	0.79	—	1.41	1.34
	冷媒用ガスR21 又はクロロフルオロメタン	1029	—	0.83	0.80	—	0.83	0.80
	冷媒用ガスR22 又はクロロジフルオロメタン	1018	—	1.05	0.98	—	1.05	0.98
	冷媒用ガスR40 又は塩化メチル	1063	—	—	—	—	1.31	1.25
	冷媒用ガスR114 又は 1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン	1958	—	0.80	0.76	—	0.80	0.76
	冷媒用ガスR115 又はクロロペンタフルオロエタン	1020	—	1.00	0.90	—	1.00	0.90
	冷媒用ガスR133a 又は1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン	1983	—	0.88	0.84	—	0.88	0.84
	冷媒用ガスR152a 又は 1,1-ジフルオロエタン	1030	—	—	—	—	1.35	1.08
	冷媒用ガスR500 又はジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物（クロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のもの）	2602	—	1.06	1.00	—	1.06	1.00
冷媒用ガスR502 又はクロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物（クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの）	1973	—	1.03	0.93	—	1.03	0.93	
冷媒用ガスRC318 又はオクタフルオロシクロブタン	1976	—	0.80	0.74	—	0.80	0.74	

シクロプロパン	1027	—	—	—	—	1.96	1.87
ジメチルエーテル	1033	—	—	—	—	1.78	1.67
塩化エチル	1037	—	—	—	—	1.28	1.24
イソブタン	1969	—	—	—	—	2.11	2.00
メチルアミン（無水物）	1061	—	—	—	—	1.77	1.67
プロパン	1978	—	—	—	—	2.49	2.35
プロピレン	1077	—	—	—	—	2.49	2.27
四フッ化エチレン（安定剤入りのもの）	1081	—	—	—	—	1.17	1.11
トリメチルアミン（無水物）	1083	—	—	—	—	1.85	1.76
塩化ビニル（安定剤入りのもの）	1086	—	—	—	—	1.28	1.22
キセノン（圧縮されているもの）	2036	—	0.85	0.81	—	0.85	0.81

別表第2から別表第12まで 削除

別表第13 凶器（別表第1に掲げる輸送許容物件を除く。）（第6条関係）

品 名	包 装 方 法 及 び 積 載 方 法
凶器（別表第1に掲げる輸送許容物件を除く。）	段ボール、布その他により適当な包装をし、もっぱら貨物を積載する場所その他機長の指定した場所に積載する。

別表第 14 輸送許容物件相互の隔離表（第 18 条関係）

輸送許容物件の分類又は区分	火薬類 (隔離区分がSのものを除く。)	火薬類 (隔離区分がSのものに限る。)	高 圧 ガ ス	引 火 性 液 体	自 然 発 火 性 物 質	水 反 応 可 燃 性 物 質	酸 化 性 物 質	有 機 過 酸 化 物	腐 食 性 物 質
火薬類(隔離区分がSのものを除く。)	注	注	×	×	×	×	×	×	×
火薬類 (隔離区分Sのものに限る。)	注								
高 圧 ガ ス	×								
引 火 性 液 体	×						×		
自 然 発 火 性 物 質	×						×		
水 反 応 可 燃 性 物 質	×								×
酸 化 性 物 質	×			×	×				
有 機 過 酸 化 物	×								
腐 食 性 物 質	×					×			

備考

- 1 本表は、主危険性及び副次危険性を問わず適用する。
- 2 ×印は、隔離を要することを示す。
- 3 空欄は、隔離を要しないことを示す。
- 4 注に該当する場合は、別表第 15 によること。
- 5 本表に従って隔離を要する複数の分類又は区分の危険性を有する物件を収納した包装物は、同一の国連番号のものを収容した包装物からの隔離を要しない。

別表第 15 火薬類相互の隔離表（第 18 条関係）

火薬類の区分番号 及び隔離区分	1.3C	1.3G	1.4B	1.4C	1.4D	1.4E	1.4G	1.4S
火薬類の区分番号 及び隔離区分								
1.3C			×					
1.3G			×					
1.4B	×	×						
1.4C								
1.4D								
1.4E								
1.4G								
1.4S								

- 備考 1 ×印は、隔離を要することを示す。
 2 空欄は、隔離を要しないことを示す。
 3 隔離を要する火薬類は以下のとおり隔離すること。
 ア) コンテナに収納する場合は、別のコンテナに収納し、他の貨物から少なくとも 2m 隔離すること。
 イ) コンテナに収納しない場合は、火薬類は互いに少なくとも 2m 隔離し、間に他の貨物を挟むこと。

別表第 16 削除

別表第 17 微量輸送許容物件（第 24 条関係）

	内装容器	外装容器
E0	積載禁止	
E1	30g/30mℓ	1kg/1ℓ
E2	30g/30mℓ	500g/500mℓ
E3	30g/30mℓ	300g/300mℓ
E4	1g/1mℓ	500g/500mℓ
E5	1g/1mℓ	300g/300mℓ

別表第18 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品名	受託手荷物	持込み手荷物		一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
		携帯する手荷物	身につける手荷物		
アルコール性飲料（アルコール度が24%を超え70%以下のもの）	○	○	○	5ℓ	小売販売されている容器に収納されていること。
非放射性的化粧品類及び医薬品類（エアゾールを含み、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg以下又は0.5ℓ以下のもの）	○	○	○	2kg又は2ℓ	エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
副次危険性を有しないものであって、区分番号が2.2のエアゾール（スポーツ用品又は日用品であって、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg又は0.5ℓ以下のもの）	○	×	×		
心臓ペースメーカーその他の医療装置（放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの）	—	—	○	—	体内に埋め込まれたもの又は体外に取り付けられたものに限る。
酸素又は空気（液化されているものを除く。）（医療用のもので小型容器に充てんして携帯するものであって、一容器あたり5kg以下のもの）	○	○	○	—	1) 小型容器に、弁及び調整機が装備されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること。 2) 機長は、当該物件の積載場所及び個数を把握すること。
区分番号が2.2の高圧ガス（機械義肢に用いるものでガスシリンダーに充てんして携帯するもの）	○	○	○	—	
装弾（国連番号が0012、0014のものに限る。）	○	×	×	5kg	1) 当該物件は自らが使用するものに限る。 2) 自己の受託手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。 3) 数量は包装込みの質量である。
ドライアイス（生鮮食料品等を冷却するために用いるもので炭酸ガスを放出する構造を有する容器及び包装に収納するもの）	○	○	×	2.5kg	受託手荷物とする場合は、包装物に以下を表示すること。 1) 「DRY ICE」又は「CARBON DIOXIDE, SOLID」の文字 2) 正味質量が2.5kg以下である旨

小型の喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するもの及び不測の作動を防止するための機能を有しないプリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）を除く。）又は小型の安全マッチ	×	×	○	1個	1) 充てん用のオイル及びガスは持ち込んではならない。 2) 当該物件は、自らが使用するものに限る。
リチウムイオン電池以外の蓄電池（別表第1に掲げる特別規定A123又はA199に準拠する電池を含む。以下この別表において「蓄電池等」という。）（電解液の漏えいを生じないように措置したもの）を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（以下この別表において「電動車椅子等」という。）（蓄電池等を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	1) 蓄電池等のうち、別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型）にあつては別表1に掲げる特別規定A67に準拠していること。 2) 蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123又はA199に準拠する電池を除く。）を取り外すことができない電動車椅子等は、機長がその積載場所を把握すること。
電動車椅子等から取り外した蓄電池等（短絡及び電解液の漏えいを生じないように措置したもの）	○	×	×	—	1) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2) 蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123又はA199に準拠する電池を除く。）は、容器に「Battery, wet, with wheelchair」又は「Battery, wet, with mobility aid」の表示を行うとともに、ラベルQ及び第4号様式によるラベルを付すこと。
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子等（電池を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	1) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2) リチウムイオン電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	—	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	1個（1個当たりのワット時定格量が160Wh以下のものにあつては、その数量2個を1個とする。）	

ヘアーカーラー（炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの）	○	○	○	1 個	充てん用の炭化水素ガスは持ち込んではならない。
水銀気圧計又は水銀温度計（水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの）	×	○	×	—	1) 当該物件が気象に関する政府機関又は専門機関の職員により輸送される場合に限る。 2) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。
膨張式救命胴衣等の個人用安全装置に用いられるガスシリンダー（区分番号が 2.2 の炭酸ガス又は高圧ガスが充てんしてある小型のものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	○	○	一の装置当たりの 装備数量 2 個 (装置は 1 個)	
予備のガスシリンダー	○	○	○	2 個	
個人用安全装置以外の装置に用いられるガスシリンダー（副次危険性を有しない区分番号が 2.2 の炭酸ガス又は高圧ガスであって一容器あたり 50ml 以下のもの）	○	○	○	4 個	
熱を発生する器具（高光度の潜水ランプ等）	○	○	×	—	熱を発生する部分と電池を分けること。
銃砲刀剣類等（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 2 第 2 項第 3 号の銃砲刀剣類等をいう。）、銃弾その他航空機内における犯罪の制止のために使用される物件（日本の国籍を有する航空機にあつては、法令に基づき職務のため所持するもの。外国の国籍を有する航空機にあつては、当該外国において航空機内での所持が認められているもののうち、国土交通大臣が適当と認めるもの）	○	○	○	—	
水銀を含んだ医療用体温計（個人用であつて、保護箱に入れてあるもの）	○	×	×	1 個	
雪崩救難用バックパック（区分番号が 1.4 であつて隔離区分が S の火薬類で含有量が 200mg 以下のもの及び区分番号が 2.2 の圧縮ガスのものであり、誤作動が生じないように包装され、かつ、バックパック内のエアバッグが圧力開放	○	○	×	1 個	

弁を有するもの)					
電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器（電子たばこ、電子葉巻、電子パイプ、個人用ヴァポライザー、電子ニコチン供給装置等をいう。以下同じ。）	×	○	○	—	<p>1) 当該物件は、自らが使用するものに限る。</p> <p>2) 予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。</p> <p>3) 当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあつては、リチウム含有量が2g以下、リチウムイオン電池にあつては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。</p> <p>イ) リチウム電池の単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>4) 当該物件及び電池は、航空機内において充電をしないこと。</p>
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	—	<p>1) 当該物件は、自らが使用するものに限る。</p> <p>2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあつては、リチウム含有量が2g以下、リチウムイオン電池にあつては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。</p> <p>4) 電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) 不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。</p> <p>イ) 電源を切ること。</p>
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		
リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個	<p>1) 当該物件は、自らが使用するものに限る。</p> <p>2) リチウムイオン組電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) リチウムイオン組電池は、ワット時定格量が100Whを超え、160Wh以下のものであること。</p> <p>4) 電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、次の要件に該当すること。</p>
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウムイオン組電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		

					ア) 不測の作動を防止するように措置するとともに、 損傷しないように保護すること。 イ) 電源を切ること。
携帯型電子機器に使用される燃料電池	×	○	○	電子機器の数量 にかかわらず、予 備のカートリッ ジ2個	1) 当該物件は、引火性液体、腐食性物質、引火性液体 ガス、水反応性物質又は水素吸蔵合金のいずれかが含 まれているものに限る。 2) 航空機内における燃料電池への燃料補給は行わない こと。ただし、専用の予備カートリッジで補給する場 合を除く。 3) 当該物件は、国際電気標準会議の安全基準に適合し ていること。 4) 一の当該物件に含まれる燃料の最大容量は、液体に ついては 200ml、固体については 200g、液化ガスにつ いては、カートリッジが非金属製の場合は 120ml、金 属製の場合は 200ml、水素吸蔵合金については 120ml 以下のものであること。 5) 燃料電池に水素吸蔵合金が含まれる場合にあつては、 別表第1に掲げる特別規定A162に準拠すること。 6) 燃料を含んだ燃料電池は身につける手荷物として はならない。 7) 燃料電池は、携帯型電子機器が使用されていない間 は充電を停止する機能を有するものであって、かつ、 「APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY」 の表示がされていること。
燃料電池に使用される予備のカートリッジ	○	○	○		
省エネルギー型の家庭用電球	○	○	○	—	小売販売されている容器に収納されていること。
自動体外式除細動器（AED）その他のリチウ ム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器	○	○	○	電子機器の数量 にかかわらず、予 備の電池2個（リ チウム含有量が 2g以下のリチウ ム金属電池及び ワット時定格量 が100Wh以下の リチウムイオン 電池を除く。）	1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそ れぞれの試験要件を満たしていることが示された型 式のものであること。 2) リチウム金属電池にあつては、リチウム含有量が8g 以下、リチウムイオン電池にあつては、ワット時格 量が160Wh以下のものであること。
短絡しないように個々に保護された予備のリチ ウム電池	×	○	○		

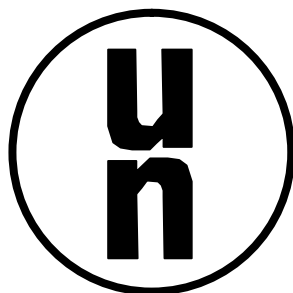
空気汚染モニター装置の目盛り検査のために使用される危険物を含む透過装置	○	×	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A41に準拠すること。
別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）を内蔵した携帯型電子機器	○	○	×	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個	蓄電池（漏れ防止型のもの）は、別表第1に掲げる特別規定A67に準拠しており、かつ、電圧が12V以下、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備の蓄電池（漏れ防止型のもの）	○	○	×		
内燃機関又は燃料電池機関	○	×	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A70に準拠すること。
ウイルスを移さない動物の標本	○	○	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A180に準拠すること。
冷却液体窒素を含有する断熱容器	○	○	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A152に準拠すること。
輸送許容物件が使用されたセキュリティシステムを有する装置（アタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等であって、不測の作動を防止するための機能を有するもの）	○	×	×	—	<p>1) 当該物件に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。</p> <p>2) 当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア) リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が1g以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が2g以下であること。</p> <p>イ) リチウムイオン単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格量が100Wh以下であること。</p> <p>ウ) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) 当該物件に高压ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) 区分番号が2.2であって、一容器当たりの容量が50ml以下であること。</p> <p>イ) 機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものではないこと。</p>

					ウ) 偶発的に作動した場合であっても、全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を発するものではないこと。 4) 欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。
--	--	--	--	--	---

- (注)
- 1) 質量及び容量は、正味質量及び正味容量である。
 - 2) 受託手荷物は、搭乗者が航空機に搭乗する前に、航空運送事業を営業者者に委託する物件である。
 - 3) 電動車椅子等に用いる蓄電池等及びリチウムイオン電池であって、装置から容易に取り外すことができるものは、取り外すこと。
 - 4) 携帯型電子機器は、不測の作動を防止するよう措置されていること。なお、携帯型電子機器とは時計、計算機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話及びノートパソコン等をいう。

第1号様式（第13条関係）

（病毒を移しやすい物質を収納した容器及び包装の表示）



(a) / CLASS 6. 2 / (b)
J / (c)

- 備考 1 「(a)」は、容器及び包装の種類、材質並びに細分類の別に第5号様式別表第1に掲げる記号とする。ただし、Uマーク付き容器にあつては、「(a)」に続き「U」の文字を付すこと。
- 2 「(b)」は、製造年（西暦年の下2桁）とする。
- 3 「(c)」は、製造者の名称又はその略号とする。

第2号様式（第14条、第19条関係）

ラベルA



部分	色彩
地	だいだい
文字	黒
線	黒
記号	黒

区分及び隔離区分の欄には、それぞれ収納されている火薬類の区分及び隔離区分を記入するものとする。

ラベルB



部分	色彩
地	だいだい
文字	黒
線	黒

隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする。

ラベルD



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルE



部 分	色 彩
地	緑
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルF



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルG



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルH



部 分	色 彩
地	白
斜線を施した部分	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベル I



部 分	色 彩
上半部の地	白
下半部の地	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベル J



部 分	色 彩
地	青
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルK



部 分	色 彩
地	黄
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルL



部 分	色 彩
上半部の地	赤
下半部の地	黄
文 字	黒
上半部の線	記号と同色
下半部の線	黒
記 号	黒又は白

ラベルM



部分	色彩
地	白
文字	黒
線	黒
記号	黒

ラベルP



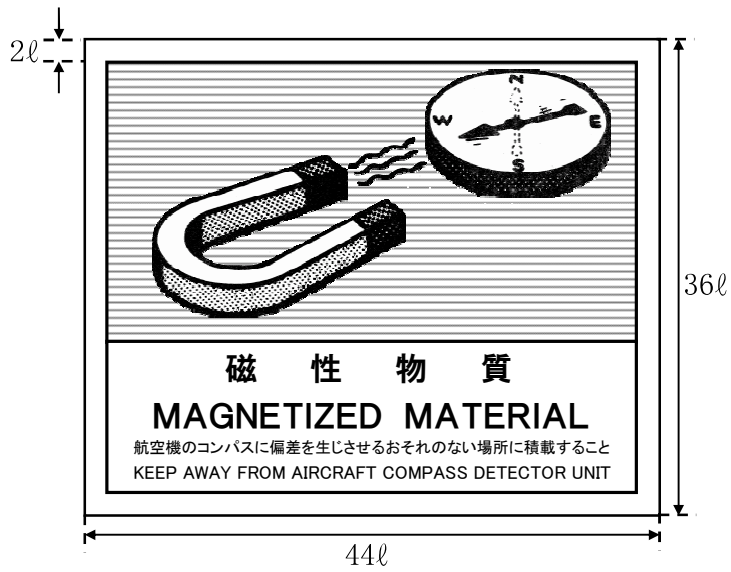
部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルQ



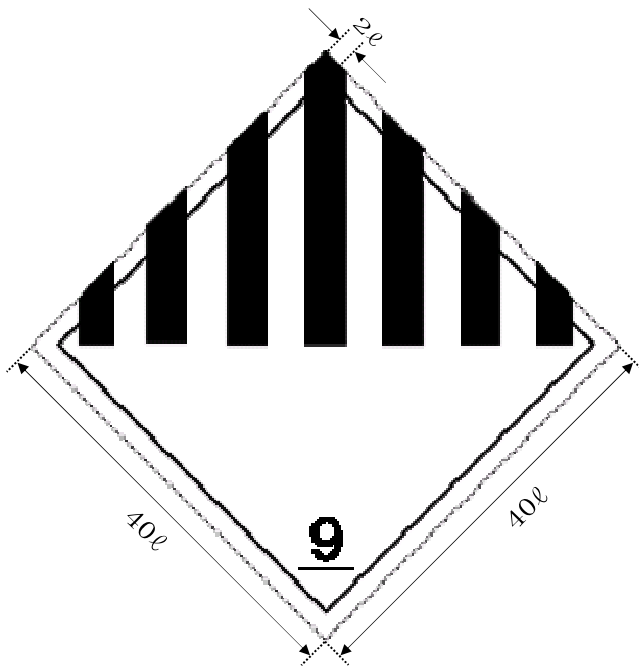
部 分	色 彩
上半部の地	白
下半部の地	黒
文 字	白
線	黒
記 号	黒

ラベルR



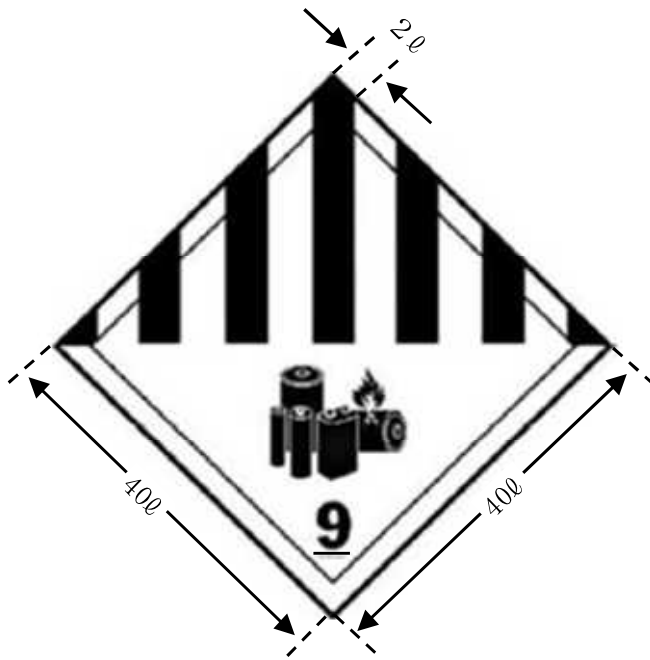
部分	色彩
地	白
文字	青
線	青
記号	青

ラベルS



部分	色彩
地	白
文字	黒
線	黒
記号	黒

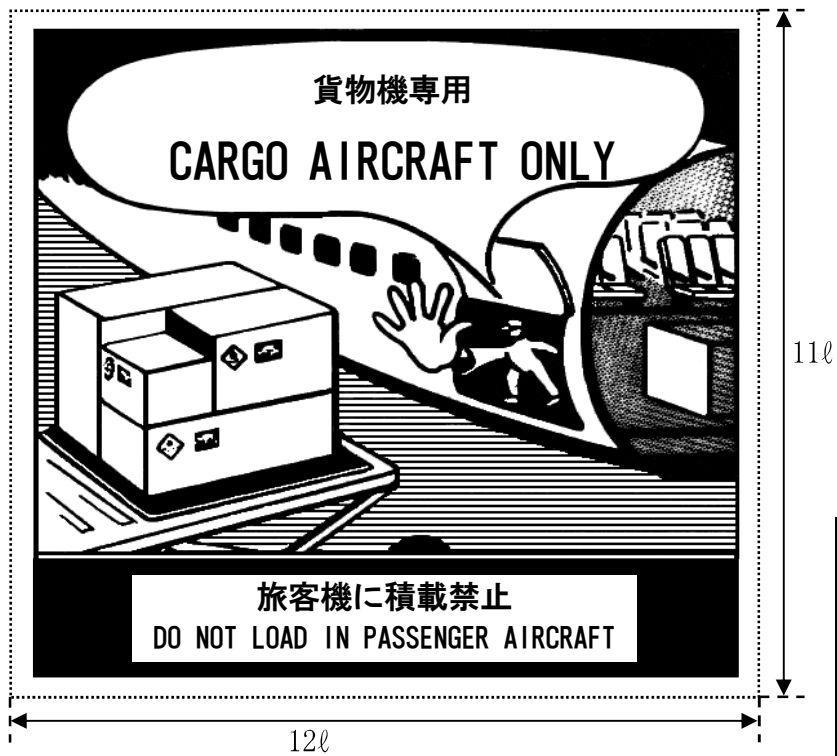
ラベルT



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

- 注1 ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上（ラベルRを除く。）とし、 l は0.25センチメートル以上とする。
- 2 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。
- 3 液化石油ガスのシリンダー及びカートリッジに貼付されるラベルDの文字及び記号は、適切な対比があれば、容器の背景色とすることができる。

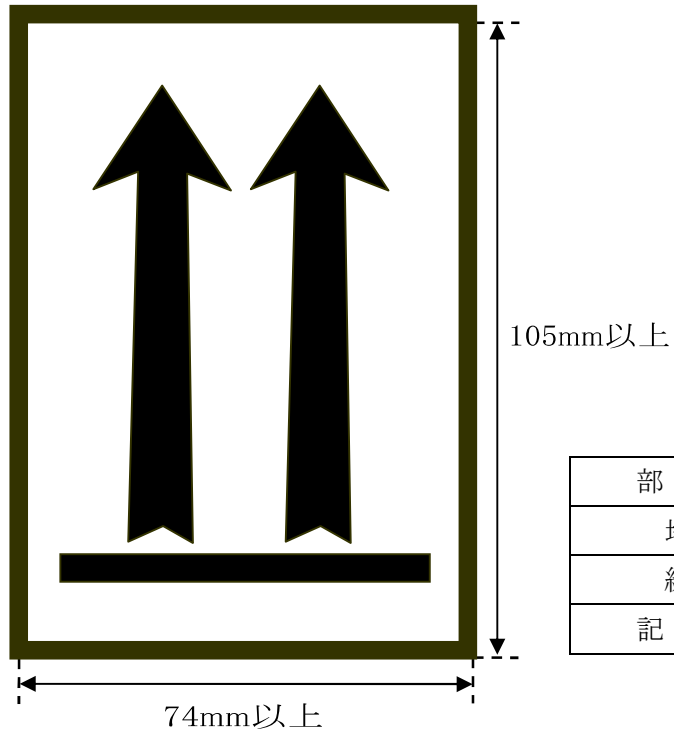
第3号様式（第14条、第18条関係）



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

- 注1 ℓは1センチメートル以上とする。
- 2 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

第4号様式（第14条及び第16条関係）



部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	赤又は黒
記 号	赤又は黒

注 本様式に代えて、ISO780:1997の様式を用いることができる。

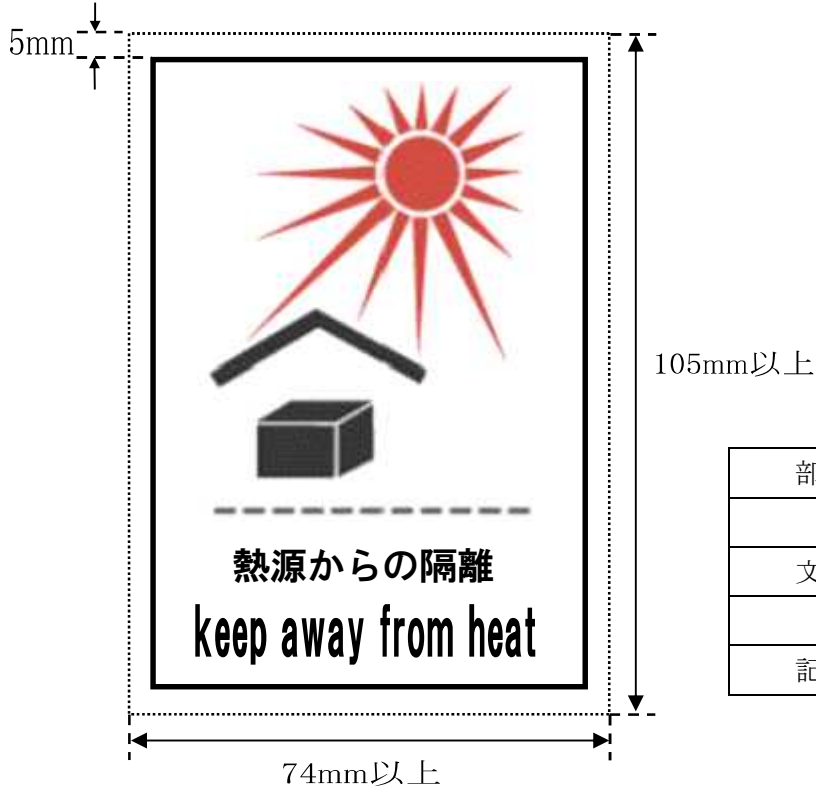
第4号の2様式（第14条関係）



部分	色彩
地	緑
文字	白
線	白
記号	白

注 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

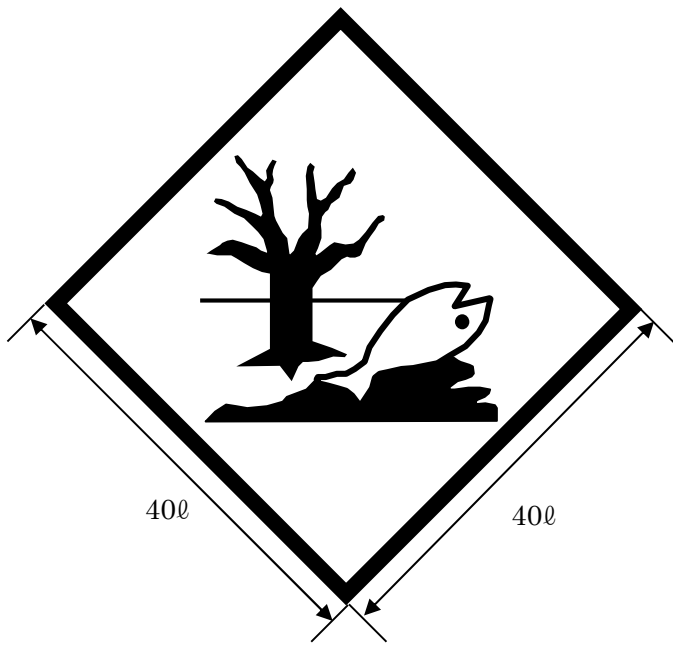
第4号の3様式（第14条関係）



部分	色彩
地	白
文字	黒
線	黒
記号	赤と黒

注 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

第4号の4様式（第14条関係）

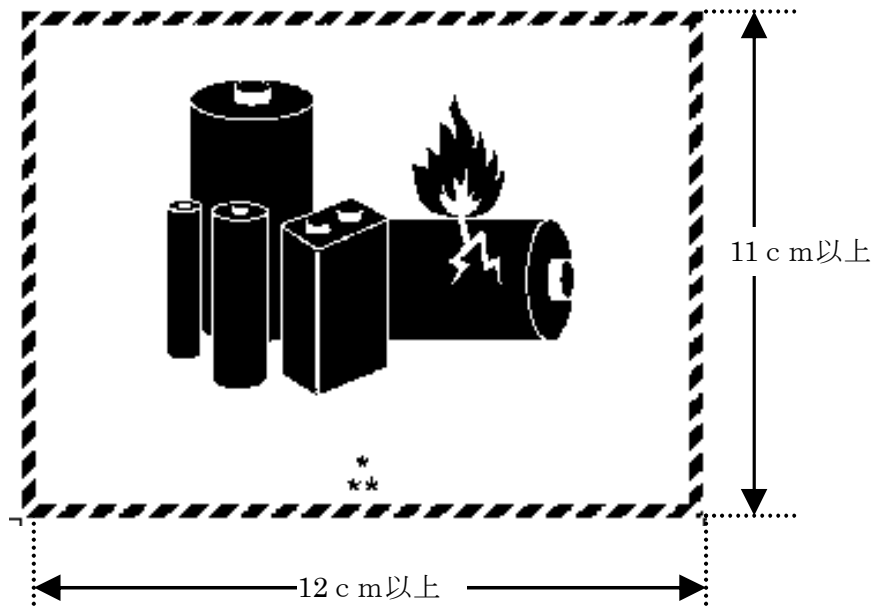


部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	黒
記 号	黒

注1 ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上とし、ℓは0.25センチメートル以上とする。

2 包装物が小さい場合であって、本様式が明瞭に表示される場合に限り、縮小することができる。

第4号の5様式



部分	色彩
地	白
文字	黒
線	赤
記号	黒

注1 *には、包装物に収納されるリチウム電池の国連番号を表示すること。

2 **には、連絡先電話番号を記載すること。

3 包装物が小さい場合に限り、本様式に代えて縦7.4センチメートル、横10.5センチメートルの様式を用いることができる。

第5号様式（第21条、第22条関係）

（初めて規則第194条第2項第1号口の検査を受ける容器及び包装の表示）

(a) / (b) (c) / (d) / (e)

J / (f)

(i)(容器容量が100リットルを超える金属製ドラムの底部に表示する場合に限る。) R E C (再生プラスチック製容器に限る。)

備考

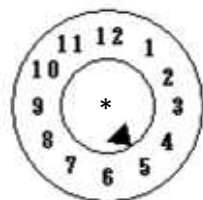
- 1 「(a)」は、容器及び包装の種類、材質及び細分類を表し、容器及び包装の種類、材質及び細分類の別に別表第1に掲げる記号とする。ただし、Vマーク付き容器、Tマーク付き容器及びUマーク付き容器にあつては、「(a)」に続き、それぞれ「V」、「T」及び「U」の文字を付すこと。
- 2 「(b)」は、収納することができる輸送許容物件の等級を表し、収納することができる輸送許容物件の等級の別に別表第2に掲げる記号とする。ただし、Vマーク付き容器にあつては、「X」とする。
- 3 「(c)」は、単一容器であつて液体を収納するものにあつては収納することができる液体の比重（小数点第2位以下切り捨て）（比重が1.2以下の場合は、不要）、組合せ容器又は単一容器であつて固体を収容するものにあつては最大総質量をキログラムで表した数量とする。ただし、Vマーク付き容器にあつては、第21条第一号におい

て落下させた内装容器の総質量の2分の1に外装容器(緩衝材及び吸収材を含む。)の質量を加えた質量をキログラムで表した数値とする。

4 「(d)」は、組合せ容器又は単一容器であって固体を収納するものにあつては記号「S」とし、単一容器であつて液体を収納するものにあつては第21条第2号に規定する圧力をキロパスカルで表した数値(10キロパスカル未満切り捨て)とする。

5 「(e)」は、製造年(西暦年の下2桁)及び月(外装容器としてプラスチックドラム又はプラスチックジェリカンを用いるものに限る。)とする。製造月の表示は次の例により表示するものとし、他の表示と異なる場所に付してもよい。

例 製造月が5月の場合



*製造年(西暦年の下2桁)をここに表示することができる。その場合、「(e)」の表示と同一のものであること。

6 「(f)」は、製造者の名称又はその略号とする。

7 「(i)」は、金属製ドラムの胴部に使われる金属の厚さを0.1ミリメートルで表した数値とする。ただし、頂部又は底部の厚さが、胴部の厚さより薄い場合は、次の例により表示を付すものとする。

例

(j) - (i) - (k) (この場合、「(j)」は頂部の厚さ、「(k)」は底部の厚さとする。)

- 8 総重量が30キログラムを超える容器の表示は、容器の頂部又は側部に付すものとする。又、許容容量が100リットルを超える金属製ドラムの表示は、容器の頂部又は側部及び底部に付すものとする。
- 9 表示する文字、数字は見やすい大きさとする。ただし、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットルを超える場合12ミリメートル以上、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットル以下であって5キログラム又は5リットルを超える場合6ミリメートル以上とする。
- 10 再生行程を経ることとなる容器に表示する(a)から(e)の文字又は数字は、押出し等の恒久的な方法で付すこと。ただし、許容容量が100リットルを超える金属製ドラム以外の容器及び金属製ドラムであって、備考11により底部に押出し等の恒久的な方法で当該表示が付されている容器についてはこの限りでない。
- 11 許容容量が100リットルを超える金属製ドラムの底部に表示する文字又は数字は、押出し等の恒久的な方法で付すこと。
- 12 反復再使用されるステンレス鋼製等の金属ドラムに表示する「J」及び「(f)」の文字又は数字は、押出し等の恒久的な方法で付すことができる。

別表第1

種 類	材 質	細 分 類	記号
1. ドラム	A. 鋼	天板固着式のもの	1 A 1
		天板取り外し式のもの	1 A 2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	1 B 1
		天板取り外し式のもの	1 B 2
	D. 合板	—	1 D
	G. ファイバ板	—	1 G
	H. プラスチック	天板固着式のもの	1 H 1
		天板取り外し式のもの	1 H 2
	N. 鋼及びアルミニウム以外の金属	天板固着式のもの	1 N 1
		天板取り外し式のもの	1 N 2
3. ジェリカン	A. 鋼	天板固着式のもの	3 A 1
		天板取り外し式のもの	3 A 2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	3 B 1
		天板取り外し式のもの	3 B 2
	H. プラスチック	天板固着式のもの	3 H 1
		天板取り外し式のもの	3 H 2
4. 箱	A. 鋼	—	4 A
	B. アルミニウム	—	4 B
	C. 天然木材	普通型	4 C 1
		粉末不漏型	4 C 2

	D. 合板	—	4 D
	F. 再生木材	—	4 F
	G. ファイバ板	—	4 G
	H. プラスチック	発泡プラスチック	4 H 1
		硬質プラスチック	4 H 2
	N. 鋼又はアルミニウム以外の金属	—	4 N
5. 袋	H. 樹脂クロス	粉末不漏性のもの	5 H 2
		防水性のもの	5 H 3
	H. プラスチックフィルム	—	5 H 4
	L. 織布	粉末不漏性のもの	5 L 2
		防水性のもの	5 L 3
	M. 紙	多層で防水性のもの	5 M 2
6. 複合容器	H. プラスチック製内容器のもの	外装用鋼製ドラム付き	6 H A 1
		外装用鋼製箱付き	6 H A 2
		外装用アルミニウムドラム付き	6 H B 1
		外装用アルミニウム製箱付き	6 H B 2
		外装用木箱付き	6 H C
		外装用合板ドラム付き	6 H D 1
		外装用合板箱付き	6 H D 2

		外装用ファイバドラム付き	6 H G 1
		外装用ファイバ板箱付き	6 H G 2
		外装用プラスチックドラム付き	6 H H 1
		外装用硬質プラスチック箱付き	6 H H 2

別表第 2

記号	収納することができる輸送許容物件の等級
X	1、2 又は 3
Y	2 又は 3
Z	3

(再生を行った容器及び包装の表示)

(a) / (b) (c) / (d) / (e)

J / (g) / (h) R L

備考

1. 「(g)」は、再生を行った者の名称又はその略号とする。
2. 「(h)」は、再生を行った年(西暦年の下2桁)とする。
3. 「L」の文字は、単一容器であって液体を収納する容器及び包装に限り付すものとする。
4. 初めて規則第 194 条第 2 項第 1 号ロの検査を受ける容器及び包装の表示の備考 1、2、3、4、5、8 及び 9 の規定は、この様式について準用する。

5. 再生行程を経た後、当該容器の頂部又は側部に付された表字が消えたため、表示を付す場合には、(e)の数字は付さなくともよい。

(水素吸蔵合金システムの容器及び包装の表示)

I S O 16111 J (l) / (m) P H (n) B A R
(o) (p)

備考

1. 「(l)」は、製造された年（西暦年の4桁）とする。
2. 「(m)」は、製造された月とする。
3. 「(n)」は、圧力差試験の値とする。
4. 「(o)」は、製造者によるシリアル番号とする。
5. 「(p)」は、鋼製シリンダー又は鋼製内張りを有した複合シリンダーの場合、「H」の文字を表示する。
6. 耐用年数が限られた水素吸蔵合金システムを使用する場合、(l)の前に「F I N A L」の文字を表示する。

(I B C 容器及び包装の表示)

(q) / (b) / (r)

J / (f) / (s) / (t)

備考

1. 「(q)」は、包装基準 956 の容器及び包装の種

類、材質及び分類を表し、材質及び分類の別に別表第3に掲げる記号とする。

2. 「(r)」は、製造された年（西暦年の下2桁）及び月とする。
3. 「(s)」は、荷重試験重量をキログラムで表した数値とする。荷重試験を行っていない場合、数字「0」を表示する。
4. 「(t)」は、最大荷重量をキログラムで表した数値とする。

別表第3

材 質		分 類	記 号
金属	A. 鋼	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11A
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21A
	B. アルミニウム	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11B
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21B
	N. 鋼及びアルミニウム以外の金属	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11N
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21N
柔軟性のあるもの	H. プラスチック	樹脂クロスであって、コーティングが施されているもの	13H2
		樹脂クロスであって、内張り付きのもの	13H3
		樹脂クロスであって、コーティングが施され、かつ、内張り付きのもの	13H4
		プラスチックフィルムのもの	13H5
	L. 織布	コーティングが施されている	13L2

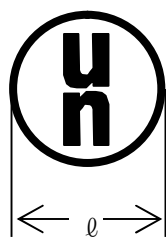
		もの	
		内張り付きのもの	13 L 3
		コーティングが施され、かつ、内張り付きのもの	13 L 4
	M. 紙	多層のもの	13M1
		多層で防水性のももの	13M2
硬質プラスチック	H. 硬質プラスチック	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねた場合に全荷重に耐えるように設計された構造を有するもの	11H1
		固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねるための構造を有しないもの	11H2
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねた場合に全荷重に耐えるように設計された構造を有するもの	21H1
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねるための構造を有しないもの	21H2
プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器	HZ. プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、硬質プラスチック製の容器を内部に備えたもの	11HZ1
		固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、柔軟性のあるプラスチック製の容器を内部に備えたもの	11HZ2
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、硬質プラスチック製の容器を内部に備えたもの	21HZ1
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、柔軟性のあるプラスチック製の容器を内部に備えたもの	21HZ2

ファイバ板	G. ファイバ板	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11G
木材	C. 天然木材	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11C
	D. 合板	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11D
	F. 再生木材	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11F

(注) プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器の記号のうち「Z」の文字は、外装容器の材質を示す以下の記号に置き換える。

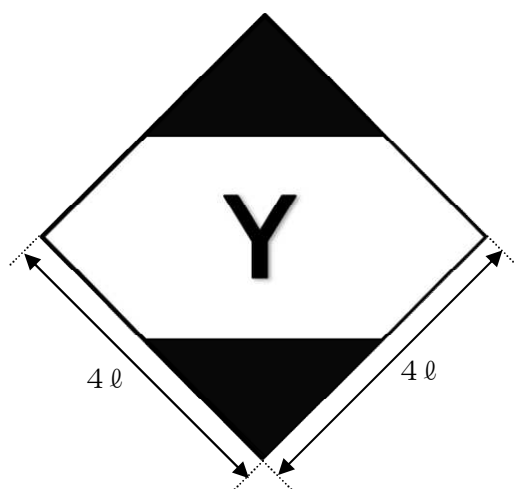
A	鋼
B	アルミニウム
C	天然木材
D	合板
F	再生木材
G	ファイバ板
H	プラスチック
L	織布
M	紙 (多層のもの)
N	鋼及びアルミニウム以外の金属

第6号様式（第22条関係）



lは、表示が見やすい大きさとする。ただし、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットルを超える場合12ミリメートル以上、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットル以下であって5キログラム又は6リットルを超える場合6ミリメートル以上とする。

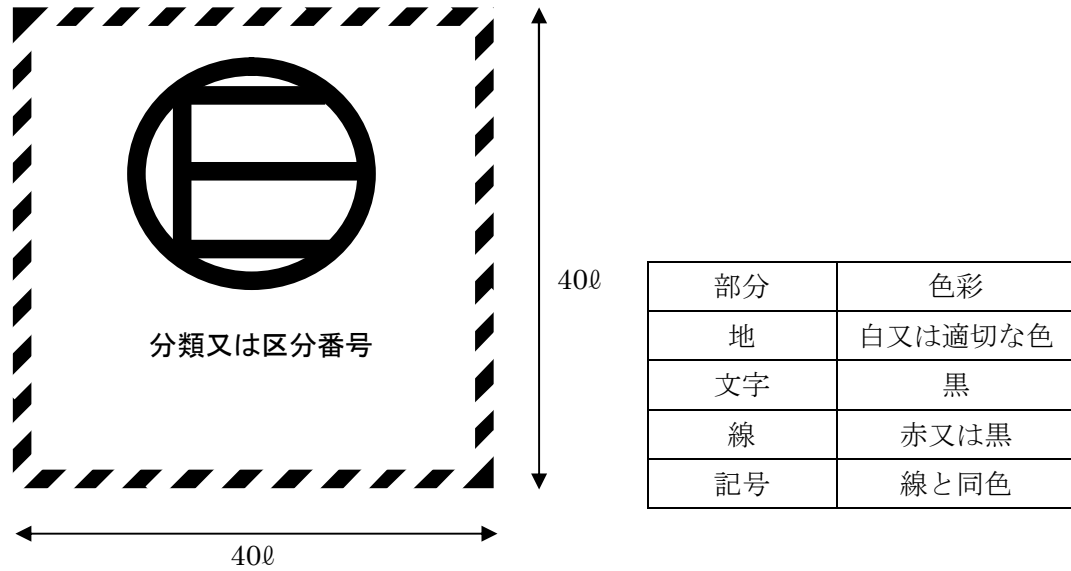
第7号様式（第23条関係）



部分	色彩
地	白又は適切な色
線	黒
記号	黒

- 注1 線の幅は2ミリメートル以上とし、 l は2.5センチメートル以上とする。
- 2 包装物が小さい場合であって、本様式が明瞭に表示される場合に限り、 l を1.25センチメートル以上とすることができる。

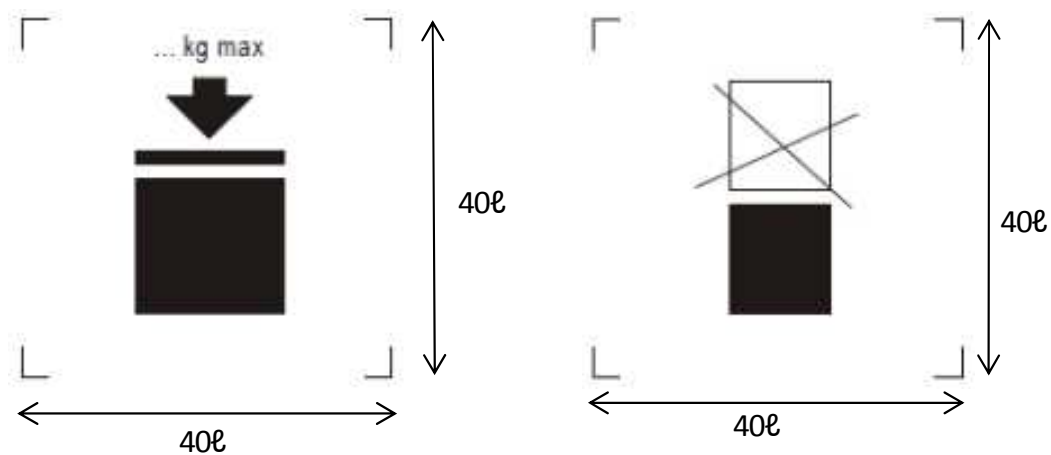
第8号様式（第24条関係）



注1 ℓは0.25センチメートル以上とする。

2 包装物に荷送人又は荷受人の氏名が表示されていない場合は、分類番号又は区分番号の下に荷送人又は荷受人の氏名を記載する。

第9号様式



積み重ねができる IBC 容器の表示

積み重ねができない IBC 容器の表示

注1 ℓは0.25センチメートル以上とする。

- 2 重量を表示した文字及び数字の高さは、12 ミリメートル以上とする。なお、平成28年12月31日以前に製造、修理又は再製造されたものについては、この限りでない。